

表1 工事工程表(29/38)

事業許可			設工認			令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[873]			付属建物(シリング洗浄棟)	シリング洗浄棟	改造										△▽		
[874]			堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設											△▽	
[875]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (シリング洗浄棟)	新設												△▽
[876]			付属建物(第3廃棄物倉庫)	第3廃棄物倉庫	改造												△▽
[877]			付属建物(廃棄物管理棟)	廃棄物管理棟	新設 <sup>(注2)</sup>												▽
[878]			付属建物(発電機室)	発電機室	新設												△▽
[879]			付属建物(放射線管理棟前室)	放射線管理棟前室	新設												△▽
[880]			付属建物 (第1廃棄物処理所前室)	第1廃棄物処理所前室	新設												△▽
[881]	付属施設	周辺監視区域内	遮蔽壁 (転換工場の東側屋外)	独立遮蔽壁 (1)	新設										△▽		
[882]			遮蔽壁 (加工棟の東南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁 (4)	新設											△▽	
[883]			遮蔽壁 (容器管理棟の西側屋外の敷地境界)	独立遮蔽壁 (3)	新設											△▽	
[884]			遮蔽壁 (組立工場の西南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁 (2)	新設											△▽	
[885]			防護フェンス	防護フェンス	新設												△▽
[886]			空シリング置場	空シリング置場	変更なし												△▽
[887]	(非常用設備)	周辺監視区域内	非常用電源設備	非常用電源設備	—												
[888]			発電機室	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	改造										△▽	
[889]		放射線管理棟管理室	無停電電源装置	無停電電源装置	改造										△▽		
[890]		各建物	非常用通報設備	非常用通報設備	—												
[891]		加工棟成型工場	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽		
		工場棟転換工場		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		工場棟成型工場		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		工場棟組立工場		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物除染室・分析室		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物第2核燃料倉庫		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物容器管理棟		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物第2廃棄物処理所		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物シリング洗浄棟		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物第3核燃料倉庫		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物原料貯蔵所		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		非常ベル設備	変更なし											△▽	
		放射線管理棟		非常ベル設備	変更なし											△▽	
[892]		付属建物廃棄物管理棟		放送設備	放送設備	増設 <sup>(注2)</sup>										▽	
		加工棟成型工場	放送設備	放送設備	変更なし										△▽		
		工場棟転換工場	放送設備	放送設備	変更なし										△▽		
		工場棟成型工場	放送設備	放送設備	変更なし										△▽		

表1 工事工程表(30/38)

事業許可			設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度								
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
		工場棟組立工場		放送設備	変更なし										△▽			
		放射線管理棟		放送設備	変更なし											△▽		
		付属建物除染室・分析室		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物第2核燃料倉庫		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物容器管理棟		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物放射線管理棟前室		放送設備	増設												△▽	
		付属建物発電機室		放送設備	増設												△▽	
		付属建物第1廃棄物処理所		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物第2廃棄物処理所		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物シリンダ洗浄棟		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物第3廃棄物倉庫		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物第1廃棄物処理所前室		放送設備	増設												△▽	
		付属建物第3核燃料倉庫		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物原料貯蔵所		放送設備	変更なし												△▽	
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		放送設備	変更なし												△▽	
		放射線管理棟		放送設備	変更なし												△▽	
		(893)			付属建物廃棄物管理棟	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設 <sup>(注2)</sup>										▽
		加工棟成型工場			通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽
		工場棟転換工場			通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽
		工場棟成型工場			通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽
工場棟組立工場	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
放射線管理棟	通信連絡設備(電話設備、ファクシミリ装置、業務用無線設備)	増設													△▽			
付属建物除染室・分析室	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物第2核燃料倉庫	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物容器管理棟	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物発電機室	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物第1廃棄物処理所	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物第2廃棄物処理所	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物シリンダ洗浄棟	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物第3廃棄物倉庫	通信連絡設備(電話設備)	改造													△▽			
付属建物第3核燃料倉庫	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物原料貯蔵所	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			
付属建物劣化・天然ウラン倉庫	通信連絡設備(電話設備)	増設													△▽			

表1 工事工程表(31/38)

事業許可				設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度				
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
{894}		屋外	消火設備	消火設備	—										
{895}			屋外消火栓	屋外消火栓 (廃棄物管理棟)	増設 <sup>注2)</sup>										▽
				屋外消火栓 (加工棟成型工場)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (工場棟転換工場)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (工場棟成型工場)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (工場棟組立工場)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (放射線管理棟)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (除染室・分析室)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (第2核燃料倉庫)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (容器管理棟)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (放射線管理棟前室)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (発電機室)	増設										△▽
				屋外消火栓 (第1廃棄物処理所)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (第2廃棄物処理所)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (シリンダ洗浄棟)	変更なし										△▽
				屋外消火栓 (第3廃棄物倉庫)	変更なし										△▽

表1 工事工程表(32/38)

事業許可				設工器		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
				屋外消火栓 (第1廃棄物処理所前室)	変更なし										△▽			
				屋外消火栓 (第3核燃料倉庫)	変更なし												△▽	
				屋外消火栓 (原料貯蔵所)	改造													△▽
				屋外消火栓 (劣化・天然ウラン倉庫)	変更なし													△▽
[896]			防火水槽	防火水槽(1) 防火水槽(2) 防火水槽(3) 防火水槽(4)	変更なし、更新										△▽			
[897]			可搬式消火ポンプ	可搬消防ポンプ(1) 可搬消防ポンプ(2)	改造、増設										△▽			
[898]		付属建物廃棄物管理棟	消火器	消火器	増設 <sup>(注2)</sup>										▽			
	加工棟成型工場	消火器		変更なし												△▽		
	工場棟転換工場	消火器		増設												△▽		
	工場棟成型工場	消火器		増設												△▽		
	工場棟組立工場	消火器		増設												△▽		
	放射線管理棟	消火器		増設												△▽		
	付属建物除染室・分析室	消火器		増設												△▽		
	付属建物第2核燃料倉庫	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物容器管理棟	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物放射線管理棟前室	消火器		増設												△▽		
	付属建物発電機室	消火器		増設												△▽		
	付属建物第1廃棄物処理所	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物第2廃棄物処理所	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物シリンダ洗浄棟	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物第3廃棄物倉庫	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物第3核燃料倉庫	消火器		増設												△▽		
	付属建物原料貯蔵所	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	消火器		変更なし												△▽		
[899]		各建物	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-													
[900]		付属建物廃棄物管理棟	火災感知設備	火災感知設備	増設 <sup>(注2)</sup>											▽		
	加工棟成型工場	火災感知設備		変更なし												△▽		
	工場棟転換工場	火災感知設備		撤去及び改造												△▽		
	工場棟成型工場	火災感知設備		増設及び改造												△▽		
	工場棟組立工場	火災感知設備		増設及び改造												△▽		
	放射線管理棟	火災感知設備		増設及び改造												△▽		
	付属建物除染室・分析室	火災感知設備		改造												△▽		
	付属建物第2核燃料倉庫	火災感知設備		改造												△▽		
	付属建物容器管理棟	火災感知設備		増設												△▽		



表1 工事工程表(33/38)

事業許可			設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度									
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
		付属建物放射線管理棟前室		火災感知設備	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽				
		付属建物発電機室		火災感知設備	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽			
		付属建物第1廃棄物処理所		火災感知設備	変更なし											△▽			
		付属建物第2廃棄物処理所		火災感知設備	改造					■	■	■	■	■	■	■	△▽		
		付属建物シリンダ洗浄棟		火災感知設備	変更なし												△▽		
		付属建物第3廃棄物倉庫		火災感知設備	変更なし												△▽		
		付属建物第1廃棄物処理所前室前室		火災感知設備	増設					■	■	■	■	■	■	■	△▽		
		付属建物第3核燃料倉庫		火災感知設備	変更なし												△▽		
		付属建物原料貯蔵所		火災感知設備	変更なし												△▽		
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		火災感知設備	変更なし												△▽		
		[901]			付属建物廃棄物管理棟	警報設備	警報設備	増設 <sup>注2)</sup>										▽	
					加工棟成型工場		警報設備	変更なし											△▽
					工場棟転換工場		警報設備	変更なし											△▽
工場棟成型工場	警報設備		変更なし													△▽			
工場棟組立工場	警報設備		変更なし													△▽			
放射線管理棟	警報設備		変更なし													△▽			
付属建物除染室・分析室	警報設備		変更なし													△▽			
付属建物第2核燃料倉庫	警報設備		変更なし													△▽			
付属建物容器管理棟	警報設備		変更なし													△▽			
付属建物発電機室	警報設備		増設		■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽		
付属建物第1廃棄物処理所	警報設備		変更なし														△▽		
付属建物第2廃棄物処理所	警報設備		改造							■	■	■	■	■	■	■	△▽		
付属建物シリンダ洗浄棟	警報設備		変更なし														△▽		
付属建物第3廃棄物倉庫	警報設備		変更なし														△▽		
付属建物第3核燃料倉庫	警報設備		変更なし														△▽		
付属建物原料貯蔵所	警報設備		変更なし														△▽		
付属建物劣化・天然ウラン倉庫	警報設備		変更なし														△▽		
[902]			各建物		緊急対策設備		緊急対策設備	—											
[903]			付属建物廃棄物管理棟		非常灯		非常用照明	増設 <sup>注2)</sup>										▽	
		加工棟成型工場	非常用照明	変更なし												△▽			

表1 工事工程表(34/38)

事業許可			設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度								
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
		工場棟転換工場		非常用照明	改造	—————										△▽		
		工場棟成型工場		非常用照明	変更なし												△▽	
		工場棟組立工場		非常用照明	変更なし												△▽	
		放射線管理棟		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物除染室・分析室		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物第2核燃料倉庫		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物容器管理棟		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物放射線管理棟前室		非常用照明	増設			—————								△▽		
		付属建物発電機室		非常用照明	増設			—————								△▽		
		付属建物第1廃棄物処理所		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物第2廃棄物処理所		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物シリンダ洗浄棟		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物第3廃棄物倉庫		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物第1廃棄物処理所前室		非常用照明	増設					—————						△▽		
		付属建物第3核燃料倉庫		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物原料貯蔵所		非常用照明	変更なし												△▽	
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		非常用照明	変更なし												△▽	
		(904)			付属建物廃棄物管理棟	誘導灯	誘導灯	増設 <sup>(注2)</sup>										▽
					加工棟成型工場		誘導灯	変更なし										△▽
					工場棟転換工場		誘導灯	変更なし										
		工場棟成型工場	誘導灯	変更なし												△▽		
		工場棟組立工場	誘導灯	変更なし												△▽		
		放射線管理棟	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物除染室・分析室	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物第2核燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物容器管理棟	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物放射線管理棟前室	誘導灯	増設				—————						△▽				
		付属建物発電機室	誘導灯	増設				—————						△▽				
		付属建物第1廃棄物処理所	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物第2廃棄物処理所	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物シリンダ洗浄棟	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物第3廃棄物倉庫	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物第1廃棄物処理所前室	誘導灯	増設					—————						△▽			
		付属建物第3核燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽		
		付属建物原料貯蔵所	誘導灯	変更なし												△▽		

表1 工事工程表(35/38)

安全機能一覧番号	事業許可		設工認		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度							
	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[905]		付属建物劣化・天然ウラン倉庫	安全避難通路	誘導灯	変更なし										△▽		
		付属建物廃棄物管理棟		安全避難通路	増設 <sup>(注2)</sup>											▽	
		加工棟成型工場		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		工場棟転換工場		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		工場棟成型工場		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		工場棟組立工場		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		放射線管理棟		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物除染室・分析室		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物第2核燃料倉庫		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物容器管理棟		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物放射線管理棟前室		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物発電機室		安全避難通路	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物第1廃棄物処理所		安全避難通路	増設				■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物第2廃棄物処理所		安全避難通路	増設				■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物シリンダ洗浄棟		安全避難通路	増設				■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物第3廃棄物倉庫		安全避難通路	増設				■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物第1廃棄物処理所前室		安全避難通路	増設				■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物第3核燃料倉庫		安全避難通路	増設						■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物原料貯蔵所		安全避難通路	増設						■	■	■	■	■	■	△▽
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		安全避難通路	増設								■	■	■	■	△▽
[906]	(分析設備)	工場棟転換工場分光分析室	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし										△▽		
[907]		付属建物除染室・分析室分析室	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし										△▽		
	ICP質量分析装置			変更なし												△▽	
	ICP発光分光分析装置			変更なし												△▽	
	自動水分分析装置			変更なし												△▽	
	炭素・硫黄同時分析装置			変更なし												△▽	
	自動ハログゲン分析装置			変更なし												△▽	
	α線スペクトル分析装置			変更なし												△▽	
	廃水タンク			改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
	サンプル保管庫			新設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽
[908]				工場棟転換工場分光分析室	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし										△▽
	嵩密度測定装置	変更なし														△▽	
	平均粒径測定装置	改造	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽	
[909]		付属建物劣化・天然ウラン倉庫	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	試料回収ボックス	改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△▽		

表1 工事工程表(36/38)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工認 名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[910]	(付属設備)	屋外	窒素供給設備	レーザータンク(1)	改造												
[911]				レーザータンク(2)													
				レーザータンク(3)													
				レーザータンク(4)													
[912]			水素供給設備(屋外供給系統)	水素ガス供給配管系統	水素ガス供給配管系統	改造											
[913]																	
[914]			障壁	水素供給設備障壁	新設												
[915]			IL:地震インターロック	水素ガス供給配管系統	改造												
[916]			遮断弁(工業用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用水配管)	工業用水遮断弁(手動)	水道水遮断弁(手動)	新設											
[917]					IL:地震インターロック	工業用水遮断弁(自動)	新設										
[918]			IL:漏水インターロック	冷却水ポンプ停止インターロック	純水ポンプ停止インターロック	新設											
[919]					遮断弁(蒸気配管)	蒸気遮断弁(1)	アンモニア水停止インターロック	新設									
[920]	IL:地震インターロック	蒸気遮断弁(2)															
[921]	各建物	秤量設備	秤量設備	—													
[922]	付属建物原料貯蔵所	秤	UF6シリンダ秤量器	改造													
[923]	加工棟成型工場	秤	保安秤量器(加工棟1)~(加工棟6)	変更なし													
	工場棟転換工場		保安秤量器(加工棟7)~(加工棟9)	改造													
	工場棟成型工場		保安秤量器(転換工場1)~(転換工場10)	改造													
			保安秤量器(ウラン管理1)	改造													
	付属建物除染室・分析室		保安秤量器(成型工場1)~(成型工場8)	改造													
			保安秤量器(成型工場9)	改造													
			保安秤量器(成型工場10)	改造													
			保安秤量器(ウラン管理2)	改造													
	付属建物原料貯蔵所		保安秤量器(ウラン管理3)	改造													
			保安秤量器(分析1)	改造													
	付属建物第3核燃料倉庫	保安秤量器(分析2)	改造														
	付属建物シリンダ洗浄棟	保安秤量器(ウラン管理5)	改造														
		保安秤量器(ウラン管理6)	改造														
		保安秤量器(ウラン管理7)	改造														
	工場棟転換工場	—	保安秤量器(シリンダ1)	改造													
			保安秤量器(シリンダ2)	改造													
			保安秤量器(シリンダ3)	改造													
		アンモニア水製造装置	撤去 <sup>(注2)</sup>														
		大型秤量機3,500kg 秤	撤去 <sup>(注2)</sup>														
		発光分光分析装置	撤去														
		イオン交換塔	撤去														
	工場棟成型工場	—	本成型用プレス	撤去 <sup>(注2)</sup>													
			ベレット移替機	撤去 <sup>(注2)</sup>													
			粉末集塵装置	撤去 <sup>(注2)</sup>													

表1 工事工程表(37/38)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工認 名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度				
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
-			-	圧粉体密度測定装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	連続焼結炉	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	洗浄ボックス	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	遠心分離機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	粉砕装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	粉末混合機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	ペレットラインコンベア	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	乾燥機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	ペレット挿入機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	端栓溶接装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		工場棟組立工場	-	燃料棒組立装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	燃料集合体組立装置(燃料棒検査室)	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	燃料集合体検査台	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	燃料集合体組立装置(燃料集合体組立室)	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		工場棟成型工場	-	圧粉ペレット一時貯蔵部④	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	焼結ペレット一時貯蔵部③	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		屋外	-	第1廃棄物倉庫	撤去										△▽
-			-	第2廃棄物倉庫	撤去										△▽
-			-	汚染機材保管倉庫	撤去										△▽
-			-	廃水処理所	撤去										△▽
-		付属建物廃水処理所	-	高汚染貯留タンク	撤去										△▽
-			-	低汚染貯留タンク	撤去										△▽
-			-	液受槽	撤去										△▽
-			-	後処理ろ過器	撤去										△▽
-			-	排風機(廃水処理所)	撤去										△▽
-			-	給気フィルタ(廃水処理所)	撤去										△▽
-			-	アブソリュートフィルタ(廃水処理所)	撤去										△▽
-		付属建物第1廃棄物倉庫	-	排水設備(第1廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-			-	クレーン(第1廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-		付属建物第2廃棄物倉庫	-	クレーン(第2廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-		付属建物第1廃棄物倉庫	-	廃棄物倉庫系排気設備(第1廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-		付属建物汚染機材保管倉庫	-	汚染機材倉庫系排気設備	撤去										△▽
-		工場棟成型工場	-	ペレット外観検査装置(寸法・密度検査用)	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		加工棟成型工場	-	ヘリウムリーク試験装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽

表1 工事工程表(38/38)

安全機能一覧番号	事業許可			設工認		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度					
	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
-		工場棟組立工場	-	超音波探傷装置	撤去 <sup>注2)</sup>										▽	
-			-	材料試験機	撤去 <sup>注2)</sup>											▽
-		付属建物第2廃棄物倉庫	-	火災報知設備(第2廃棄物倉庫)	撤去	—————										△▽
-			-	非常口扉開放警報(第2廃棄物倉庫)	撤去	—————										△▽
-		付属建物動力室	-	付属建物動力室	撤去 <sup>注3)</sup>											
-			-	ボイラー	撤去 <sup>注3)</sup>											
-			-	暖冷房設備	撤去 <sup>注3)</sup>											
-		屋外	-	灯油貯蔵設備	撤去											△▽
-		付属建物シリンダ洗浄棟	-	計量機	撤去 <sup>注3)</sup>											△▽
-			-	シリンダ貯蔵ピット(シリンダ回転を含む)	撤去											△▽
-			-	耐圧試験設備	撤去 <sup>注3)</sup>											△▽
-		加工棟成型工場	-	環境モニタリング設備ガスモニタ	撤去											△▽

注1) 青字の設備は、維持管理に必要不可欠な設備、または加工施設の維持管理に不可欠な活動を行うために必要な設備であるため、使用前事業者検査合格後、一時使用を行う。  
 注2) 使用前事業者検査を実施済みのものを含む。  
 注3) 加工施設外とし、一般設備へ変更する。

【凡例】

————— : 工事  
 △ : 使用前事業者検査(当該建物・設備・機器)  
 ▽ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

### 別添Ⅲ 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質マネジメントは、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従って行う。

今後、保安品質保証計画書を改定した場合、改定後の保安品質保証計画書に従うものとする。

三菱原子燃料株式会社  
保安品質保証計画書  
(Safety Quality Assurance Manual)



## 1. 目的

本保安品質保証計画書（以下「本マニュアル」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品質管理基準規則解釈」という。）の要求事項を踏まえて、加工事業における保安活動（以下「保安活動」という。）に対する保安品質保証計画を定め、よって三菱原子燃料株式会社（以下「MNF」という。）加工施設の原子力安全を確保することを目的とする。

なお、この保安活動には、関係法令及び加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守並びに安全文化の育成及び維持に関する活動を含む。また、本マニュアルは、原子炉等規制法加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステム及び保安規定第4条から第5条の5の要求に該当する。

## 2. 適用範囲

本マニュアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用しても良い。

### 2. 1 適用組織

本マニュアルの適用組織は、第5章5. 5. 1項に定める保安に関する品質保証活動を行う組織とする。

### 2. 2 適用規則及び参照規格

- (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」（適用規則）
- (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）  
（以下「JEAC4111-2009」という。）
- (3) JIS Q9000:2006「品質マネジメントシステム-基本及び用語」（参照規格）（以下「JISQ9000:2006」という。）

## 3. 定義

本マニュアルで使用する用語は、保安規定、「品質管理基準規則」、「品質管理基準規則解釈」、JEAC4111-2009の定義及びその引用規格であるJIS Q9000:2006で定義された用語を原則として適用する。

### ①原子力安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影

響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。

②グレード分け

プロセス、加工施設及び調達物品・役務（以下「調達物品等」という。）の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。

③標準書

本マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。保安マネジメントシステム文書体系上の位置づけは、「4. 2 文書化に関する要求事項」を参照のこと。

④保安活動

加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

⑤不適合

要求事項に適合していないことをいう。

⑥プロセス

意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。

⑦保安品質マネジメントシステム

保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。（「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。また、自らの組織の管理監督を行うための仕組みには、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。）

⑧原子力安全のためのリーダーシップ

原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。（「要員」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。）

⑨是正処置

不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。

#### ⑩未然防止処置

原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。

#### ⑪予防処置

本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。

#### ⑫一般産業用工業品

原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。

#### ⑬妥当性確認

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

#### ⑭使用前事業者検査等

使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう。

#### ⑮自主検査等

要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。

### 4. 保安品質マネジメントシステム

#### 4. 1 一般要求事項

- (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、

当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)

- a) 「4. 2. 2 保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。
- b) 「4. 2 文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。
- c) 「5. 5. 1 責任及び権限」及び「5. 5. 2 管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5. 3 保安品質方針」及び「5. 4 計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5. 6 マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。

(2) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次のとおり実施する。

a) 保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスは次のとおりとする。

- ① 運営管理活動プロセス
- ② 資源の運用管理プロセス
- ③ 業務の計画及び実施プロセス
- ④ 評価及び改善プロセス

これらのプロセスに対して、プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を【表1 基本プロセスと標準書】に示す標準書に定める。また、保安品質マネジメントシステムの文書の体系を、【図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】に示す。

b) これらのプロセスに関しての概略の関連図を、【図2 プロセス関連図】に示す。

また、【表1 基本プロセスと標準書】の標準書では、各プロセスに含まれる個々の業務の順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にするよう記載する。

c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために(確実に効果を発揮できるようにするため)必要なパフォーマンスを示す指標(以下「P I (Performance Indicator)」という。)及び判断基準を「4. 2. 1 (文書化に関する要求事項) 一般」において示した文書で明確にする。このP I (Performance Indicator)には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。

d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定を支援するために「6. 資源の運用管理」のとおり、必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。これには、責任及び権限の明確化を含む。

e) これらのプロセスを「8. 評価及び改善」のとおり監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難である場合は、

この限りでない。

f) これらのプロセスについて、「8. 5. 1 継続的改善」のとおり、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。

g) これらのプロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。

h) これらのプロセスにおいて、原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。また、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決する。

(3) 【表1 基本プロセスと標準書】の標準書には、保安品質マネジメントシステムの運用のために、原子力安全に対する重要度に応じて、適宜、要求事項の適用程度についてグレード分けを記載し、「4. 2. 3 文書管理」に従いその適切性を審査し、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げるa)～c)を適切に考慮する。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて、次に掲げるd)～h)を考慮することができる。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a)からc)までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）

a) 業務・加工施設又は組織の重要度・複雑さの程度

b) 業務・加工施設の品質又は保安活動に関連する原子力安全に係るリスク源（ハザード）及びこれらに関連するリスクの大きさ（「原子力安全に係るリスク源（ハザード）及びこれらに関連するリスクの大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）

c) 加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）

d) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度

e) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度

f) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度

g) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査

#### の必要性の程度

- h) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度
- (4) 保安品質マネジメントシステムを、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈の要求事項に沿って運営管理するため、本マニュアルを維持管理する。
- (5) 業務・加工施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (6) 人的要因、技術的要因及び組織的要因の相互作用を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを実施し、次の状態を目指す。
  - a) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
  - b) 風通しのよい組織文化が形成されている。
  - c) 要員が、自ら行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
  - d) 全ての取り組みにおいて、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。
  - e) 要員が「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。
  - f) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
  - g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己アセスメントの結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
  - h) 原子力安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、関係する要員が必要なコミュニケーションをとっている。
- (7) 業務・加工施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外委託（以下、本マニュアル及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、役務調達という。）することを組織が決めた場合には役務調達したプロセスに関して管理を確実にする。役務調達したプロセスの管理について、「7. 4 調達」のとおり管理を行う。

注) 役務調達したプロセスに対する管理を確実にしたとしても、すべての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責任は免除されない。なお、役務調達したプロセスに適用される管理の方式及び程度は、次のような要因によって影響され得る。

  - a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する、役務調達したプロセスの影響の可能性
  - b) そのプロセスの管理への関与の度合い
  - c) 調達管理を遂行する能力

(8) 保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

#### 4. 2 文書化に関する要求事項

##### 4. 2. 1 一般

保安活動を効果的に遂行するための保安品質マネジメントシステム文書は以下であり、その文書体系は、【図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】のとおりとする。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

- (1) 保安品質方針及び保安品質目標
- (2) 保安品質保証計画書及び保安規定
- (3) 【表1 基本プロセスと標準書】に示した各種標準書及びそれらに基づく記録
- (4) 必要と決定した、要領書・計画書等（指示書、図面等を含む文書及び記録を含む）

##### 4. 2. 2 保安品質保証計画書

###### (1) 制定

本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、検討は各部長（「5. 5. 1 責任及び権限」参照）及び東海工場長が、確認は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者（「5. 5. 2 管理責任者」参照）である管理総括者の承認を得た後、社長が制定する。

注）管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。

- a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲（「2. 適用範囲」に記載）及び適用組織に関する事項（【図3 保安管理組織図】に記載）
- b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
- c) 保安品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報（本マニュアルと【表1 基本プロセスと標準書】）
- d) 保安品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（【図2 プロセス関連図】等）

注）（ ）内は、本マニュアルでの記載状況を示した。

###### (2) 改定

本マニュアルは3年に1回定期的に見直し、又は必要が生じた場合に見直しを行うこととする。改定が必要な場合には、(1)と同様の手続きを経て、社長が改定する。

### (3) 維持管理

本マニュアルの維持管理は、安全・品質保証課長が行う。

#### 4. 2. 3 文書管理

保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。

- ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- ・ 文書の組織外への流出等の防止
- ・ 文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持

また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。

##### (1) 文書の承認発行

要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、次の活動に必要な管理を行う。

- a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。
- b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。（「更新に当たり、その妥当性をレビューし、その改訂を承認する」とは、a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
- c) a) 及び b) のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。（「部門」とは、図3「保安管理組織図」に規定する組織の最小単位をいう。）
- d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にする。
- e) 改訂のあった文書は必要なときに、必要な所で該当する文書の適切な版が利用できるようにする。
- f) 文書は、読みやすく容易に内容を把握することができるようにするとともに、容易に識別可能な状態にする。
- g) 適用する外部文書は、台帳等により改訂及び適用する版の状況を明確にする。

注) “外部文書”とは、保安品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書をいう。

- h) 廃止又は無効となった文書は、誤用防止のために速やかに撤去するか、又



は意図しない使用がなされないようにする。

i) 法律上の要求及び／又は知識保存の目的のために保持する廃止文書は適切に識別する。

j) 文書は、発行日、作成者、検討者、目的、適用範囲等を明確にし、責任者の承認を行う。また、文書の配付にあたっては配付先を明確にする。

#### (2) 文書の変更

a) 文書の変更は、特に規定しない限り、最初に検討及び承認を行った部門又は同一の機能を持つ部門が確認し承認する。

b) 文書を変更する部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容をその文書中又は添付文書で明確にする。

### 4. 2. 4 記録の管理

(1) 記録は、要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すため、作成する記録の対象を明確にし、適正に作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。

(2) 記録は、読みやすく容易に内容を把握できるようにするとともに、容易に識別可能かつ検索可能であること。

(3) 管理総括者は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安記録管理標準」に定める。

## 5. 経営者の責任

### 5. 1 経営者のコミットメント

社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立及び実施するとともに、その有効性を継続的に改善するために、以下の事項を確実に実施する。

a) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持（「3. 定義」を参照）、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を「5. 3 保安品質方針」に従い設定し、全社に周知する。

b) 「5. 4. 1 保安品質目標」に従い、管理総括者に保安品質目標を設定させる。

c) 「5. 6 マネジメントレビュー」に従い、マネジメントレビュー会議を実施する。

d) 必要な資源を確保し、管理総括者にそれを提供させる。

e) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするため、この取組みに参画できる環境を整える。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参

画できる環境を整えていることをいう。)

- f) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。
- g) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

## 5. 2 原子力安全の重視

社長は、保安品質方針において原子力安全を最優先に位置づけ、その方針に基づき保安品質マネジメントシステムにより、業務・加工施設に対する要求事項を決定させ、その結果をマネジメントレビュー会議でフォローアップするなど、組織の意思決定の際には、業務・加工施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることを確実にする。(「原子力安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。)

## 5. 3 保安品質方針

社長は、次の事項を配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。また、保安品質方針には、健全な安全文化を育成、及び維持することに関するものを含める。この場合、人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していることを含む。

- a) MNFの行動指針及び組織の状況に対して適切なものとする( MNFの安全最優先とする企業理念及び行動指針と整合がとれていることを含む。 )。
- b) 原子力安全の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。
- c) 各部課長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでのフォローアップを行うこと。
- d) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。
- e) 適切性の持続のためにレビューすること。

## 5. 4 計画

### 5. 4. 1 保安品質目標

(1) 社長は、管理総括者に保安品質目標を次の点に留意して設定させる。

- a) 各部課長に保安品質方針に基づく保安品質目標(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に関すること、並びに個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を策定させ、文書化させること。これに

は、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

- ・実施事項
- ・必要な資源
- ・責任者
- ・実施事項の完了時期
- ・結果の評価方法

b) 保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であること。「その達成度が判定可能である」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

(2) 管理総括者は、保安品質目標を各部課長に実施させる。

#### 5. 4. 2 保安品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、保安品質目標に加えて「4. 1 (保安品質マネジメントシステム) 一般要求事項」を満たすために、管理責任者(「5. 5. 2 管理責任者」に定める。)に対し、保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築、維持すべく、本マニュアルを策定させる。

(2) 本マニュアルの変更を計画し、実施する場合は、保安品質マネジメントシステムが全体の体系に対して矛盾がなく、整合性がとれたものとする。この場合、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含める。

- a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
- b) 保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善
- c) 資源の利用可能性
- d) 責任及び権限の割当て

#### 5. 5 責任、権限及びコミュニケーション

##### 5. 5. 1 責任及び権限

社長は、保安活動に関する組織を【図3 保安管理組織図】に示すとおり定める。

社長は、管理総括者に部門及び要員の責任(説明責任を含む。)及び権限を保安規定に定めさせたいうで、社内通知で周知させる。

社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順に関して、

管理総括者に「責任、権限及び選・解任標準」を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

なお、社長は【図3 保安管理組織図】に記載した各管理者の任命、当該管理者が不在の場合の代行者の設置、任命などに関して、管理総括者に「責任、権限及び選・解任標準」を定めさせ、社内通知で周知させる。また、各管理者等には、次のいずれかの方法で、職務を遂行させる。

- a) 業務を自ら実行する。
- b) 業務実施状況を確認しながら必要な口頭指示を与えて実施させる。
- c) 業務の実施方法と確認方法を文書化して指示し、実施させる。

#### 5. 5. 2 管理責任者

社長は、本マニュアルに記載された保安品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるよう保安品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）を管理層の中から任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性の継続的な改善を確実にする。
- b) 保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスを含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。
- c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。
- d) 組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。

#### 5. 5. 3 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある各部課長等に、管理者として管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。管理者の責任と権限については、「責任、権限及び選・解任標準」に定める。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。）なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。

- b) 業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。
  - c) パフォーマンスについて評価する。(「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」参照)
  - d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みを促進する。
  - e) 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
- a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。
  - b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。
  - c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
  - d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようにする。
  - e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。また、自己評価には、安全文化についての劣化兆候に係るものを含める。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいい、「定期評価標準」に定める。)

#### 5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、情報交換を含む内部コミュニケーションを図れるように、マネジメントレビュー会議、月例保安報告会、安全衛生委員会を設置する。組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。(「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、保安品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。)

マネジメントレビュー会議に関しては、「5. 6 マネジメントレビュー」、保安規定、「マネジメントレビュー標準」に定める。安全衛生委員会に関しては、保安

規定及び「安全衛生委員会標準」にその審議内容等に関して定める。また、月例保安報告会は、核燃料取扱主任者、管理総括者から、社長への保安活動の状況を報告する会議であり、「月例保安報告会標準」に、その運用を定める。

## 5. 6 マネジメントレビュー

### 5. 6. 1 一般

社長は、以下のとおり、マネジメントレビュー会議を開催する。なお、詳細は、「マネジメントレビュー標準」に定める。

#### (1) 目的

社長は、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることを確実にするためにマネジメントレビュー会議を開催する。

#### (2) 開催頻度

年1回以上、開催する。

#### (3) 内容

保安品質マネジメントシステムをレビューする。このレビューでは、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価も行う。

#### (4) 出席者

社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、東海工場長及び各部長を出席させる。

#### (5) 事務手続き等

安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本マネジメントレビューの結果の記録を維持する。

#### (6) 必要な改善の実施

安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予防処置標準」に従い管理する。

### 5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとする。マネジメントレビューのインプットの報告は、管理総括者又は管理総括者が指名する者が行い、「マネジメントレビュー標準」に定める。

#### (1) 保安品質目標の達成状況

#### (2) 内部保安監査計画・結果

#### (3) 外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意

見、原子力安全規制当局の意見等を含む原子力安全の達成に関する利害関係者の意見（「外部監査」とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価を受けることをいう。）

- (4) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)
- (5) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果
- (6) 組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む不適合、是正処置及び未然防止の状況
- (7) 内部保安監査による健全な安全文化を育成及び維持する取組みの状況に係る評価の結果並びに自己評価における安全文化についての劣化兆候に係る評価結果を含む安全文化を育成、及び維持するための取組みの実施状況
- (8) 関係法令の遵守状況
- (9) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアップ
- (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- (11) 改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた処置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の有効性

#### 5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビュー会議からのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。

- a) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)
- b) 業務の計画及び実施に係わる保安活動の改善
- c) 資源の必要性(人的資源を含めた各資源の適性配分)
- d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。)
- e) 関係法令の遵守に関する改善

## 6. 資源の運用管理

### 6. 1 資源の提供

管理総括者は、「6. 2 人的資源」～「6. 4 作業環境」のとおり、原子力安全を確実なものにするために必要な次の事項に関する資源を定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を定め」とは、本保安品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

（1）人的資源

（2）インフラストラクチャ（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）

（3）作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）

（4）その他必要な資源

### 6. 2 人的資源

#### 6. 2. 1 一般

保安に関する活動に従事する要員は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、組織が必要とする人的、技術的及び組織的側面に関する知識を含む力量が実証された者でなければならない。また、組織内部で力量がある要員を確保できない場合に外部から調達により確保することを決めた場合には、その範囲を文書化し、明確にしなければならない。

#### 6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識

管理総括者は、教育・訓練に関して、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて下記に示す事項を含んだ「保安教育・訓練標準」を作成し、それに基づいて、実施させる。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用することを含む。）をとる。
- c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。
- d) 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成及び保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させる。



e) 教育・訓練及び力量について該当する記録を維持する。

### 6. 3 インフラストラクチャ

管理総括者は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャ（加工施設、及び業務を行うにあたって必要となる資機材（電気、水、ガス、工具類等）や通信設備など。）を「施設管理標準」に明確にし、維持させる。

### 6. 4 作業環境

管理総括者は、原子力安全の達成のために「放射線管理標準」を定めて、これに基づき安全な作業環境を確保させる。また、原子力安全の達成のために必要な、その他の労働安全衛生に係る作業環境についても、労働安全衛生関係法令に従い安全な作業環境を確保させる。

## 7. 業務の計画及び実施

### 7. 1 業務の計画

(1) 管理総括者は、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動（以下「火災防護活動」という。）、火山活動（降灰）・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動（以下「自然災害等発生時の保全活動」という。）、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の保全のための活動（以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。）、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、定期評価、安全衛生管理年間計画、保安社外報告及び総合安全解析（I S A）に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を定め、そのプロセスを確立させる。これらの標準書は、加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して定める。

(2) 標準書を作成する（標準書を変更する場合を含む。）に当たっては、本マニュアル、保安規定及びその他の標準書との整合を審査する。

(3) 標準書を作成するに当たっては、次の各事項について適切に記載する。この標準書の作成には、プロセス及び組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。

a) 標準書の作成又は変更の目的及び作成又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結

果に基づき講じた処置を含む。)

- b) 業務・加工施設に対する要求事項（品質の目標を含む）
- c) 業務・加工施設に特有な要領書・計画書を準備する必要性、人員（人数や資格）・設備・作業環境の必要性
- d) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
- e) 業務・加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録

(4) 標準書は個別業務の作業方法に適したものとし、その様式を「保安文書管理標準」に定める。その様式は、組織の運営方法に適した形式となるようにする。

## 7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス

### 7. 2. 1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化

業務・加工施設に対する要求事項の明確化のために、該当する保安規定の条項、当該業務・加工施設で適用すべき関係法令・規制要求事項、規格、組織の外部の者が明示してはでないものの業務・加工施設に必要な要求事項等がある場合は、当該事項及びその他の必要な追加要求事項すべてを標準書に記載する。

### 7. 2. 2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 管理総括者は、標準書の適切な管理に関する標準書を定める。この標準書には、次の事項及び核燃料取扱主任者の確認、安全衛生委員会の審議を受ける手順を含める。
- (2) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、機器等の使用又は個別業務の実施を定めた標準書について、安全衛生委員会に諮問する。
- (3) 各部長等は、前項の安全衛生委員会に諮問するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
  - a) 要求事項が定められている。
  - b) 要求事項が追加・変更された場合には、その追加・変更が反映されている。
  - c) 定められた要求事項が実施可能であること。
- (4) 担当部長は、安全衛生委員会での審議結果を記録する。処置が必要な場合には、その処置記録を残す。
- (5) 原子力安全に関して所轄官庁からの指導事項等が書面で示されない場合は、文書化して先方の確認を得る。
- (6) 各部課長は、業務・加工施設に対する要求事項が変更された場合は、「4.

2. 3 文書管理」に従い、修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されるよう周知する。

(7) 管理総括者及び各部課長は、標準書を受けて保安活動の個々の業務を実施するために必要な3次文書を定める。

#### 7. 2. 3 利害関係者とのコミュニケーション

管理総括者は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るための方法を、次の事項を含み、「監視、測定及びデータ分析標準」、「保安社外報告標準」に定め、これに基づき実施させる。

- a) 利害関係者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- b) 予期せぬ事態における利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法
- c) 原子力安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する方法
- d) 原子力安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

#### 7. 3 設計・開発

管理総括者は、加工施設の設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。）に関して「7. 3. 1 設計・開発の計画」～「7. 3. 7 設計・開発の変更管理」の事項を満たした「設計・開発管理標準」を定め、この標準書に従って、設計・開発を実施させる（不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動を含む。）。この標準書には、設備、施設、計算機ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発及び以下の事項を含み、また、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発及び以下の事項については、新規制定及び重要な変更を対象とする。

- (1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。
- (2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を「7. 3. 2 設計・開発へのインプット」～「7. 3. 7 設計・開発の変更管理」に従って実施する。
  - 1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項
  - 2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項
  - 3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
  - 4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (3) 前項における設計には、施設管理標準に定める工事管理及び使用前事業者検

査の実施を考慮する。

- (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。
  - 1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。
  - 2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。

### 7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 管理総括者は、設計・開発の計画として次の事項を明確にする。
  - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
  - b) 設計・開発の段階
  - c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制
  - d) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限
  - e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (2) 担当課長は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関与するグループ間のインターフェイスの運営管理を行う。
- (3) 管理総括者は、設計・開発の進行に応じて、計画を適切に変更する。

### 7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 担当課長は、業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件を明確にし、記録を維持する。設計条件には次の事項を含める。
  - a) 機能及び性能に関する要求事項
  - b) 適用される法令・規制要求事項
  - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
  - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 担当課長は、業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件については、その適切性をレビューし、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。

### 7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 担当課長は、設計・開発からのアウトプットは、設計結果を設計条件と対比した検証を行うのに適した形式で提示し、リリース前に、承認を受ける。設計・開発からのアウトプットとは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。
- (2) 設計結果は次の状態であること。
  - a) 設計条件で与えられた要求事項を満たす。
  - b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供する。
  - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
  - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。

### 7. 3. 4 設計・開発のレビュー

- (1) 担当課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。
  - a) 設計・開発の結果が、設計条件を満たせるかどうかを評価する。
  - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) 担当課長は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する各部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) 担当課長は、このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

### 7. 3. 5 設計・開発の検証

- (1) 担当課長は、設計結果が設計条件として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(「7. 3. 1 設計・開発の計画」参照)プロセスの次の段階に移行する前に、検証を実施する。検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(「4. 2. 4 記録の管理」参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

### 7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 担当課長は、結果として製作中又は製作後の加工施設に対して、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確認するために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を行う。また、加工施設の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に行う。

- (2) 担当課長は、実行可能な場合にはいつでも、加工施設の使用前又は業務の実施前に、前号の妥当性確認を完了する。
- (3) 担当課長は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

#### 7. 3. 7 設計・開発の変更管理

- (1) 担当課長は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
- (2) 担当課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 担当課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。

#### 7. 4 調達

管理総括者は、調達物品等が規定された要求事項に適合するようにするため、以下の事項を満たした「保安調達管理標準」を定め、この標準書に従って、調達管理を実施させる。

##### 7. 4. 1 調達プロセス

- (1) 調達先及び調達物品等に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）は、調達物品等が原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、また、調達にあたっての管理の必要性等を考慮したものとする。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）

この場合、汎用品・一般産業用工業品については、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める\*。

※：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。

- ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。

- ・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせる。
- (2) 各課長は、調達物品等要求事項に従い、調達先が調達物品等を供給する能力を判断の根拠として調達先を評価し、安全・品質保証課長は調達先を認定する。安全・品質保証課長は、調達物品等の供給者の評価及び調達先の認定に係る基準を定める。
- (3) 担当課長は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する。
- (4) 各課長は、調達物品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他のウラン加工事業者等と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。

#### 7. 4. 2 調達要求事項

- (1) 各課長は、調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、次のうち該当する事項を含める。
  - a) 調達物品等、手順、プロセス及び設備に対する当社の承認に関する要求事項
  - b) 公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の力量に関する要求事項
  - c) 調達先の品質マネジメントシステムに関する要求事項
  - d) 不適合の報告（偽造品、模造品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項
  - e) 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要な要求事項
  - f) 汎用品・一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
  - g) 調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項
- (2) 各課長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の活動を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。（「その他の活動」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）
- (3) 各課長は、調達先に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 各課長は、調達物品等を受領する場合には、調達先に対し、調達要求事項へ

の適合状況を記録した文書を提出させる。

#### 7. 4. 3 調達物品等の検証

- (1) 各課長は、調達物品等が要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の検証方法を定めて実施する。
- (2) 各課長は、調達先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。

### 7. 5 業務の実施

#### 7. 5. 1 業務の管理

各課長は、管理総括者が定めた各種標準書に従い以下のうち該当する事項を確保し、業務を実施する。

- a) 次の事項を含む、原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
  - 1) 保安のために使用する加工施設又は実施する業務の特性
  - 2) 当該加工施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

#### 7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

業務が実施されてからでしか不適合その他の事象が顕在化しない臨界管理、内部被ばくの防止、外部被ばく防止に係るプロセスに対して、妥当性確認がなされた方法について、次のうち該当する事項を、保安規定の他、「加工施設の操作標準」及び「放射線管理標準」等に定める。また、妥当性の再確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。補修作業及び改造については、「施設管理標準」に従う。

- a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
- b) 設備の承認及び要員の力量
- c) 所定の方法及び手順の適用
- d) 記録に関する要求事項
- e) 妥当性の再確認（業務計画の変更時の再確認、一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）



### 7. 5. 3 識別及びトレーサビリティ

(1) 実施する業務の必要性に応じて、業務の計画及び実施の全過程において、業務と設備、責任者、文書等との対応をつけ、また、その業務の記録が、日時、設備名称、作業等者のトレーサビリティ（加工施設の使用又は業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）を確保できるよう、手順（次の（2）の事項及び記録の維持を含む）を業務プロセスに関する標準書、要領書等に定める。

(2) 設備の補修を実施する場合にはその旨の表示をする。

### 7. 5. 4 組織外の所有物

管理総括者は、組織外の所有物について、それが当社の管理下にある間注意を払うこと及び必要に応じて記録を維持することを該当する標準書に定め、組織外の所有物を所持している場合においては、必要に応じ、各課長に記録を作成させ、これを管理させる。（「組織外の所有物」とは、JIS Q9001 の顧客又は外部提供者の所有物をいう。）

### 7. 5. 5 調達物品の保存

管理総括者は、調達物品の保存に関して、「保安調達管理標準」に定め、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように各課長に管理させる。この保存には、該当する場合、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。

## 7. 6 監視機器及び測定機器の管理

(1) 管理総括者は、該当の業務プロセスを定めた標準書で、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。また、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるように手順を定める。

(2) 管理総括者は、(1) の監視機器及び測定機器の中から加工施設の保安のために直接関連を有する機器の管理として、「施設管理標準」で(3)～(5)の要求事項を定め、(1) の監視及び測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で担当課長に実施させる。

(3) 担当課長は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、次の事項を実施する。

a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計

量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。（「定められた間隔」とは、「7. 1 業務の計画」に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）

- b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
- c) 校正の状態を明確にするために識別をする。
- d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講じる。
- e) 取扱い、維持及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

(4) 担当課長は、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。

(5) 担当課長は、監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを最初に使用するのに先立って確認する。また、必要に応じて再確認する。

## 8. 評価及び改善

### 8. 1 一般

(1) 管理総括者は、監視、測定、分析、評価及び改善のプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、計画し、以下のとおり実施させる。

- a) 「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」ないし「8. 2. 4 検査及び試験」により、業務に対する要求事項への適合を実証する。
- b) 「8. 2 監視及び測定」により保安品質マネジメントシステムが品質管理基準規則の要求事項に適合していることを評価し、「8. 3 不適合管理」及び「8. 5 改善」の各活動を通して、その適合性を維持する。
- c) 「8. 2 監視及び測定」等から収集したデータを「8. 4 データの分析及び評価」で分析した結果に基づき、必要な「8. 5 改善」記載の活動を実施することにより保安品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性を継続的に改善する。

(2) 上記業務の実施にあたっては、必要に応じてデータ収集・分析での統計的手法を含めて、適用可能な方法、及びその使用の程度を関連する標準書、要領書等に定める。

(3) 監視及び測定の結果は、必要な際に要員が容易に取得し、改善活動に利用でき

るようにする。

## 8. 2 監視及び測定

### 8. 2. 1 原子力安全の達成

管理総括者は、保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスの監視測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を担当課長に把握させる。利害関係者がどのように受けとめているかについての情報には、例えば、外部監査結果、地方自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等がある。

### 8. 2. 2 内部保安監査

(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、業務の重要度に応じて年1回以上、内部保安監査実施計画を作成して、資格認定した監査員の中から内部保安監査の対象に関与していない要員に内部保安監査を実施させる。

- ・保安品質マネジメントシステム（本マニュアル）が品質管理基準規則に適合し、保安品質マネジメントシステム（保安活動）が本マニュアル、保安品質方針、保安品質目標及び業務の計画（標準書）に従い、効果的に実施され、維持されていること。

(2) 管理総括者は、監査の対象となるプロセス及び領域（職場）の状態（管理状況）及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を定めた監査計画を策定し、実施するとともに、監査の有効性を評価し継続的に改善する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査員は自らの業務を監査しない。

(3) 管理総括者は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と権限（必要に応じ、監査員が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）、並びに要求事項を定めた「内部保安監査標準」を作成する。また安全・品質保証部長は、監査及びその結果の記録を維持する。

(4) 安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する部課長に内部保安監査結果を通知する。

(5) 各部課長は、監査時に検出された改善を要する事項（必要な修正及び是正処置すべて）に関して、計画をたてその改善を遅滞なく実施し、安全・品質保証

課長に報告する。

- (6) 安全・品質保証課長は、各課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。

#### 8. 2. 3 プロセスの監視及び測定

- (1) 保安品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視し、適用可能な場合には、適切な方法で測定をする。これらの方法は、保安規定の定めによる他、標準書で定める。監視及び測定の対象には、業務・加工施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含む。

- ・ 監視及び測定の実施時期
- ・ 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期

- (2) 担当課長は、監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じてPIを用いる。
- (3) これらの方法はプロセスが保安品質マネジメントシステムの計画及び業務の計画で定めた計画どおりの結果を達成する能力があることを実証させうように定める。
- (4) 担当課長は、監視及び測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 担当課長は、監視及び測定の結果、プロセスが計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切にとる。

#### 8. 2. 4 検査及び試験

管理総括者及び安全・品質保証部長は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、次の事項を「施設管理標準」等に定め、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施させる。

- (1) 検査及び試験にあたっては、検査及び試験要員の独立の程度を定める。

管理総括者及び安全・品質保証部長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保するため、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」

とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）

また、自主検査等については、必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に自主検査等を実施させる。

- (2) 担当課長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果を記録し維持する（必要に応じ、検査に使用した試験体、測定機器等に関する記録を含む。）。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を明記する。
- (3) 担当課長は、標準書で定めた所定の検査及び試験が完了するまでは、当該設備部品の取り付けや施設・設備の運転を行わない。ただし、管理総括者が承認したときは、この限りではない。

### 8. 3 不適合管理

管理総括者は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、当該機器等又は個別業務を特定し、管理するため、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を定めた「保安不適合管理標準」を作成し、その標準書に従って不適合管理を行わせる。標準書には、以下の事項を定める。（「当該機器等又は個別業務を特定し、管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）

- (1) 各課長は、該当する場合には、次の1つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。
  - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
  - b) 安全・品質保証部長が、原子力安全への影響を評価した上で特別採用として、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
  - c) 本来の意図された使用又は適用ができないよう識別表示、隔離、廃棄等の処置をとる。
  - d) 所轄官庁に報告書等の情報を流した後（引渡し後）に当該情報に不適合（誤り）が検出された場合、もしくは機器等の使用又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
  - e) 不適合の処理の結果を所属部長、安全・品質保証部長及び管理総括者に報告する。
- (2) 各課長は、不適合の内容の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。

(3) 各課長は、不適合を除去した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。

(4) 安全・品質保証部長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、発生した不適合に対し、不適合の公開基準に基づき、当該不適合の内容を公開する。

#### 8. 4 データの分析及び評価

(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善（保安品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する手順を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、収集及び分析させる。この標準書には監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。

(2) 各部長は、標準書に従い、データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。

a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見

b) 業務に対する要求事項への適合

c) 不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるもの

（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）

（「不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるもの」については、「保安不適合管理標準」及び「保安是正・予防処置管理標準」に定める。）

d) 調達先の能力

#### 8. 5 改善

##### 8. 5. 1 継続的改善

管理総括者は、本マニュアルの該当する項に示すとおり、保安品質方針、保安品

質目標、内部保安監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、保安品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために、改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、必要な変更を実施し、保安品質マネジメントシステムの継続的改善を行う。（「保安品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）

#### 8. 5. 2 是正処置

(1) 管理総括者は、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。

a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。

1) 不適合その他の事象のレビュー及び分析（情報の収集及び整理、人的、技術的及び組織的要因等の考慮を含む。）

2) 不適合その他の事象の原因の特定（必要に応じて、業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。）

3) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b) 必要な処置の決定及び実施

c) とった処置及びその結果の記録並びに記録の管理

d) とった是正処置の有効性のレビュー

e) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

f) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。

g) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。

h) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置

・ 調達物品等の保安に係る技術情報

・ 是正処置及び未然防止処置から得られた施設管理における保安に関する技術情報

注) d) における“とった是正処置”とは、a)～c) のことである。

- (2) 各課長は、再発防止のため、必要に応じて、不適合その他の事象の再発を防止するため、遅滞なく原因を除去する処置をとる。
- (3) 是正処置の程度は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に与える影響の程度に応じたものとする。
- (4) 各課長は、是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。
- (5) 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に従い、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)の規定のうち必要なものについて実施することをいう。

#### 8. 5. 3 未然防止処置

- (1) 管理総括者は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及びほかのウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。）について、次の事項を含む他、自らの組織で起こり得る不適合（他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）を防止するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。
  - a) 起こり得る不適合及びその原因の調査
  - b) 不適合発生を予防するための処置の必要性の評価
  - c) 必要な処置の決定及び実施
  - d) とった処置及びその結果の記録並びに記録の管理
  - e) とった未然防止処置の有効性のレビュー注) e) における“とった未然防止処置”とは、a)～d) のことである。
- (2) 各課長は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を必要に応じて講ずる。
- (3) 未然防止処置の程度は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとする。
- (4) 各課長は、未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。



表1 基本プロセスと標準書

基本プロセス	標準書名
運営管理活動	マネジメントレビュー標準 月例保安報告会標準 安全衛生委員会標準 保安文書管理標準 保安記録管理標準 責任、権限及び選・解任標準
資源の運用管理	保安教育・訓練標準
業務の計画及び実施	加工施設の操作標準 放射線管理標準 施設管理標準 設計・開発管理標準 核燃料物質の管理標準 放射性廃棄物管理標準 非常時の措置標準 火災防護活動標準 自然災害等発生時の保全活動標準 保安調達管理標準 定期評価標準 保安社外報告管理標準 安全衛生管理年間計画標準 総合安全解析(ISA)標準
評価・改善	内部保安監査標準 保安不適合管理標準 保安是正・予防処置標準 監視、測定、データ分析及び評価標準 (外部の受け止め方、外部コミュニケーション含む)

(注) UF<sub>6</sub>漏えい事故のリスクを低減させるための措置を含む重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動については、非常時の措置標準及び火災防護活動標準に規定する。

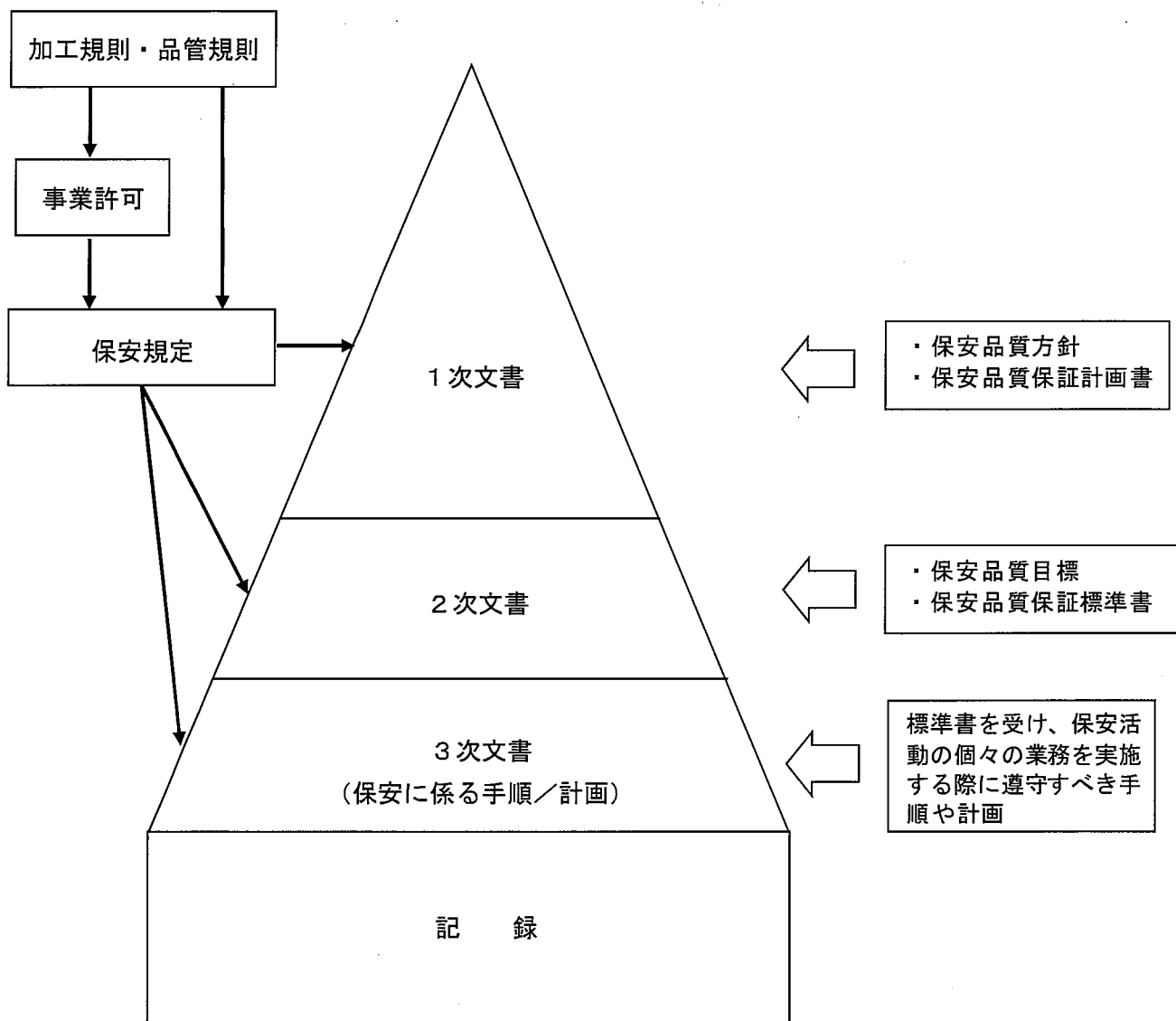


図 1 保安品質マネジメントシステム文書体系図

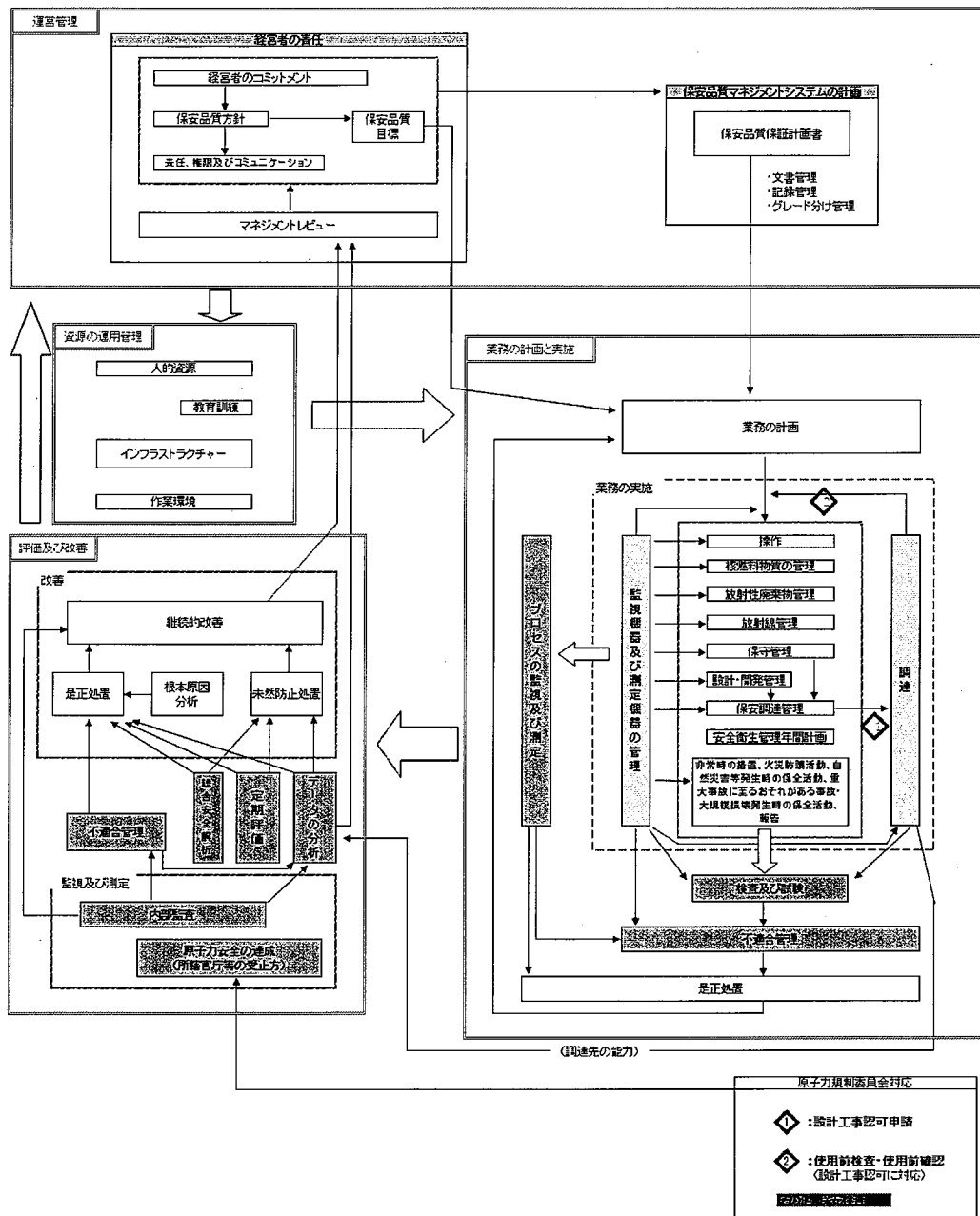
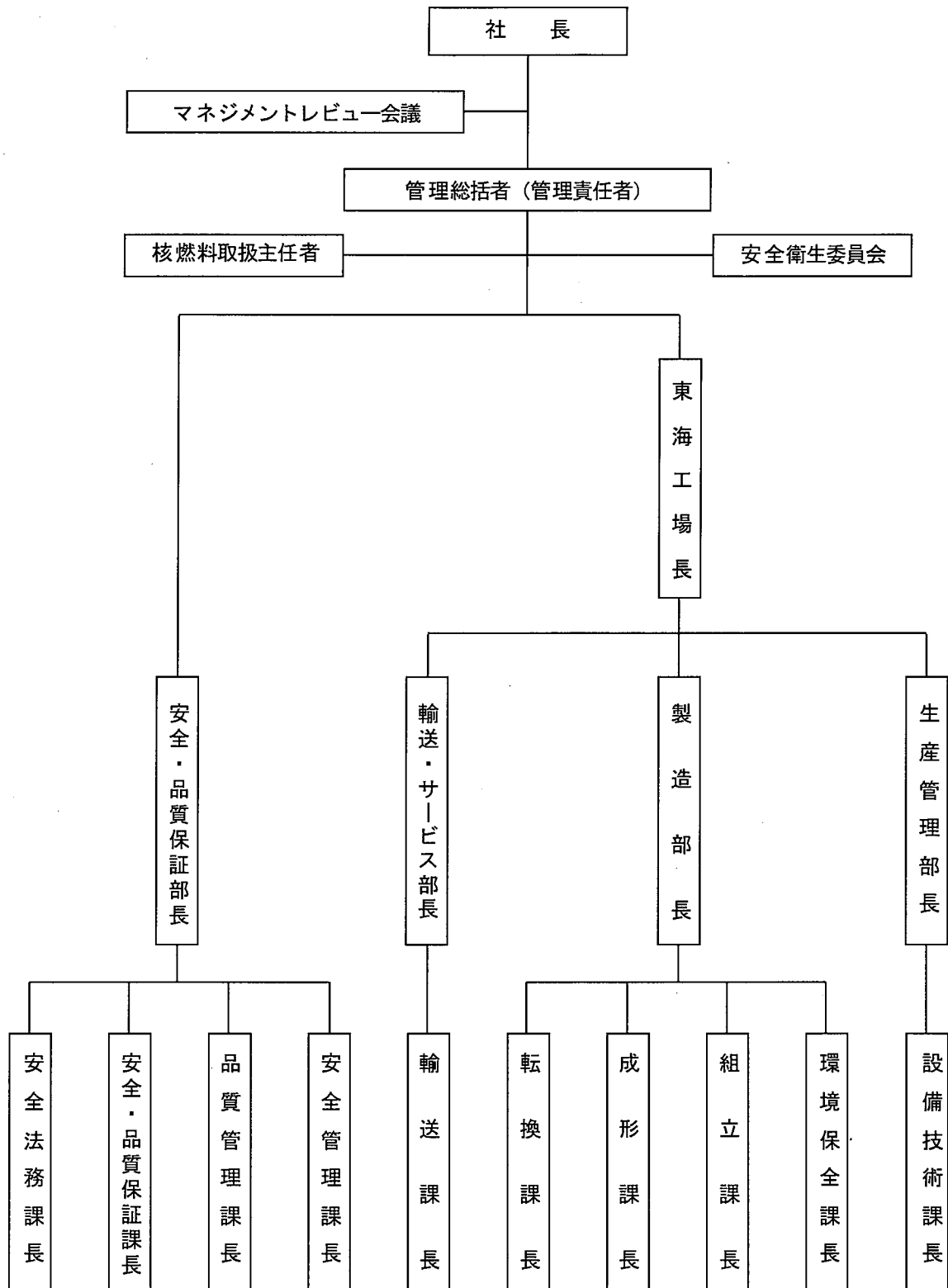


図2 プロセス関連図



(注) 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する専任者として、保安規定第 17 条に定める職務を兼務しないこと。

図 3 保安管理組織図

添 付 標 準 書 一 覧

保安品質保証計画書	標準書	起案
1. 目的	—	—
2. 適用範囲	—	—
3. 定義	—	—
4. 保安品質マネジメントシステム	—	—
4.1 一般要求事項	—	—
4.2 文書化に関する要求事項	保安文書管理標準、保安記録管理標準	安全・品質保証部長
5. 経営者の責任	—	—
5.1 経営者のコミットメント	—	—
5.2 原子力安全の重視	—	—
5.3 保安品質方針	* 保安品質方針	社 長
5.4 計画	* 保安品質目標	各部課長
5.5 責任、権限及びコミュニケーション	安全衛生委員会標準、マネジメントレビュー標準、月例保安報告標準、責任、権限及び選・解任標準	安全・品質保証部長
5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー標準 保安是正・予防処置標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
6. 資源の運用管理	—	—
6.1 資源の提供	放射線管理標準 施設管理標準 保安教育・訓練標準	安全・品質保証部長 生産管理部長 安全・品質保証部長
6.2 人的資源	保安教育・訓練標準	安全・品質保証部長
6.3 インフラストラクチャ	施設管理標準	生産管理部長
6.4 作業環境	放射線管理標準	安全・品質保証部長
7. 業務の計画及び実施	加工施設の操作標準、放射性廃棄物管理標準	製造部長
7.1 業務の計画	施設管理標準、設計・開発管理標準	生産管理部長
7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス	放射線管理標準、核燃料物質の管理標準、保安社外報告管理標準、火災防護活動標準、自然災害等発生時の保全活動標準、安全衛生管理年間計画標準、定期評価標準、設計・開発管理標準、保安社外報告管理標準、保安調達管理標準、総合安全解析（ISA）標準	安全・品質保証部長
7.5 業務の実施	保安文書管理標準、監視、測定、データ分析及び評価標準	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	施設管理標準	生産管理部長
7.3 設計・開発	施設管理標準 設計・開発管理標準	生産管理部長 生産管理部長
7.4 調達	保安調達管理標準	安全・品質保証部長
8. 評価及び改善	—	—
8.1 一般	—	—
8.2 監視及び測定	内部保安監査標準 監視、測定、データ分析及び評価標準 施設管理標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 生産管理部長
8.3 不適合管理	保安不適合管理標準	安全・品質保証部長
8.4 データの分析及び評価	監視、測定、データ分析及び評価標準	安全・品質保証部長
8.5 改善	マネジメントレビュー標準、内部保安監査標準、監視、測定、データ分析及び評価標準、保安是正・予防処置標準、定期評価標準	安全・品質保証部長

## 別記 3

## 添 付 書 類 I

添付書類 I-1 事業許可との対応

添付書類 I-2 設計及び工事に係る品質管理の方法等の事業許可への適合に関する説明書

## 添付書類 I-1 事業許可との対応

表 1-1、表 1-2-1～表 1-2-7 に設工認申請対象設備に係る事業許可基準規則各条項と事業許可との対応を示す。表中の番号は、設工認に反映する内容について、事業許可から抽出し、事業許可基準規則の条項ごとに整理したものである。(例) (1-1) は、事業許可基準規則第 1 条に対する設計番号 1 を示す。

- 第一条 (定義、安全上重要な施設) 関連
- 第二条 (核燃料物質の臨界防止) 関連
- 第三条 (遮蔽等) 関連
- 第四条 (閉じ込めの機能) 関連
- 第五条 (火災等による損傷防止) 関連
- 第六条 (安全機能を有する施設の地盤) 関連
- 第七条 (地震による損傷の防止) 関連
- 第八条 (津波による損傷の防止) 関連
- 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 関連
- 第十条 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 関連
- 第十一条 (溢水による損傷の防止) 関連
- 第十二条 (誤操作の防止) 関連
- 第十三条 (安全避難通路等) 関連
- 第十四条 (安全機能を有する施設) 関連
- 第十五条 (設計基準事故の拡大の防止) 関連
- 第十六条 (核燃料物質の貯蔵施設) 関連
- 第十七条 (廃棄施設) 関連
- 第十八条 (放射線管理施設) 関連
- 第十九条 (監視設備) 関連
- 第二十条 (非常用電源設備) 関連
- 第二十一条 (通信連絡設備) 関連
- 第二十二条 (重大事故等の拡大の防止等) 関連
- その他基準規則以外関連

表 2 に事業許可と本申請書の相違点をまとめたリストを示す。



事業許可の安全機能を有する施設の安全機能一覧(以下「安全機能一覧」という。)で示した設  
工認申請対象の申請状況を表 3-1 に示す。また、既認可の技術基準に対する設計との対応を表 3-2  
～3-6 に示す。

なお、表 3-1 については以下の通りとする。

➤ 「申請回数、取り外しの申請回数及び区分」の欄に記載している記号は下記のとおりである。

○：適合確認または撤去の申請回数

1：撤去し廃棄する設備・機器

2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

➤ 表中の網掛けは、既認可及び本申請対象を示す。

➤ 「申請回数、取り外しの申請回数及び区分」の欄で示す申請における認可番号は次の通りで  
ある。なお、変更区分を撤去とするものの取得時認可番号は「備考」の欄に示す。

- 1次申請書(平成30年6月4日付 三原燃第18-0200号)  
(平成30年6月19日付 原規規発第1806196号にて認可)
- 2次申請書(令和元年7月24日付 三原燃第19-0257号)  
(令和元年8月9日付 原規規発第1908096号にて認可)
- 3次申請書(平成31年3月28日付 三原燃第18-1216号)  
(平成31年4月11日付 原規規発第1904115号にて認可)
- 4次申請書(令和2年3月13日付 三原燃第19-0801号)  
(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)
- 5次申請書(令和2年7月30日付 三原燃第20-0273号)  
(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)
- 6次申請書(令和3年2月15日付 三原燃第20-0695号)  
(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

設工認1～6次申請において、次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対す  
る仕様について、本申請において該当する施設を表4-1-1～4-1-17及び表4-2-1～4-2-7-3に示す。  
本申請における設計番号と以下の設工認申請における設計番号の対応を表5-1～5-2に示す。

表 1-1 (1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(付属建物、排水貯留池、付属施設、非常用設備)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基判に関する規則																その他事業許可で求める仕様									
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条		第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条			
核燃料物質 の貯蔵施設 屋外		付属建物 第3核燃料倉庫	改造	1-1	2-13	3-1 3-2	4-18 4-24 4-34	5-1 5-10 5-19 5-21	6-1	7-1 7-2 7-3 7-5 7-6 7-7	-	9-1 9-3 9-4 9-5 9-6 9-8 9-10 9-12 9-21 9-23 9-24	10-1 10-2 10-3	11-2 11-6 11-9 11-13 11-14 11-16 11-21	12-1	13-4	14-2 14-3 14-4	-	17-13 18-5	19-1	-	-	-	23-4					
				1-1 1-3																									
放射性廃棄 物の廃棄施設 屋外		付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	改造	1-1	-	3-1 3-2	4-34	5-1 5-10 5-19 5-21 11-9 11-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-5 7-6 7-7	-	9-1 9-3 9-4 9-6 9-8 9-10 9-14 9-21 9-23 9-24	10-1 10-2 10-3	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-				
				1-1 1-3																									
放射線廃棄 物の廃棄施設 屋外		排水貯留池	変更なし	7-1	-	-	-	9-21	6-1	7-1 7-3 7-5	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	17-12	-	-	-	-	-					
				7-1 7-3 7-5																									
				7-1 7-3 7-5																									
				7-1 7-3 7-5																									
				7-1 7-3 7-5																									
その他の加工 施設 屋外		付属施設 空シリンダ置場	変更なし	4-34	-	3-2	4-34	9-21	6-1	-	-	-	10-1 10-2	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-				
				4-34																									
				4-34																									
				4-34																									
				4-34																									
その他の加工 施設 屋外		非常用設備 箱火設備	変更なし	5-8	-	-	-	9-21	6-1	7-1 7-5 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
				5-8 9-21																									
				5-8 9-21																									
				5-8 9-21																									
				5-8 9-21																									
可搬消防ポンプ(1)	改造	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		5-8																											
可搬消防ポンプ(2)	増設	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		5-8																											





表I-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（放射線廃棄物の廃棄施設）（1次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則													その他事業許可で求める仕様									
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等		安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
放射線廃棄物の廃棄施設	屋外	固体廃棄物の廃棄若しくは付属建物	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-	
その他の加工施設	付属建物 廃棄物管理棟 ※1：屋外に設置	屋外消火栓※1	増設	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	増設	-	-	-	-	5-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	-	-	-	
		火災感知設備及びそれに連動する警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用照明	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		誘導灯	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設、その他の加工施設）（2次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で求める仕様									
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条		第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
成形施設	屋外	加工棟	改造	-	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		屋外消火栓 <sup>※1</sup>	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		消火器	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他加工施設	加工棟 成型工場 ペレット加工室、 燃料供給装置、 粉末貯蔵室(1)、 粉末貯蔵室(2)、 ペレット貯蔵室、 作業室、前室(1)、 前室(2)、脱粉処理 室、フィリクダ室 <sup>※1</sup> 屋外	新設	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する品目																	その他事業許可で求める仕様						
				定義（安全施設）	境界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基和事故	貯蔵施設	廃棄施設		放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	
化学処理施設	工場棟	工場棟	改造	1	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	屋外	工場棟	改造	1	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	工場棟	組立工場	改造	1	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	改造	1	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	放射線管理棟	改造	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	付属建物	新設	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	付属建物	改造	1	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則																その他事業許可で求める仕様								
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条		第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
その他の加工施設	工場棟 転換工場 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 自動火災報知設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 緊急対策設備(1)	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 緊急対策設備(2)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(3)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(4)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(5)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(6)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-









表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、付属施設、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基裡に関する規則																その他事業許可で求める仕様						
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条		第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	付属建物第2核燃料倉庫 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新設	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（再申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則																その他事業許可で求める仕様							
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条		第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	放射線管理棟 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	増設及び 改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線管理施設	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		放射線管理 施設	放射線管理施設	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（下次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基例に関する規則														その他事業許可で求める仕様									
				定義（安全施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を行う施設		設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	
その他の加工施設	付属建物放射線管理棟通室 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（1次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の玉裡に関する規則														その他事業許可で求める仕様							
				定義（安全施設）	境界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を行うる施設		設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備
その他の加工施設	付属建物除染室・分析室 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	取（内部漏水止水用）	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 1-1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可の内容（その他の加工施設）（5次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の種類、構造及び設備の基準に関する規則													その他事業許可で求める仕様											
				第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條		第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條		
その他の加工施設	屋外	付属建物	集電機室	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	付属建物・発電機室 ※1：屋外に設置	非常用設備 消火設備	通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			屋外消火栓※1	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災警報設備	火災感知設備及びそれに連動する 警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			非常用照明	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	誘導灯	非常用照明	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				誘導灯	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮断壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属施設、付属設備、付属施設、非常用設備）（改申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で求める仕様							
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
化学処理施設	付属建物	シリンドラ乾浄機	改造	-	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	第1廃棄物処理所	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	第1廃棄物処理所前室	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の貯蔵施設	屋外	第2廃棄物処理所	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の貯蔵施設	付属建物	原料貯蔵所	改造	-	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、独立避難室、チェッカー室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備) (6次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で定める仕様											
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条		第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条			
その他の加工施設	付属建物・リング洗浄棟 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備 非常用設備 非常用設備 非常用設備 非常用設備 非常用設備 非常用設備 非常用設備 非常用設備	変更なし 変更なし 増設 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 新設	非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				非常用通報設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建築物、独立遊樂場、チェッカング室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則															その他事業許可で求める仕様									
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条		第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
その他の加工施設 付属建築物第1施設物処理所 ※1：屋外に設置		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-			
		非常用設備 消防設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	-	-	-		
		非常用設備 屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		扉（内部給水止水用）	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		溢水	11-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、独立遊戯場、チェッカーボックス、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備) (6次申請対象建物)

		加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																その他事業許可で求める仕様											
施設区分	設置場所	名称	変更区分	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	重大事故等			
				定義(安全施設)	境界防止	遮蔽等	閉じ込み	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重事故等				
その他の加工施設		非常用設備 非常用通報設備	増設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	第二十一条	第二十一条				
				放送設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21-1 21-2				
				通信連絡設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				非常用設備 消火設備	増設		-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
						屋外消火栓 <sup>※1</sup>	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						非常用設備 自動火災報知設備	増設		-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1		
								火災感知設備及びそれに連動する警報設備 <sup>※</sup> 火災感知設備のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対応設備(1)	増設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1						
				非常用照明 誘導灯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1			

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、独立避難壁、チェッキング室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備) (改申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則													その他事業許可で求める仕様											
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条		第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
その他の加工施設	付属建物第2座落物処理所 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(3)	新設	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	新設	新設	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、独立避難室、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属施設、非常用設備) (8次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																その他事業許可で求める仕様							
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条		第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物第3座建築物倉庫 ※1：屋外に設置	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	改造	通信連絡設備(電話設備)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	屋外消火栓※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	非常用照明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	誘導灯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				変更なし		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、独立避難経路、チェッククランク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属設備、付属設備、非常用設備) (6次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則													その他事業許可で求める仕様									
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条		第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	付属建物原料貯蔵所 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	非常用設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	放送設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	通信連絡設備 (電話設備)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	非常用設備 消火設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更なし	非常用設備 自動火災報知設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備 (1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	非常用照明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	誘導灯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	誘導灯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	誘導灯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 1/1）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規程に関する規則																						その他事業変更許可を求める仕様										
				主構造（安全設備）		第一号	第二号	第三号	閉じ込め	火災等	地震	地盤	津波	外部衝撃	不仕度入等	漏水	振動	安全種別	安全種別	安全種別	設計基準等	貯蔵施設	産業施設	放射線管理施設	監視設備		非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等							
				第一号	第二号																															
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	シリンダ検査装置	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-5	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	シリンダ検査装置	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-5	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	堰（シリンダ洗浄装置）	新設	1-2	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	スクラバ	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄液受槽(1)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄液受槽(2)	改造	-	-	-	4-15 4-16	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	クレーン（洗浄室）	変更なし	-	2-9	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄液沈殿槽(1)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄液沈殿槽(2)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	ろ過器	改造	1-2	2-1 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	遠心分離機	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-20 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-5	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	液受槽	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 1/3）

施設区分	設置場所	名称	事業区分	加工施設の位置、構造及び設備の現況に関する規則																		その他事業許可で求めらる仕様			
				加工施設の位置、構造及び設備の現況に関する規則																					
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号		第十九号	第二十号	第二十一号
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	粉未輸送容器貯蔵機(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	粉未輸送容器貯蔵機(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2 5-3	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	天井走行クレーン(原料貯蔵所5)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-19	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	粉未回収・ベレット取扱ボックス	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	フードボックス(1)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	フードボックス(2)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	コンベア(1)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	コンベア(3)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	バランスー(1)	変更なし	1-2	2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	バランスー(2)	変更なし	1-2	2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	内容器用台車	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	池田用台車	変更なし	-	2-2 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	SUS容器用台車(C)	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉未貯蔵設備	スクラップ貯蔵庫(投棄用)(第3核燃料倉庫)	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-9 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	粉未貯蔵設備	リフタ	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-13 2-14 2-16 2-19	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	粉未貯蔵設備	粉未容器内運搬機	改造	-	2-1 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	粉未貯蔵設備	クレーン(第3核燃料倉庫)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-15 2-19	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	劣化・天然ウラン貯蔵設備	保管容器(1)	変更なし	-	-	-	4-11 4-32	5-2 5-22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	劣化・天然ウラン貯蔵設備	保管容器(2)	変更なし	-	-	-	4-11 4-32	5-2 5-22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	10ベレット貯蔵設備	ベレット貯蔵機(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 2/3）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規程に関する規則																	その他事業許可で求める仕様						
				定義（安全設備）	騒音防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不圧投入等	漏水	誤操作	安全遮断	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設		放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条		第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	U <sub>3</sub> ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵機(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	15-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	U <sub>3</sub> ペレット貯蔵設備	金属面用台車(2)	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	U <sub>3</sub> ペレット貯蔵設備	ペレット構内運搬容器	改造	-	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17	-	4-11 4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	加工棟 成型工場 前室(1)	燃料棒貯蔵設備	燃料棒構内運搬車	改造	-	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	9-11 9-17	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	燃料棒貯蔵設備	保存燃料棒貯蔵機	改造	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-1	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	15-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	燃料棒貯蔵設備	ロードチャンネル用台車(5)	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	燃料棒貯蔵設備	ロードチャンネル用リフト	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 3/3）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の標準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様																								
				第一号		第二号		第三号		第四号		第五号		第六号		第七号		第八号		第九号		第十号			第十一号		第十二号		第十三号		第十四号		第十五号		第十六号		第十七号		第十八号		第十九号		第二十号		第二十一号		第二十二号	
				第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号		第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号	第一号	第二号		
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	洗浄装置貯蔵室(1)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	洗浄装置貯蔵室(3)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	洗浄装置貯蔵室(3)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 洗剤排室	洗浄装置貯蔵設備	洗浄装置コンベア	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23 4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 洗剤排室	洗浄装置貯蔵設備	チャンキングリフト	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	搬入コンベア	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	SIS容器用台車(5)	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	洗浄装置乾燥機	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	洗浄装置明探フード ボックス	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄装置貯蔵設備	回転混合機（金属容器 （粉末）混合）	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						

表1-2-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄設備) 1/2)

施設区分	設置場所	名称	変更内容	加工施設の位置、構造及び設備の規律に關する規則																				その他事業許可で定める仕様	
				第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條	第十九條	第二十條		第二十一條
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ファン (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室給気系統)	変更なし	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-16	-	-	14-2 14-3 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ファン (作業室 (1)、更衣室、シャワー室給気系統)	変更なし	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-16	-	-	14-2 14-3 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	排気ファン (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室室内排気系統)	変更なし	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-3 11-5 11-9 11-15 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	15-1 15-5	-	17-1 17-3 17-13	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	排気ファン (作業室 (1)、更衣室、シャワー室室内排気系統)	変更なし	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-3 11-5 11-9 11-15 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	15-1 15-5	-	17-1 17-3 17-13	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	高性能エアフィルタ (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室室内排気系統)	改造	-	-	-	4-14 4-25 4-29	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-3	-	-	14-2 14-3 14-4	15-1 15-5	-	17-1 17-3 17-13	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	高性能エアフィルタ (貯蔵室 (1)、更衣室、シャワー室室内排気系統)	改造	-	-	-	4-14 4-25 4-29	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-3	-	-	14-2 14-3 14-4	15-1 15-5	-	17-1 17-3 17-13	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	高性能エアフィルタ (貯蔵室 (1) 局所排気系統)	改造	-	-	-	4-14 4-25 4-29	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-3	-	-	14-2 14-3 14-4	15-1 15-5	-	17-1 17-3 17-13	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気逆戻防止ダンパ (屋外との境界部) (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室給気系統)	変更なし	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気逆戻防止ダンパ (屋外との境界部) (作業室 (1)、更衣室、シャワー室給気系統)	変更なし	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-10	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	排気逆戻防止ダンパ (屋外との境界部) (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室室内排気系統)	改造	1-2	-	-	4-22	5-2 5-10	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	排気逆戻防止ダンパ (屋外との境界部) (作業室 (1)、更衣室、シャワー室室内排気系統)	改造	1-2	-	-	4-22	5-2 5-10	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ダクト・ダンパ (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室給気系統)	改造	1-2	-	-	-	5-2 5-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-5	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ダクト・ダンパ (作業室 (1)、更衣室、シャワー室給気系統)	改造	1-2	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ダクト・ダンパ (部屋、設備・高性能エアフィルタ) (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室室内排気系統)	改造	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-1 15-5	-	17-1 17-3	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備・高性能エアフィルタ) (作業室 (1)、更衣室、シャワー室室内排気系統)	改造	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-1 15-5	-	17-1 17-3	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ・排気塔) (貯蔵室 (1)、濾過室、貯蔵室 (2)、フィルタ室室内排気系統)	改造	1-2	-	-	4-25	5-2 5-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-1 15-5	-	17-1 17-3	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ・排気塔) (作業室 (1)、更衣室、シャワー室室内排気系統)	改造	1-2	-	-	4-25	5-2 5-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-1 15-5	-	17-1 17-3	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2核燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ・排気塔) (貯蔵室 (1)、更衣室、シャワー室室内排気系統)	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3核燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備 (4))	給気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ・排気塔) (貯蔵室 (1)、更衣室、シャワー室室内排気系統)	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4	-	-	-	-

表1-2-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 2/2)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規程に関する規則																						その他事業変更許可で定める仕様
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
				臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不正侵入等	漏水	設備作	安全距離確保等	安全機能を有する施設	放射線管理事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通気換気設備	重大事故等		
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3号燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4))	改造	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-3 7-3	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3号燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4))	改造	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-3 7-3	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3号燃料倉庫	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(4))	改造	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-3 7-3	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4	-	-	-	-	-	-

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射性廃棄物の廃棄施設(液体廃棄物の廃棄設備) 1/1)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規格に関する規則																その他事業許可で求める仕様							
				定義(安全施設)		防火等	閉じ込め	遮断等	放射防止	地震	地震	津波	気象警報	下法投入等	漏水	取操作	安全通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故		貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
				第一	第二																						
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	廃液貯槽(洗浄工程)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	沈降槽	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	遠心ろ過機	改造	-	-	-	4-15 4-22 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-5	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	液受槽(1)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	ろ過機	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	-	-	11-2 11-3 11-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	液受槽(2)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	集水槽(チェック)(1)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	集水槽(チェック)(2)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	イオン交換機(1)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	イオン交換機(2)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	液受槽(3)	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	乾燥機	改造	-	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	フッドボックス	改造	-	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	廃液貯槽(チェック)(1)	改造	1-1	-	-	4-15 4-16 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-5 9-7 9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	廃液貯槽(チェック)(2)	改造	1-4	-	-	4-15 4-16 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-5 9-7 9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	廃液処理回収セット	改造	1-2	-	-	4-15 4-16 4-17 4-24	5-1 5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7 9-21	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	槽(脱着槽(洗浄工程'))	新設	1-2	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 測定室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	測定室回収ピット	改造	1-2	-	-	4-15 4-16 4-17 4-24	5-1 5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7 9-21	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	-	排水貯留設備(1)	改造	1-4	-	-	4-16	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11 9-17	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-8 17-12	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	-	排水貯留設備(2)	改造	1-4	-	-	4-16	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11 9-17	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-8 17-12	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	保管槽(1)	改造	1-4	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	保管槽(2)	改造	1-4	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	保管槽(3)	変更なし	1-4	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	液受容器	変更なし	-	-	-	4-15	5-1 5-22	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-9	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	受容器	改造	-	-	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-9	-	-	-	-	-	-	-



表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射性廃棄物の廃棄施設(固体廃棄物の廃棄設備) 2/2)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規程に関する規程																						その他事業許可で求める仕様
				定義へ変更設置	境界防止	遮音等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	下法侵入等	漏水	振動	安全避難通路等	安全性能を有する扉	放射線事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物出詰室	固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備)	切断撤(1)	変更なし	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物出詰室	固体廃棄物の廃棄設備 (除染設備)	切断撤(2)	改造	-	-	-	-	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	固体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備)	廃棄物貯蔵設備(1)	改造	1-5	-	-	4-32	5-2 5-22	6-1	7-1 7-5 7-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1-5	
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	固体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備)	ドラム缶クラン吊り装置	改造	1-4	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	固体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備)	クレーン (廃棄物一時貯蔵所)	改造	1-4	2-19	-	4-21	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 放射線管理棟前室	固体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備)	クレーン (放射線管理棟前室)	新設	-	2-19	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



表1-2-6 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(放射線管理施設 1/1)

種別区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の標準に関する規則																						その他事業変更許可で求める仕様
				定義(変更設備)	扉閉防止	遮断等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	下送投入等	漏水	鎮静作	安全監視設備等	安全機能を有する監視	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
放射線管理施設	工場棟 転機工場	放射線管理施設	ニアスニエフ(工場棟 転機工場)	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 成型工場	放射線管理施設	ニアスニエフ(工場棟 成型工場)	改造	1-1	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	加工棟 成型工場	放射線管理施設	ニアスニエフ(加工棟 成型工場)	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	放射線管理棟	放射線管理施設	放射線管理棟	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 第2燃料倉庫	放射線管理施設	ニアスニエフ(付属建物 第2燃料倉庫)	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 除染室・分析室	放射線管理施設	ニアスニエフ(付属建物 除染室・分析室)	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 第3燃料倉庫	放射線管理施設	ニアスニエフ(付属建物 第3燃料倉庫)	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 第1廃棄物処理所	放射線管理施設	ニアスニエフ(付属建物 第1廃棄物処理所)	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 第2廃棄物処理所	放射線管理施設	ニアスニエフ(付属建物 第2廃棄物処理所)	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 シリンダ洗浄機	放射線管理施設	ニアスニエフ(付属建物 シリンダ洗浄機)	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 転機工場 転機加工室	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-1	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 転機工場 転機加工室	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-2	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-3	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-4	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 成型工場 ベレット貯蔵室	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-5	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 成型工場 燃料搬送設備	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-6	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 組立工場 燃料搬送設備	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-7	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	工場棟 組立工場 燃料搬送設備貯蔵室	放射線管理施設	ニアキニエフ C1-8	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	-	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	放射線管理棟	放射線管理施設	ハンドフットモニター 1-6	改造	-	-	-	-	5-3	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-6	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 除染室・分析室	放射線管理施設	ハンドフットモニター 7	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-6	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 第2廃棄物処理所	放射線管理施設	ハンドフットモニター 8	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-6	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	付属建物 第3燃料倉庫	放射線管理施設	ハンドフットモニター 9	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-6	-	20-1	-	-	-	
放射線管理施設	排気塔(工場棟 転機工場)	放射線管理施設	転機工場ダストモニター	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	18-1 18-2	19-1 19-6	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	排気塔(工場棟 成型工場)	放射線管理施設	成型工場ダストモニター	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	19-1 19-6	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	排気塔(加工棟 成型工場)	放射線管理施設	加工棟ダストモニター	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-4 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	19-1 19-6	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	排気塔(付属建物 第3燃料倉庫)	放射線管理施設	第3燃料倉庫ダストモニター	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	19-1 19-6	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	排気塔(付属建物 第1廃棄物処理所)	放射線管理施設	第1廃棄物処理所ダストモニター	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	13-1 13-2	19-1 19-6	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	排気塔(付属建物 シリンダ洗浄機)	放射線管理施設	シリンダ洗浄機ダストモニター	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-4 9-7	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	18-1 18-2	19-1 19-6	20-1 20-2	-	-	-	
放射線管理施設	屋外	放射線管理施設	モニタリングポスト	改造	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	10-3	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	19-2 19-3 19-4 19-5 19-6	20-1 20-2 20-3	-	-	-	-	

表1-2-7 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（その他の加工施設 1/2）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設が位置、構造及び設備の規準に関する規則																	その他事業許可で求められる仕様				
				定義（変更設備）	騒音防止	遮音等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等	安全性能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設		放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条		第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条
その他の加工施設	放射線管理棟 管理室	非常用電源設備	無停電電源装置	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-7	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	20-2	-	-
その他の加工施設	工場棟 新機工場	建物	環道水検知警報設備 (新機工場)	新設	1-4	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 成型工場	建物	環道水検知警報設備 (成型工場)	新設	1-4	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	加工棟 成型工場	建物	環道水検知警報設備 (加工棟)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	放射線管理棟	建物	環道水検知警報設備 (放射線管理棟)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 除染室・分析室	建物	環道水検知警報設備 (除染室・分析室)	新設	1-4	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 第2核燃料倉庫	建物	環道水検知警報設備 (第2核燃料倉庫)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 第3核燃料倉庫	建物	環道水検知警報設備 (第3核燃料倉庫)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 第1廃棄物処理所	建物	環道水検知警報設備 (第1廃棄物処理所)	新設	1-4	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 第2廃棄物処理所	建物	環道水検知警報設備 (第2廃棄物処理所)	新設	1-4	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 シリンド洗浄棟	建物	環道水検知警報設備 (シリンド洗浄棟)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	レシーバータンク (1)	改造	1-4	-	-	-	5-2 5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-4 9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	レシーバータンク (2)	改造	1-4	-	-	-	5-2 5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-4 9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	レシーバータンク (3)	改造	1-4	-	-	-	5-2 5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-4 9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	レシーバータンク (4)	改造	1-4	-	-	-	5-2 5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-4 9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	水素ガス供給配管系 統	改造	1-2 1-4	-	-	-	5-2 5-14 5-23 5-27	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10 7-12	-	9-1 9-2 9-4 9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-9	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	工業用水遮断弁(手 動)	新設	1-2 1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-1 9-2 9-4 9-11	-	11-19	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	水道水遮断弁(手動)	新設	1-2 1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-1 9-2 9-4 9-11	-	11-19	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	工業用水遮断弁(自 動)	新設	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	水道水遮断弁(自 動)	新設	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	冷却水ポンプ停止イ ンターロック	新設	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	付属設備	排水ポンプ停止イ ンターロック	新設	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-7 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（その他の加工施設 2/2）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の種類、構造及び設備の基準に関する規則																	その他事業許可で求められる仕様					
				定義（変更設備）	騒音防止	遮断等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	汚濁防止	不法侵入等	溢水	蒸気等	安全基準を有する施設	安全基準を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設		放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条		第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	屋外	付属設備	新設	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の加工施設	屋外	付属設備	新設	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	新設	1-2 1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-12	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-10 11-19	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(4)	付属設備	改造	-	2-1 2-7 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 シリンダ洗浄機 乾燥機	付属設備	改造	-	2-1 2-7 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 シリンダ洗浄機 貯蔵室(3)	付属設備	改造	-	2-1 2-7 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 原料貯蔵所	付属設備	改造	-	2-3 2-7 2-9 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 第3試験科倉庫 作業室(1)	付属設備	改造	-	2-1 2-2 2-7 2-9 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 第3試験科倉庫 作業室(1)	付属設備	改造	-	2-1 2-2 2-7 2-9 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 原料貯蔵所	付属設備	改造	1-2	2-3 2-7 2-13	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 除染室・分析室 分析室	付属設備	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-14	-	-	5-2	-	-	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 除染室・分析室 分析室	付属設備	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-14	-	-	5-2	-	-	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
1-1	耐震重要度分類第1類の建物及び構築物は、割り増し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Ci(0.6G)に対して建物が概ね弾性範囲にある設計とする。(但し、原料貯蔵所を除く)	-	添5-118
1-2	耐震重要度分類第1類の設備・機器は、水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	-	添5-118
1-3	RC造(SRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)を含む)で屋根がRCの建物の場合、F3竜巻に対し、建物の屋根、外壁が損傷しない設計とし、建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで損傷しない設計とする。	-	添5-127
1-4	RC造で屋根がRCでない建物及びS造の建物の場合、RC造で屋根がRCでない成型工場、組立工場は、F3竜巻に対して外壁が損傷しないように外壁補強を行う設計とし、S造の建物である転換工場、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、除染室・分析室は、外壁に対しサイディング補強を行う設計とする。また、これらの建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで、外壁が損傷しない設計とする。 上記の屋根が損傷する建物では、建物内部へ吹き込む風の風速に対して設備・機器の補強を行う。なお、成型工場の1階の設備・機器は、天井により竜巻の影響は受けない。	-	添5-127
1-5	耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じるものの、損傷による閉じ込め機能の喪失を考慮し、文献をもとに除染係数を100(DRはその逆数で0.01)とした。	-	添5-122

第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-1	各単一ユニットに対し、設備・機器の形状寸法を制限し得るものについては、形状寸法について核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	3	-
2-2	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	4	-
2-3	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	4	-
2-4	溶液状のウランを取り扱う設備・機器で、その形状寸法を制限するものについては、ウラン溶液の温度上昇に対して変形、破損するおそれのない材料を用いる設計とする。	4	-
2-5	固体状のウランを取り扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたウラン粉末等を使用する設計とする。	4	-
2-6	通常時に予想される設備・機器の単一故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作により、ウランが流入するおそれのある設備・機器は、臨界に達しないようにあらかじめ核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	4	-
2-7	単一ユニットに係る核的制限値はすべて水全反射条件で設定することにより、裕度を見込んだ設計とする。	5	-
2-8	取り扱うウランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インターロック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。	5	-
2-9	ウランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。(5) 質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するウランについて移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。(7)	5, 7	-
2-10	転換加工工程で製造する二酸化ウラン粉末は、熱処理を確実に実施して十分裕度のある減速度管理を行うため、同工程に設置するロータリーキルン内の温度が設定温度以下となった場合には、運転を自動的に停止する信頼性の高いインターロック機構等を有する設計とする。	5	-
2-11	核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計とする。	5	-
2-12	減速度で管理する設備・機器については、火災時の消火水等が浸入しない対策を講じる。	6	-
2-13	(2) 複数ユニットの臨界安全 複数の単一ユニット（以下「複数ユニット」という。）は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ 30.5cm 以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と 3.66m のうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。(6)	6	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-14	<p>同一領域内の単一ユニット間の相互作用は、立体角法又は臨界計算コードにより評価し、単一ユニット相互間は核的に安全であることを確認する。(6)</p> <p>1.工場棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-13)</p> <p>2.加工棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-15)</p> <p>3.原料貯蔵所領域 原料貯蔵所領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、シリンダ貯蔵ピット内のユニットとウラン輸送物の配置は、シリンダの内径を75.3cm、シリンダの高さを1000cm(床から天井までの高さ)とし、ウラン輸送物に収納されているウラン粉末のH/U=0.5(含水率1.6%)又は100%理論密度のペレットとして臨界計算コード(JACSコードシステム)により解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>4.第2核燃料倉庫領域 第2核燃料倉庫領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵棚(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>5.第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(1)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵棚(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>6.第3核燃料倉庫(2)領域 第3核燃料倉庫(2)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、核的に隔離されていないユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-17)</p> <p>7.シリンダ洗浄棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-17)</p>	6	添5-13, 添5-15, 添5-16, 添5-17,
2-15	ウランの移動に対しては、臨界安全上の所定の容器に収納して行う設計とし、立体角法又は臨界計算コードにより評価し、核的に安全であることを確認する。	6	-
2-16	<p>ウランを取り扱う設備・機器(未臨界を確保するため使用中性子遮蔽材を含む)は、使用条件において十分な強度を有する構造材を用い、未臨界であることが確認された核的に安全な配置に固定する設計とする。(6,7)</p> <p>二つ以上の単一ユニットが存在する場合については、ユニット相互間における間隔を維持する等により臨界を防止する。(5)</p>	5, 6, 7	-
2-17	固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。	7	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-18	溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。	5, 7	-
2-19	ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。	7, 14	-
2-20	転換加工工程等のウランを溶液として取り扱う設備・機器は、全濃度で未臨界となる設計とする。ただし、少量の溶液の化学分析に使用する分析機器、質量の核的制限値を設定したバッチ方式で処理を行い最小臨界質量以下のウランを取り扱う設備・機器は除く。	3	-
2-21	乾燥機のベルト上における ADU の異常堆積を防止するために、乾燥機のベルトを駆動しないと、上流側の沈殿ろ過設備が駆動しないようにインターロック機構を設ける。	108	-
2-22	二酸化ウラン粉末の減速度が制限値を逸脱することを防止するため、ロータリーキルン内の温度が設定温度(500℃以上)以下となったとき ADU 粉末供給を自動的に停止するとともに、大型粉末容器への粉末供給を停止するインターロック機構を設ける。	108	-
2-23	研削屑乾燥機についてウラン粉末の減速度制限逸脱を防止する設計	57, 61	-

第三条（遮蔽等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
3-1	<p>安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による加工施設周辺の線量を十分に低減でき、また、放射線防護上の措置を講じるよう、遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる設計とする。それら措置により、周辺監視区域境界での線量が、年間 1mSv より十分に低減する。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会決定）を参考に、周辺監視区域外及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における線量評価を行うものとする。</p> <p>線量評価においては、貯蔵施設に最大貯蔵能力分のウランが存在し、その内数として再生濃縮ウランはその最大貯蔵能力分が存在するものとする。また、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物を保管するものとし、最外周の表面線量率を <math>2\mu\text{Sv/時}</math> とする。また、ウランの受入仕様値、各施設の壁材、壁の配置、評価点までの距離、<math>\text{UF}_6</math> 蒸発後のビルドアップ期間を考慮して評価する。(10)</p> <p>加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量(ton-U)に貯蔵期間(月/年)を乗じて得られる値が、次項の a 項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。(添6-6)</p> <p>加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。(添6-6)</p>	10, 236	添6-6
3-2	<p>管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するため、区画を仕切る壁による遮蔽、設備・機器の配置や自動化等の措置を行う。</p>	11	-



第四条（閉じ込めの機能）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-1	UF <sub>6</sub> (ガス、固体)を収納する設備・機器は、UF <sub>6</sub> に対し耐食性を有する材料を用い、耐圧・気密設計とする。	11	添 5-2
4-2	UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は、より限定した区域に閉じ込めるため、工場棟転換工場原料倉庫に集約して設置する設計とする。	11	添 5-2
4-3	UF <sub>6</sub> を加熱して取り扱う設備・機器は、圧力異常/温度異常を検知した場合は、自動的にUF <sub>6</sub> の供給を停止し、警報を発するとともに加熱を停止する設計とする。	11	添 5-2
4-4	UF <sub>6</sub> ガスを加水分解する設備・機器は、未反応のUF <sub>6</sub> ガスが後段に流出することを防止するため、水とUF <sub>6</sub> ガスの反応のために十分な水を供給できる設計とする。	12	添 5-2
4-5	UF <sub>6</sub> を冷却して捕集する設備・機器では、冷却不足によりUF <sub>6</sub> ガスを固化できないことによるUF <sub>6</sub> ガスの漏えいを防止するため、冷却不足を検知した場合に真空配管系統の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。	12	添 5-2
4-6	UF <sub>6</sub> シリンダを収納する蒸発器は、閉じ込めに関し、異常の発生防止機能を有する2次バウンダリとして耐圧・気密設計とし、蒸発器のドレン排出系統にUF <sub>6</sub> の漏えい検知設備を設け、漏えい検知時に自動的にドレン排出弁を閉止する設計とする。また、過加熱によるUF <sub>6</sub> シリンダの損傷によるUF <sub>6</sub> の漏えいを防止するため、熱的制限値を設定し、これを超えることのないようインターロック機構を設置する設計とする。	12	添 5-3
4-7	UF <sub>6</sub> 漏えいの拡大防止のため、フードボックス内にUF <sub>6</sub> 漏えい検知設備を設置し、漏えい検知時に自動的にUF <sub>6</sub> の供給を停止するとともに、UF <sub>6</sub> シリンダの加熱を停止する設計とする。また、影響緩和のため、UF <sub>6</sub> の漏えい検知に伴い局所排気系統を切替え、ガス溜めバッファ機能を有するフードボックスを経由して、排気中のUF <sub>6</sub> をスクラバにより処理を行うインターロック機構を設置する設計とする。なお、ガス溜めバッファ部はインターロックが作動するまでの時間に漏えいするUF <sub>6</sub> ガスを貯留できる容量を持つ設計とする。(12) UF <sub>6</sub> シリンダ以外のUF <sub>6</sub> ガスを取り扱う設備・機器は、閉じ込めに関し事故の拡大防止機能を有する2次バウンダリであるフードボックス内に設置する設計とする。フードボックスは負圧維持のため局所排気系に接続するとともに排気系統にはUF <sub>6</sub> の漏えい検知設備を設置し、漏えいの検知時に自動的に警報を発し、UF <sub>6</sub> の供給を停止するとともに、加熱を停止するインターロック機構を設置する設計とする。さらに、建物外へのUF <sub>6</sub> の漏えいによる影響を緩和するため、UF <sub>6</sub> の漏えい検知に伴い排気系統を切替え、フードボックス内のガス溜めバッファを経由して、排気中のUF <sub>6</sub> をスクラバにより処理してから二段の高性能エアフィルタ（後段は耐HF性）を通して排出する設計とする。なお、ガス溜めバッファはインターロックが作動するまでの時間に漏えいするUF <sub>6</sub> ガスを貯留できる容量を持つ設計とする。(添5-3)	12	添 5-3

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-8	<p>蒸発器又はフードボックスからの室内への漏えいの拡大防止及び影響緩和のため、UF<sub>6</sub>を正圧で取り扱う設備・機器をUF<sub>6</sub>に対して耐食性がある材料を用いた防護カバーで覆うとともに、カバー内部及び原料倉庫室内に警報音発報機能及びバッテリーを備えたUF<sub>6</sub>漏えい警報設備を設置する。(12)</p> <p>UF<sub>6</sub>ガスの閉じ込め性を強化するために、2次バウンダリである蒸発器、フードボックスの外側に3次バウンダリとしての防護カバーを設け、防護カバーの内側及び外側にUF<sub>6</sub>の漏えい検知設備を設ける設計とする。(添5-3)</p>	12	添5-3
4-9	UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(0.15G)を検知した時点で、遮断弁を自動閉止することにより、UF <sub>6</sub> ガスの供給を停止する設計とする。	12	添5-3
4-10	粉末状のウランを収納する設備・機器は、ウランの飛散のない設計とする。(13)	13	-
4-11	粉末状のウランを収納する容器は、パッキンを介した蓋等により飛散のない設計とする。(13)	13	-
4-12	<p>非密封のウランを取り扱うフードボックスは、局所排気システムにより、開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、その内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧を維持できる設計とする。(13)</p> <p>第1種管理区域の設備・機器のうち、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。(添6-3)</p>	13	添6-3
4-13	粉末状のウランを加圧状態で取り扱う設備は、局所排気系に接続したフードボックス又は配管カバー内に収納する設計とする。	13	-
4-14	粉末状のウランが比較的多く移行するおそれのある局所排気システムについては、公衆の線量を極力低くするため、閉じ込めに関し、事故の拡大防止・影響緩和機能を有する2次バウンダリとして、高性能エアフィルタを2段設置する設計とする。	13, 31	-
4-15	液体状のウラン及び液体廃棄物を収納する設備・機器は、閉じ込めに関し、異常の発生防止機能を有する1次バウンダリとしてウランの漏えいを防止するため、収納するウランの形態に応じて耐食性を有する材料を用いる設計とする。また、接液部は必要に応じてライニング等により腐食による漏えいを防止する設計とする。さらに、運転条件において漏えいのない設計とする。(13)	13	-
4-16	液体状のウラン及び液体廃棄物の貯槽で上部に開口部がある場合、オーバーフローによる漏えいを防止するため、それらの貯槽に液位計を設置し、液位異常を運転員に知らせる警報設備を設置する設計とし、液体状のウランの貯槽には液位異常の検知に連動し、給液を自動的に停止するインターロック機構を設置する設計とする。	13	-
4-17	液体状の放射性物質を取り扱う施設では、当該放射性物質が施設外へ漏えいするおそれがある場合には、想定される漏えい量を考慮し、施設外への漏えいを防止するための堰又は段差を設け、漏えいを検知するために堰漏水検知警報設備を設けることとする。	14	-
4-18	周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路の上には、第1種管理区域の床面を設けないように設計する。	14	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-19	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う設備・機器は、漏えい時にUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液が飛散して運転員へ被液しないようにするとともに、漏えいしたUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液から揮発するHFの拡散を緩和するため、飛散防止カバーを設置するとともに、局所排気系統へ接続する設計とする。	14	添5-3
4-20	廃液の処理工程にウラン溶液が流出することを防止する設計とする。	14	-
4-21	ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。	7, 14	-
4-22	気体又は液体の放射性物質を内包する設備・機器については逆止弁、液封等を設け、放射性物質を内包しない設備・機器への逆流による拡散を防止する設計とする。また、換気設備においても同様とする。	14	-
4-23	第1種管理区域において、ウランを取り扱う工程の設備・機器のうち、ウランが設備・機器から空气中へ飛散するおそれがあるものについては、局所排気系統に接続することによりウランの空气中への飛散を防止する設計とする。	14	-
4-24	第1種管理区域は、無窓構造とするとともに、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。また、同区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。	14	-
4-25	第1種管理区域の室内空気は、ウラン粉末が室内に漏えいした場合に備え、高性能エアフィルタ、排気ファン及びダクトから構成される室内排気系統により排気し、空気中のウランを除去する設計とする。なお、排気系統の一部については、高性能エアフィルタにより処理して部屋へ再循環給気を行う系統を設ける設計とする。	15	-
4-26	第1種管理区域に係る建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントは、建物外壁との接合部をシーリング等により漏えいの少ない設計とする。	15	-
4-27	給気ファンと排気ファンとの間にインターロック機構を設け、排気ファンが運転されない限り給気ファンが運転されない設計及び排気ファンが停止したときに給気ファンが停止する設計とする。	15	-
4-28	局所排気系統及び室内排気系統には高性能エアフィルタを設け、公衆の線量を十分に低減する設計とする。(13) 設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、局所排気系統及び室内排気系統には高性能エアフィルタを設置する設計とする。(15)	13, 15	-
4-29	設計基準事故として想定している閉じ込め機能の不全においても、第1種管理区域は、局所排気系統及び室内排気系統により負圧を維持する設計とする(15) 第1種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。(234) 第1種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。(添6-3)	15, 234	添6-3
4-30	UF <sub>6</sub> の漏えいに対しては、スクラバによる処理を行い、二段の高性能エアフィルタ(後段は耐HF性)を通して排出する設計とする。	15	添5-3

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-31	局所排気系統については、外部電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機による給電を行い、第1種管理区域の負圧維持ができる設計とする。	15	-
4-32	容器等の落下を防止する設計	42等	-
4-33	設備・機器の過加熱を防止する設計（可燃性ガスを取り扱う設備・機器以外）	44等	-
4-34	加工施設内の線量について、1.3mSv/3月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。(10) 汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分する。(添5-2)	10, 14, 234	添5-2, 添6-3

第五条（火災等による損傷防止）関連  
（火災）

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-1	加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。	16	添 5-48
5-2	加工施設の建物内に設置する核燃料物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、火災発生防止のため、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(16) 設備・機器は、火災発生防止のため、主要な構造材は不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(添 5-2)	16	添 5-49
5-3	UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF <sub>6</sub> を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。(16) UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF <sub>6</sub> を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。また、火災源となり得るものを設置する場合には、火災影響評価を実施し、閉じ込め機能を確保する設計とする。(添 5-49)	16	添 5-49
5-4	火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。	17	添 5-50
5-5	人が火災を発見した場合、消防法に基づき手動で火災信号を発信する発信機を設置する設計とする。(17)	17	-
5-6	初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。	17	-
5-7	第1種管理区域では水消火による臨界の発生を防止するために、金属製の容器や棚で着火源を遮断できない可燃性物質に対し、その周辺に消火器を追加配置する設計とする。	-	添 5-50
5-8	屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するため、消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。(17) 消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。屋外消火栓は、消防法施行令第19条により、建物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となる様に設ける。防火水槽は、消防法施行令より、水平距離100m半径内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。(添 5-50)	17	添 5-50
5-9	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光機等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。(17)	17	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-10	<p>火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。(17)</p> <p>火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。(添 5-48)</p> <p>火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。(添 5-48)</p> <p>建築基準法に基づく防火区画を基本として、取扱物質及び管理区域の区分を考慮して、以下のとおり防火区画を一部細分化して火災区域を設定する。なお、火災区画は火災区域と同一とする。</p> <p>① 工場棟の成型工場（第 1 種管理区域）と組立工場（第 2 種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</p> <p>② 工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p> <p>③ 工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p> <p>④ 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。(添 5-48)</p> <p>火災の延焼を防止するために火災区域を設定し、火災区域内における火災の継続時間を示す指標に相当する等価時間が防火壁等の耐火時間を超えない設計とする。(添 5-51)</p>	17	添 5-48, 添 5-51
5-11	火災が発生し、その影響がある排気系統を停止しても、それ以外の排気系統により建物の負圧を維持する設計とする。	17	添 7-8
5-12	可燃性油類を使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇を防止する対策、可燃性油類の漏えいを防止する対策を講じる設計とする。(16)	16	-
5-13	<p>焼却炉は、助燃用として使用する灯油が内部に大量に滞留し、爆発的な燃焼を防止するために燃焼用空気を管理する設計とする。また、爆発的な燃焼に進展することを防止するため、燃焼空気用送風機が停止した場合、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。焼却炉は、灯油が内部に滞留することを防止する設計とする。また、異常な温度上昇を防ぐ設計とする。</p> <p>焼却炉は火災を防止するために排気温度を管理する設計とする。また、火災に至る進展を防止するため、排気温度高異常で、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。(添 5-50)</p>	-	添 5-50

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-14	使用電圧が高い幹線動力用ケーブル及び配電設備から大きな電流を扱う盤までのケーブルは、難燃性ケーブルを使用した設計とする。また、UF <sub>6</sub> ガス及び水素を取り扱う設備に関し、地震時にそのガスの供給を自動停止するインターロックに係るケーブルについては、火災から防護するため、検出端から作動端まで金属製カバーに収納する設計とする。なお、設備機器に係る電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルについては、火災によるケーブル損傷でその機能を喪失しても、対象の設備機器は安全側に動作する（運転停止する）設計とする。	-	添 5-49
5-15	油火災は燃焼速度が速く、周辺の難燃性物質に延焼するおそれがあることから、潤滑油や油圧作動油を内包する設備機器は、火災熱影響評価で閉じ込め機能が不全となる場合は、遮熱板を設置する等により影響軽減させる設計とする。	-	添 5-49
5-16	可燃性油類の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。(添 5-49) 灯油の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。(添 5-50)	-	添 5-49, 添 5-50
5-17	火災の延焼の防止に関して更なる閉じ込めの強化を図るため、転換工場と成型工場の境界において転換工場の南側に耐火壁（扉を含む）を追設する設計とする。	-	添 5-51
5-18	第1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する部分は、火災による損傷により、第1種管理区域の排気が非管理区域に漏えいしないように、不燃性構造又は耐火シールを施す設計とする。	-	添 5-51
5-19	火災区域間の延焼を防止するため、電力用、計測用及び制御用ケーブルは、防火壁の貫通部に耐火シールを施工する設計とする。	-	添 5-51
5-20	火災の延焼防止のため、難燃性物質を使用する設備・機器は火災源から可能な限り遠ざける設計とする。また、火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性物質を使用する設備・機器に、遮熱板を設置する又は □□□□製の排気ダクト等の難燃性物質に対して耐火シートを被覆する設計とする。	-	添 5-51
5-21	主要な構造材が難燃物であり火災荷重が大きなスクラバは、金属で覆うことにより延焼しない設計とする。	-	添 5-51
5-22	火災の延焼を防止するために、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物は金属製容器に収納する設計とする。また、高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う設計とする。	-	添 5-51

(爆発)

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-23	<p>爆発性の物質である水素ガスを使用する設備・機器は、水素ガスが設備・機器外へ漏えいすることを防止する対策、余剰水素ガスを安全に排出する対策、空気の混入を防止する対策を講じる設計とする。(16)</p> <p>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、空気の混入により水素ガスが爆発することを防止するため、不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、使用条件において十分な強度を有する設計とする。また、炉内圧力を正圧に維持するために、供給ガス圧力を管理する設計とする。さらに、炉体損傷により、炉内圧力の低下による空気の混入を防止するために、供給ガス圧力(炉内圧力)が低下した場合は、自動的に水素ガス供給弁を閉止し、窒素ガス供給弁を開とするインターロック及び警報設備を設置する設計とする。</p> <p>・ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、着火源となり得る静電気の放電を防止するために、静電気が滞留しないように適切に接地する設計とする。(添 5-54)</p>	16	添 5-54
5-24	<p>水素ガスを使用する設備・機器を設置する部屋では、水素ガスの漏えいを検知できる設計とする。(16)</p> <p>・ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、余剰水素ガスを滞留することなく、安全に排出するために、余剰水素ガスを燃焼させてから排出する機構を設置する設計とする。また、余剰水素ガスを燃焼させるための着火源が喪失した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を閉止するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。さらに、ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を設置する部屋は、水素ガス漏えい検知設備を設置するとともに、水素ガスが漏えいした場合に滞留しないように、気体廃棄設備により換気する設計とする。</p> <p>・炉体損傷により、水素ガスが炉外に漏えいした場合は、水素ガスの漏えいを検知するために、水素ガス漏えい検知器を設置する設計とし、漏えいを検知した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を閉止するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。(添 5-55)</p>	16	添 5-55
5-25	<p>水素ガスを使用する設備・機器は、過加熱による設備・機器の損傷による水素ガスの漏えいを防止するため、熱的制限値を設定してこれを超えることのない設計とする。(16)</p>	16	添 5-54
5-26	<p>連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、過加熱による炉体損傷に伴う水素ガスの漏えいを防止するために、炉体を冷却するための冷却水を管理する設計とする。また、炉体を冷却するための冷却水の圧力が設定値以下に低下した場合は、自動的に加熱ヒーター用電源を遮断するインターロック及び警報装置を設置する設計とする。</p>	-	添 5-56
5-27	<p>水素ガスを使用する設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(150ガル=0.15G)を検知した時点で、水素ガスの供給を停止する設計とする。(16)</p> <p>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は地震による損傷を防止するために、耐震重要度分類第1類の設計とする。また、損傷に伴う空気混入による爆発に至る進展を防止するために、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(0.15G)を検知した時点で、自動的に水素ガス供給を停止し、窒素ガスを供給するインターロック機構を設置する設計とする。さらに、窒素ガスを供給する予備系統を設置する設計とする。(添 5-56)</p>	16	添 5-56



No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-28	水素ガスを使用する設備・機器は、万一、炉内で水素爆発が発生した場合でも、本体の損傷による内部飛来物の発生を防止する設計とする。 (17) ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために、爆発圧力を逃がす機構を設置する(添 5-56)	17	添 5-56, 添 7-8
5-29	ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を設置する部屋は、水素爆発によるウラン漏えいが発生しても、環境への放出を低減するために、ウラン除去する高性能エアフィルタ、排風機及びダクトから構成される排気系統を有する設計とする。排気系統における高性能エアフィルタは、爆風及び火炎の影響を受けない設計とする。	-	添 5-56, 添 7-8
5-30	ロータリーキルンの爆発圧力を逃がす機構は局所排気系統に接続し、ウラン粉末が室内に漏えいしない設計とする。	-	添 5-56

第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連

No.	事業許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所	
		本文	添付
6-1	<p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。(18)</p> <p>建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(添5-20)</p>	18	添5-20

第七条（地震による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-1	<p>ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(18)</p> <p>ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類し、以下のとおり、それぞれの分類に応じた耐震設計を行う。(添5-20)</p>	18	添5-20
7-2	<p>耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。</p>	18	添5-20
7-3	<p>建物・構築物の区分については、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とする。</p> <p>閉じ込め機能において建物の一部として同等の性能を要求される設備（堰等）については、建物と同じ区分とする。</p> <p>逆流防止ダンパは、設置する建物の耐震重要度と同じとする。</p> <p>外部環境への汚染防止のため、排気系統における高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの系統の耐震重要度を第2類とし、その他系統内のダクトは第3類とする。</p> <p>第1類又は第2類のウラン粉末を取り扱う設備・機器（配管系統を含む）を第3類のダクトに接続する場合、その接続部に閉じ込め機能維持のためフィルタ、逆止弁等を設置し、その区分は当該のウラン粉末を取り扱う設備・機器と同じ区分とする。</p>	-	添5-21
7-4	<p>耐震設計上独立した建物を接続する場合は、エキスパンションジョイントを介して接続する設計とする。</p>	18	添5-24
7-5	<p>(3) 建物・構築物の耐震設計の考え方</p> <p>a. 一次設計</p> <p>事業許可基準規則解釈別記3のとおり、建物及び構築物の耐震設計に用いる静的地震力について、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数(Co)を0.2以上とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数（第1類：1.5以上、第2類：1.25以上、第3類：1.0以上）を乗じて算定する。(19)</p> <p>【一次設計】</p> <p>静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数Ciに、耐震重要度に応じて下記に示す割増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数Coを0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(添5-23)</p>	19	添5-23

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-6	<p>(3) 建物・構築物の耐震設計の考え方</p> <p>b. 二次設計</p> <p>保有水平耐力の算定においては、同施行令第82条の3により定まる方法により安全性を確認することを原則とし、必要保有水平耐力については、標準せん断力係数(Co)を1.0以上とし、同条第2号に規定する式で計算した数値に耐震重要度に応じた割増し係数を乗じて算定する。(20)</p> <p>【二次設計】</p> <p>保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認することを原則とする。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割増し係数を乗じた値とする。また、必要保有水平耐力の算出に使用する標準せん断力係数Coは1.0以上とする。(添5-24)</p>	20	添 5-24
7-7	<p>第1類に属する建物・構築物（但し、原料貯蔵所を除く）については、Sクラスに属する施設に求められる程度の静的地震力(1G程度)に対して、建物が過度の変形・損傷を防止するため終局に至らない設計とする。(20)</p> <p>耐震重要度分類第1類の建物及び構築物（以下「建物」という。）は、割増し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Ci(0.6G)に対して建物が概ね弾性範囲にある設計(添5-118)</p>	20	添 5-118
7-8	<p>(4) 設備・機器の耐震設計の考え方</p> <p>a. 一次設計</p> <p>設備・機器の耐震設計に用いる静的地震力については、一次設計に係る静的地震力（一次地震力）について、対象の設備、機器の固有振動数が20Hz以上の場合、剛構造とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数（第1類：1.5以上、第2類：1.25以上、第3類：1.0以上）を乗じたものに20%増しして算定する。一次設計は、常時作用している荷重と、一次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、許容応力度を許容限界とする設計とする。(20)</p> <p>【一次設計】</p> <p>各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数Ciに、耐震重要度に応じて上記に示す割増し係数を乗じたものに20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(添5-25)</p>	20	添 5-25

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-9	<p>剛構造とならない設備・機器の一次設計では、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所監修）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用し、当該設計用水平震度より算出される地震力と設備・機器に常時作用している荷重を組み合わせ、その結果、第1類、第2類及び第3類に属する設備・機器について、それぞれ1G、0.6G及び0.4Gの静的地震力で弾性状態である設計とする。なお、剛構造とならない設備・機器については、二次設計の水平震度（0.54）に対し、一次設計の水平震度（1.0）で包含できることから、二次設計は不要とする。（20）</p> <p>剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人 日本建築センター発行）」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第1類、第2類、第3類の設備・機器に対してそれぞれ1.0G、0.6G、0.4Gの水平地震力を考慮する。（添5-25）</p>	20, 21	添5-25, 添5-26
7-10	<p>(4) 設備・機器の耐震設計の考え方</p> <p>b. 二次設計</p> <p>耐震重要度分類の第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数1.5以上を乗じたものとする。</p> <p>二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。（20）</p> <p>【二次設計】</p> <p>第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。（添5-25）</p>	20, 21	添5-25
7-11	<p>六ふっ化ウランを正圧で取り扱う設備は、耐震重要度分類第1類とし、水平地震力1.0G注）で弾性範囲の設計とする。（2）</p> <p>耐震重要度 第1類</p> <p>UF<sub>6</sub>ガス取扱設備（大きな地震時に閉じ込めを期待する設備）及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構（添5-22）</p>	2	添5-1, 添5-22
7-12	<p>耐震重要度 第1類</p> <p>水素取扱設備及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構</p>	18	添5-22
7-13	<p>耐震重要度 第1類</p> <p>耐震重要度が第1類である機器の閉じ込めの一次バウンダリを構成するインターロック機構の検出端、作動端</p>	-	添5-22
7-14	<p>耐震重要度 第2類</p> <p>UF<sub>6</sub>ガス漏えい時に局所排気中のUF<sub>6</sub>等の除去を行う設備</p>	19	添5-22

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-15	耐震重要度 第3類 インターロック機構の制御部（信号線含む）、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統	-	添 5-22

第八条（津波による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付

第九条（外部からの衝撃による損傷の防止） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-1	<p>(竜巻)</p> <p>竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう加工施設の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。</p>	24	-
9-2	<p>(凍結)</p> <p>凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。</p>	24	-
9-3	<p>(積雪)</p> <p>積雪について、加工施設は、約 60cm 相当の積雪に耐える実耐力を有し、(25)</p> <p>加工施設の建物の屋根構造は、折板屋根（鉄骨造の屋根）と鉄筋コンクリート屋根の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さいものの、水戸気象台が観測した最深積雪量を踏まえても、約 60cm の積雪に耐える実力を有する。(添 5-44)</p> <p>(火山灰)</p> <p>防護対象施設(核燃料物質を内包する建物)は、層厚 7cm(密度 1.7g/cm<sup>3</sup>)の水を吸って重くなった状態の降下火砕物による荷重に耐える実耐力を有する(25)</p> <p>加工施設の建物の主な屋根構造は、折板屋根（転換工場、成型工場、組立工場、除染・分析室、他）と鉄筋コンクリート屋根（加工棟、第 2 核燃料倉庫、第 3 核燃料倉庫、原料貯蔵所、シリンダ洗浄棟、他）の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さく、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>）で約 10cm（約 60cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm<sup>3</sup> では約 7cm に相当する。）また、鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>）で約 28cm（約 168cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm<sup>3</sup> では約 20cm に相当する。）(添 5-45)</p>	25	添 5-44, 添 5-45
9-4	<p>(落雷)</p> <p>落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。</p>	25	-
9-5	<p>(生物学的影響)</p> <p>生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。</p>	26	-
9-6	<p>(屋外危険物の火災・爆発)</p> <p>火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。</p>	27	-
9-7	<p>(電磁的障害)</p> <p>ラインフィルタ、絶縁回路等の設置によるサージノイズの侵入防止により電磁干渉や無線電波干渉等を防止する設計とする。</p>	28	-



No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-8	<p>(竜巻) 加工施設におけるウランを含有する全ての建物は F1 竜巻荷重により損傷しない設計とする(添5-32)</p> <p>F1 竜巻に対する安全設計としては、建物の外壁（開口部であるシャッタ等を含む）及び屋根は、F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、加工棟（連絡通路）、第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟（前室）、第3 廃棄物倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁（開口部であるシャッタ及び鉄扉を含む）及び屋根を補強する設計とする。第3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、原料貯蔵所、容器管理棟、第2 核燃料倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁の開口部であるシャッタ及び鉄扉のみを補強する設計とする。具体的に補強する部位を(添五)-第1-5 表に示す。(添5-32)</p>	-	添5-32
9-9	<p>(竜巻) 屋根が折板（カラー鉄板含む）及び高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）の建物（連絡通路、渡り廊下、前室含む）は、屋根全面の屋根取付け鉄骨トラスの補強及び強度の高い屋根材の取付け又は鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）屋根の一部を補強シート張りで補強する。鉄骨造（以下「S造」という。）建物の外壁は全面をサイディング（一部内側サイディングを含む。）で補強する。RC造建物の外壁は、強度が不足な一部を鉄板又は増厚で補強する。第3 廃棄物倉庫は除くシャッタは鉄扉化又は補強バーで補強する。</p>	-	添5-33
9-10	<p>(竜巻) 核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）で、屋根構造がRC造の建物は、F3 竜巻に対し、建物の外壁及び屋根が損傷しない設計とする。SRC造である成型工場、組立工場は外壁補強を行う。</p>	-	添5-33
9-11	<p>(竜巻) 核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、屋根構造がRC造以外の建物（第3 廃棄物倉庫は除く）は、F3 竜巻に対し、建物の屋根の損傷を前提とするが、外壁は損傷しない設計とする。S造である転換工場、第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所、除染室・分析室は、補強のためにサイディングを追設する。屋根の損傷を仮定した建物は、屋根の損傷箇所を経由する風の吹き込みに対して、建物内部の床、壁により、設備・機器を防御する設計とするか、屋根の損傷により設備・機器に直接風圧力が作用する場合は、それら設備・機器（排気ダクトは除く）を耐風圧設計とする。(添5-33)</p>	-	添5-33
9-12	<p>(竜巻) 第3 廃棄物倉庫を除く建物の開口部（シャッタ等）は鉄扉に変更する。</p>	-	添5-33
9-13	<p>(竜巻) 公道からの車両は、敷地境界の防護フェンスで防護する設計とする。(添5-34)</p> <p>車両の運動エネルギーを吸収することができるように防護フェンスを公道と接する敷地境界部に設置する。(添5-35)</p>	-	添5-34, 添5-35

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-14	(竜巻) 敷地外から飛来する軽トラック、プレハブ物置は建物で防護する設計とする。(添5-34) 民家の駐車場等から、防護フェンスを超えて飛来する車両については、飛来する車両の運動エネルギーに応じ、建物の外壁を補強することにより防護する。(添5-35)	-	添5-34, 添5-35
9-15	(竜巻) 風荷重により、屋根が損傷するおそれがある施設(転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所)は、建物内に設置される設備・機器等が建物外部へ飛散することを防止するため、建物の屋根下に飛散防止用防護ネットを設置する。	-	添5-34
9-16	(竜巻) UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器に対しては防護カバーを設置する。	-	添5-34
9-17	(竜巻) ウランを内包する設備・機器に対しては固縛等の補強を行う。	-	添5-34
9-18	(竜巻) 高性能エアフィルタ～排風機間の排気ダクトは、風圧力で飛散しないように、固定の補強を行う。	-	添5-34
9-19	(竜巻) 高性能エアフィルタは飛散防止のため、金属カバーで固定する。	-	添5-34
9-20	(竜巻) 竜巻の風圧力により屋根が損傷する場合は、飛散防止用防護ネットが飛来物の落下による運動エネルギーを吸収することで建物内部の設備・機器の損傷を防止する。	-	添5-35
9-21	(森林火災) 加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。	16	添5-47, 添5-48
9-22	(屋外危険物の火災・爆発) 灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)を更新して貯蔵量上限を9.5kℓから0.75kℓに縮小し、火災の影響を防止する。	-	添5-87
9-23	(屋外危険物の火災・爆発) LPガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。	-	添5-87
9-24	(屋外危険物の火災・爆発) 高圧ガス貯蔵所については、高圧ガス保安法に基づく障壁を、周囲を囲うように設置する。	-	添5-87

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-25	<p>(航空機落下)</p> <p>航空機の種類に関わらず係数<math>\alpha</math>を保守的に1と設定した上で、3工場(転換工場(第2核燃料倉庫、作業室(2))を含む。以下「転換工場等」という。)、成型工場、組立工場)それぞれについて評価を行った。その結果、航空機落下確率は、転換工場等は<math>5.1 \times 10^{-8}</math>回/年、成型工場及び組立工場は<math>4.4 \times 10^{-8}</math>回/年となった。また、有視界飛行方式民間航空機(小型)以外の航空機については、隣接する工場への落下が標的となる工場に影響を及ぼすと仮定して、1つの工場に落下した場合の標的面積を3つの工場の面積の総和として評価を行った。その結果、転換工場等は<math>9.6 \times 10^{-8}</math>回/年、成型工場及び組立工場は<math>9.3 \times 10^{-8}</math>回/年となり、いずれの場合も航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる<math>10^{-7}</math>回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。</p>	-	添 5-83
9-26	<p>(航空機落下火災)</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「附属書C 原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき、航空機落下確率が<math>1 \times 10^{-7}</math>回/年となる地点に墜落した場合を想定し、評価を実施した。評価対象施設は、建物及び加工工程の独立性を考慮し、核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。</p>	-	添 5-86

第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
10-1	不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。	29	-
10-2	管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。	29	-
10-3	加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。	29, 30	-

第十一条（溢水による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
11-1	溢水源となる配管に対し、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（150ガル＝0.15G）を検知した時点で、必要に応じて、供給を停止する設計とする。	28	添 5-89
11-2	第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。（28） 第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入出しない設計とする。（添 5-89）	28	添 5-89
11-3	被水又は没水により排気設備の機能を喪失しない設計とする。	28	添 5-89
11-4	臨界防止の観点から、核燃料物質を内包する設備・機器が、被水又は没水によって臨界とならない設計とする。	28	添 5-89
11-5	被水又は没水による設備・機器における電気火災の発生を防止する設計とする。	28	添 5-89
11-6	加工施設の扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様の設計とする。（28） 管理区域内の溢水の水位抑制のため、扉は水密性を有さない設計とする。（添 5-101）	28	添 5-101
11-7	臨界防止の観点から、減速度を管理するウランを内包する設備・機器は、被水防護処置を行う。 ・フードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添 5-99, 添 5-101
11-8	臨界防止の観点から、減速度を管理するウランを内包する設備・機器は、被水防護処置を行う。 ・ウラン粉末の気流輸送設備では、空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添 5-99, 添 5-101
11-9	被水による設備・機器の電気火災の発生を防止するため、配線用遮断器を設置する。（添 5-99） 被水による設備・機器における電気火災の発生を防止するため、被水防止カバーを設置するか、配線用遮断器を設置する設計とする。（添 5-101）	-	添 5-99, 添 5-101
11-10	(3)蒸気による影響評価 地震感知に連動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。（添 5-99） 蒸気配管からの蒸気漏えいに対しては、地震感知に連動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。（添 5-101）	-	添 5-99, 添 5-101
11-11	ウランを内包する設備・機器は、形状寸法又は質量を管理する設計でウランに水の浸入を考慮し最適減速状態を想定した設計とするか、ウランに水の浸入を想定しないウランの減速度を管理する設計とする。	-	添 5-100
11-12	ウランの減速度管理を適用する設備・機器は、ウランが被水しないよう設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う設計とし、没水による水の浸入を防止するため、空気取入れ口等の開口を水位より高くする設計とする。	-	添 5-100
11-13	核燃料物質の貯蔵室である第2核燃料倉庫、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)は、以下の設計とすることで溢水による水の浸入を想定しない。 ・部屋内に水配管等を設置しない設計 ・室外から水の浸入を防止する堰を設置する設計	-	添 5-100
11-14	第1種管理区域を境界とする区画を設定し、その境界の開口に対し、溢水高さにスロッシングによる水位変位を考慮した水位高さ以上の堰等を設置する設計	-	添 5-94, 添 5-100

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
11-15	排気設備（排風機、制御盤）は没水による影響を受けないよう、設備高さを没水許容高さより高くする設計とする。	-	添 5-100
11-16	使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。	-	添 5-100, 添 5-101, 添 5-102
11-17	防護区画内の堰内の必要な箇所に堰漏水検知警報設備を設置する。	-	添 5-101
11-18	工業用水、水道水、冷却水、純水及び空調用水の配管には、地震感知に連動して遮断弁が自動的に閉止又は送液ポンプが自動停止する設計とする。	-	添 5-101
11-19	遮断弁及びその周辺の配管は、1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる設計とする。	-	添 5-91, 添 5-101
11-20	排気設備（排風機、制御盤）は被水による影響を受けないよう防護対象又はその水配管等に被水防護カバーを設置するとともに、防護対象の配線等による開口部にシール処置する。	-	添 5-101
11-21	a. 防護区画設定の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉じ込めの安全機能として、第 1 種管理区域からの漏えい防止の観点で区画を設定する。</li> <li>・ 閉じ込めに関する防護対象設備として排気設備の有無の観点から区画を設定する。</li> <li>・ 閉じ込めの観点から、UF<sub>6</sub> を正圧で取り扱う転換工場原料倉庫を防護区画として設定する。</li> <li>・ 臨界防止の観点からウランの減速度を管理する設備・機器の設置の有無から区画を設定する。</li> <li>・ 上記何れにおいても溢水源の有無を考慮して防護区画を設定する。</li> <li>・ 溢水の影響を避けるため、扉部分に堰を設置する設計の区画は個別に防護区画を設定する。堰の設置例を（添五）-第 3 図に示す。</li> </ul>	-	添 5-92

第十二条（誤操作の防止） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
12-1	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。	30	-
12-2	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。	30	-
12-3	表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。	30	-
12-4	UF <sub>6</sub> 配管の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。	30	-

第十三条（安全避難通路等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
13-1	単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設ける設計とする。	30	添 5-115
13-2	非常用ディーゼル発電機から供給される非常用照明及び誘導灯を設置する設計とする。	30	添 5-115
13-3	人が常時立ち入る場所については、停電時に自動的にバッテリーに切り替わり、その機能を維持できるよう電力を供給するものを1個以上設置する設計とする。	31	添 5-115
13-4	非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	31	添 5-115



第十四条（安全機能を有する施設） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
14-1	水素ガスを使用する設備・機器の爆発の発生防止対策、クレーン等の落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。	29, 38	-
14-2	安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	38	-
14-3	核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。	38	-
14-4	安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	38	-
14-5	使用施設と共用する非常用ディーゼル発電機、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、廃棄物管理棟、分光分析室及び分析室（分析設備の一部、気体廃棄設備を含む。）は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。	38	-
14-6	機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部放出する可能性がある事象が発生した場合においても、公衆に著しい放射線被ばくを与えないよう、インターロック機構を設ける設計とする。	38	添 5-1, 添 5-2
14-7	インターロック機構は、損傷時の影響度に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。 UF <sub>6</sub> 漏えい検知、地震検知により動作するインターロック機構については、独立二系統とし、水素ガス漏えい検知により動作するインターロック機構については、複数の検出端を設置する設計とする。	3, 38	添 5-2
14-8	ユーティリティ（電源、バルブ作動用ガス）が喪失した場合においても、安全側に停止するフェールセーフとなる設計とする。	3	添 5-2

第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
15-1	<p>UF<sub>6</sub>の漏えいの検知に伴う遮断弁の閉止までの40秒間の漏えいとした。(241)</p> <p>漏えい検知してから遮断弁閉止までの40秒間の漏えいを仮定(添7-14)</p> <p>UF<sub>6</sub>シリンダ、脱着式UF<sub>6</sub>配管以外のUF<sub>6</sub>ガスを取り扱う設備・機器は、フードボックス内に設置する設計とし、2次バウンダリとして、局所排気系統に接続し、フードボックス内部を負圧に維持することにより、フードボックスで閉じ込める設計とする。(添7-7)</p> <p>フードボックスにはUF<sub>6</sub>の漏えい検知設備を設置し、漏えいの検知時に自動的に警報を発し、UF<sub>6</sub>の供給を停止するとともに、加熱を停止するインターロック機構を設置する設計とする。(添7-7)</p>	241	添7-14 添7-7
15-2	<p>UF<sub>6</sub>シリンダ及び脱着式UF<sub>6</sub>配管は、労働安全衛生法に基づく第1種圧力容器である蒸発器内に収納されており、蒸発器内でUF<sub>6</sub>が漏えいした場合は、漏えいを検知し、加熱蒸気供給弁及びドレン排出弁を自動で停止する。(添7-5)</p> <p>UF<sub>6</sub>シリンダ、脱着式UF<sub>6</sub>配管は蒸発器内部に設置することで、UF<sub>6</sub>ガスが漏えいした場合には蒸発器で閉じ込める設計とし、2次バウンダリとして耐圧・気密設計とする。(添7-7)</p>	-	添7-5 添7-7
15-3	<p>コールドトラップ等は第1種圧力容器として設計・管理することに加え、容器と遮断弁までの配管部分を強化する。</p>	-	添7-5
15-4	<p>ウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、排気系統により建物内部を負圧に維持することにより、建物からのウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8
15-5	<p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、閉じ込めバウンダリとして難燃性材料のパネルを使用している設備・機器において、火災の熱影響によりウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、室内排気系統により建物内部を負圧に維持することにより建物で閉じ込める設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8
15-6	<p>ウラン粉末を加圧で取り扱う設備・機器及びその配管を覆うフードボックス(配管カバーを含む)を局所排気系統により負圧に維持することで、ウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、局所排気系統に設置する二段の高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-7
15-7	<p>ロータリーキルンは、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構(破裂板)を備えており、ロータリーキルン内のウランは爆風圧力逃がし機構を通じて接続されている局所排気系統を介して建物外へ排気する設計とする。</p> <p>連続焼結炉は、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構(スイングドア)を備えており、連続焼結炉内のウランは爆風圧力逃がし機構を通じて室内へ飛散し、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8

第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
16-1	各工程におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける。	31, 150	-
16-2	貯蔵施設はウランの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。	31	-

第十七条（廃棄施設） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
17-1	通常時において、第1種管理区域からの排気を処理するため、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して高性能エアフィルタによって処理後、排気口から大気へ放出する設計とする。(31) 気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(添6-13)	31	添6-13
17-2	線量を合理的に達成できる限り低減するため、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)(以下「線量目標値に関する指針」という。)において定める線量目標値を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(31) 線量を合理的に達成できる限り低減するため、「線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆が受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(32)	31, 32	-
17-3	室内排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。なお、一部については高性能エアフィルタにより処理して部屋へ再循環する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	-
17-4	局所排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	-
17-5	局所排気設備のうちウランの排気系への移行率が高いと考えられる工程の排気系については、公衆が受ける線量を極力低くするため、高性能エアフィルタを2段設置する設計とする。	31	-
17-6	HFを含む気体廃棄物が高性能エアフィルタの性能に影響を与える事故時にはスクラバにより処理してから2の高性能エアフィルタ(後段は耐HF性)により処理して排出する設計とする。	31, 32	-
17-7	通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。	32	添6-17
17-8	液体廃棄物の廃棄設備である廃液貯槽、チェックタンクには、廃水のオーバーフローを防止するため液面高検知警報設備を設ける設計とする。	32	-
17-9	保管廃棄設備の廃液容器は漏えいのない構造とし、万一の漏えいに備えて受容器を設ける設計とする。	32	-
17-10	核燃料物質等を含まない流体を導く管であって、流体状の液体廃棄物を内包する容器、管等に内通するもののうち、液体廃棄物が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための止め弁、液封等を設ける設計とする。	32	-
17-11	放射性廃棄物を保管廃棄するために、除染設備、固体廃棄物処理設備及び必要な保管容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄設備を設ける設計とする。(32) 固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を2μSv/h以下となるよう配置する(237)	32, 237	添6-19

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
17-12	廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。	173	-
17-13	気体廃棄物の廃棄設備は、第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有するものとする。	172	-

第十八条（放射線管理施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
18-1	放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行うための設備・機器等を設ける。特に、管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視・管理するため、以下の放射線監視測定用設備、試料測定用設備等の設備・機器を設けるとともに、放射線防護用設備を備える。	32	-
18-2	放射線監視用測定設備として、エリアモニタ、エアスニファ、ダストモニタ、放射能測定装置（ $\alpha$ 、 $\beta$ 線用）、サーベイメータ（ $\alpha$ 、 $\beta$ （ $\gamma$ ）線用）の機器を設ける。	32	-
18-3	試料測定用設備として、ウラン及び放射性不純物を測定できる放射能測定装置（ $\alpha$ 、 $\beta$ 線用）の機器を設ける。	33	-
18-4	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。	33	-
18-5	放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	33, 235	添 6-3
18-6	退出管理用としてハンドフットモニタを設ける。	33	-
18-7	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。	33	-
18-8	除染用として、除染用具を設ける。	33	-
18-9	放射線業務従事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第 1 種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。(33) 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。(235)	33, 235	-
18-10	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	235	-
18-11	放射線監視のために、風向、風速、降雨量等の気象状況を測定記録するため気象観測用設備を設ける。	-	添 5-4 添 3-11 添 3-13

第十九条（監視設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
19-1	通常時において、加工施設より環境に放出される放射性物質の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とし、設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考とした設計とする。 以上のことを踏まえ通常時及び設計基準事故時に加工施設の放射性物質の濃度を監視・測定するため、ダストモニタを設置する設計とする。	33	-
19-2	加工施設内に放射性物質の濃度及び線量の監視設備を設置し、周辺監視区域境界付近に、事故時に加工施設から等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためモニタリングポストを1台設置する。	33	-
19-3	隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。	33	-
19-4	停電時の電源復旧までの電源を確保するため、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリーを有するものとする。	33	-
19-5	モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計とする。	33	-
19-6	工場棟の第1種管理区域の出入口近くに安全管理室を設け、この部屋にはダストモニタ及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合、関係管理者等に通報できる設備（放送設備、電話設備）を設ける。	34	-

第二十条（非常用電源設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
20-1	外部電源システムの機能喪失に対して、第1種管理区域の負圧を維持するための局所排気系統、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯の安全機能の確保を確実にを行うため、それらの設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性がある非常用電源設備として、2基（うち1基は予備）からなる非常用ディーゼル発電機（1式）を備えた設計とする。（34） 非常用ディーゼル発電機は、負荷容量に対して十分な容量を有する設計とし、機能及び信頼性を確保するために、予備機を設置する。また、外部電源システムの機能喪失時（以下「停電時」という。）から商用電源の復旧及び非常用ディーゼル発電機から商用電源への切替えまでの時間を考慮し、余裕をみて7日間継続運転が可能な燃料を確保する設計とする。（添5-113）	34	添5-113
20-2	上記のうち、放射線管理棟管理室に集中して設置している監視、警報、放送等の機能を備える設備には無停電電源装置（1式）を接続し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34	添5-114
20-3	各設備の設置場所が離れて点在している設備（モニタリングポスト、火災等の警報設備、通信連絡設備（無線式を除く）、一部の非常用照明及び誘導灯）は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34	添5-114
20-4	無線式の通信連絡設備（業務用無線設備等）は、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持できる設計とする。	34	添5-114
20-5	非常用電源設備である非常用ディーゼル発電機は、内燃機関を原動力とし所定の電圧を確立する能力を有する設計とする。	34	-
20-6	非常用ディーゼル発電機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の第52条に基づく使用施設（以下「使用施設」という。）と加工施設へ同時給電するのに十分な能力を有する設計とする。	34	-
20-7	その給電系統には過電流保護機構を設置し、共用によってその安全機能を失うことのない設計とする。	34	-



第二十一条（通信連絡設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
21-1	通信連絡設備は、設計基準事故時に事業所内の人に対し、退避に必要な指示等を行うための放送設備及び多様性を確保した電話設備（有線式及び無線式）並びに無線通信設備を設ける。	34	-
21-2	外部電源により動作する有線式の通信連絡設備は、非常用ディーゼル発電機に接続し、また無停電電源装置に接続又はバッテリーを設置することにより、外部電源喪失時でも通信連絡できる設計とする。	34	-
21-3	設計基準事故時に施設外の必要な場所と通信連絡できるよう多様性を確保した通信回線（固定式、携帯式）を設ける設計とし、通信回線は輻輳等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備及び輻輳等による制限を受けにくい衛星電話（固定式及び携帯式）及び携帯電話端末を備える。	35	-
21-4	通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する防災ルーム等に設置する。	35	-

第二十二條（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
22-1	設計基準を上回る地震力（静的地震力1G）を受けた場合に、UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う建物、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う建物が大規模な損壊に至らない、また、設備・機器が転倒しない等の設計をする。（247，添7-22）	247	添7-22
22-2	それら <sup>*</sup> による情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内のUF <sub>6</sub> 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。 （※）転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事象の状況を常に把握する。（人的対応）	247	添7-22
22-3	大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	248	添7-23
22-4	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。	253	-
22-5	事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や隔離配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	248	添7-22， 添7-23
22-6	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	250	-
22-7	事故対処時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。	250	-
22-8	事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。 なお、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとする。	251	-
22-9	核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、加工施設周辺への気体状のUF <sub>6</sub> 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。	253	-
22-10	防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。また万一、その緊急時対策室が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）も設定する。活動拠点を（添七）-第 $\alpha$ -8図に示す。	-	添7-25
22-11	UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を（添七）-第 $\alpha$ -4表に（資機材の保管場所を（添七）-第 $\alpha$ -9図に）、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に（添七）-第 $\alpha$ -5表に示す。	-	添7-25

その他基準規則以外関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
23-1	第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、第1汚染機材保管倉庫及び第2汚染機材保管倉庫を撤去する。	-	-
23-2	非常用ディーゼル発電機を設置する発電機室を新設する。	23, 83	-
23-3	放射線管理棟及び第1廃棄物処理所に前室を新設する。	23, 81	-
23-4	既設建物（転換工場、加工棟、第3核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟）の非管理区域である前室を第2種管理区域に変更する。	36, 37	-
23-5	気体廃棄設備(1)のスクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)は、アンモニアガス、ふっ素の除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	-
23-6	気体廃棄設備(1)の水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)及びアルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)は、排気中の硝酸(NO <sub>x</sub> 含む)除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	-
23-7	気体廃棄設備(1)の排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)及びコンデンサ(ウラン回収第1系列系統)は、排気冷却性能を有する設計とする。	70	-
23-8	気体廃棄設備(1)のスクラバ(ウラン回収第2系列系統)は、排気冷却及び耐食性能を有する設計とする。	71	-
23-9	気体廃棄設備(1)の排ガス分解装置は、排気中のアンモニアガスの除去性能を有する設計とする。	71	-
23-10	気体廃棄設備(1)のスクラバ(分析系統)は、試料乾燥装置排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(71) 気体廃棄設備(5)のスクラバ(局所排気系統)は、排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(73)	71, 73	-

表 2 事業許可との相違点リスト (1/6)

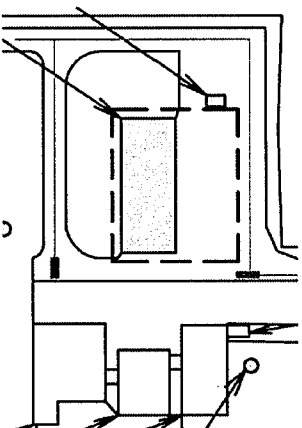
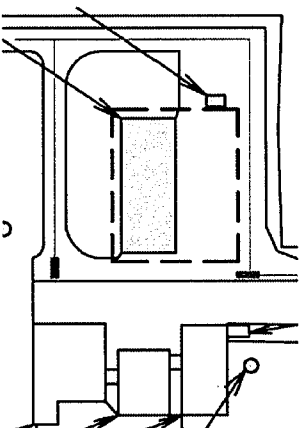
項目	事業許可	本申請
核燃料物質の臨界防止	<p>基本方針</p> <p>口、加工施設の一般構造</p> <p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>(2) 複数ユニットの臨界安全</p> <p>「ト」という。)は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ30.5cm以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を離す最大寸法と3.6mのうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。</p> <p>【P. 6】</p>	<p>詳細設計</p> <p>図 臨界管理上の領域区分</p> <p>資料 1 建</p> <p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>領域区分が干渉しないことは事業許可記載より次の2つの方法で説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨界隔壁による隔離 (4.2-建 1)</li> <li>・ 離隔距離による隔離 (4.2-設 6)</li> </ul> <p>各領域区分の隔離方法を資料 1 建 1 表に示す。第 3 核燃料倉庫 (1) 領域及び第 3 核燃料倉庫 (2) 領域が他領域と隔離されていることを確認した結果を添付説明書一連 1 で示す。</p> <p>添付説明書一連 1</p> <p>臨界管理上の領域間の中性子相互干渉に関する説明書 (基本方針書)</p> <p>7 まとめ</p> <p>第 3 核燃料倉庫 (1) 領域及び第 3 核燃料倉庫 (2) 領域について、他の領域との相互干渉を評価した。いずれの領域に対しても、臨界隔壁により隔離されているか、離隔距離により隔離されており、臨界安全評価を行う上で領域同士が相互干渉しない、あるいは相互干渉しても臨界安全であることを確認した。</p>
領域区分	<p>基本設計</p> <p>表 安全機能を有する施設の安全機能一覧 (抜粋)</p> <p>安全機能 (臨界防止)</p> <p>臨界隔壁</p> <p>臨界隔壁</p> <p>臨界隔壁</p> <p>臨界隔壁</p> <p>臨界隔壁</p> <p>臨界隔壁</p> <p>臨界隔壁</p> <p>臨界隔壁</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>No. 833 工場棟 (転換工場)</p> <p>837 工場棟 (成型工場)</p> <p>841 工場棟 (組立工場)</p> <p>844 加工棟 (成型工場)</p> <p>851 付属建物 (除染室・分析室)</p> <p>855 付属建物 (第 2 核燃料倉庫)</p> <p>858 付属建物 (第 3 核燃料倉庫)</p> <p>861 付属建物 (原料貯蔵所)</p> <p>873 付属建物 (シリンドラ洗浄棟)</p> <p>【P. 79~81】</p> <p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>二、臨界安全設計</p> <p>(ロ) 複数ユニットの臨界安全</p> <p>各施設における複数ユニットの核的に安全な配置を決定するために、臨界安全上の領域区分を行い (添五) - 第 2-10 図に示す。</p> <p>次に、領域ごとに各施設の複数ユニットの核的安全設計について述べる。なお、単一ユニットの核的制限値に加え、容器の取納量、ウランの減速度等の制約が必要な場合、複数ユニットの核的制限値として管理する。</p> <p>【P. (添五) -13】</p>	<p>事業許可との整合性</p> <p>事業許可で示した領域間の相互干渉を防止する設計を、以下に示すとおり変更した。</p> <p>一 領域間の相互干渉の防止を臨界隔壁による隔離としていたが、領域同士を必要距離以上離すか臨界隔壁を設ける、あるいはその両方で領域間の相互干渉を防止する設計に変更する。</p> <p>領域間の相互干渉を防止する設計を変更したが、変更後の設計は事業許可の基本方針で領域間の相互干渉を防止する設計のひとつとして盛り込んでおり、事業許可と整合している。</p>
領域区分	<p>第 2-10 図 (添五) - 第 2-10 図 臨界管理上の領域区分</p> <p>【P. (添五) -174】</p>	<p>第 2-10 図 (添五) - 第 2-10 図 臨界管理上の領域区分</p> <p>【P. (添五) -174】</p>

表 2 事業許可との相違点リスト (2/6)

項目	事業許可	本申請	事業許可との整合性
<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>核燃料物質の状態</p>	<p><b>基本方針</b></p> <p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>(1) 単一ユニットの臨界安全</p> <p>安全機能を有する施設は、核燃料物質の取り扱いは上の一つの単位を単一ユニットとし、核的制限値を設定し、核的制限値を有する施設である各機器における単一ユニットの核的制限値は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要なユニット：クレーン</li> <li>・ 核燃料物質の状態 UO2、U308粉末</li> <li>・ 核的制限値                     <ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5%以下</li> <li>減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%)以下</li> </ul> </li> <li>積載数 輸送容器、内容器1以下</li> <li>他社併3容器以下</li> </ul> <p>[P. 3]</p>	<p><b>基本設計</b></p> <p>二、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(4) 主要な核的制限値</p> <p>臨界管理を行う核燃料物質は濃縮度5%以下の濃縮ウランとし、安全機能を有する施設である各機器における単一ユニットの核的制限値は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要なユニット：クレーン</li> <li>・ 核燃料物質の状態 UO2、U308粉末</li> <li>・ 核的制限値                     <ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5%以下</li> <li>減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%)以下</li> </ul> </li> <li>積載数 輸送容器、内容器1以下</li> <li>他社併3容器以下</li> </ul> <p>[P. 160]</p>	<p><b>詳細設計</b></p> <p>別添 I 設計及び工事の方法</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>表へ設けたクレーン(第3核燃料倉庫)</p> <p>一般仕様</p> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> <p>UO2 粉末、U308 粉末、UO2 ペレット</p>
		<p><b>本申請</b></p> <p>事業許可で示した核燃料物質の臨界防止に関する設計を以下の理由により変更した。</p> <p>一 第3核燃料倉庫に設置するクレーンに関して、取り扱う核燃料物質の状態をUO2粉末、U308粉末から、UO2粉末、U308粉末、UO2ペレットに変更した。</p> <p>第3核燃料倉庫のクレーンはUO2ペレットを取り扱う可能性があることから、取り扱う核燃料物質の状態を変更した。臨界防止の評価は、UO2ペレットを取り扱う状態で評価していることから設計変更によって臨界評価に与える影響はない。</p>	<p><b>事業許可との整合性</b></p>

【凡例】  
 ・ 下線：要点箇所  
 ・ 赤字：変更点

表2 事業許可との相違点リスト (3/6)

項目	事業許可	本申請
<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>基本方針                      □ 加工施設の一般構造                      (ト) その他の主要な構造                      e. 敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発                      敷地内に設置されているA 重油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(1)、灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)及び(3) 液化プロパンガスを取り扱う高圧ガス製造所、北アンモニアを貯蔵するLP ガス供給設備、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所及びそれらの輸送車両を選定し、火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。                      [P. 27]</p>	<p>基本設計                      (添五) 別添り-18 図4                      A 重油・灯油・液化アンモニア・LP ガス輸送車両容量制限及びび構内運搬経路図                      [P. (添五) 一475]                      第1 廃棄物処理所周辺における灯油用タンクローリーの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す                      (黄色線が、灯油用タンクローリーの移動経路)</p> 
	<p>基本設計                      (添五) 別添り-18 図4                      A 重油・灯油・液化アンモニア・LP ガス輸送車両容量制限及びび構内運搬経路図                      [P. (添五) 一475]                      第1 廃棄物処理所周辺における灯油用タンクローリーの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す                      (黄色線が、灯油用タンクローリーの移動経路)</p> 	<p>詳細設計                      添説建5-2 図 A 重油用タンクローリー、灯油用タンクローリーの移動経路と各建物との位置関係説明図                      第1 廃棄物処理所周辺における灯油用タンクローリーの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す                      (棕色線が、灯油用タンクローリーの移動経路)</p> 
		<p>事業許可との整合性                      第1 廃棄物処理所の外部からの衝撃による損傷の防止に関する詳細設計において、以下の理由により変更した。                      一 第1 廃棄物処理所の屋外にある排気処理設備(但し、ウランは取り扱わない)であるスクラハに対して、火災源となる輸送車両が近接し、火災影響を受けないようにするために、迂回する運搬経路に変更した。                      火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物から離隔する運搬経路に変更することから、外壁が損傷しない設計となり、事業許可と整合している。                      * : 原規規発第2102254号にて認可済み。</p>

[内訳]  
 ・下線：要点箇所  
 ・青字：変更点

表2 事業許可との相違点リスト (4/6)

項目	事業許可	本申請
<p>内部溢水 に対する 安全設計 (溢水防護 区画)</p>	<p>基本方針 (4) 溢水防護区画の設定 a. 防護区画設定の基本方針 ・閉じ込めの安全機能として、第1種管理 区域からの漏えい防止の観点で区画を設 定する。 ・閉じ込めに関する防護対象設備として排 気設備の有無の観点から区画を設定す る。 ・閉じ込めの観点から、UF6を正圧で取り 扱う転換工場原料倉庫を防護区画として 設定する。 ・臨界防止の観点からウランの減速度を管 理する設備・機器の設置の有無から区画 を設定する。 ・上記何れにおいても溢水源の有無を考慮 して防護区画を設定する。層部分に堰を 設置する設計の区画は個別に防護区画を 設定する。堰の設置例を(添五)-第9-3 図に示す。 【P.(添五)-92】</p>	<p>基本設計 (添五)-第9-4 図 (4/4) 溢水源を考慮する部屋 と防護区画 【P.(添五)-203】</p>
	<p>詳細設計 図9非-5-1 溢水防護区画</p>	<p>事業許可との整合性 事業許可で示した溢水防護区画を、以下の理由により変更した。 一 建物を溢水を閉じ込める設計となっているが、溢水源があるこ とを踏まえ第3核燃料倉庫1階を溢水防護区画として設定した。  閉じ込めの安全機能として、第1種管理区域からの漏えい防止の観 点で区画を設定しており、事業許可と整合している。</p>

【凡例】  
・ 黒点：事業箇所  
・ 下線：変更点  
・ 赤字：備考

表 2 專業許可との相違点リスト (5/6)

項目	專業許可	本申請
<p>消火設備</p> <p>基本方針</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。屋外消火栓は、消防法施行令第19条により、建物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となる様に設ける。防火水槽は、消防法施行令より、水平距離100m半徑内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。屋外消火栓及び防火水槽の配置図を【別添7-5】に示す。 【P. (添五)-50】</li> </ul>	<p>基本設計</p> <p>詳細設計</p>	<p>專業許可との整合性</p> <p>專業許可で示した防火水槽設置位置を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火水槽設置位置を変更した。</li> </ul> <p>防火水槽の設置位置を変更したが、消防法施行令の一機規制による対象建築物である転換工場、成型工場、組立工場、容器管理棟、放射線管理棟は水平距離100m半徑内に含まれており、專業許可と整合している。</p>

【凡例】  
 ・ 下線：変更箇所  
 ・ 赤字：既設品



表 2 事業許可との相違点リスト (6/6)

項目	事業許可	本申請
<p>消火設備</p> <p>基本方針 初期消火を迅速かつ確実に行うために、消火法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。【P.(添五)-50】</p>	<p>基本設計</p> <p>詳細設計</p>	<p>事業許可との整合性</p> <p>事業許可で示した消火器の本数を以下の理由で増設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種管理区域と非管理区域の境界である第2種管理区域の前室に消火器を設置。</li> </ul> <p>事業許可に記載した、消防法第17条1項に基づいて定めた消火器の本数(能力単位)、消防法施行規則第6条6項に基づいて定めた消火器の配置は、所轄消防の検査を受け許可しており、消防法上は前室に消火器を設置する必要はありません。ただし、万一第2種管理区域内で火災が発生した場合に第2種管理区域内で初期消火を行うことができると、消火器を設置するものであり、事業許可と整合している。</p>

表3-1 設工認申請対象の申請状況(1/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[1]	蒸発器〔脱着式UF <sub>6</sub> 配管、UF <sub>6</sub> 配管系統、加熱水蒸気配管系統、ドレン水配管系統、窒素ガス配管系統を含む〕	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造				3	○	○	○			
		原料倉庫地下ビット	変更なし				3	○					
[2]	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造					○					
[3]	IL：シリンダ過加熱防止インターロック	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造					○	○				
[4]	IL：シリンダ圧力高インターロック								○	○			
[5]	IL：UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(電導度)インターロック									○	○		
[6]	IL：地震インターロック(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小))									○	○		
[7]	IL：シリンダ取外しインターロック									○	○		
[8]	フードボックス[コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽]			UF <sub>6</sub> フードボックス	改造					○	○		
[9]	IL：UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(HF検知)インターロック										○	○	
[10]	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(フードボックス内)									○	○		
[11]	防護カバー[蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽、フードボックス]	UF <sub>6</sub> 防護カバー	新設					○	○				
[12]	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(防護カバー内)								○	○			
[13]	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(防護カバー外)									○	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(2/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{14}	コールドトラップ (UF <sub>6</sub> 配管系統、窒素ガス配管系統を含む)	コールドトラップ(1) コールドトラップ(2)	改造				3	○	○	○	
{15}	IL:コールドトラップ温度高インターロック									○	○
{16}	IL:コールドトラップ圧力高インターロック									○	○
{17}	コールドトラップ (小) (UF <sub>6</sub> 配管系統、真空配管系統、窒素ガス配管系統を含む)	コールドトラップ(小)(1) コールドトラップ(小)(2)	改造				3	○	○	○	
{18}	IL:コールドトラップ (小) 温度高インターロック									○	○
{19}	IL:コールドトラップ (小) 圧力高インターロック									○	○
{20}	IL:コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロック									○	○
{21}	加水分解装置 (エジェクタ) (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造				3	○	○		
{22}	循環貯槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)								3	○	○
{23}	堰 (循環貯槽)	堰 (循環貯槽)	新設						○	○	○
{24}	堰漏水検知警報設備									○	○
{25}	IL:液貯槽ポンプ停止インターロック	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造						○	○	
{26}	IL:循環貯槽液位高インターロック									○	○
{27}	IL:循環貯槽液位低インターロック									○	○
{28}	熱交換器	熱交換器 (循環貯槽) (1) 熱交換器 (循環貯槽) (2)	改造				3	○	○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(3/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[29]	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造				3		○	○	
[30]	熱交換器	熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	改造				3		○	○	
[31]	堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)<UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽>	堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	新設						○	○	
[32]	堰漏水検知警報設備								○		
[33]	飛散防止カバー<UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽>	飛散防止カバー(1) 飛散防止カバー(2)	新設						○		
[34]	I L : UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽液位高インターロック	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造						○		
[35]	液受槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	液受槽(1) 液受槽(2)	改造				3		○	○	
[36]	I L : 液受槽液位高インターロック								○		
[37]	調液貯槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造				3		○	○	
[38]	熱交換器	熱交換器 (調液貯槽)(1) 熱交換器 (調液貯槽)(2)	改造				3		○	○	
[39]	I L : 調液貯槽液位高インターロック	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造						○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(4/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[40]	沈殿槽【ウラン配管系統を含む】	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B 沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造				3		○	○	
[41]	堰(液貯槽)＜沈殿槽、熟成槽、遠心分離機(固液分離用)、ろ液分離槽、仕上げる過機、濃縮液受槽、清澄液受槽、再生液貯槽、洗浄液受槽＞	堰(液貯槽)(1) 堰(液貯槽)(2)	新設						○	○	
[42]	堰漏水検知警報設備								○		
[43]	IL：沈殿槽液位高インターロック	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B	改造						○		
[44]	IL：沈殿槽流量比インターロック	沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造						○		
[45]	熟成槽【ウラン配管系統、水配管系統を含む】	熟成槽(1)-A 熟成槽(1)-B 熟成槽(1)-C 熟成槽(1)-D 熟成槽(1)-E	改造				3		○	○	
[46]	IL：熟成槽液位高インターロック	熟成槽(2)-A 熟成槽(2)-B 熟成槽(2)-C 熟成槽(2)-D 熟成槽(2)-E							○		
[47]	遠心分離機(洗浄用)【ADUスラリー配管系統、洗浄ろ液配管系統、水配管系統を含む】	遠心分離機(洗浄用)(1) 遠心分離機(洗浄用)(2)	改造				3		○	○	
[48]	堰(洗浄槽)＜遠心分離機(洗浄用)、洗浄槽、洗浄ろ液分離槽＞	堰(洗浄槽)	新設						○	○	
[49]	堰漏水検知警報設備								○		
[50]	洗浄槽【ADUスラリー配管系統、水配管系統を含む】	洗浄槽(1)-A 洗浄槽(1)-B 洗浄槽(1)-C 洗浄槽(1)-D	改造				3		○	○	
[51]	IL：洗浄槽液位高インターロック	洗浄槽(2)-A 洗浄槽(2)-B 洗浄槽(2)-C 洗浄槽(2)-D							○		
[52]	洗浄ろ液分離槽【洗浄ろ液配管系統を含む】	洗浄ろ液分離槽(1) 洗浄ろ液分離槽(2)	改造				3		○	○	
[53]	IL：洗浄ろ液分離槽液位高インターロック								○		
[54]	遠心分離機(固液分離用)【ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統、水配管系統を含む】	遠心分離機(固液分離用)(1) 遠心分離機(固液分離用)(2)	改造				3		○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(5/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[55]	ろ液分離槽〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液分離槽(1)-A	改造				3		○	○	
[56]		ろ液分離槽(2)-A ろ液分離槽(1)-B ろ液分離槽(2)-B		IL:ろ液分離槽液位高インターロック						○	
[57]	仕上げる過機〔濃縮液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統を含む〕	仕上げる過機(1)	改造				3		○	○	
[58]		仕上げる過機(2)		ろ過器(転換工程)(1)-A ろ過器(転換工程)(1)-B ろ過器(転換工程)(2)-A ろ過器(転換工程)(2)-B						○	○
[59]	IL:仕上げる過機異常インターロック	仕上げる過機(1) 仕上げる過機(2)							○		
[60]	濃縮液受槽〔濃縮液配管系統を含む〕	濃縮液受槽(1)	改造				3		○	○	
[61]		濃縮液受槽(2)		IL:濃縮液受槽液位高インターロック						○	
[62]	清澄液受槽〔清澄液配管系統を含む〕	清澄液受槽(1)-A	改造				3		○	○	
[63]		清澄液受槽(2)-A 清澄液受槽(1)-B 清澄液受槽(2)-B		IL:清澄液受槽液位高インターロック						○	
[64]		清澄液受槽(1)-C 清澄液受槽(2)-C		IL:清澄液受槽pH異常インターロック						○	
[65]	再生液貯槽〔再生液配管系統を含む〕	再生液貯槽(1)-A	改造				3		○	○	
[66]		再生液貯槽(2)-A 再生液貯槽(1)-B 再生液貯槽(2)-B 再生液貯槽(1)-C 再生液貯槽(2)-C		IL:再生液貯槽液位高インターロック						○	
[67]	洗浄液受槽〔洗浄液配管系統を含む〕	洗浄液受槽(1)	改造				3		○	○	
[68]		洗浄液受槽(2)		IL:洗浄液受槽液位高インターロック						○	
[69]	金属容器(溶液・スラリー)	金属容器(溶液・スラリー)	改造						○	○	
[70]	金属容器(溶液・スラリー)用台車	金属容器(溶液・スラリー)用台車	変更なし						○	○	
[71]	予備成型乾燥機〔排気配管系統を含む〕	予備成型乾燥機(1) 予備成型乾燥機(2)	改造				3		○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(6/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[72]	乾燥機（排気配管システムを含む）	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造				3		○	○	
[73]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス(1)-A 粉末回収ボックス(2)-A 粉末回収ボックス(1)-B 粉末回収ボックス(2)-B 粉末回収ボックス(1)-C 粉末回収ボックス(2)-C	改造				3		○	○	
[74]	IL：乾燥機ベルト駆動停止インターロック	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造						○		
[75]	IL：乾燥機ADU厚み異常インターロック									○	
[76]	IL：乾燥機温度高インターロック									○	
[77]	IL：乾燥機運転制御機構									○	
[78]	ADUスクラバ（スクラバ液配管システムを含む）	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造				3		○	○	
[79]	堰（ADUスクラバ）	堰（ADUスクラバ）(1) 堰（ADUスクラバ）(2)	改造						○	○	
[80]	堰漏水検知警報設備									○	
[81]	IL：ADUスクラバ液位高インターロック	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造						○		
[82]	ADUスクラバポンプ停止警報設備									○	
[83]	ADUブロータンク（ADU輸送配管システムを含む）	ADUブロータンク(1) ADUブロータンク(2)	改造				3		○	○	
[84]	ADU受けホッパ（ADU配管システムを含む）	ADU受けホッパ(1) ADU受けホッパ(2)	改造				3		○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(7/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[85]	A DUバグフィルタ (A DU配管系統、排気配管系統を含む)	A DUバグフィルタ(1) A DUバグフィルタ(2)	改造				3		○	○	
[86]	フードボックス(A DUバグフィルタ)		改造						○		
[87]	A DUバックアップフィルタ	A DUバックアップフィルタ(1) A DUバックアップフィルタ(2)	改造				3		○	○	
[88]	リサイクル粉搬送装置	リサイクル粉搬送装置(1) リサイクル粉搬送装置(2)	改造 変更なし				3		○	○	
[89]	リサイクル粉投入ボックス (リサイクル粉末配管系統を含む)	リサイクル粉投入ボックス(1) リサイクル粉投入ボックス(2)	改造						○	○	
[90]	リサイクル粉受けホッパ (リサイクル粉末配管系統を含む)	リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	改造				3		○	○	
[91]	スクリーフィーダ								○	○	
[92]	ポリューマ (粉末配管系統を含む)	ポリューマ(1) ポリューマ(2)	改造				3		○	○	
[93]	スクリーフィーダ								○	○	



表3-1 設工認申請対象の申請状況(8/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{94}	ロータリーキルン (UO <sub>2</sub> 粉末配管系統、水素配管系統、窒素ガス配管系統、排ガス配管系統、水封ポットを含む)	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○	○	
{95}	ダストチャンバ	ダストチャンバ(1) ダストチャンバ(2)	変更なし						○	○	
{96}	フードボックス(ロータリーキルン)[ロータリーキルン、UO <sub>2</sub> プロータンク]	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○		
{97}	ガスヒータ	ガスヒータ(1) ガスヒータ(2)	改造				3		○		
{98}	IL:ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック								○		
{99}	爆発圧力逃し機構								○		
{100}	IL:ロータリーキルン温度低インターロック								○		
{101}	IL:ロータリーキルン炉内圧力低インターロック								○		
{102}	IL:燃焼チャンバ失火インターロック	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造						○		
{103}	IL:ロータリーキルン過加熱防止インターロック								○		
{104}	IL:水素漏えい検知インターロック								○		
{105}	IL:地震インターロック								○		
{106}	UO <sub>2</sub> プロータンク (UO <sub>2</sub> 輸送配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> プロータンク(1) UO <sub>2</sub> プロータンク(2)	改造				3	○	○	○	
{107}	UO <sub>2</sub> フィルタ (UO <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> フィルタ(1) UO <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造				3	○	○	○	
{108}	UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ	UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ(1) UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ(2)	改造				3	○	○	○	
{109}	フードボックス(UO <sub>2</sub> フィルタ)	UO <sub>2</sub> フィルタ(1) UO <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造					○	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(9/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[110]	UO <sub>2</sub> 受けホッパ (UO <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> 受けホッパ(1) UO <sub>2</sub> 受けホッパ(2)	改造				3	○	○	○		
[111]	フードボックス(UO <sub>2</sub> 受けホッパ)									○	○	
[112]	粉碎機 (UO <sub>2</sub> 配管系統を含む)	粉碎機(1) 粉碎機(2)	改造				3	○	○	○		
[113]	粉碎機バグフィルタ									○	○	○
[114]	フードボックス(粉碎機)									○	○	
[115]	充填装置 (UO <sub>2</sub> 配管系統を含む)	充填装置(1) 充填装置(2)	改造				3	○	○	○		
[116]	フードボックス(充填装置)									○	○	
[117]	大型混合装置	大型混合装置	改造			3			○	○		
[118]	サンブラ (酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○	○		
[119]	バックアップフィルタ(サンブラ)	バックアップフィルタ(サンブラ)	改造						○	○		
[120]	抜き出しボックス	抜き出しボックス(1) 抜き出しボックス(2)	変更なし						○			
[121]	フードボックス(サンブラ)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○	○		
[122]	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)	改造						○	○		
[123]	サンプリング台	サンプリング台	改造						○	○		
[124]	粉碎機 (酸化ウラン輸送配管系統を含む)	粉碎機	改造				3		○	○		
[125]	フードボックス(粉碎機)									○	○	
[126]	バグフィルタ									○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(10/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[127]	粉末輸送装置②〔酸化ウラン配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置②	改造							○	○	
[128]	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ (粉末輸送装置②)	改造							○	○	
[129]	フードボックス(粉末輸送装置②)	粉末輸送装置②	改造							○		
[130]	粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	改造				3			○	○	
[131]	粉末抜き出しボックス〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	粉末抜き出しボックス	改造				3			○	○	
[132]	濃縮度混合工程用クレーン	濃縮度混合工程用クレーン	改造							○	○	
[133]	粉末輸送装置①ホッパ部①〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部①	改造				3			○	○	
[134]	フードボックス(混合装置)[粉末輸送装置①ホッパ部①、バグフィルタ (粉末輸送装置①)、混合装置]									○		
[135]	バグフィルタ(粉末輸送装置①)〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	バグフィルタ (粉末輸送装置①)	改造							○	○	
[136]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造							○	○	
[137]	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ (粉末輸送装置①)	改造				3			○	○	
[138]	混合装置	混合装置	改造							○	○	
[139]	粉末梱包機	粉末梱包機	改造				3			○	○	
[140]	フードボックス(粉末梱包機)									○		
[141]	充填装置	充填装置	改造				3			○	○	
[142]	フードボックス(充填装置)									○		
[143]	粉末輸送装置①ホッパ部②〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部②	改造							○	○	
[144]	フードボックス (粉末輸送装置①ホッパ部②)									○		
[145]	粗成型用プレス	粗成型用プレス	改造				3			○	○	
[146]	フードボックス (粗成型用プレス)									○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(11/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[147]	スラグコンベア	スラグコンベア	改造						○	○	
[148]	粉末集塵装置〔排気配管系統を含む〕	粉末集塵装置	改造				3		○	○	
[149]	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	バックアップフィルタ (粉末集塵装置)	改造						○	○	
[150]	造粒機〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	造粒機	改造						○	○	
[151]	フードボックス (造粒機)									○	
[152]	篩分機									○	○
[153]	オーバーサイズ粉受器									○	○
[154]	アンダーサイズ粉受器〔フードボックスを含む〕	アンダーサイズ粉受器	改造						○	○	
[155]	小分け装置	小分け装置	変更なし						○	○	
[156]	フードボックス (小分け装置)									○	○
[157]	リフタ	リフタ	改造				3		○	○	
[158]	原料フードボックス〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	原料フードボックス	改造				3		○	○	
[159]	粉末フィーダ									○	○
[160]	IL:原料フードボックス質量高インターロック										○
[161]	溶解槽〔溶解液配管系統、排気配管系統を含む〕	溶解槽	改造				3		○	○	
[162]	堰(ウラン回収第1系列)<溶解槽、遠心ろ過機、沈殿槽、遠心分離機、乾燥機、ろ液受槽(1)、pH調整槽、ろ過機(廃液用)、ろ液受槽(2)>	堰 (ウラン回収第1系列)	新設						○	○	
[163]	堰漏水検知警報設備									○	
[164]	IL:溶解槽比重高インターロック	溶解槽	改造						○		
[165]	IL:溶解槽液位高インターロック									○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(12/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[166]	遠心ろ過機〔硝酸ウランル配管系統、排気配管系統を含む〕	遠心ろ過機	改造				3		○	○	
[167]	溶解液受槽	溶解液受槽	改造				3		○	○	
[168]	IL：溶解液受槽液位高インターロック								○		
[169]	ろ過器（1）	ろ過器（1）-A ろ過器（1）-B	変更なし						○	○	
[170]	沈殿槽〔過酸化ウランスラリ配管系統を含む〕	沈殿槽	改造				3		○	○	
[171]	IL：沈殿槽液位高インターロック								○		
[172]	遠心分離機〔過酸化ウランケーキ配管系統、ろ液配管系統を含む〕	遠心分離機	改造				3		○	○	
[173]	IL：遠心分離機異常インターロック								○		
[174]	乾燥機〔洗浄液配管系統、乾燥トレイを含む〕	乾燥機	改造				3		○	○	
[175]	洗浄液受けポット	洗浄液受けポット	改造						○	○	
[176]	IL：洗浄液受けポット液位高インターロック								○		
[177]	ろ液受槽（1）〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液受槽(1)	改造				3		○	○	
[178]	ろ過器（2）	ろ過器(2)	変更なし				3		○	○	
[179]	IL：ろ液受槽（1）液位高インターロック	ろ液受槽(1)	改造						○		
[180]	箱形乾燥機〔乾燥トレイを含む〕	箱形乾燥機(1) 箱形乾燥機(2)	改造						○	○	
[181]	乾燥トレイ用台車	乾燥トレイ用台車(1) 乾燥トレイ用台車(2)	変更なし						○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(13/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{182}	明け替えフードボックス①〔気送配管系統、排気配管系統、粉末配管系統を含む〕	明け替えフードボックス①	改造				3		○	○	
{183}	ホッパ								○	○	
{184}	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	バックアップフィルタ (明け替えフードボックス①)	改造						○	○	
{185}	明け替えフードボックス②	明け替えフードボックス②	改造						○	○	
{186}	pH調整槽〔ADUスラリ配管系統を含む〕	pH調整槽(1) pH調整槽(2)	改造				3		○	○	
{187}	IL：pH調整槽液位高インターロック								○		
{188}	ろ過機(廃液用)〔ろ液配管系統、水配管系統、圧縮空気配管系統を含む〕	ろ過器(廃液用)	改造				3		○	○	
{189}	ろ過器(3)	ろ過器(3)	新設						○	○	
{190}	ろ液受槽(2)〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液受槽(2)	改造				3		○	○	
{191}	IL：ろ液受槽(2)pH異常インターロック								○		
{192}	液位高警報設備								○		
{193}	解砕機〔気送配管系統を含む〕	解砕機	改造				3		○	○	
{194}	解砕機フードボックス								○	○	
{195}	輸送装置〔ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	輸送装置	改造				3		○	○	
{196}	バックアップフィルタ(輸送装置)	バックアップフィルタ (輸送装置)	改造						○	○	
{197}	フードボックス(仮焼炉)[輸送装置、仮焼炉]	輸送装置	改造						○		
{198}	仮焼炉〔ウラン粉末配管系統、排気配管系統、循環液配管系統を含む〕	仮焼炉	改造				3		○	○	
{199}	IL：仮焼炉温度高インターロック								○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(14/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[200]	粉末受けホッパ【ウラン粉末配管システムを含む】	粉末受けホッパ	改造				3		○	○	
[201]	充填ボックス									○	○
[202]	イオン交換装置（吸着塔）【廃液配管システム、乾燥空気配管システム、水配管システムを含む】	イオン交換装置（吸着塔）(1)～(12)	改造			3			○	○	
[203]	堰（ウラン回収第2系列-1）	堰（ウラン回収第2系列-1）	新設						○	○	
[204]	堰漏水検知警報設備									○	
[205]	フードボックス（イオン交換装置）	イオン交換装置（吸着塔）(1)～(12)	改造			3			○	○	
[206]	酸洗装置【硝酸ウラニル配管システムを含む】	酸洗装置	改造			3			○	○	
[207]	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3			○	○	
[208]	IL：オーバーフロー液受槽液位高インターロック									○	
[209]	堰（ウラン回収第2系列-2）＜酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽＞	堰（ウラン回収第2系列-2）	新設						○	○	
[210]	堰漏水検知警報設備									○	
[211]	投入ボックス【粉末配管システムを含む】	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3			○	○	
[212]	溶出槽【硝酸ウラニル配管システム、乾燥空気配管システムを含む】	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3			○	○	
[213]	拔出ボックス	拔出ボックス(1) 拔出ボックス(2)	変更なし			3			○	○	
[214]	中間槽【硝酸ウラニル配管システム、乾燥排気配管システムを含む】	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3			○	○	
[215]	ろ過器	ろ過器（中間槽）(1) ろ過器（中間槽）(2)	変更なし			3			○	○	
[216]	IL：中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造						○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(15/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[217]	溶出液受槽〔溶出液配管系統を含む〕	溶出液受槽(1) 溶出液受槽(2) 溶出液受槽(3)	改造			3			○	○	
[218]	IL：溶出液受槽液位高インターロック								○		
[219]	リサイクル液受槽〔リサイクル液配管系統を含む〕	リサイクル液受槽(1) リサイクル液受槽(2) リサイクル液受槽(3)	改造			3			○	○	
[220]	IL：リサイクル液受槽液位高インターロック								○		
[221]	洗浄液受槽〔洗浄液配管系統を含む〕	洗浄液受槽(1) 洗浄液受槽(2)	改造			3			○	○	
[222]	IL：洗浄液受槽液位高インターロック								○		
[223]	沈殿槽〔ADUスラリ配管系統を含む〕	沈殿槽(1) 沈殿槽(2)	改造			3			○	○	
[224]	IL：沈殿槽液位高インターロック								○		
[225]	遠心分離機〔ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統を含む〕	遠心分離機	改造			3			○	○	
[226]	IL：遠心分離機異常インターロック								○		
[227]	ろ液受槽〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液受槽	改造			3			○	○	
[228]	仕上ろ過器	仕上ろ過器	変更なし			3			○	○	
[229]	IL：ろ液受槽 pH異常インターロック								○		
[230]	IL：ろ液受槽液位高インターロック	ろ液受槽	改造						○		
[231]	清澄液受槽〔清澄液配管系統を含む〕	清澄液受槽	改造			3			○	○	
[232]	液位高警報設備								○		
[233]	乾燥機〔ADU粉末配管系統、乾燥空気配管系統、乾燥排気配管系統、凝縮液配管系統を含む〕	乾燥機	改造			3			○	○	
[234]	乾燥排気フィルタ	乾燥排気フィルタ	変更なし			3			○	○	



表3-1 設工認申請対象の申請状況(16/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[235]	ADU受ホッパ〔ADU配管系統を含む〕	ADU受ホッパ	改造			3			○	○	
[236]	ADU抜出ボックス	ADU抜出ボックス	変更なし			3			○	○	
[237]	粉碎機	粉碎機	改造			3			○	○	
[238]	フードボックス(粉碎機)						3			○	○
[239]	スクラップ仮焼炉〔仮焼排気配管系統、仮焼ポートを含む〕	スクラップ仮焼炉	改造						○	○	
[240]	仮焼ポート用台車	仮焼ポート用台車	改造						○	○	
[241]	IL:スクラップ仮焼炉温度高インターロック	スクラップ仮焼炉	改造						○		
[242]	ヒュームフード(1)	ヒュームフード(1)	改造			3			○	○	
[243]	ヒュームフード(2)	ヒュームフード(2)	改造			3			○	○	
[244]	箱型乾燥機〔乾燥トレイを含む〕	箱型乾燥機	改造			3			○	○	
[245]	回転混合機	回転混合機	改造						○	○	
[246]	フードボックス(粉末投入用)(回転混合機)									○	○
[247]	フードボックス(回転混合機)									○	
[248]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造			3			○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(17/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[249]	シリンダ洗浄装置（配管系統を含む）	シリンダ洗浄装置 シリンダ検査装置	改造							3	○	
[250]	堰<シリンダ洗浄装置、洗浄液受槽、スクラバ、耐圧貯槽>	堰（シリンダ洗浄装置）	新設								○	
[251]	堰漏水検知警報設備											○
[252]	スクラバ（配管系統を含む）	スクラバ	改造							3	○	
[253]	液位高警報設備											○
[254]	洗浄液受槽（1）（配管系統を含む）	洗浄液受槽(1)	改造							3	○	
[255]	液位高警報設備											○
[256]	洗浄液受槽（2）（配管系統を含む）	洗浄液受槽(2)	改造							3	○	
[257]	液位高警報設備											○
[258]	クレーン	クレーン（洗浄室）	変更なし								○	
[259]	洗浄残渣沈殿槽（ウラン配管系統を含む）	洗浄残渣沈殿槽(1) 洗浄残渣沈殿槽(2)	改造							3	○	
[260]	IL：洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック											○
[261]	ろ過器	ろ過器	改造							3	○	
[262]	遠心分離機（配管系統を含む）	遠心分離機	改造							3	○	
[263]	液受槽	液受槽	改造							3	○	
[264]	繰返し粉搬送装置（ホッパ）	繰返し粉ホッパ台車(1) 繰返し粉ホッパ台車(2)	変更なし							○	○	
[265]	繰返し粉搬送装置	繰返し粉搬送装置	変更なし							○	○	
[266]	繰返し粉輸送ホッパ（1）（ウラン粉末配管系統を含む）	繰返し粉中間ホッパ	改造							○	○	
[267]	フードボックス（繰返し粉輸送ホッパ（1））										○	
[268]	繰返し粉小分けボックス			繰返し粉小分けボックス	改造							○
[269]	繰返し粉輸送ホッパ（2）（ウラン粉末配管系統を含む）	繰返し粉投入ホッパ	改造							○	○	
[270]	フードボックス（繰返し粉輸送ホッパ（2））										○	
[271]	バックアップフィルタ（繰返し粉輸送ホッパ（2））	バックアップフィルタ(1)	改造							○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(18/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[272]	繰返し粉投入ボックス	繰返し粉投入ボックス	改造						○	○	
[273]	容器昇降リフト										○
[274]	明替えボックス	明替えボックス	変更なし						○	○	
[275]	大型混合装置	大型混合装置(1) 大型混合装置(2)	改造						○	○	
[276]	八面体ボックス	大型粉末容器抜出ボックス(1) 大型粉末容器抜出ボックス(2)	改造						○	○	
[277]	大型粉末容器用クレーン	大型粉末容器用クレーン(1) 大型粉末容器用クレーン(2)	改造						○	○	
[278]	原料粉末輸送ホッパ〔ウラン粉末配管システムを含む〕	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○	○	
[279]	バックアップフィルタ（原料粉末輸送ホッパ）	バックアップフィルタ(2)	改造						○	○	
		バックアップフィルタ(3)	改造						○	○	
[280]	フードボックス（原料粉末輸送ホッパ、粗成型用プレスフィーダ）	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○		
[281]	粉末混合機	粉末混合機(1) 粉末混合機(2)	改造						○	○	
[282]	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機）									○	○
[283]	粗成型用プレス	粗成型用プレス(1) 粗成型用プレス(2)	改造						○	○	
[284]	フードボックス（粗成型用プレス）									○	○
[285]	粗成型用プレスフィーダ	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○	○	
[286]	スラグコンベア	スラグコンベア(1) スラグコンベア(2)	改造						○	○	
[287]	粉末集塵装置（粗成型工程）〔ウラン粉末配管システムを含む〕	粉末集塵装置(1) 粉末集塵装置(2)	改造						○	○	
[288]	フードボックス（粉末集塵装置（粗成型工程））									○	
[289]	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（粗成型工程））	バックアップフィルタ(4) バックアップフィルタ(5)	改造						○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(19/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[290]	造粒機〔ウラン粉末配管系統を含む〕								○	○	
[291]	アンダーサイズ粉受器	造粒機(1) 造粒機(2)	改造						○	○	
[292]	フードボックス (造粒機)								○		
[293]	造粒粉末小分けボックス	造粒粉末小分けボックス(1)	変更なし						○	○	
		造粒粉末小分けボックス(2)	改造						○	○	
[294]	造粒粉末輸送ホッパ(1)〔ウラン粉末配管系統を含む〕	造粒粉末ホッパ(1) 造粒粉末ホッパ(2)	改造						○	○	
[295]	フードボックス (造粒粉末輸送ホッパ(1))								○		
[296]	造粒粉末輸送ホッパ(2)〔ウラン粉末配管系統を含む〕								○	○	
[297]	フードボックス (造粒粉末輸送ホッパ(2)、潤滑剤混合機)	潤滑剤混合機(1) 潤滑剤混合機(2)	改造						○		
[298]	潤滑剤混合機								○	○	
[299]	回転混合機 (金属容器(粉末)混合)	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3) 回転混合機(4)	改造						○	○	
[300]	本成型用プレス								○	○	
[301]	フードボックス (本成型用プレス)								○	○	
[302]	本成型用プレスフィーダ	本成型用プレス(1) 本成型用プレス(2)	改造						○	○	
[303]	本成型用プレスホッパ								○	○	
[304]	ベレットコンベア								○	○	
[305]	ベレット移替機								○	○	
[306]	フードボックス (ベレット移替機)								○		
[307]	圧粉体密度測定装置	ベレット移替機(1) ベレット移替機(2)	改造						○	○	
[308]	ポートコンベア								○	○	
[309]	乗移台 1	乗移台 1	改造						○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(20/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[310]	粉末集塵装置（本成型工程）〔ウラン粉末配管システムを含む〕	粉末集塵装置(3)	改造						○	○		
[311]	フードボックス（粉末集塵装置（本成型工程））	粉末集塵装置(4)								○		
[312]	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（本成型工程））	バックアップフィルタ(6) バックアップフィルタ(7)	改造						○	○		
[313]	試験用プレス	試験用プレス	改造						○	○		
[314]	フードボックス（試験用プレス）									○	○	
[315]	フードボックス(1)	フードボックス(1)	変更なし						○	○		
[316]	フードボックス(2)	フードボックス(2)	改造						○	○		
[317]	フードボックス(3)	フードボックス(3)	変更なし						○	○		
[318]	連続焼結炉〔水素配管システム、窒素配管システム（地震時供給系）、窒素配管システム、冷却水配管システムを含む〕	連続焼結炉(1) 連続焼結炉(2)	改造						○	○		
[319]	IL：連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック									○		
[320]	IL：連続焼結炉着火源喪失インターロック									○		
[321]	IL：水素漏えい検知インターロック									○		
[322]	IL：連続焼結炉過加熱防止インターロック									○		
[323]	IL：連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック									○		
[324]	IL：地震インターロック									○		
[325]	爆発圧力逃し機構									○		
[326]	バッチ式小型焼結炉〔水素配管システム、窒素配管システム（地震時供給系）、冷却水配管システムを含む〕	バッチ式小型焼結炉	改造						○	○		
[327]	IL：供給ガス圧力低下インターロック									○		
[328]	IL：着火源喪失警報									○		
[329]	IL：水素漏えい検知インターロック									○		
[330]	IL：バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック									○		
[331]	IL：バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック									○		
[332]	IL：地震インターロック									○		
[333]	爆発圧力逃し機構							○				

表3-1 設工認申請対象の申請状況(21/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[334]	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ(1) センターレスグラインダ(2) センターレスグラインダ(3) センターレスグラインダ(4)	改造							○	○	
[335]	ベレットコンベア	ベレットコンベア(1) ベレットコンベア(2) ベレットコンベア(3) ベレットコンベア(4)	改造							○	○	
[336]	パーツフィーダ	パーツフィーダ(1) パーツフィーダ(2) パーツフィーダ(3) パーツフィーダ(4)	改造							○	○	
[337]	フードボックス (センターレスグラインダ)	センターレスグラインダ(1) センターレスグラインダ(2) センターレスグラインダ(3) センターレスグラインダ(4)	改造							○		
[338]	フードボックス (パーツフィーダ)	パーツフィーダ(1) パーツフィーダ(2) パーツフィーダ(3) パーツフィーダ(4)	改造							○		
[339]	ベレット配列機	ベレット配列機(1) ベレット配列機(2) ベレット配列機(3) ベレット配列機(4)	改造							○	○	
[340]	ベレットトレイコンベア	ベレットトレイコンベア	改造							○	○	
[341]	冷却水循環槽 (研削用) (冷却水配管系統を含む)	冷却水循環槽(1) 冷却水循環槽(2) 冷却水循環槽(3) 冷却水循環槽(4)	改造							○	○	
[342]	遠心分離機 (研削用) (冷却水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(1) 遠心分離機(2) 遠心分離機(3) 遠心分離機(4)	改造							○	○	
[343]	ベレット外観検査装置 (外観検査用)	ベレット外観検査装置(1) ベレット外観検査装置(2) ベレット外観検査装置(3)	改造							○	○	
[344]	金属容器 (ベレット) 受	ベレット外観検査装置(4) ベレット外観検査装置(5)									○	○
[345]	ベレット外観検査装置 (寸法・密度検査用)	ベレット寸法密度検査装置	変更なし							○	○	
[346]	ベレット外観検査装置 (焼結体密度検査用)	焼結体密度検査装置	変更なし							○	○	
[347]	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	改造							○	○	
[348]	ロータ用台車(1)	ロータ用台車(1)	変更なし							○	○	
[349]	液受槽 (洗浄ボックス)	液受槽(1) 液受槽(2)	追加							○	○	
[350]	循環槽 (洗浄ボックス) (洗浄水配管系統を含む)	循環槽A・B	追加							○	○	
[351]	ろ過器 (洗浄ボックス)	ろ過器(1)	追加							○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(22/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[352]	遠心分離機（洗浄ボックス）〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	スラッジ回収機能付き遠心分離機	改造						○	○			
[353]	スラッジ回収ボックス										○	○	
[354]	研削屑乾燥機〔研削屑乾燥バットを含む〕	研削屑乾燥機(1) 研削屑乾燥機(2)	改造						○	○			
[355]	IL：研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック										○		
[356]	フードボックス（1,2系酸化明替用）	フードボックス(4) フードボックス(5)	変更なし						○	○			
[357]	ベレット明替機	ベレット明替機	変更なし						○	○			
[358]	IL：ベレット明替機1ポート制限インターロック										○		
[359]	酸化炉〔ラック搬送装置、ポート（酸化）を含む〕	酸化炉(1)-A 酸化炉(1)-B 酸化炉(2)-A 酸化炉(2)-B	改造						○	○			
[360]	IL：酸化炉温度高インターロック										○		
[361]	粉碎機	粉碎機(1) 粉碎機(2)	改造						○	○			
[362]	フードボックス（粉末投入用）（粉碎機）										○	○	
[363]	フードボックス（粉碎機）										○		
[364]	フードボックス(洗浄用)〔配管系統を含む〕	洗浄ボックス(3)	改造						○	○			
[365]	液受槽（フードボックス(洗浄用)）	液受槽(3)	追加						○	○			
[366]	ろ過器（フードボックス(洗浄用)）	ろ過器(2)	追加						○	○			
[367]	遠心分離機（フードボックス(洗浄用)）〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	遠心分離機(5)	改造						○	○			
[368]	粉末篩分機	粉末篩分機(1) 粉末篩分機(2)	改造		○				○	○			
[369]	フードボックス（粉末投入用）（粉末篩分機）					○				○	○		
[370]	フードボックス（粉末篩分機）					○				○			
[371]	粉末篩分機用電動リフタ	電動リフタ(1) 電動リフタ(2)	変更なし		○				○	○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(23/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[372]	粉末混合機1	一次混合機	改造		○				○	○		
[373]	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機1）				○					○	○	
[374]	容器リフト（粉末混合機1）				○					○	○	
[375]	フードボックス（粉末混合機1）				○					○		
[376]	粉末明替用フードボックス	フードボックス(1)	改造		○				○	○		
		フードボックス(2)	変更なし		○				○	○		
[377]	回転混合機（金属容器(粉末)混合)	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3)	改造		○				○	○		
[378]	粉末混合機2	二次混合機	改造		○				○	○		
[379]	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機2）				○					○	○	
[380]	粉碎機				○					○	○	
[381]	容器リフト（粉末混合機2）				○					○	○	
[382]	フードボックス（粉末混合機2）				○					○		



表3-1 設工認申請対象の申請状況(24/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{383}	中型混合機				○				○	○	
{384}	フードボックス（粉末投入用）（中型混合機）	濃度調整混合機	改造		○				○	○	
{385}	フードボックス（中型混合機）				○				○		
{386}	中型混合機用電動リフタ	電動リフタ(3)	変更なし		○				○	○	
{387}	粗成型用プレス				○				○	○	
{388}	フードボックス（粗成型用プレス）	粗成型用プレス	改造		○				○	○	
{389}	粗成型用プレスフィーダ				○				○	○	
{390}	フードボックス（粗成型用プレスフィーダ）	粗成型用プレスフィーダ	改造		○				○		
{391}	スラグコンベア	スラグコンベア	改造		○				○	○	
{392}	粉末集塵装置（粗成型工程）【ウラン粉末配管システムを含む】								○	○	
{393}	フードボックス（粉末集塵装置（粗成型工程））	粉末集塵装置(1)	改造						○		
{394}	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（粗成型工程））	バックアップフィルタ(1)	変更なし		○				○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(25/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[395]	造粒機	造粒機	改造		○				○	○		
[396]	フードボックス(造粒機)					○					○	
[397]	本成型用プレス	本成型用プレス	改造		○				○	○		
[398]	フードボックス(本成型プレス)					○					○	○
[399]	本成型用プレスホッパ					○					○	○
[400]	フードボックス(粉末投入用)(本成型用プレス)					○					○	○
[401]	ベレットコンベア					○					○	○
[402]	ベレット整列機			ベレット整列機	改造		○				○	○
[403]	フードボックス(ベレット整列機)					○					○	
[404]	本成型プレス用電動リフタ	電動リフタ(4)	変更なし		○				○	○		
[405]	粉末集塵装置(本成型工程)(ウラン粉末配管システムを含む)	粉末集塵装置(2)	改造						○	○		
[406]	フードボックス(粉末集塵装置(本成型工程))										○	
[407]	バックアップフィルタ(粉末集塵装置(本成型工程))	バックアップフィルタ(2)	変更なし		○				○	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(26/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{408}	連続焼結炉（水素配管系統、窒素配管系統（地震時供給系）、窒素配管系統、冷却水配管系統を含む）	連続焼結炉	改造						○	○			
{409}	IL：連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック										○		
{410}	IL：連続焼結炉着火源喪失インターロック										○		
{411}	IL：水素漏えい検知インターロック										○		
{412}	IL：連続焼結炉過加熱防止インターロック										○		
{413}	IL：連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○		
{414}	IL：地震インターロック										○		
{415}	爆発圧力逃し機構										○		
{416}	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ	改造		○					○	○		
{417}	ベレットコンベア	ベレットコンベア	改造		○					○	○		
{418}	パーツフィーダ	パーツフィーダ	改造		○					○	○		
{419}	フードボックス（センターレスグラインダ）	センターレスグラインダ	改造		○					○			
{420}	フードボックス（パーツフィーダ）	パーツフィーダ	改造		○					○	○		
{421}	ベレット配列機	ベレット配列機	改造		○					○	○		
{422}	冷却水循環槽（研削用）（冷却水配管系統を含む）	冷却水循環槽	改造							○	○		
{423}	遠心分離機（研削用）（冷却水配管系統、ロータを含む）	遠心分離機(1)	変更なし							○	○		
{424}	ベレット外観検査装置	ベレット外観検査装置	改造		○					○	○		
{425}	金属容器（ベレット）受					○					○	○	
{426}	ベレット寸法密度測定台	ベレット寸法密度測定台	改造		○					○	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(27/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{427}	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	変更なし		○					○	○		
{428}	ロータ用台車(2)	ロータ用台車(2)	変更なし		○					○	○		
{429}	洗浄水循環槽(洗浄用)〔洗浄水配管系統を含む〕	洗浄水循環槽(1) 洗浄水循環槽(2)	改造							○	○		
{430}	ろ過器	ろ過器	追加							○	○		
{431}	遠心分離機(洗浄用)〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	遠心分離機(2) 遠心分離機(3)	変更なし							○	○		
{432}	研削屑乾燥機(研削屑乾燥バットを含む)	研削屑乾燥機	改造		○					○	○		
{433}	IL:研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック				○						○		
{434}	粉末再生フードボックス	フードボックス(3)	変更なし		○					○	○		
{435}	酸化炉〔ラック搬送装置、ポート(酸化)を含む〕	酸化炉	改造		○					○	○		
{436}	IL:酸化炉温度高インターロック				○						○		
{437}	粉碎機	粉碎機	改造		○					○	○		
{438}	フードボックス(粉末投入用)(粉碎機)				○						○	○	
{439}	フードボックス(粉碎機)				○						○		
{440}	乾燥機〔ベレットトレイを含む〕	ベレット乾燥機(1) ベレット乾燥機(2) ベレット乾燥機(3) ベレット乾燥機(4) ベレット乾燥機(6) ベレット乾燥機(8) ベレット乾燥機(9) ベレット乾燥機(10)	改造							○	○		
{441}	ベレット挿入機	ベレット挿入機Ⅰ系 ベレット挿入機Ⅱ系	改造							○	○		
{442}	ベレットトレイ用台車(3)	ベレットトレイ用台車(3)	変更なし							○	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(28/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{443}	端面洗浄機	端面洗浄機Ⅰ系 端面洗浄機Ⅱ系	変更なし						○	○	
{444}	端栓圧入機	端栓圧入機Ⅰ系 端栓圧入機Ⅱ系	改造						○	○	
{445}	端栓溶接装置	上部端栓周溶接装置Ⅰ系 下部端栓周溶接装置Ⅰ系 上部端栓周溶接装置Ⅱ系 下部端栓周溶接装置Ⅱ系	変更なし						○	○	
		He加圧溶接装置Ⅰ系 He加圧溶接装置Ⅱ系	改造						○	○	
{446}	燃料棒ラインコンベア（ロッドトレイを含む）	ラインコンベアⅠ系(1)	改造								
		ラインコンベアⅠ系(2)	改造								
		ラインコンベアⅠ系(3)	改造								
		ラインコンベアⅠ系(4)	改造								
		ラインコンベアⅠ系(5)	改造								
		ラインコンベアⅠ系(6)	改造								
		払出しコンベアⅠ系	改造						○	○	
		ラインコンベアⅡ系(1)	変更なし								
		ラインコンベアⅡ系(2)	改造								
		ラインコンベアⅡ系(3)	改造								
		ラインコンベアⅡ系(4)	改造								
		ラインコンベアⅡ系(5)	改造								
		ラインコンベアⅡ系(6)	改造								
		払出しコンベアⅡ系	改造								
{447}	端栓切断機	端栓切断機	変更なし						○	○	
{448}	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし						○	○	
{449}	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	改造						○	○	
{450}	燃料棒ラインコンベア（ロッドトレイ、ロッドチャンネルを含む）	受入コンベア	改造								
		UT前コンベア									
		シールX線前コンベア									
		トレイ搬送コンベア									
		全長・重量前コンベア									
		トレイスタックコンベア									
		燃料棒スタックコンベアA						3		○	○
		γ線検査コンベア									
		燃料棒スタックコンベアB									
		燃料棒供給コンベア									
チャンネル搬送コンベア											
チャンネルスタックコンベア											
{451}	燃料棒検査装置(超音波式)	超音波検査装置	改造			3			○	○	
{452}	X線検査装置	シールX線検査装置	改造			3			○	○	
{453}	燃料棒全長・重量測定装置	燃料棒全長・重量測定装置	改造			3			○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(29/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能一覧 番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
[454]	燃料棒検査装置(渦電流式)	渦電流検査装置	変更なし						○	○	
[455]	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし						○	○	
[456]	ヘリウムリーク試験装置	ヘリウムリーク試験装置	改造						○	○	
[457]	定盤	燃料棒検査定盤(1) 燃料棒検査定盤(2) 燃料棒立会検査定盤	改造						○	○	
[458]	燃料棒受台	燃料棒受台	変更なし						○	○	
[459]	乾燥機〔ベレットトレイを含む〕	ベレット乾燥機(1) ベレット乾燥機(2)	変更なし		○				○	○	
[460]	ベレット挿入機	ベレット挿入機	変更なし		○				○	○	
[461]	ベレットトレイ用台車(4)	ベレットトレイ用台車(4)	変更なし		○				○	○	
[462]	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし		○				○	○	
[463]	端栓溶接装置	端栓周溶接装置	変更なし		○				○	○	
		He加圧溶接装置	変更なし		○				○	○	
[464]	端栓切断機	端栓切断機	改造		○				○	○	
[465]	ベレット取出台	ベレット取出台	改造		○				○	○	
[466]	燃料棒ラインコンベア	燃料棒ラインコンベア	改造		○				○	○	
[467]	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし		○				○	○	
[468]	スタック台	スタック台	変更なし		○				○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(30/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能一覧 番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
[469]	マガジン挿入装置	マガジン挿入装置	変更なし						○	○	
[470]	マガジン昇降台	マガジン昇降台	変更なし						○	○	
[471]	マガジン	マガジン	変更なし						○	○	
[472]	運搬台車	運搬台車	改造						○	○	
[473]	マガジン架台	マガジン架台(1) マガジン架台(2) マガジン架台(3)	改造						○	○	
[474]	姿勢変換台	マガジン姿勢変換台	改造						○	○	
[475]	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置(1) 燃料集合体組立装置(2) 燃料集合体組立装置(3)	改造						○	○	
[476]	マガジン架台部	マガジン架台部	変更なし						○	○	
[477]	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置 拘束力検査測定台	改造						○	○	
[478]	ホイスト	ジブクレーン(1)	改造						○	○	
[479]	燃料集合体検査台	エンベロープ検査装置	改造						○	○	
[480]	燃料棒間隔測定装置	チャンネル検査装置	改造						○	○	
[481]	燃料集合体検査定盤	燃料集合体検査定盤	改造						○	○	
[482]	燃料集合体検査測定台	燃料集合体検査測定台(1) 燃料集合体検査測定台(2) 燃料集合体検査測定台(3)	変更なし						○	○	
[483]	ホイスト	ジブクレーン(2) ジブクレーン(3)	改造						○	○	
[484]	燃料集合体外観検査台	燃料集合体外観検査台	改造						○	○	
[485]	燃料集合体嵌合台	燃料集合体検査ビット(1) 燃料集合体検査ビット(2) 燃料集合体検査ビット(3)	改造						○	○	
[486]	粉末輸送容器貯蔵枠	粉末輸送容器貯蔵枠(1) 粉末輸送容器貯蔵枠(2)	改造							○	
[487]	シリンダ貯蔵ビット	シリンダ貯蔵ビット	変更なし						○	○	
[488]	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造					○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(31/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{489}	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置 (原料貯蔵所)	改造							3	○
{490}	天井走行クレーン	天井走行クレーン (原料貯蔵所5t)	改造								○
{491}	シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台(1) シリンダ貯蔵架台(2) シリンダ貯蔵架台(3)	改造			3				○	○
{492}	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造					○			
{493}	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置	改造						○	○	
{494}	天井走行クレーン	天井走行クレーン (転換5t)	変更なし						○	○	
{495}	大型粉末容器貯蔵架台	大型粉末容器貯蔵架台(1) 大型粉末容器貯蔵架台(2) 大型粉末容器貯蔵架台(3) 大型粉末容器貯蔵架台(4) 大型粉末容器貯蔵架台(5) 大型粉末容器貯蔵架台(6)	改造			3				○	○
{496}	大型粉末容器	大型粉末容器	改造			3	3			○	○
{497}	大型粉末容器用台車	大型粉末容器用台車	改造							○	○
{498}	仕掛品貯蔵棚	仕掛品貯蔵棚(1) 仕掛品貯蔵棚(2) 仕掛品貯蔵棚(3)	改造							○	○
{499}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						
{500}	SUS容器用台車(3)	SUS容器用台車(3)	変更なし							○	○
{501}	SUS容器用台車(4)	SUS容器用台車(4)	変更なし							○	○
{502}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	改造							○	○
{503}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						
{504}	運搬台車	運搬台車(1) 運搬台車(2) 運搬台車(3) 運搬台車(4) 運搬台車(5) 運搬台車(6) 運搬台車(7)	改造							○	○
{505}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						
{506}	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○						



表3-1 設工認申請対象の申請状況(32/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{507}	中間仕掛品一時貯蔵棚	中間仕掛品一時貯蔵棚(1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	
{508}	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						
{509}	金属容器（粉末）用台車(1)	金属容器（粉末）用台車(1)	改造						○	○	
{510}	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1) 粉末一時貯蔵棚(2) 粉末一時貯蔵棚(3) 粉末一時貯蔵棚(4)	改造						○	○	
{511}	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						
{512}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						
{513}	金属容器（粉末）用台車(2)	金属容器（粉末）用台車(2)	改造						○	○	
{514}	スクラップ貯蔵棚（粉末用）	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(3) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(4) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(7) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(8) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(9) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(10) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(11) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(12) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(13) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(14) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(15) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(16)	改造						○	○	
{515}	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						
{516}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						
{517}	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1) 粉末一時貯蔵棚(2) 粉末一時貯蔵棚(3) 粉末一時貯蔵棚(4) 粉末一時貯蔵棚(5) 粉末一時貯蔵棚(6)	改造		○				○	○	
{518}	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						
{519}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						
{520}	SUS容器用台車(1)	SUS容器用台車(1)	変更なし		○				○	○	
{521}	金属容器（粉末）用台車(3)	金属容器（粉末）用台車(3)-1 金属容器（粉末）用台車(3)-2	変更なし		○				○	○	
{522}	フードボックス	フードボックス(4)	変更なし		○				○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(33/77)

安全機能一覧 番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{523}	原料粉末貯蔵棚	原料粉末貯蔵棚(1) 原料粉末貯蔵棚(2)	改造		○					○	○	
{524}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							
{525}	粉末貯蔵室(1)用電動リフト	電動リフト(5)	変更なし		○					○	○	
{526}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)	改造		○						○	○
{527}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							
{528}	粉末貯蔵室(2)用電動リフト	電動リフト(6)	変更なし		○					○	○	
{529}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)	改造				3				○	○
{530}	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○							
{531}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							
{532}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)	改造							○	○	
{533}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							
{534}	第2核燃料倉庫用電動リフト	電動リフト	変更なし							○	○	
{535}	粉末回収・ベレット取扱ボックス	粉末回収・ベレット取扱ボックス	変更なし							3	○	
{536}	粉末容器ハンドリング装置	フードボックス(1) フードボックス(2) コンベア(1) コンベア(3) バランサー(1) バランサー(2)	変更なし							3	○	
{537}	内容器用台車	内容器用台車	変更なし								○	
{538}	他社缶用台車	他社缶用台車	変更なし								○	
{539}	SUS容器用台車(2)	SUS容器用台車(2)	変更なし								○	
{540}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)	改造								○	
{541}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							
{542}	リフト	リフト	改造								○	
{543}	粉末容器構内運搬車	粉末容器構内運搬車	改造								○	
{544}	クレーン	クレーン (第3核燃料倉庫)	改造								○	
{545}	保管容器 (劣化・天然ウラン用)	保管容器(1) 保管容器(2)	変更なし								○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(34/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[546]	圧粉ベレット一時貯蔵棚（ポート（焼結）を含む）	圧粉ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし						○	○	
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	変更なし						○	○	
[547]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(1) ベレットラインコンベア(2)	改造						○	○	
[548]	乗移台2	乗移台2	改造						○	○	
[549]	ポート運搬台車	ポート運搬台車(1) ポート運搬台車(2)	変更なし						○	○	
[550]	焼結ベレット一時貯蔵棚（ポート（焼結）を含む）	焼結ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし						○	○	
		焼結ベレット一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	
		焼結ベレット一時貯蔵棚(3)	改造						○	○	
[551]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(3)	改造						○	○	
		ベレットラインコンベア(4)	改造						○	○	
[552]	ポート（焼結）用台車(1)	ポート（焼結）用台車(1)	変更なし						○	○	
[553]	ポート（焼結）用台車(2)	ポート（焼結）用台車(2)	変更なし						○	○	
[554]	スクラップ貯蔵棚（ベレット用）	スクラップ貯蔵棚（ベレット用）(1) スクラップ貯蔵棚（ベレット用）(2)	変更なし						○	○	
[555]	金属容器（ベレット）	金属容器（ベレット）	改造						○		
[556]	金属容器（ベレット）用台車(1)	金属容器（ベレット）用台車(1)	変更なし						○	○	
[557]	仕上りベレット一時貯蔵棚（ベレットトレイを含む）	仕上りベレット一時貯蔵棚(1)～(4)	改造						○	○	
[558]	仕上りベレット貯蔵棚（ベレットトレイを含む）	仕上りベレット貯蔵棚架台(1)～(10) 仕上りベレット貯蔵棚（前期型） 仕上りベレット貯蔵棚（後期型）	改造						○	○	
[559]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1) 仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)	変更なし						○	○	
[560]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)								○	○	
[561]	ベレットトレイ用台車(1)	ベレットトレイ用台車(1)	変更なし						○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(35/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[562]	余剰ペレット貯蔵棚〔金属缶を含む〕	余剰ペレット貯蔵棚(1) 余剰ペレット貯蔵棚(2) 余剰ペレット貯蔵棚(3) 余剰ペレット貯蔵棚(4)	改造						○	○	
[563]	金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)	変更なし						○	○	
[564]	圧粉ペレット貯蔵棚〔ポート(焼結)を含む〕	圧粉ペレット貯蔵棚	変更なし		○				○	○	
[565]	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(1) ペレットラインコンベア(2)	変更なし		○				○	○	
[566]	焼結ペレット貯蔵棚〔ポート(焼結)を含む〕	焼結ペレット貯蔵棚	変更なし		○				○	○	
[567]	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(3)	変更なし		○					○	
[568]	ポート(焼結)用台車(3)	ポート(焼結)用台車(3)	変更なし		○				○	○	
[569]	ポート(焼結)用台車(4)	ポート(焼結)用台車(4)	変更なし		○				○	○	
[570]	金属容器(ペレット)用台車(2)	金属容器(ペレット)用台車(2)	変更なし		○				○	○	
[571]	仕上りペレット一時貯蔵棚〔ペレットトレイを含む〕	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	改造		○				○	○	
		仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	改造		○				○	○	
[572]	ペレットトレイ用台車(2)	ペレットトレイ用台車(2)	変更なし		○				○	○	
[573]	仕上りペレット貯蔵棚〔ペレットトレイを含む〕	仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)	改造		○				○	○	
[574]	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし		○				○	○	
[575]	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	改造		○				○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(36/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[576]	ペレット貯蔵棚 (金属缶を含む)	ペレット貯蔵棚 (1) ペレット貯蔵棚 (2)	改造								○		
[577]	金属缶用台車(2)	金属缶用台車(2)	変更なし								○		
[578]	ペレット構内運搬容器	ペレット構内運搬容器	改造								○		
[579]	燃料棒一時貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○ ○		
[580]	ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)	変更なし								○ ○		
[581]	燃料棒一時貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○ ○		
[582]	ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)	改造								○ ○		
[583]	ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)	改造								○ ○		
[584]	燃料棒貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒貯蔵棚(1) 燃料棒貯蔵棚(2)	改造								○ ○		
[585]	トラバーサ	トラバーサ	改造								○ ○		
[586]	運搬車	運搬車	改造								○ ○		
[587]	燃料棒貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒貯蔵棚	変更なし		○						○ ○		
[588]	ロッドチャンネル用台車(4)	ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし		○						○ ○		
[589]	燃料棒構内運搬車	燃料棒構内運搬車	改造								○		
[590]	保存燃料棒貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	保存燃料棒貯蔵棚	改造								○		
[591]	ロッドチャンネル用台車(5)	ロッドチャンネル用台車(5)	変更なし								○		
[592]	ロッドチャンネル用リフト	ロッドチャンネル用リフト	変更なし								○		
[593]	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台	改造								○ ○		
[594]	天井走行クレーン	天井走行クレーン (組立北4.8t)	変更なし								○ ○		
		天井走行クレーン (組立北3t)	変更なし								○ ○		
		天井走行クレーン (組立南5t)	変更なし									○ ○	
		天井走行クレーン (組立南1t)	変更なし									○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{595}	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台(1) 燃料集合体貯蔵架台(2) 燃料集合体貯蔵架台(3)	改造							○	○
{596}	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置	改造							○	○
{597}	天井走行クレーン	天井走行クレーン (容器管理棟4.8t)	変更なし						○		
{598}	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚(1) 洗浄残渣貯蔵棚(2) 洗浄残渣貯蔵棚(3)	改造							○	
{599}	洗浄残渣コンベア	洗浄残渣コンベア	改造						3	○	
{600}	チャッキングリフト	チャッキングリフト	改造						3	○	
{601}	棚搬入コンベア	棚搬入コンベア	改造						3	○	
{602}	SUS容器用台車(5)	SUS容器用台車(5)	改造							○	
{603}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						
{604}	洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾燥機 洗浄残渣明替フードボックス	改造						3	○	
{605}	洗浄残渣乾燥機 (乾燥バットを含む)								3	○	
{606}	回転混合機 (金属容器(粉末) 混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)	改造						3	○	
{607}	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○						
{608}	気体廃棄設備 (1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3	○	○	○	
{609}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン	改造、変更なし			3	3		○		
		給気ファン	改造、変更なし			3	3		○		
		給気ファン (分析室、分光分析室給気系統(2))	改造			3	3		○		
{610}	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし			3			○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(38/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[610]	排気ファン	排気ファン	改造			3			○	○	
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造			3			○	○	
[611]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造			3	3		○		
		高性能エアフィルタ	改造			3	3		○		
		高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造			3	3		○		
[612]	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設、変更なし			3			○		
[613]	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設、改造			3			○		
[614]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○		
[615]	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	3		○		
[616]	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	3		○		
[617]	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	改造、変更なし						○		
		給気ファン	改造、変更なし						○		
		給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(2))	改造						○		
		排気ファン	改造、変更なし						○		
		排気ファン	改造						○		
[618]	スクラバ(蒸発・加水分解系統)(排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(原料倉庫局所排気系統)	改造			3		○	○	○	
[619]	切替ダンパ	切替ダンパ(原料倉庫局所排気系統)	新設及び改造					○	○		
[620]	地震連動閉止ダンパ	地震連動閉止ダンパ	新設					○	○		
[621]	I L : 地震インターロック							○	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(39/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{622}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3		○				
{623}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3		○				
{624}	給気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	給気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	新設					○				
{625}	排気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	排気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	新設					○				
{626}	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) (排気・循環液配管系統含む)	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)	改造						○	○		
{627}	負圧警報装置	排気ファン	改造、変更なし						○			
		排気ファン	改造						○			
		排気ファン (分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○			
{628}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3		○				
{629}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3		○				
{630}	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統) (排気・循環液配管系統含む)	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		
{631}	アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統) (排気・循環液配管系統含む)	アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		
{632}	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統) (排気・循環液配管系統含む)	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		
{633}	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) (排気・循環液配管系統含む)	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		
{634}	スクラバ(ウラン回収第2系列系統) (排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(ウラン回収第2系列系統) (チェックタンク室局所排気系統(2))	改造			3			○	○		
{635}	排ガス分解装置 (助燃用プロパンガス供給配管系統を含む)	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○			
{636}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室局所排気系統(1))	改造			3			○			
{637}	IL : 安全燃焼インターロック	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○			
{638}	スクラバ (分析系統) (排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(分析系統) (分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○	○		
{639}	負圧警報装置	排気ファン	改造、変更なし						○			
		排気ファン	改造						○			
		排気ファン (分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○			



表3-1 設工認申請対象の申請状況(40/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{640}	気体廃棄設備(2)	気体廃棄設備(2)	-			3	2、3		○	○	
{641}	給気ファン(空調機給気ファン含む)	給気ファン	改造			3	3		○		
		給気ファン(フィルタ室(1)給気系統)	改造			3	3		○		
		給気ファン(作業室、廃棄物缶詰室給気系統)	変更なし			3	3		○		
{642}	排気ファン	排気ファン(燃料棒溶解室室内排気系統)	改造			3			○		
		排気ファン	改造、変更なし			3			○		
		排気ファン	改造、変更なし			3			○	○	
{643}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造			3	3		○		
		高性能エアフィルタ(廃棄物缶詰室局所排気系統)	改造			3	3		○		
		高性能エアフィルタ(廃棄物一時貯蔵所室内排気系統)	改造			3	2、3		○		
{644}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設						○		
{645}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造			3			○		
{646}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○		
{647}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	2、3		○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(41/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{648}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	2、3		○		
{649}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	改造						○		
		給気ファン (フィルタ室(1)給気系統)	改造						○		
		給気ファン (作業室、廃棄物缶詰室給気系統)	変更なし							○	
		排気ファン (燃料棒溶接室室内排気系統)	改造							○	
		排気ファン	改造、変更なし							○	
		排気ファン	改造、変更なし							○	
{650}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		
{651}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		
{652}	負圧警報装置	排気ファン (燃料棒溶接室室内排気系統)	改造						○		
		排気ファン	改造、変更なし						○		
		排気ファン	改造、変更なし						○		
{653}	気体廃棄設備 (3)	気体廃棄設備(3)	-		3				○	○	
{654}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン (燃料棒溶接室給気系統)	変更なし						○		
		給気ファン	変更なし						○		
{655}	排気ファン	排気ファン	改造						○	○	
{656}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						○		
{657}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし						○		
{658}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造						○		
{659}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造		3				○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(42/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{660}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造		3					○	
{661}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	
{662}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	
		給気ファン	変更なし							○	
		排気ファン	改造							○	
{663}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						○		
{664}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						○		
{665}	負圧警報装置	排気ファン	改造						○		
{666}	気体廃棄設備 (4)	気体廃棄設備(4)	-							○	
{667}	給気ファン (空調機給気ファンを含む)	給気ファン	変更なし							○	
{668}	排気ファン	排気ファン	変更なし							○	
{669}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造							○	
{670}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし							○	
{671}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造							○	
{672}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	
{673}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	
{674}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	
{675}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	
		排気ファン	変更なし							○	
{676}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	
{677}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	
{678}	負圧警報装置	排気ファン	変更なし							○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(43/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[679]	気体廃棄設備 (5)	気体廃棄設備(5)	-						3	0	0	
[680]	給気ファン	給気ファン (廃棄物処理室・排気室給気系統)	変更なし						3	0		
[681]	排気ファン	排気ファン	改造						3	0	0	
[682]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						3	0		
[683]	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (廃棄物処理室・排気室給気系統)	新設						3	0		
[684]	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造						3	0		
[685]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ (廃棄物処理室・排気室給気系統)	改造						3	0		
[686]	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	0		
[687]	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造						3	0		
[688]	IL : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン (廃棄物処理室・排気室給気系統)	変更なし						3	0		
		排気ファン	改造						3	0		
[689]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ (廃棄物処理室・排気室給気系統)	改造						3	0		
[690]	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	0		
[691]	負圧警報装置 (第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)	排気ファン	改造						3	0		
[692]	スクラバ (局所排気系統) (排気・循環液配管系統を含む)	スクラバ (局所排気系統) (廃棄物処理室・排気室局所排気系統)	改造						3	0		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(44/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{693}	気体廃棄設備(6)	気体廃棄設備(6)	-					3	○	○	
{694}	空調機給気ファン	空調機給気ファン	変更なし					3	○		
{695}	排気ファン	排気ファン	変更なし					3	○	○	
{696}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造、変更なし					3	○		
{697}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統)	新設					3	○		
{698}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	新設					3	○		
{699}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	新設					3	○		
{700}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)(廃棄物プレス室局所排気系統)	新設					3	○		
{701}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造					3	○		
{702}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造					3	○		
{703}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造					3	○		
{704}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	空調機給気ファン	変更なし					3	○		
		排気ファン	変更なし					3	○		
{705}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造					3	○		
{706}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造					3	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(45/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[707]	転換第1廃液貯槽 (配管系統を含む)	転換第1廃液貯槽	改造			3			○	○	
[708]	液位高警報設備									○	
[709]	洗浄液受槽 (配管系統を含む)	洗浄液受槽	改造			3			○	○	
[710]	洗浄液バグフィルタ	洗浄液バグフィルタA 洗浄液バグフィルタB	変更なし			3			○	○	
[711]	液位高警報設備	洗浄液受槽	改造						○	○	
[712]	ろ液受槽 (配管系統を含む)	ろ液受槽	改造			3			○	○	
[713]	ろ液バグフィルタ	ろ液バグフィルタA ろ液バグフィルタB	変更なし			3			○	○	
[714]	液位高警報設備	ろ液受槽	改造						○	○	
[715]	地下集水槽 (配管系統を含む)	地下集水槽A 地下集水槽B	改造						○	○	
[716]	地下ピット (ピット内液回収配管系統含む)	地下集水槽地下ピット	変更なし						○		
[717]	液位高警報設備	地下集水槽A	改造						○		
[718]	堰漏水検知警報設備	地下集水槽B							○		
[719]	転換第2廃液貯槽 (配管系統を含む)	転換第2廃液貯槽	改造			3			○	○	
[720]	液位高警報設備									○	
[721]	混合槽 (配管系統を含む)	混合槽	改造			3			○	○	
[722]	液位高警報設備									○	
[723]	集水槽(チェック) (配管系統を含む)	集水槽(チェック)A 集水槽(チェック)B 集水槽(チェック)C	改造			3			○	○	
[724]	液位高警報設備									○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(46/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[725]	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)〔廃液配管系統を含む〕	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造						○	○	
[726]	液位高警報設備										○
[727]	廃液貯槽(洗浄工程)〔配管系統を含む〕	廃液貯槽(洗浄工程)	改造						3	○	
[728]	液位高警報設備										○
[729]	沈殿槽〔配管系統を含む〕	沈殿槽	改造						3	○	
[730]	液位高警報設備										○
[731]	遠心ろ過機	遠心ろ過機	改造						3	○	
[732]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(1)	改造						3	○	
[733]	液位高警報設備										○
[734]	ろ過機	ろ過機	改造						3	○	
[735]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(2)	改造						3	○	
[736]	液位高警報設備										○
[737]	集水槽(チェック)〔配管系統を含む〕	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)	改造						3	○	
[738]	液位高警報設備										○
[739]	イオン交換塔	イオン交換塔(1) イオン交換塔(2)	改造						3	○	
[740]	液位高警報設備(イオン交換塔)										○
[741]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(3)	改造						3	○	
[742]	液位高警報設備(液受槽)										○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(47/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[743]	乾燥機	乾燥機	改造							3	○
[744]	フードボックス	フードボックス	改造							3	○
[745]	廃液貯槽(チェック) (配管システムを含む)	廃液貯槽 (チェック) (1)	改造							3	○
[746]	液位高警報設備 (廃液貯槽(チェック))	廃液貯槽 (チェック) (2)									
[747]	廃液処理室回収ビット (配管システムを含む)	廃液処理室回収ビット	改造								○
[748]	液位高警報設備 (廃液処理室回収ビット)										
[749]	堰 (廃液貯槽(洗浄工程)) < 廃液貯槽 (チェック)、沈殿槽、遠心ろ過機、ろ過機、集水槽(チェック)、イオン交換塔、液受槽 >	堰 (廃液貯槽 (洗浄工程))	新設								○
[750]	測定室回収ビット (配管システムを含む)	測定室回収ビット	改造								○
[751]	液位高警報設備										
[752]	貯留タンク (配管システムを含む)	貯留タンク(1)	改造							○	○
[753]	液位高警報設備	貯留タンク(2)									○
[754]	貯留タンク(チェック) (配管システムを含む)	貯留タンク(チェック)(1)	改造							○	○
[755]	液位高警報設備	貯留タンク(チェック)(2)									○
[756]	ろ過機	ろ過機	改造							○	○
[757]	ろ液受槽 (配管システムを含む)	ろ液受槽	改造							○	○
[758]	液位高警報設備										
[759]	堰<貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機>	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	改造							○	
[760]	集水ビット (配管システムを含む)	集水ビット	改造							○	○
[761]	液位高警報設備 (集水ビット)										
[762]	凝集沈殿槽 (配管システムを含む)	凝集沈殿槽(1)~(3)	新設				○				○
[763]	液位高警報設備								○		



表3-1 設工認申請対象の申請状況(48/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[764]	遠心分離機	遠心分離機	新設				○			○	
[765]	ろ液受槽〔配管系統を含む〕	ろ液受槽(1)~(3)	新設				○			○	
[766]	液位高警報設備							○			
[767]	ろ過機	ろ過機(1) ろ過機(2)	新設及び改造				○			○	
[768]	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~(3)	新設				○			○	
[769]	液位高警報設備							○		○	
[770]	イオン交換装置	イオン交換装置	新設				○			○	
[771]	乾燥機	乾燥機	新設				○				
[772]	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~(3)	新設				○			○	
[773]	液位高警報設備							○			
[774]	堰(チェックタンク)	堰(チェックタンク)	新設				○				
[775]	堰漏水検知警報設備							○			
[776]	排水貯留池	排水貯留池(1) 排水貯留池(2)	変更なし							○	
[777]	液位高警報設備	排水貯留設備(1) 排水貯留設備(2)	改造							○	
[778]	保管棚	保管棚(1) 保管棚(2) 保管棚(3) 廃液容器 受容器	改造、変更なし				3			○	
[779]	廃液容器										○
[780]	受容器(保管棚)							3			○
[781]	漏水検知警報設備										○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(49/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{782}	焼却炉（排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統を含む）	焼却炉	改造					3		○		
{783}	投入フードボックス									3		○
{784}	抽出フードボックス									3		○
{785}	IL:燃焼装置失火インターロック									3		○
{786}	IL:排ガス温度高インターロック									3		○
{787}	IL:燃焼用空気停止インターロック									3		○
{788}	送風機ファン									3		○
{789}	サイクロン	サイクロン	変更なし					3		○		
{790}	フードボックス									3		○
{791}	フラッシュチャンバ	フラッシュチャンバ	改造					3		○		
{792}	集塵機	集塵機	改造					3	○			
{793}	イオン交換材混合機	イオン交換材混合機	変更なし					3		○		
{794}	イオン交換材成型機	イオン交換材成型機	変更なし					3		○		
{795}	ビット（配管系統を含む）	ビット	改造						3	○		
{796}	液位高警報設備										○	
{797}	クレーン	クレーン(1) クレーン(2) クレーン(3)	改造						○			
{798}	クレーン	クレーン（第1廃棄物処理所前室）	新設							○		
{799}	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造					3		○		
{800}	フードボックス									3		○
{801}	破砕機	破砕機	改造					3		○		
{802}	フードボックス									3		○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(50/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{803}	クレーン	クレーン (第2廃棄物処理所)	改造								○
{804}	ドラム缶用廃棄物プレス	ドラム缶用廃棄物プレス	改造						3		○
{805}	超音波洗浄機	超音波洗浄機 (1) 超音波洗浄機 (2)	変更なし				3				○
{806}	廃水中和設備 (配管系統を含む)	廃水受槽 中和槽 遠心分離機 ろ液受槽	改造、変更なし						3		○
{807}	液位高警報設備										○
{808}	分別・解体フード (ドラム缶傾転機を含む)	分別・解体フード	改造						3		○
{809}	水洗槽 (配管系統を含む)	水洗槽	変更なし						3		○
{810}	切断フード	切断フード	変更なし				3				○
{811}	排水受槽 (配管系統を含む)	排水受槽	改造				3				○
{812}	液位高警報設備										○
{813}	乾燥機	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	改造、変更なし						3		○
{814}	プラスト装置	プラスト装置(1) プラスト装置(2)	改造				3				○
{815}	クレーン	クレーン (除染室(2))	改造						3		○
{816}	解体用フードボックス	解体用フードボックス	変更なし						3		○
{817}	切断機	切断機(1) 切断機(2)	改造、変更なし						3		○
{818}	廃棄物貯蔵設備(1)	廃棄物貯蔵設備(1)	改造								○
{819}	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	改造								○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(51/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{820}	クレーン	クレーン (廃棄物一時貯蔵所)	改造				3			○	
{821}	クレーン	クレーン (放射線管理棟前室)	新設							○	
{822}	廃棄物貯蔵設備(5)	廃棄物貯蔵設備(5)	改造						○		
{823}	クレーン	クレーン	変更なし						○		
{824}	廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物貯蔵設備(7)	新設	○							
{825}	クレーン	クレーン①	新設	○							
{826}	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	新設					○			
{827}	クレーン	クレーン②	新設	○							
{828}	エアスニファ	エアスニファ (工場棟 転換工場) エアスニファ (工場棟 成型工場) エアスニファ (加工棟 成型工場) エアスニファ (放射線管理棟) エアスニファ (付属建物 第2核燃料倉庫) エアスニファ (付属建物 除染室・分析室) エアスニファ (付属建物 第3核燃料倉庫) エアスニファ (付属建物 第1廃棄物処理所) エアスニファ (付属建物 第2廃棄物処理所) エアスニファ (付属建物 シリンダ洗浄棟)	改造			2		2	2	○	
{829}	エリアモニタ	エリアモニタ Ch-1 エリアモニタ Ch-2 エリアモニタ Ch-3 エリアモニタ Ch-4 エリアモニタ Ch-5 エリアモニタ Ch-6 エリアモニタ Ch-7 エリアモニタ Ch-8	改造			2				○	
{830}	ハンドフットモニタ	ハンドフットモニタ1~6 ハンドフットモニタ7 ハンドフットモニタ8 ハンドフットモニタ9	改造							○	
{831}	ダストモニタ	転換工場ダストモニタ 成型工場ダストモニタ 加工棟ダストモニタ 第3核燃料倉庫ダストモニタ 第1廃棄物処理所ダストモニタ シリンダ洗浄棟ダストモニタ	改造			2		2	2	○	
{832}	モニタリングポスト	モニタリングポスト	改造							○	
{833}	工場棟(転換工場)	工場棟転換工場	改造、変更なし				○		○	○	
{834}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○			○	
{835}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (転換工場)	新設							○	
{836}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(52/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{837}	工場棟(成型工場)	工場棟成型工場	改造				○		○	○	
{838}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○			○	
{839}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (成型工場)	新設							○	
{840}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			
{841}	工場棟(組立工場)	工場棟組立工場	改造				○		○	○	
{842}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			
{843}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁	改造				○				
{844}	加工棟(成型工場)	加工棟成型工場	改造		○				○	○	
{845}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設		○					○	
{846}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (加工棟)	新設							○	
{847}	放射線管理棟	放射線管理棟	改造				○		○	○	
{848}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○			○	
{849}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (放射線管理棟)	新設							○	
{850}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			
{851}	付属建物(除染室・分析室)	除染室・分析室	改造				○		○	○	
{852}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○			○	
{853}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (除染室・分析室)	新設							○	
{854}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			
{855}	付属建物(第2核燃料倉庫)	第2核燃料倉庫	改造				○		○	○	
{856}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○			○	
{857}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (第2核燃料倉庫)	新設							○	
—	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(53/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
{858}	付属建物(第3核燃料倉庫)	第3核燃料倉庫	改造									○		
{859}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設、変更なし									○		
{860}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(第3核燃料倉庫)	新設									○		
{861}	付属建物(原料貯蔵所)	原料貯蔵所	改造									○	○	
{862}	付属建物(劣化・天然ウラン倉庫)	劣化・天然ウラン倉庫	改造										○	
{863}	付属建物(容器管理棟)	容器管理棟	改造					○				○	○	
{864}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁(5)	新設									○		
{865}	付属建物(第1廃棄物処理所)	第1廃棄物処理所	改造									○	○	
{866}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設									○	○	
{867}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(第1廃棄物処理所)	新設										○	
{868}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設									○		
{869}	付属建物(第2廃棄物処理所)	第2廃棄物処理所	改造									○	○	
{870}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設									○	○	
{871}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(第2廃棄物処理所)	新設										○	
{872}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設									○		
{873}	付属建物(シリンダ洗浄棟)	シリンダ洗浄棟	改造									○	○	
{874}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設									○	○	
{875}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(シリンダ洗浄棟)	新設										○	
{876}	付属建物(第3廃棄物倉庫)	第3廃棄物倉庫	改造									○	○	
{877}	付属建物(廃棄物管理棟)	廃棄物管理棟	新設	○								○	○	
{878}	付属建物(発電機室)	発電機室	新設							○	○	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(54/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{879}	付属建物(放射線管理棟前室)	放射線管理棟前室	新設				○		○	○	
{880}	付属建物(第1廃棄物処理所前室)	第1廃棄物処理所前室	新設						○	○	
{881}	遮蔽壁(転換工場の東側屋外)	独立遮蔽壁(1)	新設						○		
{882}	遮蔽壁(加工棟の東南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁(4)	新設						○		
{883}	遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)	独立遮蔽壁(3)	新設						○		
{884}	遮蔽壁(組立工場の西南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁(2)	新設						○		
{885}	防護フェンス	防護フェンス	新設						○		
{886}	空シリンダ置場	空シリンダ置場	変更なし							○	
{887}	非常用電源設備	非常用電源設備	-					○		○	
{888}	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	改造					○		○	
{889}	無停電電源装置	無停電電源装置	改造							○	
{890}	非常用通報設備	非常用通報設備	-		○	2	○	2	○	○	
{891}	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし		○					○	加工棟成型工場
			変更なし			2	○			○	工場棟転換工場
			変更なし			2	○			○	工場棟成型工場
			変更なし			2	○			○	工場棟組立工場
			変更なし			2	○			○	除染室・分析室
			変更なし					○			○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(55/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[891]	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし				○			○	容器管理棟	
			変更なし					2	○	○	第2廃棄物処理所	
			変更なし					2	○	○	シリンダ洗浄棟	
			変更なし								○	第3核燃料倉庫
			変更なし							○	○	原料貯蔵所
			変更なし								○	劣化・天然ウラン倉庫
			変更なし								○	放射線管理棟
[892]	放送設備	放送設備	増設	○							○	廃棄物管理棟
			変更なし		2	○					○	加工棟成型工場
			変更なし			2	○				○	工場棟転換工場
			変更なし			2	○				○	工場棟成型工場
			変更なし			2	○				○	工場棟組立工場
			変更なし			2	○				○	放射線管理棟
			変更なし			2	○				○	除染室・分析室
			変更なし				○				○	第2核燃料倉庫



表3-1 設工認申請対象の申請状況(56/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考		
安全機能一覧 番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次			
[892]	放送設備	放送設備	変更なし				○			○	容器管理棟		
			増設				○			○	放射線管理棟前室		
			増設							○	○	発電機室	
			変更なし							2	○	○	第1廃棄物処理所
			変更なし							2	○	○	第2廃棄物処理所
			変更なし							2	○	○	シリンダ洗浄棟
			変更なし							2	○	○	第3廃棄物倉庫
			増設								○	○	第1廃棄物処理所前室
			変更なし									○	第3核燃料倉庫
			変更なし								○	○	原料貯蔵所
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫
			変更なし									○	放射線管理棟
			変更なし									○	防災ルーム
変更なし									○	警備所			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(57/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○							○	廃棄物管理棟		
			増設		○							○	加工棟成型工場	
			増設				2	○				○	工場棟転換工場	
			増設				2	○				○	工場棟成型工場	
			増設				2	○				○	工場棟組立工場	
			通信連絡設備(電話設備、ファクシミリ装置、業務用無線設備)	増設、変更なし			2	○					○	放射線管理棟
			通信連絡設備(電話設備)	増設			2	○					○	除染室・分析室
			増設					○					○	第2核燃料倉庫
			増設					○					○	容器管理棟
			増設							○		○	発電機室	
			増設							2	○	○	第1廃棄物処理所	
			増設							2	○	○	第2廃棄物処理所	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(58/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設						2	○	○	シリンダ洗浄棟	
			改造						2	○		第3廃棄物倉庫	
			増設									○	第3核燃料倉庫
			増設								○	○	原料貯蔵所
			増設									○	劣化・天然ウラン倉庫
[894]	消火設備	消火設備	-	○	○		○	2	○	○			
[895]	屋外消火栓	屋外消火栓	増設	○							○	廃棄物管理棟	
			変更なし		○							○	加工棟成型工場
			変更なし				2	○				○	工場棟転換工場
			変更なし				2	○				○	工場棟成型工場
			変更なし				2	○				○	工場棟組立工場
			変更なし				2	○				○	放射線管理棟

表3-1 設工認申請対象の申請状況(59/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[895]	屋外消火栓	屋外消火栓	変更なし				2	○			○	除染室・分析室	
			変更なし					○			○	第2核燃料倉庫	
			変更なし						○			○	容器管理棟
			変更なし						○			○	放射線管理棟前室
			増設							○		○	発電機室
			変更なし								○	○	第1廃棄物処理所
			変更なし								○	○	第2廃棄物処理所
			変更なし								○	○	シリンダ洗浄棟
			変更なし								○	○	第3廃棄物倉庫
			変更なし								○	○	第1廃棄物処理所前室
			変更なし									○	第3核燃料倉庫
			改造								○	○	原料貯蔵所
変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫			
[896]	防火水槽	防火水槽(1) 防火水槽(2) 防火水槽(3) 防火水槽(4)	変更なし、更新								○		
[897]	可搬式消火ポンプ	可搬消防ポンプ(1) 可搬消防ポンプ(2)	改造、増設								○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(60/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[898]	消火器	消火器	増設	○							廃棄物管理棟		
			変更なし		2 ○							加工棟成型工場	
			増設			2	○					工場棟転換工場	
			増設			2	○					工場棟成型工場	
			増設			2	○					工場棟組立工場	
			増設			2	○					放射線管理棟	
			増設			2	○					除染室・分析室	
			変更なし					○					第2核燃料倉庫
			変更なし					○					容器管理棟
			増設					○					放射線管理棟前室
			増設						○				発電機室
			変更なし						2	○			第1廃棄物処理所

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[898]	消火器	消火器	変更なし					2	○		第2廃棄物処理所		
			変更なし					2	○		シリンダ洗浄棟		
			変更なし						2	○		第3廃棄物倉庫	
			増設								○	第3枝燃料倉庫	
			変更なし								○	原料貯蔵所	
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	○	2	2	2	2	○	○			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							○	廃棄物管理棟	
			変更なし		○							○	加工棟成型工場
			撤去及び改造			2	○					○	工場棟転換工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟成型工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟組立工場

表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
(900)	火災感知設備	火災感知設備	増設及び改造			2	○				○	放射線管理棟		
			改造			2	○					○	除染室・分析室	
			改造					2	○				○	第2核燃料倉庫
			増設					2	○				○	容器管理棟
			増設						○				○	放射線管理棟前室
			増設							○			○	発電機室
			変更なし							2	○	○		第1廃棄物処理所
			改造							2	○	○		第2廃棄物処理所
			変更なし							2	○	○		シリンダ洗浄棟
			変更なし							2	○	○		第3廃棄物倉庫
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室
			変更なし										○	第3核燃料倉庫
			変更なし									○	○	原料貯蔵所
			変更なし										○	劣化・天然ウラン倉庫

表3-1 設工認申請対象の申請状況(63/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[901]	警報設備	警報設備	増設	○							○	廃棄物管理棟		
			変更なし		○							○	加工棟成型工場	
			変更なし				2	○				○	工場棟転換工場	
			変更なし				2	○				○	工場棟成型工場	
			変更なし					2	○			○	工場棟組立工場	
			変更なし					2	○			○	放射線管理棟	
			変更なし					2	○			○	除染室・分析室	
			変更なし						2	○		○	第2核燃料倉庫	
			変更なし						2	○		○	容器管理棟	
			増設								○	○	発電機室	
			変更なし								2	○	○	第1廃棄物処理所
			改造								2	○	○	第2廃棄物処理所



表3-1 設工認申請対象の申請状況(64/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[901]	警報設備	警報設備	変更なし						2	○	○	シリンダ洗浄棟		
			変更なし						2	○	○	第3廃棄物倉庫		
			変更なし									○	第3核燃料倉庫	
			変更なし									○	原料貯蔵所	
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫	
			変更なし									○	工場棟成型工場 加工棟成型工場 放射線管理棟 第3核燃料倉庫 原料貯蔵所 容器管理棟 第2廃棄物処理所 廃棄物管理棟	
[902]	緊急対策設備	緊急対策設備	-	○	○		○	2	○	○				
[903]	非常灯	非常用照明	増設	○							○	廃棄物管理棟		
			変更なし		2	○						○	加工棟成型工場	
			改造			2	○						○	工場棟転換工場
			変更なし			2	○						○	工場棟成型工場
			変更なし			2	○						○	工場棟組立工場
			変更なし			2	○						○	放射線管理棟

表3-1 設工認申請対象の申請状況(65/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
(903)	非常灯	非常用照明	変更なし				2	○			○	除染室・分析室		
			変更なし					2	○			○	第2核燃料倉庫	
			変更なし						2	○			○	容器管理棟
			増設						○				○	放射線管理棟前室
			増設							○			○	発電機室
			変更なし							2	○	○		第1廃棄物処理所
			変更なし								2	○	○	第2廃棄物処理所
			変更なし								2	○	○	シリンダ洗浄棟
			変更なし								2	○	○	第3廃棄物倉庫
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室
			変更なし										○	第3核燃料倉庫
			変更なし									○	○	原料貯蔵所
変更なし										○	劣化・天然ウラン倉庫			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
(904)	誘導灯	誘導灯	増設	○							○	廃棄物管理棟			
			変更なし		○							○	加工棟成型工場		
			変更なし				2	○					○	工場棟転換工場	
			変更なし					2	○				○	工場棟成型工場	
			変更なし						2	○			○	工場棟組立工場	
			変更なし						2	○			○	放射線管理棟	
			変更なし						2	○			○	除染室・分析室	
			変更なし							2	○			○	第2核燃料倉庫
			変更なし							2	○			○	容器管理棟
			増設							○				○	放射線管理棟前室
			増設								○			○	発電機室
			変更なし								2	○	○	第1廃棄物処理所	
			変更なし								2	○	○	第2廃棄物処理所	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(67/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[904]	誘導灯	誘導灯	変更なし					2	0	0	シリンダ洗浄棟		
			変更なし					2	0	0	第3廃棄物倉庫		
			増設							0	0	第1廃棄物処理所前室	
			変更なし								0	第3核燃料倉庫	
			変更なし								0	0	原料貯蔵所
			変更なし									0	劣化・天然ウラン倉庫
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設	0							廃棄物管理棟		
			増設		0							加工棟成型工場	
			増設				0					工場棟転換工場	
			増設				0					工場棟成型工場	
			増設				0					工場棟組立工場	
			増設				0					放射線管理棟	
			増設				0					除染室・分析室	
			増設				0					第2核燃料倉庫	
			増設				0					容器管理棟	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設				○				放射線管理棟前室		
			増設					○			発電機室		
			増設							○		第1廃棄物処理所	
			増設								○	第2廃棄物処理所	
			増設								○	シリンダ洗浄棟	
			増設									○	第3廃棄物倉庫
			増設									○	第1廃棄物処理所前室
			増設									○	第3核燃料倉庫
			増設										○
			増設							○	劣化・天然ウラン倉庫		
[906]	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし					○	○	○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	○
		ICP質量分析装置	変更なし						○	○	○
		ICP発光分光分析装置	変更なし						○	○	○
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	○
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	○
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	○
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	○
		廃水タンク	改造						○	○	○
		サンプル保管庫	新設							○	○
[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○	○
		高密度測定装置	変更なし						○	○	○
		平均粒径測定装置	改造						○	○	○
[909]	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	改造						○	○	○
[910]	窒素供給設備	レシーバータンク(1) レシーバータンク(2) レシーバータンク(3)	改造							3	○
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)	レシーバータンク(4)				3				3	○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(70/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[912]	水素供給設備(屋外供給系統)	水素ガス供給配管系統	改造						3	○		
[913]	水素ガス供給配管系統						3			3	○	
[914]	障壁			水素供給設備障壁	新設						○	
[915]	I L : 地震インターロック	水素ガス供給配管系統	改造							○		
[916]	遮断弁(工業用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用水配管)	工業用水遮断弁(手動) 水道水遮断弁(手動)	新設							○		
[917]	I L : 地震インターロック	工業用水遮断弁(自動) 水道水遮断弁(自動) 冷却水ポンプ停止インターロック	新設							○		
[918]	I L : 漏水インターロック	純水ポンプ停止インターロック アンモニア水ポンプ停止インターロック 空調用水ポンプ停止インターロック									○	
[919]	遮断弁(蒸気配管)	蒸気遮断弁(1)	新設							○		
[920]	I L : 地震インターロック	蒸気遮断弁(2)									○	
[921]	秤量設備	秤量設備	-		○					○	○	
[922]	秤	UF6シリンダ秤量器	改造							○	原料貯蔵所	
[923]	秤	保安秤量器(加工棟1) 保安秤量器(加工棟2) 保安秤量器(加工棟3) 保安秤量器(加工棟4) 保安秤量器(加工棟5) 保安秤量器(加工棟6) 保安秤量器(加工棟7) 保安秤量器(加工棟8) 保安秤量器(加工棟9)	変更なし		○					○	○	
		保安秤量器(転換工場1) 保安秤量器(転換工場2) 保安秤量器(転換工場3) 保安秤量器(転換工場4) 保安秤量器(転換工場5) 保安秤量器(転換工場6) 保安秤量器(転換工場7) 保安秤量器(転換工場8) 保安秤量器(転換工場9) 保安秤量器(転換工場10)	改造							○	○	
		保安秤量器(成型工場1) 保安秤量器(成型工場2) 保安秤量器(成型工場3) 保安秤量器(成型工場4) 保安秤量器(成型工場5) 保安秤量器(成型工場6) 保安秤量器(成型工場7) 保安秤量器(成型工場8) 保安秤量器(成型工場9) 保安秤量器(成型工場10)	改造							○	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(71/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[923]	秤	保安秤量器(ウラン管理1) 保安秤量器(ウラン管理2) 保安秤量器(ウラン管理3) 保安秤量器(ウラン管理4)	改造							○	○	
		保安秤量器(分析1) 保安秤量器(分析2)	改造								○	
		保安秤量器(ウラン管理5) 保安秤量器(ウラン管理6) 保安秤量器(ウラン管理7)	改造								○	
		保安秤量器(シリンダ1) 保安秤量器(シリンダ2) 保安秤量器(シリンダ3)	改造								○	
-	-	アンモニア水製造装置	撤去				○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号)
-	-	大型秤量機3,500kg 秤	撤去				○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号)
-	-	発光分光分析装置	撤去						○			取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号)
-	-	イオン交換塔	撤去							○		取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (48原第10305号)
-	-	本成型用プレス	撤去		○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号)
-	-	ペレット移替機	撤去		○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号)
-	-	粉末集塵装置	撤去		○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第9730号)



表3-1 設工認申請対象の申請状況(72/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	圧粉体密度測定装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (3安(核規)第802号 2安(核規)第632号)
-	-	連続焼結炉	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号)
-	-	洗浄ボックス	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号)
-	-	遠心分離機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号)
-	-	粉碎装置	撤去	○							取得時許可番号 (57安(核規)第54号) 取得時認可番号 (平成14・05・27原第3号)
-	-	粉末混合機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号)
-	-	ベレットラインコンベア	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(73/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	乾燥機	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第2694号)
-	-	ペレット挿入機	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号)
-	-	端栓溶接装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号)
-	-	燃料棒組立装置	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号)
-	-	燃料集合体組立装置(燃料棒検査室)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号)
-	-	燃料集合体検査台	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号)
-	-	燃料集合体組立装置(燃料集合体組立室)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(74/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	圧粉ベレット一時貯蔵棚④	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	焼結ベレット一時貯蔵棚③	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	第1廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号)
-	-	第2廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号)
-	-	汚染機材保管倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号)
-	-	廃水処理所	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	高汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(75/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	低汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	液受槽	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	後処理ろ過器	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	排風機(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	給気フィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	アブソリュートフィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	排水設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(76/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	クレーン(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号)
-	-	クレーン(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号)
-	-	廃棄物倉庫系排気設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号)
-	-	汚染機材倉庫系排気設備	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号)
-	-	パレット外観検査装置(寸法・密度検査用)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (55安(核規)第388号)
-	-	ヘリウムリーク試験装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (62安(核規)第680号)
-	-	超音波探傷装置	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第358号)
-	-	材料試験機	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号)
-	-	火災報知設備(第2 廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(77/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	非常口扉開放警報(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号)
-	-	付属建物動力室	撤去※						○		取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第5369号) (57安(核規)第155号)(増設部) ※加工施設外とし、一般建物へ変更する。
-	-	ボイラー	撤去※						○		取得時許可番号 (47原第349号) ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	暖冷房設備	撤去※						○		取得時認可番号 (44原第5369号) ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	灯油貯蔵設備	撤去							○	取得時認可番号 (51安(核規)第2582号)
-	-	計量機	撤去※							○	取得時認可番号 (58安(核規)第628号) ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	シリンダ貯蔵ビット(シリンダ傾転台含む)	撤去							○	取得時認可番号 (58安(核規)第628号)
-	-	耐圧試験設備	撤去※							○	取得時認可番号 (58安(核規)第628号) ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	環境モニタリング設備ダストモニタ	撤去							○	取得時認可番号 (平成17・09・12原第9号)



























表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(5次申請、化学処理施設-1/2)

申請種別	申請内容	設計内容	5次申請基準(2020.1.30)付三原機機20-0715(1)A(5)引用																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
化学処理	臭気防止設備	臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											
		臭気防止設備	臭気防止設備																											



表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (5次申請、核燃料物質の貯蔵施設 1/1)

5次申請書(2020.7.30)付け原燃第20-0273号から引用)

項目No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*
表3-5	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ
仕様No.																								
名称	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ
変更区分																								
設計変更なし+工事なし																								
設計変更あり+工事なし																								
設計変更あり+工事あり																								

\*1: UF<sub>6</sub>シリンダ貯蔵施設は次回改修申請

※: 設計変更なし+工事なし  
 ◎: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目  
 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

UF<sub>6</sub>シリンダ貯蔵施設は次回改修申請

※: 設計変更なし+工事なし  
 ◎: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。



表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(5次申請、その他の加工施設 I/1)

5次申請書(2020.7.30付け三原総第20-0273号から引用)

仕様No.	名称	仕様	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23		備考*																					
			1	2		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表り設-1	非常用予備電源(1) 非常用予備電源(2)	変圧器分岐	改良	改良																						
		並列用予備電源																								
表り設-2	表面電圧電圧分岐装置(1) 表面電圧電圧分岐装置(2)	変圧器分岐	改良	改良																						
		並列用予備電源																								
表り設-3	ICP装置分岐装置 ICP装置分岐装置	変圧器分岐	改良	改良																						
		並列用予備電源																								
表り設-4	トランス用分岐装置 トランス用分岐装置	変圧器分岐	改良	改良																						
		並列用予備電源																								
表り設-5	足踏機設置 足踏機設置	変圧器分岐	改良	改良																						
		並列用予備電源																								

\*1: 省エネ対策(省エネルギー)は、電気設備工事(電気工事)の範囲内で行う。  
 \*2: 省エネ対策(省エネルギー)は、電気設備工事(電気工事)の範囲内で行う。  
 \*3: 空間電磁界(EMF)は、空間電磁界(EMF)の範囲内で行う。  
 \*4: 空間電磁界(EMF)は、空間電磁界(EMF)の範囲内で行う。  
 \*5: 高圧ケーブル(高圧ケーブル)は、高圧ケーブル(高圧ケーブル)の範囲内で行う。  
 \*6: 高圧ケーブル(高圧ケーブル)は、高圧ケーブル(高圧ケーブル)の範囲内で行う。







表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その上の加工施設) (2021.2.15付三原線第20-0895号から引用)

Table with columns for equipment categories (1-7), technical standards (8-11), and specific equipment models (12-23). Rows include items like '炉内燃焼炉' (Furnace), '蒸気発生器' (Steam generator), '冷却水循環装置' (Cooling water circulation device), etc.

本加工施設では該当しない項目  
加工設備は本表が変更または追加されている項目

○: 設計変更なし・工種なし  
●: 工種変更あり・工種なし  
○: 設計変更あり・工種あり  
●: 設計変更あり・工種あり

※: 本表は設計者が定めるべき項目  
○: 本表に明記されていない項目  
●: 本表に明記されていない項目

- 1: 炉内燃焼炉 (Furnace)
2: 蒸気発生器 (Steam generator)
3: 冷却水循環装置 (Cooling water circulation device)
4: 放射線測定器 (Radiation measurement device)
5: 放射線検出器 (Radiation detector)
6: 放射線モニタリング装置 (Radiation monitoring device)
7: 放射線防護装置 (Radiation protection device)
8: 放射線遮蔽体 (Radiation shielding)
9: 放射線検出器 (Radiation detector)
10: 放射線モニタリング装置 (Radiation monitoring device)
11: 放射線防護装置 (Radiation protection device)
12: 放射線遮蔽体 (Radiation shielding)



表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設)

項目	設備・機器・構築物	規格	設計	基準項目																			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1. 建築物	1.1 事務所	建築基準法	1.1.1 事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			1.1.2 倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 設備	2.1 空調設備	建築基準法	2.1.1 空調設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			2.1.2 換気設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 機器	3.1 圧入機	建築基準法	3.1.1 圧入機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			3.1.2 圧入機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設)

区画番号	用途	種別	名称	設計基準	設計基準		設計基準		設計基準		設計基準		設計基準		設計基準		設計基準		設計基準		設計基準		設計基準	
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
40	化学処理施設	建物	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設	化学処理施設

この表は、設計基準との対応関係を示すための表であり、設計基準の適用範囲を明確にするものではありません。

設計基準の適用範囲については、以下の設計基準に記載されている事項を参照してください。

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術圧搾に対する設計との対比表（6次申請、成形施設）

項目	内容	圧搾機																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1	基礎	基礎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		基礎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	柱	柱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		柱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	梁	梁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		梁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	床	床	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		床	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	壁	壁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		壁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	屋根	屋根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		屋根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	開口部	開口部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		開口部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	設備	設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	その他	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、成形施設)

改定計画(02/1.2.15(木)三陽建設20-0055号(4.5月))

項目	内容	規格・基準	対応状況																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
1. 建築	1.1 建築基準法	1.1.1 建築基準法																												
		1.1.2 建築基準法																												
		1.1.3 建築基準法																												
		1.1.4 建築基準法																												
		1.1.5 建築基準法																												
		1.1.6 建築基準法																												
		1.1.7 建築基準法																												
		1.1.8 建築基準法																												
		1.1.9 建築基準法																												
		1.1.10 建築基準法																												
2. 設備	2.1 電気設備	2.1.1 電気設備																												
		2.1.2 電気設備																												
		2.1.3 電気設備																												
		2.1.4 電気設備																												
		2.1.5 電気設備																												
		2.1.6 電気設備																												
		2.1.7 電気設備																												
		2.1.8 電気設備																												
		2.1.9 電気設備																												
		2.1.10 電気設備																												
3. 構造	3.1 構造	3.1.1 構造																												
		3.1.2 構造																												
		3.1.3 構造																												
		3.1.4 構造																												
		3.1.5 構造																												
		3.1.6 構造																												
		3.1.7 構造																												
		3.1.8 構造																												
		3.1.9 構造																												
		3.1.10 構造																												

表B-6 建物・構造物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、成形施設)

項目	内容	備考	機械・器具																				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
建築	1. 建築物																						
建築設備	1. 電気設備	電圧	100V																				
			200V																				
			300V																				
			400V																				
加工設備	加工機	切削機	100V																				
			200V																				
			300V																				
電気設備	電気設備	電圧	100V																				
			200V																				
			300V																				
			400V																				
機械・器具	各種機械・器具	各種	100V																				
			200V																				
			300V																				
			400V																				
			500V																				
			600V																				
			700V																				
			800V																				
			900V																				
			1000V																				
			1100V																				
			1200V																				

1. 申請用紙記載の項目に該当する設備・器具については、申請用紙に「○」を記入し、申請用紙記載の項目に該当しない設備・器具については、申請用紙に「-」を記入することとする。また、申請用紙記載の項目に該当しない設備・器具については、申請用紙に「-」を記入することとする。

2. 申請用紙記載の項目に該当する設備・器具については、申請用紙に「○」を記入し、申請用紙記載の項目に該当しない設備・器具については、申請用紙に「-」を記入することとする。

3. 申請用紙記載の項目に該当する設備・器具については、申請用紙に「○」を記入し、申請用紙記載の項目に該当しない設備・器具については、申請用紙に「-」を記入することとする。























項目	内容	実施年月	対策項目																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
1	放射線測定	放射線測定器	放射線測定器の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線測定器の校正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	汚染防止	汚染防止策	汚染防止策の検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			汚染防止策の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	放射線防護	放射線防護	放射線防護の設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射線防護の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（6次申請、放射能汚染物の廃棄施設（仮体廃棄場）） 6次申請書（2021.2.15付け三原縣第20-0695号から引用）

項目	内容	検査項目																																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
1	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎		
2	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱		
3	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁	梁		
4	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	
5	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	壁	
6	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根
7	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
8	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備



表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請、放射能汚染物の廃棄施設(女性体糞棄設備))

項目	設備・機器	設計項目																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
1 建物	放射能汚染物の廃棄施設	放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 設備	放射能汚染物の廃棄施設	放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 機器	放射能汚染物の廃棄施設	放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		放射能汚染物の廃棄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○









表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計と対応表 (6次申請、放射性医薬物の構築施設(女性産婦設備)) 6次申請書(2021.2.15付け三原総第20-0695号から引用)

項目	名称	概要	検査項目																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	上気管支	除菌室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
19	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
20	手術室	手術室	天井	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

①: 放射線防護工、作業員  
②: 患者、家族  
③: 周辺住民  
④: 検査室  
⑤: 手術室  
⑥: 待合室  
⑦: 処置室  
⑧: 検出室  
⑨: 放射線科  
⑩: 放射線科  
⑪: 放射線科  
⑫: 放射線科  
⑬: 放射線科  
⑭: 放射線科  
⑮: 放射線科  
⑯: 放射線科  
⑰: 放射線科  
⑱: 放射線科  
⑲: 放射線科  
⑳: 放射線科

1. 放射線防護設備は、2020年10月現在、以下のとおりである。  
2. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
3. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
4. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
5. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
6. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
7. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
8. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
9. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
10. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
11. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
12. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
13. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
14. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
15. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
16. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
17. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
18. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
19. 放射線防護設備は、以下のとおりである。  
20. 放射線防護設備は、以下のとおりである。

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の長径基準に対する設計との対応表（2次申請、放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物及び保管施設設備））

Main comparison table with 34 columns (1-34) and 22 rows (1-22). Each cell contains a grid of '○' and '●' symbols representing design compliance for various items like '上部構造', '基礎部分', '壁', etc.

1. 設計基準は放射性廃棄物の施設設計に適用される。①：設計基準を適用する。②：設計基準を適用しない。③：設計基準を適用するが、具体的な設計条件が異なる。④：設計基準を適用しないが、具体的な設計条件が異なる。

①：設計基準を適用する。②：設計基準を適用しない。③：設計基準を適用するが、具体的な設計条件が異なる。④：設計基準を適用しないが、具体的な設計条件が異なる。

①：設計基準を適用する。②：設計基準を適用しない。③：設計基準を適用するが、具体的な設計条件が異なる。④：設計基準を適用しないが、具体的な設計条件が異なる。



表 4-1-1 付属建物廃棄物管理棟 仕様表 (1次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、1次申請書の設計番号を示す)			適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請			
核燃料物質の臨界防止	-	-	-			
安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-			
地震による損傷の防止	-	-	-			
津波による損傷の防止	-	-	-			
外部からの衝撃による損 傷の防止	[5.4.2-1](外部火災):敷地内外の火災・爆発に対し損 傷しない設計。	水を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の 障壁(914)	-			
人の不法な侵入等の防止	-	-	-			
閉じ込めの機能	-	-	-			
火災等による損傷の防止	[4.1-1]自動火災報知設備を設置(感知器(煙):38個) (中継盤:1基)(中継盤の配置は、図リ非-6(7 次)参照)	-	警報設備(ベル)(中継盤)			
溢水による損傷の防止	[4.1-4]屋外消火栓設備を設置。(2基、ホース20m×4 本)	-	防火水槽(896)及び び可搬消防ポン プ(897)			
安全避難通路等	-	-	-			
安全機能を有する施設	-	-	-			
材料及び構造	-	-	-			
搬送設備	-	-	-			
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-			
警報設備等	-	-	-			

表 4-1-1 付属建物廃棄物管理棟 仕様表 (1次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、1次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設		
		5次申請	6次申請	7次申請
放射線管理施設	-	-	-	-
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-
遮蔽	-	-	-	-
換気設備	-	-	-	-
非常用電源設備	[16.1-1]火災等の警報設備(音響装置(ベル))、電話機(有線式)、放送設備は、それぞれ本体である受信機、電話交換機、放送設備本体を通して非常用ディーゼル発電機と接続する設計。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [16.1-2]非常用照明及び誘導灯は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する設計。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [16.2-1]受信機、電話交換機、放送設備本体、非常用照明及び誘導灯は、無停電電源装置又はバッテリーを内蔵し、停電時に非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間(40秒)その機能を維持できるようにバッテリーから電力を供給する設計。	非常用ディーゼル発電機(888)	-	非常用ディーゼル発電機(888) 警報設備(ベル)(中継盤)
通信連絡設備	-	非常用ディーゼル発電機(888)	-	非常用ディーゼル発電機(888)  無停電電源装置(889) 警報設備(ベル)(中継盤)
その他事業許可で求める仕様	-	-	-	-

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様 (設計番号は2次申請の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。	4次申請	6次申請	7次申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、工場棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とする。</li> <li>建物の壁の合計の厚さを30.5cm以上のコンクリートの臨界隔離壁とする。</li> <li>加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とする。</li> </ul>	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域と加工棟領域の臨界隔離壁</li> </ul> <p>—</p>	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域と加工棟領域の臨界隔離壁</li> <li>シリンドラ洗浄棟領域と加工棟領域の臨界隔離壁</li> </ul> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域と加工棟領域の臨界隔離壁</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域と加工棟領域の臨界隔離壁</li> <li>原料貯蔵所領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>シリンドラ洗浄棟と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> </ul>

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様 (設計番号は2次申請の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。	適合性を確認するための施設		
		5次申請	6次申請	7次申請
安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津液による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	[5.4.2-建1]なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、 万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁 (鉄筋コ ンクリートの壁及び鉄扉で構成) を貯蔵所の周囲に設置 することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼす おそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の 設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高 圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、加工棟成型工 場の安全機能に影響を及ぼすことはない。	-	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の 障壁 (914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	[7.1-建2]加工棟成型工場の第1種管理区域は無窓構造 とし、局所排気系統及び室内排気系統により、室内の圧 力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウラン の飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [7.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [7.1-建5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用 施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備 を設置する設計とする。	-	気体廃棄設備 (3) (663) ~ (665)	漏水検知警報設備 (846)



表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
<p>技術基準に対する仕様 (設計番号は2次申請の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1] 自動火災報知設備 (899, 900, 901) を設置 (感知器 (煙): 33 個、(熱): 11 個) (警報設備 (ベル): 4 個 (中継盤: 1 基)) (図リ建-5, 6) (中継盤の配置は、図リ非-6 (7次) 参照)</p> <p>[4.1-建3] 消火器を設置 (粉末消火器 10 型: 11 本、20 型: 3 本、二酸化炭素消火器 7 型: 2 本、金属用消火器: 1 本) (894, 898) (図リ建-7, 8) また、前室に粉末消火器 10 型: 1 本を追加 (図リ非-6 (7次) 参照)</p> <p>[4.1-建5] 屋外消火栓を設置 (1 基、ホース 20m × 2 本)、また、屋外消火栓は、防火水槽 (100m<sup>3</sup> × 2) と消火水配管により接続</p> <p>[1.1-建5] * 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。</p>	-		<p>警報設備 (ベル) (中継盤)</p> <p>消火器 (894, 898)</p> <p>防火水槽 (896) 及びび可搬消火ポンプ (897)</p>
<p>溢水による損傷の防止</p> <p>[5.6.1-建2] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>	-	屋外消火栓からのアクセスルート	漏水検知警報設備 (846)
<p>安全避難通路等</p> <p>[1.3.3-建1] * 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>	-	懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器	-

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
安全機能を有する施設	—	<p>気体廃棄設備(3) (653)～(665)                      粉末一時貯蔵棚(517)、原料粉末貯蔵棚(523)、スクラップ貯蔵棚(粉末用) (526)</p> <p>酸化炉(435)                      気体廃棄設備(3) (653)～(665)</p> <p>連続焼結炉(408)                      気体廃棄設備(3) (653)～(665)</p> <p>気体廃棄設備(3) (653)～(665)</p>	—
材料及び構造	—	—	—
搬送設備	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
警報設備等	<p>[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>	—	漏水検知警報設備(846)
放射線管理施設	—	—	—
廃棄施設	—	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
遮蔽	<p>[8.1-建1] 加工棟成型工場南東角部の屋外周辺に遮蔽壁を設置する。</p>	<p>遮蔽壁(加工棟成型工場の東南角部屋外周辺) (882)</p>	—
換気設備	<p>[9.1-建1]非密封のウランを取り扱い又は貯蔵している加工棟成型工場は、60,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する排気設備を施設できる構造とする。</p>	<p>気体廃棄設備(3) (653)～(665)</p>	—

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (5/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
非常用電源設備	<p>技術基準に対する仕様 (設計番号は2次申請の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備は、それぞれ警報盤、放送設備本体、電話交換機、受信器、及び中継盤を介して非常用ディーゼル発電機に接続(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし) 一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.1-建2] 加工棟成型工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持できる。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし) 一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.2-建1] バッテリを内蔵している非常用設備(非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式))), 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備(中継盤))、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持できる。</p> <p>非常用ディーゼル発電機との間に無停電電源装置を接続している非常用設備(非常用通報設備(非常用ベル設備、放送設備))は、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、又、非常用ディーゼル発電機が給電を開始後は、非常用ディーゼル発電機から無停電電源装置経由で給電される。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>警報設備(ベル)(中継盤)</p> <p>無停電電源装置(889)</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>警報設備(ベル)(中継盤)</p> <p>無停電電源装置(889)</p>
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/7)

設工認技術基準	5 次申請	6 次申請	7 次申請
<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す) *は 6 次申請の設計番号を示す。</p> <p>[3.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第 3 核燃料倉庫(1)領域、第 3 核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離隔離以上離す。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と原料貯蔵所領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離隔離)</li> <li>工場棟領域とシリンダ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離隔離)</li> <li>工場棟領域と第 3 核燃料倉庫(1)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離隔離)</li> <li>工場棟領域と第 3 核燃料倉庫(2)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離隔離)</li> <li>工場棟領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離隔離)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、第 3 核燃料倉庫(1)領域、第 3 核燃料倉庫(2)領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。</li> <li>設置高さ 490cm 以下の工場棟領域のユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。(本項目は 4 次申請で適合を確認済み)</li> <li>設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットと必要距離隔離以上離す。</li> </ul>	-	-	-
	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/7)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
安全機能を有する施設の地盤	-	鉄扉 SD-1、SD-2: 図イ建-9 参照	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 1-建 8] 生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。 [5. 4. 2-建 1] 航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きき事故の誘因とならない。 [5. 4. 2-建 2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない。	気体廃棄設備(1) (608、614、628) 鉄扉 SD-1、SD-2: 図イ建-9 参照 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/7)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 1]非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生する恐れのある区域を第1種管理区域に区分し、設定する。</p> <p>[7.1-建 2]工場棟転換工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧)</p> <p>[7.1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p> <p>[7.1-建 6]工場棟転換工場内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第1条第6号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p>	<p>鉄扉 SD-1、SD-2:図イ建-9 参照</p> <p>気体廃棄設備(1) (608)~(617)、(626)~(637)</p> <p>地下ピット[ピット内液回収配管系統含む][716]</p>	<p>漏水検知警報設備(835)</p>
火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建 5]消防法施行令第19条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m<sup>3</sup>×2)と消火水管により接続。</p> <p>[4.3-建 4]ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。</p> <p>[4.3-建 4]火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする。</p>	<p>気体廃棄設備(1) (618)~(625)</p> <p>気体廃棄設備(1) (608)~(617)、(626)~(637)</p> <p>鉄扉 SD-1、SD-2:図イ建-9 参照</p>	<p>防火水槽(896)及び可撤消防ポンプ(897)</p>
溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>	<p>—</p>	<p>漏水検知警報設備(835)</p>
安全避難通路等	<p>[13.3-建 1]* 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>	<p>懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器</p>	<p>—</p>

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしてしていた設備・機器の申請次数) (4/7)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
安全機能を有する施設	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[11.1-建1]通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>	<p>—</p> <p>鉄扉 SD-1、SD-2:図イ建-9 参照</p>	<p>—</p>
	<p>[11.1-建2]UF6 ガスを正圧で取り扱う UF6 配管の破断により UF6 ガスが漏えいし、UF6 フードボックス内に UF6 ガスが漏えいた状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。</p>	<p>UF6 蒸発・加水分解設備 (1) ~ (21)</p>	<p>—</p> <p>蒸発器 (1)、フードボックス (8)、コードドラップ (14)、コードドラップ (小) (17) 気体廃棄設備 (1) (608) ~ (617)、(626) ~ (637)</p>
	<p>[11.1-建3]ロータリーキルンにおける炉内曝発によりウラン粉末が爆風圧力逃し機構(破裂板)を通じて同所排気系統へ飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。</p>	<p>気体廃棄設備 (1) (618) ~ (625)</p>	<p>—</p> <p>焙焼還元設備 (94) ~ (105) 気体廃棄設備 (1) (608) ~ (617)、(626) ~ (637)</p>
	<p>[11.1-建5]気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。</p>	<p>—</p>	<p>—</p> <p>気体廃棄設備 (1) (608) ~ (617)、(626) ~ (637)</p>
	<p>[14.1-建4]*ウラン粉末の漏えい(加圧機器からの漏えい)時に想定される環境条件は、ウラン粉末を加圧状態で取り扱う気流輸送配管の破損によりウラン粉末がフードボックス又は配管カバー内へ飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能(臨界防止、閉じ込め、遮蔽等)を発揮する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p> <p>U02プロクター (106)、U02ピュルタ (107)、U02受けホッパ (110) 気体廃棄設備 (1) (608) ~ (617)、(626) ~ (637)</p>
	<p>[14.1-建6]*仕掛品貯蔵棚、スクラップ貯蔵棚(粉末用)、運搬台車、中間仕掛品一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p> <p>仕掛品貯蔵棚 (498)、スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (502)、運搬台車 (504)、中間仕掛品一時貯蔵棚 (507) 気体廃棄設備 (1) (608) ~ (617)、(626) ~ (637)</p>

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (5/7)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す)*は6次申請の設計番号を示す。	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
		5次申請	6次申請	7次申請
安全機能を有する施設	[11.4-建1]工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共用する。 使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。	同位体分析設備(906) 不純物分析設備(907)	-	-
材料及び構造	-	-	-	-
搬送設備	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	-	漏水検知警報設備(835)
放射線管理施設	-	-	-	-
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する。	-	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外)(881)	-
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする。 排気能力 排気能力(m <sup>3</sup> /時) 115,000以上	気体廃棄設備(1)(618)～(625)	気体廃棄設備(1)(608)～(617)、 (626)～(637)	-



表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (6/7)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
非常用電源設備	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.1-建2]工場棟転換工場に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。</p>	非常用ディーゼル発電機(888)	非常用ディーゼル発電機(888)
通信連絡設備	—	—	無停電電源装置(889)

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (7/7)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
<p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[99-建 3]更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻来襲時に竜巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</p> <p>[99-建 4]F3竜巻に対し、工場棟転換工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。</p> <p>[99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。</p>	<p>飛散防止用防護ネット(836)</p>	<p>鉄扉SD-1、SD-2:図イ建-9参照 工場棟転換工場3階の鉄筋コンクリート床</p> <p>防護フェンス(885)</p>	<p>—</p>

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
核燃料物質の臨界防止	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離を確保する。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と原料貯蔵所領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離を確保)</li> <li>工場棟領域とシリンドラ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離を確保)</li> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(1)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離を確保)</li> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離を確保)</li> <li>工場棟領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離を確保)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと臨界距離を確保する。</li> <li>設置高さ490cm以下の工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットに対し、臨界距離を確保する。(本項目は4次申請で適合を確認済み)</li> <li>設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離を確保する。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(1)領域の臨界距離を確保</li> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域の臨界距離を確保</li> </ul>
		-	-
		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域の設置高さ490cmを超える核的制限値を有する設備・機器と第2核燃料倉庫領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離を確保)</li> </ul>

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/6)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す) * は 6 次申請の設計番号を示す。	適合性を確認するための施設		
		5 次申請	6 次申請	7 次申請
安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	[5.4.1-建 8]生物学的影響防止のため、給気経路にファイ ルタ(粉塵除去用)を設置する。 [5.4.2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の 爆発に対する追加の安全対策として隔壁(鉄筋コンクリ ート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方 向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解 放する設計とする。この隔壁の設置工事が完了し、その 供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かない こととするため、工場棟成型工場の安全機能に影響を及 ぼすことはない。	-	気体廃棄設備(2) (640、646、 650) 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の 隔壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	[7.1-建 2]工場棟成型工場の第 1 種管理区域は無窓構造 とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力 を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの 飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上の負圧) [7.1-建 5]屋外、非管理区域、第 2 種管理区域及び使用 施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備 を設置する設計とする。	-	気体廃棄設備(2) (640)~(651)	漏水検知警報設備(839)

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5 次申請	6 次申請	7 次申請
<p>火災等による損傷の防止</p> <p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す) ※は 6 次申請の設計番号を示す。</p> <p>[4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 [899, 900, 901] を設置する。</p> <p>設置設備の種類と員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙) : 35 個 (2 階 : 7 個、3 階 : 28 個)</li> <li>◦ 感知器(熱) : 194 個 (1 階 : 19 個、2 階 : 159 個、3 階 : 16 個)</li> <li>◦ 感知器(空気管式) : 2 基 (3 階)</li> <li>◦ 警報設備(ベル) : 16 個 (1 階 : 5 個、2 階 : 5 個、3 階 : 6 個)</li> </ul> <p>(中継器 : 1 基)</p> <p>[4.1-建 6] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m<sup>3</sup>×2)と消火水配管により接続。</p> <p>[4.3-建 4] ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。</p>	—	<p>防火水槽 (896) 及び可搬消防ポンプ (897)</p> <p>気体廃棄設備 (2) [640] ~ [651]</p>	<p>警報設備(ベル)(中継器)</p>
<p>溢水による損傷の防止</p> <p>[5.6.1-建 3] 屋外、非管理区域、及び第 2 種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>	—	—	<p>漏水検知警報設備 (839)</p>

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
安全避難通路等	-	懐中電灯及びびぼータブル発電機を含めた投光器	-
安全機能を有する施設	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[13.3-建1] * 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びびぼータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p> <p>[11.1-建4] ウラン粉末を加圧で気流輸送する配管の破断によりウラン粉末が漏えいし、気流輸送設備の周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。</p> <p>[11.1-建5] 気体廃棄設備(2)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。</p> <p>[14.1-建6] * 粉末一時貯蔵棚、スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14.1-建7] * 酸化炉の火災により接続するフードボックスから室内へウラン粉末が漏えいし、酸化炉周辺にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14.1-建8] * 連続焼結炉、及びバッチ式小型焼結炉における炉内爆発によりウラン粉末が爆風圧力逃し機構(スイングドア、又はラプチャードア)を通じて室内へ飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p>	<p>造粒粉末輸送ホップ(1) [294] 圧縮成型設備 フードボックス (造粒粉末輸送ホップ(1)) [295]</p> <p>気体廃棄設備(2) [640]～[651]</p> <p>粉末一時貯蔵棚 [510]、スクラップ貯蔵棚 (粉末用) [514] 気体廃棄設備(2) [640]～[651]</p> <p>酸化炉 [359] 気体廃棄設備(2) [640]～[651]</p> <p>連続焼結炉 [318]、バッチ式小型焼結炉 [326] 気体廃棄設備(2) [640]～[651]</p>	-

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (5/6)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す) *は 6 次申請の設計番号を示す。	適合性を確認するための施設		
		5 次申請	6 次申請	7 次申請
材料及び構造	—	—	—	—
搬送設備	—	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—	—
警報設備等	[13.1-建 1]屋外、非管理区域、第 2 種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	—	—	漏水検知警報設備 (839)
放射線管理施設	—	—	—	—
廃棄施設	—	—	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—	—
遮蔽	[8.1-建 1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する。	—	遮蔽壁 (工場棟転換工場の東側屋外) (881)	—
換気設備	[9.1-建 1]気体廃棄設備 (2)の排気能力は以下のとおりである。第 1 種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする。 排気能力 排気能力 (m <sup>3</sup> /時) 143,000 以上	—	気体廃棄設備 (2) (640) ~ (651)	—

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (6/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5 次申請	6 次申請	7 次申請
<p>非常用電源設備</p> <p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す) *は 6 次申請の設計番号を示す。</p> <p>[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル)</p> <p>[16. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル)</p> <p>[16. 2-建 1] バッテリを内蔵している非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、バッテリーによりその機能を維持する。</p> <p>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>非常用ディーゼル発電機(888)</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>警報設備(ベル)(中継盤)</p> <p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>警報設備(ベル)(中継盤)</p> <p>無停電電源装置(889)</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>警報設備(ベル)(中継盤)</p>
<p>通信連絡設備</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>飛散防止用防護ネット(840)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
		<p>防護フェンス(885)</p>	



表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す)	5 次申請	6 次申請	7 次申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第 3 核燃料倉庫(1)領域、第 3 核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離以上離す。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と原料貯蔵所領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域とシリンダ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域と第 3 核燃料倉庫(1)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域と第 3 核燃料倉庫(2)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、第 3 核燃料倉庫(1)領域、第 3 核燃料倉庫(2)領域のユニットと臨界隔壁により隔離する。</li> <li>設置高さ 490cm 以下の工場棟領域のユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットに対し、臨界隔壁により隔離する。(本項目は 4 次申請で適合を確認済み)</li> <li>設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットと必要距離以上離す。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と第 3 核燃料倉庫(1)領域の臨界隔壁</li> <li>工場棟領域と第 3 核燃料倉庫(2)領域の臨界隔壁</li> </ul>
	-	-	-	-
	-	-	-	-

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す)			適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)	
	5次申請	6次申請	7次申請	5次申請	6次申請
安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-	-	鉄扉 SD-17:図イ建-9 参照
地震による損傷の防止	-	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	[5.4.2-建1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は 損傷せず、外部火災の影響が大きき事故の誘因とならな い。 [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の 爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリ ート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方 向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解 放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その 供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かない こととするため、工場棟組立工場の安全機能に影響を及 ぼすことはない。	鉄扉 SD-17:図イ建-9 参照	-	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の 障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-	-

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す)			適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)	
	5次申請	6次申請	7次申請	5次申請	6次申請
閉じ込めの機能	-	-	-	-	-
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水管により接続。	-	-	-	防火水槽(896)及び可撤消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-	-	-
安全機能を有する施設	[11.1-建1]通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。	-	-	-	鉄扉 SD-17:図イ建-9 参照
材料及び構造	-	-	-	-	-
搬送設備	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-	-
警報設備等	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟組立工場の西南角部屋外周辺及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する。	-	-	-	遮蔽壁(工場棟組立工場の西南角部屋外周辺)(884) 遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)(883)

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/4)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
換気設備	—	—	—
非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.1-建2] 工場棟組立工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.2-建1] 外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>無停電電源装置(889)</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>無停電電源装置(889)</p>
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3巻巻来襲時に巻巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの巻巻荷重を上回る。</p> <p>[99-建4] F3巻巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。</p> <p>[99-建5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。</p>	<p>鉄扉 SD-17: 図イ建-9 参照</p> <p>飛散防止用防護ネット(842)</p> <p>防護フェンス(885)</p>	—

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていった設備・機器の申請次数) (1/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設			
	5次申請	6次申請	7次申請	
核燃料物質の臨界防止	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域のユニットは、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと必要距離以上離す。</li> <li>第2核燃料倉庫領域のユニットは、原料貯蔵所領域のユニットと必要距離以上離す。</li> <li>第2核燃料倉庫領域のユニットは、原料貯蔵所領域、加工棟領域のユニットと臨界隔壁により隔離する。(加工棟領域に対しては4次申請で適合を確認済み)</li> <li>第2核燃料倉庫領域のユニットは、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと臨界隔壁により隔離する</li> <li>設置高さ490cm以下の工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットに対し、臨界隔壁により隔離する。(本項目は4次申請で適合を確認済み)</li> <li>設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離以上離す。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域とシリンダ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離)</li> <li>第2核燃料倉庫領域と第3核燃料倉庫(1)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離)</li> <li>第2核燃料倉庫領域と第3核燃料倉庫(2)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離)</li> <li>第2核燃料倉庫領域と原料貯蔵所領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離)</li> </ul>
	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域と原料貯蔵所領域の臨界隔壁</li> </ul>	-	-
	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域とシリンダ洗浄棟領域の臨界隔壁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域と第3核燃料倉庫(1)領域の臨界隔壁</li> <li>第2核燃料倉庫領域と第3核燃料倉庫(2)領域の臨界隔壁</li> </ul>
	-	-	-	-
	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域の設置高さ490cmを超える核的制限値を有する設備・機器と第2核燃料倉庫領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離)</li> </ul>	-

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
技術基準に対する仕様(設計)番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。	-	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-	気体廃棄設備(1) (608、614、628) 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	気体廃棄設備(1) (608、614)	漏水検知警報設備(857)
火災等による損傷の防止	-	-	防火水槽(896)及びび可撤消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	気体廃棄設備(1) (608、614)	漏水検知警報設備(857)

表 4-1-6 付属建物第2 核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。	適合性を確認するための施設		
		5次申請	6次申請	7次申請
安全避難通路等	[13.3-建1]* 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。	-	懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器	-
安全機能を有する施設	[11.1-建5] 気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。	-	気体廃棄設備(1) (608)	-
材料及び構造	[14.1-建6]* スクラップ貯蔵棚(粉未用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。	-	スクラップ貯蔵棚(粉未用) (532) 気体廃棄設備(1) (608、614)	-
搬送設備		-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設		-	-	-
警報設備等	[13.1-建1] 第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	-	漏水検知警報設備 (857)
放射線管理施設		-	-	-
廃棄施設		-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止		-	-	-
遮蔽		-	-	-

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
換気設備	—	気体廃棄設備(1) (608)	—
非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機(888)  非常用ディーゼル発電機(888)	—	非常用ディーゼル発電機(888)  非常用ディーゼル発電機(888)
通信連絡設備	—	—	無停電電源装置(889)

技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) \*は6次申請の設計番号を示す。

[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする。

排気能力

排気能力 (m<sup>3</sup>/時)

115,000以上

[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)

[16.1-建2]第2核燃料倉庫に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)

[16.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。



表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (5/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[99-建4]F3 竜巻に対し、第2核燃料倉庫前室の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。</p> <p>[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。</p>	<p>飛散防止用防護ネット</p>	<p>防護フェンス(885)</p>	<p>—</p>

表 4-1-7 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は、4次申請書の図番号を示す)		
		5次申請	6次申請	7次申請
核燃料物質の臨界防止	—	—	—	—
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1]安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。	—	鉄扉 SD-221:図1建-9 参照	—
地震による損傷の防止	—	—	—	—
津波による損傷の防止	—	—	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉で構成)を貯蔵所の周囲に設置することと、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、容器管理棟の安全機能に影響を及ぼすことはない。	—	水を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	—
人の不法な侵入等の防止	—	—	—	—
閉じ込めの機能	—	—	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):1個 ◦ 感知器(空気管式):4基 ◦ 警報設備(ベル):1個 (中継盤:1基) ・ 設置設備の配置 図1建-32参照(中継盤の配置は、図1非-6(7次)参照)	—	—	警報設備(中継盤)  防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水管により接続	—	—	—

表 4-1-7 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様 (設計番号は、4次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 (図番号は4次申請書の図番号を示す)		
		5次申請	6次申請	7次申請
安全避難通路等	-	-	-	-
安全機能を有する施設	[1.1-1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [1.1-2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	-	鉄扉 SD-221: 図イ建-9 参照	-
材料及び構造	-	-	-	-
搬送設備	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-
警報設備等	-	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-	-
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1] 容器管理棟 (西側) 及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する。	-	独立遮蔽壁 (容器管理棟) (864) 遮蔽壁 (容器管理棟の西側屋外の敷地境界) (883)	-
換気設備	-	-	-	-

表 4-1-7 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す)			適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)	
	5次申請	6次申請	7次申請	5次申請	6次申請
非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.2-建1] バッテリを内蔵している非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。</p> <p>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。</p>	非常用ディーゼル発電機(888)	非常用ディーゼル発電機(888)	非常用ディーゼル発電機(888)	非常用ディーゼル発電機(888) 警報設備(中継盤)
通信連絡設備	—	—	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3電巻来襲時に電巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの電巻荷重を上回る。</p> <p>[99-建5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。</p>	—	—	—	—

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/6)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計)番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。	適合性を確認するための施設		
		5次申請	6次申請	7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8]生物学的影響防止のために、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。 [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない機方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、放射線管理棟の安全機能に影響を及ぼすことはない。	-	気体廃棄設備(2) (640、646、650) 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	[7.1-建2]放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	気体廃棄設備(2) (640、652) 漏水検知警報設備(849)	-

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5 次申請	6 次申請	7 次申請
火災等による損傷の防止	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す) *は 6 次申請の設計番号を示す。</p> <p>[4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 (899, 900, 901) を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器 (煙) : 3 個</li> <li>◦ 感知器 (熱) : 53 個</li> <li>◦ 感知器 (空気管式) : 1 基</li> <li>◦ 警報設備 (ベル) : 2 個 (中継盤 : 1 基)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図リ建-33 参照 (中継盤の配置は、図リ非-6 (7 次) 参照)</li> </ul> </li> </ul> <p>また、感知器の受信器を、放射線管理棟内の代替防災ルーム (図リ非-6 (7 次) 参照) に設置する。</p> <p>[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽 (100m<sup>2</sup>×2) と消火水配管により接続。</p>	<p>防火水槽 (896) 及び可搬消防ポンプ (897)</p>	<p>警報設備 (ベル) (中継盤) 火災感知設備 (受信器)</p>
溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建 3] 屋外、非管理区域、及び第 2 種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>	<p>漏水検知警報設備 (849)</p>	<p>—</p>
安全避難通路等	<p>[13.3-建 1] * 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>	<p>懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器</p>	<p>—</p>
安全機能を有する施設	<p>[11.1-建 5] 気体廃棄設備 (2) の停止により、第 1 種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏れ出す状態であるが、第 1 種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。</p> <p>[11.4-建 2] 使用施設と共用する転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室で発生する廃棄物は、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備 (1)、ドラム缶ウラン量測定装置、及びクレーンは使用施設と共用することにより安全性を損なわない。</p>	<p>気体廃棄設備 (2) (640, 652)</p>	<p>廃棄物貯蔵設備 (1) (818) ドラム缶ウラン量測定装置 (819) クレーン (820)</p>

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていい設備・機器の申請回数) (3/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5 次申請	6 次申請	7 次申請
技術基準に対する仕様(設計)番号は、4 次申請書の設計番号を示す。*は 6 次申請の設計番号を示す。	-	-	-
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	[13.1-建 1]屋外、非管理区域、第 2 種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	漏水検知警報設備 (849)
放射線管理施設	[15.1-建 2]工場棟の第 1 種管理区域の出入口近くの放射線管理棟に、ダストモニタ、及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する [19.1-設 8] (7 次) 試料中の放射性物質の濃度を測定するための放射能測定装置 (α、β 線用) を設置する。(図手配-6(7 次)参照) (放射能測定装置 (α、β 線用) は、付属建物シンダ洗浄棟にも設置する) 放射能測定装置 (α、β 線用) 11 台 放射能測定装置 (α、β 線用) 2 台 [19.1-設 9] (7 次) 放射線監視のために、風向、風速、降雨量等の気象状況を測定記録するため気象観測装置 (1 式) を設ける。(図手配-6(7 次)参照)	-	ダストモニタ (831) モニタリングポスト (832)  放射能測定装置  気象観測装置
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	-	-	-
換気設備	[9.1-建 1] 気体廃棄設備 (2) の排気能力は以下のとおりである。第 1 種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m <sup>3</sup> /時) 143,000 以上	気体廃棄設備 (2) (640, 652)	-

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機 [888]	—	非常用ディーゼル発電機 [888] 非常ベル設備 (警報器) 放送設備 (本体、マイク) 通信連絡設備 火災感知設備 (受信器) 警報設備 (ベル) (中継盤)
[16.1-建1] 全ての非常用通報設備 (無線式電話設備を除く) と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル)	非常用ディーゼル発電機 [888]		非常用ディーゼル発電機 [888]
[16.1-建2] 全ての緊急対策設備 (1) (非常用照明、誘導灯) は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル)			放送設備 (本体、マイク) 通信連絡設備 火災感知設備 (受信機) 警報設備 (ベル) (中継盤) 非常ベル設備 (警報器) 無停電電源装置 [889]
[16.2-建1] バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間 (40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。 外部電源系統が機能も喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間 (40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。 なお、オフサイトセンター専用固定電話、県災害時優先固定電話、消防署専用固定電話、警察災害時優先固定式通報装置は、所外からの回線接続 (所外電源) であり、継続して機能を維持する。			気象観測装置 非常用ディーゼル発電機 [888]
[24.1-設4] (7次) 外部電源喪失時に機能を維持するため、気象観測装置は非常用ディーゼル発電機に接続する。			気象観測装置 無停電電源装置 [889]
[24.2-設1] (7次) 気象観測装置は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も継続して機能を維持できるように無停電電源装置に接続する。			



表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていった設備・機器の申請次数) (5/6)

設工認技術基準	5 次申請	6 次申請	7 次申請
<p>設工認技術基準</p> <p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す) *は 6 次申請の設計番号を示す。</p> <p>[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のため、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。電話設備(有線式)の電話交換機は、事務本館(図リ非-6(7次)参照)に設置する。 各建物に設置した非常用通報設備非常ベル設備(890,891)の警報盤、及び放送設備(スピーカー)の放送設備本体、マイクを、放射線管理棟内の代替防災ルーム(図へ建-1-1(7次)参照)に設置する。(マイクは、防災ルーム、及び警備所(図リ非-6(7次)参照)にも設置する。) 業務用無線設備を放射線管理棟内の代替防災ルーム(図へ建-1-1(7次)参照)に設置する。(業務用無線設備は、防災ルーム、警備所、及び転換工場(図リ非-6(7次)参照)にも設置する。) [25.2-建1](7次) 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。(フアクシミリ装置は、防災ルームにも設置する。) 加工施設外と通信連絡するための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム、警備所、及び事務本館に設置する。 通信連絡設備(オフサイトセンター専用) 1基 通信連絡設備(県災害時優先) 1基 通信連絡設備(消防署専用) 2基 通信連絡設備(警察災害時優先) 1基 通信連絡設備(固定式衛星電話) 2基 通信連絡設備(携帯式衛星電話) 1基 電話設備(有線式)を防災ルーム及び警備所に設置し、防災組織要員に通信連絡設備(携帯電話(災害時優先電話)):1式、通信連絡設備(携帯電話(外線)):1式を所持させる。</p>	<p>5 次申請</p> <p>—</p>	<p>6 次申請</p> <p>—</p>	<p>7 次申請</p> <p>非常ベル設備(警報盤) 放送設備(本体、マイク) 通信連絡設備</p>
<p>通信連絡設備</p>	<p>5 次申請</p> <p>—</p>	<p>6 次申請</p> <p>—</p>	<p>7 次申請</p> <p>通信連絡設備</p>

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (6/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[99-建 4]F3 葦巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。</p> <p>[99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。</p>	飛散防止用防護ネット(850)	防護フェンス(885)	-

表 4-1-9 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設		
		5次申請	6次申請	7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、放射線管理棟前室の安全機能に影響を及ぼすことはない。	-	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-	-
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続。	-	-	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-	-
安全機能を有する施設	[11.4-建2]放射線管理棟前室に設置するクレーンは使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。	-	-	クレーン(821)
材料及び構造	-	-	-	-
搬送設備	-	-	-	-

表 4-1-9 放射線管理棟前室 仕様表 (4 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4 次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設		
		5 次申請	6 次申請	7 次申請
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-
警報設備等	-	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-	-
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-
遮蔽	-	-	-	-
換気設備	-	-	-	-
非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル) [16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル) [16.2-建1] 外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。	非常用ディーゼル発電機(888)	-	非常用ディーゼル発電機(888)
通信連絡設備	-	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。	-	防護フェンス(885)	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (1/5)

設工認技術基準		適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)	
核燃料物質の臨界防止	5次申請	6次申請	7次申請
<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離距離以上離す。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と原料貯蔵所領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域とシリンドラ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(1)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>工場棟領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域のユニットは、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと臨界距離壁により隔離する。</li> <li>設置高さ490cm以下の工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットに対し、臨界距離壁により隔離する。 (本項目は4次申請で適合を確認済み)</li> <li>設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離距離以上離す。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(1)領域の臨界距離壁</li> <li>工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域の臨界距離壁</li> </ul>
	-	-	-
	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟領域の設置高さ490cmを超える核的制限値を有する設備・機器と第2核燃料倉庫領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> </ul>	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/5)

工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
安全機能を有する施設の 地盤	—	鉄扉 SD-220: 図イ建-9 参照	—
地震による損傷の防止	—	—	—
津波による損傷の防止	—	—	—
外部からの衝撃による損 傷の防止	[5.4.1-建1] 建物の部材の短期許容荷重が、F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る設計とする。 [5.4.1-建8] 生物学的影響防止のため、給気経路にフィルター(粉塵除去用)を設置する。 [5.4.2-建1] 航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きき事故の誘因とならない。 [5.4.2-建2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向き及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放を開始する。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、除染室・分析室の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [5.5.1-建1] 加工施設の建物は、主要な構造物、鉄扉及びビジャッタ等の堅牢な障壁を有する。	鉄扉 SD-220: 図イ建-9 参照 気体廃棄設備(1) (608, 614, 628) 鉄扉 SD-220: : 図イ建-9 参照 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	—
人の不法な侵入等の防止	—	鉄扉 SD-220: 図イ建-9 参照	—
閉じ込めの機能	—	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)	漏水検知警報設備(853)

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
火災等による損傷の防止	<p>技術基準に対する仕様(設計)番号は、4次申請書の設計番号を示す。*は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m<sup>2</sup>×2)と消火水管により接続。</p> <p>[4.3-建4] 火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする。</p>	鉄扉 SD-220 : 図イ建-9 参照	防火水槽(896)及び可燃消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	漏水検知警報設備(853)
安全避難通路等	[13.3-建1]* 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。	-	-
安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[11.1-建5] 気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮。</p> <p>[14.1-建6]* スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[11.4-建1] 工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共用する。</p>	<p>懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器</p> <p>鉄扉 SD-220 : 図イ建-9 参照</p> <p>気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)</p> <p>気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)</p> <p>スクラップ貯蔵棚(粉末用) (529)</p>	<p>同位体分析設備(906)</p> <p>不純物分析設備(907)</p>

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。			
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	漏水検知警報設備(853)
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する。	-	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側壁外)(881)
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする。 排気能力 排気能力 (m <sup>3</sup> /時) 115,000 以上	-	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)



表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (5/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設(図番号は4次申請書の図番号を示す)		
	5次申請	6次申請	7次申請
<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>非常用電源設備</p> <p>[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.1-建2]除染室・分析室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[16.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。</p>	非常用ディーゼル発電機(888)	非常用ディーゼル発電機(888)	非常用ディーゼル発電機(888)
通信連絡設備	-	-	-
<p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-建3]更なる安全裕度の向上策として、F3電巻来襲時に電巻防護ライン対策部位の終局耐力が、単位面積当たりの電巻荷重を上回る。</p> <p>[99-建4]F3電巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。</p> <p>[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。</p>	飛散防止用防護ネット(854)	鉄扉 SD-220 : 図イ建-9 参照	防護フェンス(885)
			無停電電源装置(889)

表 4-1-11 付属建物発電機室 仕様表 (5 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、5 次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設	
	6 次申請	7 次申請	6 次申請	7 次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8. 2-建 1]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放される設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用が開始されるまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、付属建物発電機室の安全機能に影響を及ぼすことはない。	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-	-
火災等による損傷の防止	[11. 1-建 4]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続。	-	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)	-
溢水による損傷の防止	-	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-	-
安全機能を有する施設	-	-	-	-
材料及び構造	-	-	-	-
搬送設備	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-

表 4-1-11 付属建物発電機室 仕様表 (5 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、5 次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		6 次申請	7 次申請
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	-	-	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	<p>[24.1-建 1] 全ての非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[24.1-建 2] 付属建物発電機室の全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第 2 変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[24.2-建 1] 非常用通報設備(放送設備)は、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機{888}</p> <p>非常用ディーゼル発電機{888}</p> <p>無停電電源装置{889}</p>	

表 4-1-11 付属建物発電機室 仕様表 (5 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、5 次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		6 次申請	7 次申請
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。	防護フェンス (885)	—

表 4-1-12 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建1]以下に示す領域区分に対面する壁は、表イ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2核燃料倉庫領域</li> <li>・原料貯蔵所領域</li> <li>・第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>・第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>・加工棟領域</li> </ul> <p>(第2核燃料倉庫領域、原料貯蔵所領域、加工棟領域に対しては6次申請で適合を確認済み)</p> <p>[4.2-設6]シリンダ洗浄棟領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場棟領域</li> <li>・第2核燃料倉庫領域</li> <li>・原料貯蔵所領域</li> <li>・加工棟領域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シリンダ洗浄棟領域と第3核燃料倉庫(1)領域の臨界隔離壁</li> <li>・シリンダ洗浄棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域の臨界隔離壁</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場棟領域とシリンダ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>・第2核燃料倉庫領域とシリンダ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>・原料貯蔵所領域とシリンダ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> <li>・シリンダ洗浄棟領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要距離距離)</li> </ul>

表 4-1-12 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (2/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	[10.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。 [10.1-設28]漏えい拡大防止用の堰を設置する。液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が損傷した時の溢水の拡大を防止するために、これらの設備の周辺部に堰を設ける。堰の耐震重要度分類は、当該の設備と同一、又は上位とする。 [11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続。 [12.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	漏水検知警報設備 {875} ウラン回収設備 (第4系列) 堰 (シリンダ洗浄装置) {250} 廃液処理設備 {3} 堰 (廃液貯槽) (洗浄工程) {749}
火災等による損傷の防止	[11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続。	防火水槽 {896} 及び可搬消防ポンプ {897}
溢水による損傷の防止	[12.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	漏水検知警報設備 {875}
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	[14.1-建6]洗浄残渣貯蔵棚 {598}からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。	洗浄残渣貯蔵棚 {598}

表 4-1-12 付属建物シンダ洗浄棟 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/4)

工認技術基準		技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設 7次申請	
材料及び構造	-			-	
搬送設備	-			-	
核燃料物質の貯蔵施設	-			-	
警報設備等	[18.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする			漏水検知警報設備(875)	
放射線管理施設	-			-	
廃棄施設	-			-	
核燃料物質等による汚染の防止	-			-	
遮蔽	-			-	
換気設備	-			-	
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [24.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。			非常用ディーゼル発電機(888)  非常用ディーゼル発電機(888)  無停電電源装置(889)	

表 4-1-12 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
通信連絡設備	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-



表 4-1-13 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準		技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設 7次申請	
核燃料物質の臨界防止	-			-	
安全機能を有する施設の 地盤	-			-	
地震による損傷の防止	-			-	
津波による損傷の防止	-			-	
外部からの衝撃による損 傷の防止	-			-	
人の不法な侵入等の防止	-			-	
閉じ込めの機能	[10. 1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。			漏水検知警報設備 [867]	
火災等による損傷の防止	[11. 1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>2</sup> ×2)と消火水管により接続。			防火水槽 [896]及びび可搬消防ポンプ [897]	
溢水による損傷の防止	[12. 1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。			漏水検知警報設備 [867]	
安全避難通路等	-			-	
安全機能を有する施設	[14. 4-建 1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)は、使用施設と共用する 加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。			固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備) [782]～[794]	
材料及び構造	-			-	
搬送設備	-			-	
核燃料物質の貯蔵施設	-			-	

表 4-1-13 付属建物第 1 廃棄物処理所 仕様表 (6 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6 次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7 次申請
警報設備等	[18.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	漏水検知警報設備(867)
核燃料物質の貯蔵施設	-	-
放射線管理施設	-	-
廃棄施設	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-
遮蔽	-	-
換気設備	-	-
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル) [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル) [24.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。	非常用ディーゼル発電機(888)  非常用ディーゼル発電機(888)  無停電電源装置(889)

表 4-1-13 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
通信連絡設備	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-

表 4-1-14 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請 (本申請)
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津液による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火 栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と 消火水管により接続。	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレ ーンは、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃 棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損 なわない。	クレーン(798)
材料及び構造	-	-
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-

表 4-1-14・付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

施設認識技術基準		適合性を確認するための施設 7次申請 (本申請)	
技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)			
警報設備等	-		
核燃料物質の貯蔵施設	-		
放射線管理施設	-		
廃棄施設	-		
核燃料物質等による汚染の防止	-		
遮蔽	-		
換気設備	-		
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [24.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。	非常用ディーゼル発電機(888)  非常用ディーゼル発電機(888)  無停電電源装置(889)	
通信連絡設備	-		
その他事業許可で求める仕様	-		

表 4-1-15 付属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	[10.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	漏水検知警報設備(871)
火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1]消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 設置設備の種類と員数</li> <li>◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下)</li> <li>◦ 感知器(熱):7個(1階)</li> <li>◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基)</li> <li>◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個)</li> </ul> <p>(中継盤:1基)</p> <p>設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照)</p>	警報設備(ベル)(中継盤)
溢水による損傷の防止	[11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火配管により接続。 [12.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	防火水槽(896)及びび可搬消防ポンプ(897)  漏水検知警報設備(871)

表 4-1-15 付属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/3)

設工設技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)は、使用施設と共用する 加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。	固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) [799]～[803]
材料及び構造	-	-
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-
警報設備等	[18.1-建1] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	漏水検知警報設備 [871]
核燃料物質の貯蔵施設	-	-
放射線管理施設	[19.1-建1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。	エアスニフア [828]、ハンドフットモニタ [830]
廃棄施設	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-
換気設備	-	-

表 4-1-15 付属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/3)

設工認技術基準		適合性を確認するための施設 7次申請	
非常用電源設備	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)</p> <p>[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p>[24.2-建1] バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。</p> <p>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機(888) 警報設備(ベル)(中継盤)</p> <p>非常用ディーゼル発電機(888)</p> <p>警報設備(ベル)(中継盤)</p> <p>無停電電源装置(889)</p>	
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—	—



表 4-1-16 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するととしていた設備・機器の申請次数) (1/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建1]以下に示す領域区分に直面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2核燃料倉庫領域</li> <li>・シリンドラダ洗浄棟領域</li> <li>・第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>・第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>・加工棟領域</li> </ul> <p>(第2核燃料倉庫領域、シリンドラダ洗浄棟領域、加工棟領域に対しては6次申請で適合を確認済み)</p> <p>[4.2-設6]原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場棟領域</li> <li>・第2核燃料倉庫領域</li> <li>・シリンドラダ洗浄棟領域</li> <li>・加工棟領域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料貯蔵所領域と第3核燃料倉庫(1)領域の臨界隔離壁</li> <li>・原料貯蔵所領域と第3核燃料倉庫(2)領域の臨界隔離壁</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場棟領域と原料貯蔵所領域の核的制限値を有する設備・機器(必要隔離距離)</li> <li>・第2核燃料倉庫領域と原料貯蔵所領域の核的制限値を有する設備・機器(必要隔離距離)</li> <li>・原料貯蔵所領域とシリンドラダ洗浄棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要隔離距離)</li> <li>・原料貯蔵所領域と加工棟領域の核的制限値を有する設備・機器(必要隔離距離)</li> </ul>

表 4-1-16 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するととしていた設備・機器の申請回数) (2/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	<p>[1.1-建 1]消防法施行規則第二十三条に基づき、自動 火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 感知器(煙):18個</li> <li>◦ 警報設備(ベル):3個 (中継盤:1基)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図リ非-3-9 参照 (中継盤の配置は、図リ非-6 (7次) 参照)</li> </ul> </li> </ul> <p>[1.1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火 栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m<sup>3</sup>×2)と 消火水管により接続。</p>	<p>警報設備(中継盤)</p> <p>防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)</p>
溢水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	-	-
材料及び構造	-	-

表 4-1-16 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/4)

表 4-1-16 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/4)		適合性を確認するための施設 7次申請
工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-
警報設備等	-	-
放射線管理施設	-	-
廃棄施設	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-
換気設備	-	-
非常用電源設備	<p>[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル)</p> <p>[24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブル)</p> <p>[24.2-建1] バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。</p> <p>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置[889]から継続して給電され、機能を維持する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機 [888] 警報設備 (中継盤)</p> <p>非常用ディーゼル発電機 [888]</p> <p>警報設備 (中継盤)</p> <p>無停電電源装置 [889]</p>

表 4-1-16 付属建物原料貯蔵所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
通信連絡設備	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-

表 4-1-17 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	[11.1-建6]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火 栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と 消火水配管により接続。	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	-	-
材料及び構造	-	-
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-
警報設備等	-	-

表 4-1-17 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するととしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
放射線管理施設	-	-
廃棄施設	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-
換気設備	-	-
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル) [24.2-建1]外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。	非常用ディーゼル発電機(888)  非常用ディーゼル発電機(888)  無停電電源装置(889)
通信連絡設備	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-

表 4-2-1-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
(1) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 蒸発器	核燃料物質の境界防止	[4.2-設 6]工場棟領域に設置する。	第2核燃料倉庫領域内の核的制限値を有する設備・機器	(921) (923) 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析1)、(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃った場合、本欄に記載。(設置高さ490cm以下の設備・機器であり、6次申請の列り取り対象ではない)
(14) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ				
(17) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)				
(22) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 循環貯槽				
(23) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 堰 (循環貯槽)				
(28) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 熱交換器				
{106} 焙焼還元設備 UO <sub>2</sub> プローター				
{107} 焙焼還元設備 UO <sub>2</sub> バックアップフィルター				
{108} 焙焼還元設備 UO <sub>2</sub> 受けホッパー				
{110} 粉砕・充填設備 粉砕機				
{111} 粉砕・充填設備 粉砕機				
{112} 粉砕・充填設備 粉砕機				
{113} 粉砕・充填設備 粉砕機				
{115} 粉砕・充填設備 充填装置				
—				
—	地震による損傷の防止	—	—	—
—	津波による損傷の防止	—	—	—
—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	—
—	閉じ込めの機能	—	—	—
—	火災等による損傷の防止	—	—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
—	安全機能を有する施設	—	—	—
—	材料及び構造	—	—	—
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
—	警報設備等	—	—	—
—	放射線管理施設	—	—	—

表 4-2-1-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—



表 4-2-1-2 化学処理施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (1/6)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
{29} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	[921]{923}付属設備 秤量設備 保安秤量器(分析1)、(分析2)※
{30} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器
{31} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	シンリダダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
{35} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器
{37} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器
{38} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
{40} 沈殿設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
{41} 沈殿設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)
{45} 沈殿設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{47} 洗浄設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{48} 洗浄設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{50} 洗浄設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{52} 洗浄設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{54} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{55} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{57} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{58} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{60} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{62} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{65} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{67} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{69} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{70} 固液分離設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
車	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{71} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{72} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{73} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{78} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{79} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{83} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{84} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{85} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{87} 乾燥設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{88} 焙焼還元設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	
{89} 焙焼還元設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	

表 4-2-1-2 化学処理施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (2/6)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
[90] 焙焼還元設備 [91] 焙焼還元設備 [92] 焙焼還元設備 [93] 焙焼還元設備 [94] 焙焼還元設備 [95] 焙焼還元設備 [117] 混合設備 [118] 混合設備 [119] 混合設備 [121] 混合設備 [122] 混合設備 [123] 混合設備 [124] 濃縮度混合設備 [125] 濃縮度混合設備 [126] 濃縮度混合設備 [127] 濃縮度混合設備 [128] 濃縮度混合設備 [130] 濃縮度混合設備 [131] 濃縮度混合設備 [132] 濃縮度混合設備 [133] 濃縮度混合設備 [135] 濃縮度混合設備 [136] 濃縮度混合設備 [137] 濃縮度混合設備 [138] 濃縮度混合設備 [139] 濃縮度混合設備 [141] 濃縮度混合設備 [143] 濃縮度混合設備 [145] 濃縮度混合設備 [146] 濃縮度混合設備	核燃料物質の臨界防止	技術基準に対する仕様 [4.2-設6]工場棟領域に設置する。	七次申請 (本申請) [921] [923] 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析1)、(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シンダダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)

表 4-2-1-2 化学処理施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (3/6)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
{147} 濃縮度混合設備 スラゴコンベア	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	(921) (923) 付属設備 秤量設備 保安秤量器(分析1)、(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)
{148} 濃縮度混合設備 粉末集塵装置			
{149} 濃縮度混合設備 バックアップフィルタ (粉末集塵装置)			
{150} 濃縮度混合設備 造粒機			
{152} 濃縮度混合設備 篩分機			
{153} 濃縮度混合設備 オーバーサイズ粉受器			
{154} 濃縮度混合設備 アンダーサイズ粉受器			
{155} 濃縮度混合設備 小分け装置			
{156} 濃縮度混合設備 フードボックス (小分け装置)			
{157} 濃縮度混合設備 リフタ			
{158} ウラン回収設備 (第1系列) 原料フードボックス			
{159} ウラン回収設備 (第1系列) 粉末ファイダ			
{161} ウラン回収設備 (第1系列) 裕解槽			
{162} ウラン回収設備 (第1系列) 堰 (ウラン回収第1系列)			
{166} ウラン回収設備 (第1系列) 遠心ろ過機			
{167} ウラン回収設備 (第1系列) 溶解液受槽			
{169} ウラン回収設備 (第1系列) ろ過器(1)			
{170} ウラン回収設備 (第1系列) 沈殿槽			
{172} ウラン回収設備 (第1系列) 遠心分離機			
{174} ウラン回収設備 (第1系列) 乾燥機			
{175} ウラン回収設備 (第1系列) 洗浄液受けポット			
{177} ウラン回収設備 (第1系列) ろ液受槽(1)			
{178} ウラン回収設備 (第1系列) ろ過器(2)			
{180} ウラン回収設備 (第1系列) 箱形乾燥機			
{181} ウラン回収設備 (第1系列) 乾燥トレイ用台車			
{182} ウラン回収設備 (第1系列) 明け替えフードボックス①			
{183} ウラン回収設備 (第1系列) ホッパ			

表 4-2-1-2 化学処理施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/6)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
{184} ウラン回収設備 (第1系列) バックアップ フィルタ (明け替えフードボックス①) {185} ウラン回収設備 (第1系列) 明け替えフー ドボックス② {186} ウラン回収設備 (第1系列) pH調整槽 {188} ウラン回収設備 (第1系列) ろ過機 (廃液 用) {189} ウラン回収設備 (第1系列) ろ過器(3) {193} ウラン回収設備 (第1系列) 解砕機 {194} ウラン回収設備 (第1系列) 解砕機フー ドボックス {195} ウラン回収設備 (第1系列) 輸送装置 {196} ウラン回収設備 (第1系列) バックアップ フィルタ (輸送装置) {198} ウラン回収設備 (第1系列) 仮焼炉 {200} ウラン回収設備 (第1系列) 粉末受けホッ パ {201} ウラン回収設備 (第1系列) 充填ボックス {202} ウラン回収設備 (第2系列) イオン交換装 置 (吸着塔) {203} ウラン回収設備 (第2系列) 堰 (ウラン回 収第2系列-1) {205} ウラン回収設備 (第2系列) フードボック ス (イオン交換装置) {206} ウラン回収設備 (第2系列) 酸洗装置 {207} ウラン回収設備 (第2系列) オーパーフロ ー液受槽 {209} ウラン回収設備 (第2系列) 堰 (ウラン回 収第2系列-2) {211} ウラン回収設備 (第2系列) 投入ボックス {212} ウラン回収設備 (第2系列) 溶出槽 {213} ウラン回収設備 (第2系列) 拔出ボックス {214} ウラン回収設備 (第2系列) 中間槽 {215} ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器 {217} ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	[921]{923}付属設備 秤量設備 保安秤量器(分析 1)、(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機 器 シリンダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設 備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する 設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する 設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設 備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ 490cm以下の設備・機器であり、6次申請の刈り 取り対象ではない)

表 4-2-1-2 化学処理施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (5/6)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
{219} ウラン回収設備 (第2系列) リサイクル液受槽	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	{921} {923} 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析1)、(分析2) ※
{221} ウラン回収設備 (第2系列) 洗浄液受槽			原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器
{223} ウラン回収設備 (第2系列) 沈殿槽			シンダダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
{225} ウラン回収設備 (第2系列) 遠心分離機			第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器
{227} ウラン回収設備 (第2系列) ろ液受槽			第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器
{228} ウラン回収設備 (第2系列) 仕上りろ過器			加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
{233} ウラン回収設備 (第2系列) 乾燥機			※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以下)の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)
{234} ウラン回収設備 (第2系列) 乾燥排気ファン			
{235} ウラン回収設備 (第2系列) ADU受ホッパ			
{236} ウラン回収設備 (第2系列) ADU抜出ボックス			
{237} ウラン回収設備 (第2系列) 粉砕機			
{238} ウラン回収設備 (第2系列) フードボックス (粉砕機)			
{239} ウラン回収設備 (第2系列) スクラップ仮焼炉			
{240} ウラン回収設備 (第2系列) 仮焼ボート用台車			
{242} ウラン回収設備 (第2系列) ヒュームフード(1)			
{243} ウラン回収設備 (第2系列) ヒュームフード(2)			
{244} ウラン回収設備 (第2系列) 箱型乾燥機			
{245} ウラン回収設備 (第3系列) 回転混合機			
{246} ウラン回収設備 (第3系列) フードボックス (粉末投入用) (回転混合機)			
{248} ウラン回収設備 (第3系列) 粉末回収ボックス			

表 4-2-1-2 化学処理施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (6/6)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
—	安全機能を有する施設の 地盤	—	—
—	地震による損傷の防止	—	—
—	津波による損傷の防止	—	—
—	外部からの衝撃による 損傷の防止	—	—
—	人の不法な侵入等の防 止	—	—
—	閉じ込めの機能	—	—
—	火災等による損傷の防 止	—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—
—	安全避難通路等	—	—
—	安全機能を有する施設	—	—
—	材料及び構造	—	—
—	搬送設備	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—
{190} ウラン回収設備 (第1系列) {231} ウラン回収設備 (第2系列) ろ液受槽(2) 清澄液受槽	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状 の放射性物質を収納する機器には、施設外へ の漏えいを防止するための堰に [835] 堰漏水 検知警報設備を設置する。	[835] 工場棟(転換工場) 堰漏水検知警報設備
—	放射線管理施設	—	—
—	廃棄施設	—	—
—	核燃料物質等による汚 染の防止	—	—
—	遮蔽	—	—
—	換気設備	—	—
—	非常用電源設備	—	—
—	通信連絡設備	—	—
—	その他事業許可で求め る仕様	—	—

表 4-2-2-2-1 成形施設 仕様表（二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）(1/5)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
{368} 圧縮成型設備粉末篩分機 {369} 圧縮成型設備フードボックス（粉末投入用） （粉末篩分機） {372} 圧縮成型設備粉末混合機 1 {373} 圧縮成型設備フードボックス（粉末投入用） （粉末混合機 1） {374} 圧縮成型設備容器リフト（粉末混合機 1） {376} 圧縮成型設備粉末明替用フードボックス {377} 圧縮成型設備回転混合機（金属容器（粉末）混合） {378} 圧縮成型設備粉末混合機 2 {379} 圧縮成型設備フードボックス（粉末投入用） （粉末混合機 2） {380} 圧縮成型設備粉砕機 {381} 圧縮成型設備容器リフト（粉末混合機 2） {383} 圧縮成型設備中型混合機 {384} 圧縮成型設備フードボックス（粉末投入用） （中型混合機） {387} 圧縮成型設備組成型用プレス {388} 圧縮成型設備フードボックス（組成型用プレス） {389} 圧縮成型設備組成型用プレスファイダ {391} 圧縮成型設備スラグコンベア {394} 圧縮成型設備バックアップフィルタ（粉末集塵装置（組成型工程）） {407} 圧縮成型設備バックアップフィルタ（粉末集塵装置（本成型工程）） {395} 圧縮成型設備造粒機 {397} 圧縮成型設備本成型用プレス {398} 圧縮成型設備フードボックス（本成型用プレス） {399} 圧縮成型設備本成型用プレスホップ {400} 圧縮成型設備フードボックス（粉末投入用） （本成型用プレス）	核燃料物質の境界防止	[3.2-設 1(2 次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体有法により安全である範囲に制限する。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。	七次申請（本申請） 工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 (589) 燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車※ ※当該で加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。

表 4-2-2-2-1 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (2/5)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様 (前ページから続く)	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (前ページから続く)	七次申請 (本申請) (前ページから続く)
{401} 圧縮成型設備ペレットコンベア *1 {402} 圧縮成型設備ペレット整列機 {416} 研削設備センターレスグラインダ *1 {417} 研削設備ペレットコンベア *1 {418} 研削設備パーツファイナダ {421} 研削設備ペレット配列機 {424} ペレット検査設備ペレット外觀検査装置 {425} ペレット検査設備金属容器 (ペレット) 受 {426} ペレット検査設備ペレット寸法密度測定台 {427} 粉末再生設備洗浄ボックス {432} 粉末再生設備研削厚乾燥機 {434} 粉末再生設備粉末再生フードボックス {435} 粉末再生設備酸化炉 {437} 粉末再生設備粉砕機 {438} 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉砕機)	核燃料物質の臨界防止	[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。		
{371} 圧縮成型設備粉末篩分機用電動リフタ {386} 圧縮成型設備中型混合機用電動リフタ {404} 圧縮成型設備本成型プレス用電動リフタ {428} 粉末再生設備ロータ用台車(2)	安全機能を有する施設の地震の地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止			
-				
-				
-				
-				
-				

\*1: [3.2-設1(2次)]は対象外の設備・機器



表 4-2-2-2-1 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (3/5)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
{369} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末篩分機)	閉じ込めの機能	[7.1-設 3(2次)] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。	{653} 気体廃棄設備(3)	-
{370} 圧縮成型設備フードボックス (粉末篩分機)				
{373} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機1)				
{375} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機1)				
{376} 圧縮成型設備粉末明替用フードボックス				
{379} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機2)				
{382} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機2)				
{384} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機)				
{385} 圧縮成型設備フードボックス (中型混合機)				
{388} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレス)				
{390} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレス スライダ)				
{396} 圧縮成型設備フードボックス (造粒機)				
{398} 圧縮成型設備フードボックス (本成型用プレス)				
{400} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)				
{403} 圧縮成型設備フードボックス (ペレット整列機)				
{419} 研削設備フードボックス (センターレスグラインダ)				
{420} 研削設備フードボックス (パーツファイナ)				
{427} 粉末再生設備洗浄ボックス				
{434} 粉末再生設備粉末再生フードボックス				
{438} 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉砕機)				
{439} 粉末再生設備フードボックス (粉砕機)				

表 4-2-2-1 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/5)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
{369} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末篩分機)	閉じ込めの機能	[7.1-設 4(2次)] 排気は局所排気系統に接続する。	{653} 気体廃棄設備(3)	-
{370} 圧縮成型設備フードボックス (粉末篩分機)				
{373} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 1)				
{375} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機 1)				
{376} 圧縮成型設備粉末明着用フードボックス				
{379} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 2)				
{382} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機 2)				
{384} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機)				
{385} 圧縮成型設備フードボックス (中型混合機)				
{388} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレス)				
{390} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレス ファイダ)				
{396} 圧縮成型設備フードボックス (造粒機)				
{398} 圧縮成型設備フードボックス (本成型用プレス)				
{400} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)				
{403} 圧縮成型設備フードボックス (ペレット整列機)				
{419} 研削設備フードボックス (センターレスグラインダ)				
{420} 研削設備フードボックス (パーツファイダ)				
{427} 粉末再生設備洗浄ボックス				
{432} 粉末再生設備研削屑乾燥機				
{434} 粉末再生設備粉末再生フードボックス				
{435} 粉末再生設備酸化炉				
{438} 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉碎機)				
{439} 粉末再生設備フードボックス (粉碎機)				

表 4-2-2-1 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (5/5)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
—	火災等による損傷の防止	—	—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
(435) 粉末再生設備酸化炉	安全機能を有する施設	[11.1-設3(2次)] 酸化炉 (粉碎機)の火災により接続するフードボックスから室内へウラン粉末が漏えいし、酸化炉 (粉碎機) 周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。	(653) 気体廃棄設備(3)	—
—	材料及び構造	—	—	—
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
(427) 粉末再生設備洗浄ボックス	警報設備等	[13.1-建1(2次)] 漏えい検知器を設置する。	—	(846) 加工棟 (成型工場) 堰漏水検知警報設備
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—

表 4-2-2-2 成形施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
{264} 圧縮成型設備	繰返し粉搬送装置 (ホップ)	[4.2-設 6]工場棟領域に設置する。	七次申請 (本申請)
{265} 圧縮成型設備	繰返し粉搬送装置		
{266} 圧縮成型設備	繰返し粉輸送ホップ(1)		
{268} 圧縮成型設備	繰返し粉小分けボックス		
{269} 圧縮成型設備	繰返し粉輸送ホップ(2)		
{271} 圧縮成型設備	バックアップファイラタ		
{272} 圧縮成型設備	(繰返し粉輸送ホップ(2))		
{273} 圧縮成型設備	繰返し粉投入ボックス		
{274} 圧縮成型設備	容器昇降リフト		
{275} 圧縮成型設備	明替えボックス		
{276} 圧縮成型設備	大型混合装置		
{277} 圧縮成型設備	八面体ボックス		
{278} 圧縮成型設備	大型粉末容器用クレーン		
{279} 圧縮成型設備	原料粉末輸送ホップ		
{281} 圧縮成型設備	バックアップファイラタ		
{282} 圧縮成型設備	(原料粉末輸送ホップ)		
{283} 圧縮成型設備	粉末混合機		
{284} 圧縮成型設備	フードボックス		
{286} 圧縮成型設備	(粉末投入用) (粉末混合機)		
{287} 圧縮成型設備	粗成型用プレス		
{288} 圧縮成型設備	粗成型用プレス		
{289} 圧縮成型設備	(粗成型用プレス)		
{290} 圧縮成型設備	粗成型用プレスファイダ		
{291} 圧縮成型設備	スラグコンベヤ		
{293} 圧縮成型設備	粉末集塵装置 (粗成型工程)		
{294} 圧縮成型設備	バックアップファイラタ		
{296} 圧縮成型設備	(粉末集塵装置 (粗成型工程))		
{298} 圧縮成型設備	造粒機		
{299} 圧縮成型設備	アングラーサイズ粉受器		
{300} 圧縮成型設備	造粒粉末小分けボックス		
	造粒粉末輸送ホップ(1)		
	造粒粉末輸送ホップ(2)		
	潤滑利混合機		
	回転混合機		
	(金属容器 (粉末) 混合)		
	本成型用プレス		

表 4-2-2-2-2 成形施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていい設備・機器の申請次数) (2/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
{301} 圧縮成型設備 (本成型用プレス)	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設 6]工場棟領域に設置する。	{921}{923}付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析 1)、(分析 2) ※
{302} 圧縮成型設備			原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器
{303} 圧縮成型設備			シンリタ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
{304} 圧縮成型設備			第 3 核燃料倉庫 (1) 領域内の核的制限値を有する設備・機器
{305} 圧縮成型設備			第 3 核燃料倉庫 (2) 領域内の核的制限値を有する設備・機器
{307} 圧縮成型設備			加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
{308} 圧縮成型設備			※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ 490cm 以下の設備・機器であり、6 次申請の列り取り対象ではない)
{309} 圧縮成型設備			
{310} 圧縮成型設備			
{312} 圧縮成型設備			
{313} (粉末集塵装置)			
{314} 圧縮成型設備			
{315} (試験用プレス)			
{316} 圧縮成型設備			
{317} 圧縮成型設備			
{318} 焼結設備			
{326} 焼結設備			
{334} 研削設備			
{335} 研削設備			
{336} 研削設備			
{339} 研削設備			
{340} 研削設備			
{341} 研削設備			
{342} 研削設備			
{343} ベレット検査設備			
{344} ベレット検査設備			
{345} ベレット検査設備			
{346} ベレット検査設備			
{347} 粉末再生設備			
{348} 粉末再生設備			
{349} 粉末再生設備			

表 4-2-2-2 成形施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設			
{350} 粉末再生設備 循環槽 (洗浄ボックス)	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	七次申請 (本申請) {921} {923} 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析1)、(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)			
{351} 粉末再生設備 ろ過器 (洗浄ボックス)						
{352} 粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄ボックス)						
{353} 粉末再生設備 スラッジ回収ボック						
{354} 粉末再生設備 研削屑乾燥機						
{356} 粉末再生設備 フードボックス (1,2系酸化明替用)						
{357} 粉末再生設備 ベレット明替機						
{359} 粉末再生設備 酸化炉						
{361} 粉末再生設備 粉砕機						
{362} 粉末再生設備 フードボックス (粉砕機)						
{364} 粉末再生設備 フードボックス (洗浄用)						
{365} 粉末再生設備 液受槽 (フードボックス (洗浄用))						
{366} 粉末再生設備 ろ過器 (フードボックス (洗浄用))						
{367} 粉末再生設備 遠心分離機 (フードボックス (洗浄用))						
{392} 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (粗成型工程)				核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]加工棟領域に設置する。	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 {589} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車 ※ ※当該で加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。
{405} 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (本成型工程)						
{408} 焼結設備 連続焼結炉						
{422} 研削設備 冷却水循環槽 (研削用)						
{423} 研削設備 遠心分離機 (研削用)						
{429} 粉末再生設備 洗浄水循環槽 (洗浄用)						
{430} 粉末再生設備 ろ過器						
{431} 粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄用)						
—	安全機能を有する施設の地震	—	—			
—	地震による損傷の防止	—	—			
—	津波による損傷の防止	—	—			
—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—			
—	人の不法な侵入等の防止	—	—			

表 4-2-2-2 成形施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			七次申請 (本申請)	
—	閉じ込めの機能	—	—	—
—	火災等による損傷の防止	—	—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
—	安全機能を有する施設	—	—	—
—	材料及び構造	—	—	—
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
{347} 粉末再生設備 洗浄ボックス {364} 粉末再生設備 フードボックス (洗浄用)	核燃料物質等の 警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟成型工場の 液体状の放射性物質を収納する機器に は、施設外への漏えいを防止するため の堰に{839}漏水検知警報設備を設置 する。	(839)工場棟 (成型工場) 堰漏水検知 警報設備	
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-3-1 被覆施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準 核燃料物質の臨界防止	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
(459) 燃料棒組立設備 乾燥機 (460) 燃料棒組立設備 ベレット挿入機 (462) 燃料棒組立設備 端栓圧入機 (463) 燃料棒組立設備 端栓溶接装置 (464) 燃料棒補修設備 端栓切断機 (465) 燃料棒補修設備 ペレット取出台 (466) 燃料棒搬送設備 燃料棒ライコンベンペア (468) 燃料棒検査設備 スタック台		[3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。  [4.2-設6]加工棟領域に設置する。	-	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 [589]燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車※  ※当該で加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。
(467) 燃料棒検査設備 γ線走査装置		[4.2-設1] 直径50.8mm以下の場合は、立体角評価の対象外とする。  [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。	-	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 [589]燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車※  ※当該で加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。
(461) 燃料棒組立設備 ベレットトレイ用台車(4)		[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。  [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。	-	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 [589]燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車※  ※当該で加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。



表 4-2-3-1 被覆施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
—	安全機能を有する施設の地盤	—	—	—
—	地震による損傷の防止	—	—	—
—	津波による損傷の防止	—	—	—
—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	—
(465) 燃料棒補修設備 ペレット取出台	閉じ込めの機能	[7.1-設 3(2次)] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [7.1-設 4(2次)] 排気は局所排気系統に接続する。	(653) 気体廃棄設備 (3)	—
—	火災等による損傷の防止	—	—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
—	安全機能を有する施設	—	—	—
—	材料及び構造	—	—	—
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
—	警報設備等	—	—	—
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-3-2 被覆施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器		加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
{440}	燃料棒組立設備	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設 6]工場棟領域に設置する。	[921] [923] 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析 1)、(分析 2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シンランダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第 3 核燃料倉庫 (1) 領域内の核的制限値を有する設備・機器 第 3 核燃料倉庫 (2) 領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ 490cm 以下の設備・機器であり、6 次申請の刈り取り対象ではない)
{441}	乾燥機			
{442}	ペレット挿入機			
{443}	ペレットトレイ用台車 (3)			
{444}	端面洗浄機			
{445}	端栓圧入機			
{446}	端栓溶接装置			
{447}	燃料棒ライコンコンベア			
{448}	燃料棒搬送設備			
{449}	燃料棒切断機			
{450}	燃料棒圧入機			
{451}	UO <sub>2</sub> 明替ボックス			
{452}	燃料棒ライコンコンベア			
{453}	燃料棒検査装置 (超音波式)			
{454}	燃料棒検査装置 (重量測定装置)			
{455}	燃料棒検査装置 (渦電流式)			
{456}	燃料棒検査装置 (γ 線検査装置)			
{457}	燃料棒検査装置 (ヘリウムリーク試験装置)			
{458}	燃料棒検査装置 (定盤)			
-	燃料棒検査装置	安全機能を有する施設の の地盤	-	-
-		地震による損傷の防止	-	-
-		津波による損傷の防止	-	-
-		外部からの衝撃による 損傷の防止	-	-
-		人の不法な侵入等の防 止	-	-
-		閉じ込めの機能	-	-
-		火災等による損傷の防 止	-	-
-		溢水による損傷の防止	-	-
-		安全避難通路等	-	-
-		安全機能を有する施設	-	-
-		材料及び構造	-	-

表 4-2-3-2 被覆施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			七次申請 (本申請)	
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
—	警報設備等	—	—	—
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-4-1 組立施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器		加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)			
(469) 燃料集合体組立設備	マガジン挿入装置	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	[921] [923] 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析 1)、(分析 2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ 490cm 以下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)			
(470) 燃料集合体組立設備	マガジン昇降台						
(471) 燃料集合体組立設備	マガジン						
(472) 燃料集合体組立設備	運搬台車						
(473) 燃料集合体組立設備	マガジン架台						
(474) 燃料集合体組立設備	姿勢変換台						
(475) 燃料集合体組立設備	燃料集合体組立装置						
(476) 燃料集合体組立設備	マガジン架台部						
(477) 燃料集合体組立設備	燃料集合体洗浄装置						
(478) 燃料集合体組立設備	ホイスト						
(479) 燃料集合体検査設備	燃料集合体検査台						
(480) 燃料集合体検査設備	燃料棒間隔測定装置						
(481) 燃料集合体検査設備	燃料集合体検査定盤						
(482) 燃料集合体検査設備	燃料集合体検査測定台						
(483) 燃料集合体検査設備	ホイスト						
(484) 燃料集合体検査設備	燃料集合体外観検査台						
(485) 燃料集合体検査設備	燃料集合体検査台						
—	—				安全機能を有する施設の地盤	—	—
—	—				地震による損傷の防止	—	—
—	—	津波による損傷の防止	—	—			
—	—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—			
—	—	人の不法な侵入等の防止	—	—			
—	—	閉じ込めの機能	—	—			
—	—	火災等による損傷の防止	—	—			
—	—	溢水による損傷の防止	—	—			
—	—	安全避難通路等	—	—			
—	—	安全機能を有する施設	—	—			
—	—	材料及び構造	—	—			
—	—	搬送設備	—	—			
—	—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—			

表 4-2-2-4-1 組立施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			七次申請 (本申請)	
-	警報設備等	-	-	-
-	放射線管理施設	-	-	-
-	廃棄施設	-	-	-
-	核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
-	非常用電源設備	-	-	-
-	通信連絡設備	-	-	-
-	その他事業許可で求める仕様	-	-	-

表 4-2-5-1 貯蔵施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するととしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
{517} 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚 {523} 粉末貯蔵設備原料粉末貯蔵棚 {526} 粉末貯蔵設備スクラップ貯蔵棚 (粉末用) {564} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備圧粉ペレット貯蔵棚 {566} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備焼結ペレット貯蔵棚 {571} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚 {573} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚 {587} 燃料棒貯蔵設備燃料棒貯蔵棚 {522} 粉末貯蔵設備フードボックス {565} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備ペレットライコンベン ア	核燃料物質の臨界防止	[3.2-設 1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。	適合性を確認する -	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 (589) 燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車※ ※当該で加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。
{520} 粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(1) {521} 粉末貯蔵設備金属容器 (粉末) 用台車(3) {525} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(1)用電動リフト {528} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(2)用電動リフト {568} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備ボート(焼結)用台車(3) {569} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備ボート(焼結)用台車(4) {570} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備金属容器 (ペレット) 用台車(2) {572} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備ペレットトレイ用台車(2) {574} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) {575} U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) {588} 燃料棒貯蔵設備ロボットチャレンル用台車(4)		[3.2-設 1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。 [3.2-設 2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。	-	

表 4-2-5-1 貯蔵施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
—	安全機能を有する施設の地盤	—	—	—
—	地震による損傷の防止	—	—	—
—	津波による損傷の防止	—	—	—
—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	—
(522) 粉末貯蔵設備フードボックス	閉じ込めの機能	[7.1-設 3(2次)] 開口部の風速 0.5 m 秒以上を維持する	(653) 気体廃棄設備 (3)	—
—	火災等による損傷の防止	[7.1-設 4(2次)] 排気は局所排気系統に接続する。	(653) 気体廃棄設備 (3)	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
(517) 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚 (523) 粉末貯蔵設備原料粉末貯蔵棚 (526) 粉末貯蔵設備スクラップ貯蔵棚 (粉未用)	安全機能を有する施設	[11.1-設 2(2次)] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末一時貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすこととなく必要な安全機能を発揮できる	(653) 気体廃棄設備 (3)	—
—	材料及び構造	—	—	—
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
—	警報設備等	—	—	—
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-5-2 貯蔵施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			七次申請 (本申請)	
{2} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {488} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {492} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設 1] UF <sub>6</sub> シリンダを貯蔵する工場棟転換工場シリンダ貯蔵架台については、貯蔵設備単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵設備を固定する。また、原料貯蔵所シリンダ貯蔵ピットについては、臨界計算コードにより安全であることを確認した位置に貯蔵設備を固定する。	{489} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置	
{2} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {488} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {492} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。	{490} 原料貯蔵設備 天井走行クレーン	
{2} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {488} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {492} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	{489} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置	
{2} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {488} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {492} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。	{489} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置	
—	津波による損傷の防止	—	—	
—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	
{2} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {488} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ {492} 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンダ	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] シリンダの落下を防止する。(ペルト固縛)	{489} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置	
—	火災等による損傷の防止	—	—	
—	溢水による損傷の防止	—	—	
—	安全避難通路等	—	—	



表 4-2-5-2 貯蔵施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
(2) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UF <sub>6</sub> シリンドラ (488) 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンドラ (492) 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンドラ	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	(489) 原料貯蔵設備 シリンドラ転倒装置
—	材料及び構造	—	—
(2) UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UF <sub>6</sub> シリンドラ (488) 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンドラ (492) 原料貯蔵設備 UF <sub>6</sub> シリンドラ	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する。(定格荷重:5t)	(490) 原料貯蔵設備 天井走行クレーン
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—
—	警報設備等	—	—
—	放射線管理施設	—	—
—	廃棄施設	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—
—	遮蔽	—	—
—	換気設備	—	—
—	非常用電源設備	—	—
—	通信連絡設備	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—

表 4-2-5-3 貯蔵施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていった設備・機器の申請次数) (1/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
(491) 原料貯蔵設備 シリンドラ貯蔵架台 (493) 原料貯蔵設備 シリンドラ転倒装置 (494) 原料貯蔵設備 天井走行クレーン (495) 粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台 (496) 粉末貯蔵設備 大型粉末容器 (497) 粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車 (498) 粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚 (500) 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3) (501) 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4) (502) 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用) (504) 粉末貯蔵設備 運搬台車 (507) 粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚 (509) 粉末貯蔵設備 金属容器(粉末)用台車(1) (510) 粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚 (513) 粉末貯蔵設備 金属容器(粉末)用台車(2) (514) 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用) (529) 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用) (546) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚 (547) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレットライコン (548) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 乗移台2 (549) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ボート運搬台車 (550) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚 (551) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレットライコン (552) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ボート(焼結)用台車(1) (553) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ボート(焼結)用台車(2) (554) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(ペレット用) (555) U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 金属容器(ペレット)	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6]工場棟領域に設置する。	(921)付属設備 秤量設備 保安秤量器(分析1)、(分析2)※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)

表 4-2-5-3 貯蔵施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (2/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
{556} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 金属容器 (ペレ ト) 用台車(1) {557} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 仕上りペレ ト一時貯蔵棚 {558} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 仕上りペ レト貯蔵棚 {559} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 仕上りペ レト貯蔵棚用台車(1) {560} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 仕上りペ レト貯蔵棚用台車(2) {561} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 ペレ トトレイ用台車(1) {562} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 余 剰ペレト貯蔵棚 {563} U <sub>2</sub> ペレレット貯蔵設備 金 属缶用台車(1) {579} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時 貯蔵棚 {580} 燃料棒貯蔵設備 ロッド チャンネル用台車(1) {581} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時 貯蔵棚 {582} 燃料棒貯蔵設備 ロッド チャンネル用台車(2) {583} 燃料棒貯蔵設備 ロッド チャンネル用台車(3) {584} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯 蔵棚 {585} 燃料棒貯蔵設備 ト ラバーサ {586} 燃料棒貯蔵設備 運搬車 {593} 燃料集合体貯蔵設備 燃料 集合体一時貯蔵架 台 {594} 燃料集合体貯蔵設備 天 井走行クレーン {596} 燃料集合体貯蔵設備 燃 料集合体貯蔵架台 {596} 燃料集合体貯蔵設備 燃 料集合体移送装置 {532} 粉末貯蔵設備 スクラ ップ貯蔵棚 (粉末用) {534} 粉末貯蔵設備 第2核 燃料倉庫用電動リフ タ	加工施設の技術基準 核燃料物質の臨界防止	技術基準に対する仕様 [4.2-設6]工場棟領域に設置する。	七次申請 (本申請) {921} {923} 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析 1)、(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・ 機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設 備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設 備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・ 機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以 下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象では ない)
	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設6] 第2核燃料倉庫領域に設 置する。	原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・ 機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設 備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設 備・機器

表 4-2-5-3 貯蔵施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
(487) 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵ピット	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設 1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置(487)シリンダ貯蔵ピット内の(488)UF <sub>6</sub> シリンダの表面間隔を 30.5 cm以上確保)にUF <sub>6</sub> シリンダを貯蔵する。 [4.2-設 6] 原料貯蔵所領域に設置する。	(486)原料貯蔵設備 粉末輸送容器貯蔵枠 (489)原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置 (490)原料貯蔵設備 天井走行クレーン
-	安全機能を有する施設の地盤	-	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第 2 核燃料倉庫領域内の核的制限値を有する設備・機器
-	地震による損傷の防止	-	原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器※
-	津波による損傷の防止	-	シリンダ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
-	外部からの衝撃による損傷の防止	-	加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器
-	人の不法な侵入等の防止	-	※当該で原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。
-	閉じ込めの機能	-	-
-	火災等による損傷の防止	-	-
-	溢水による損傷の防止	-	-
-	安全避難通路等	-	-
-	安全機能を有する施設材料及び構造	-	-
-	搬送設備	-	-
-	核燃料物質の貯蔵施設	-	-
-	警報設備等	-	-
-	放射線管理施設	-	-

表 4-2-2-5-3 貯蔵施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			七次申請 (本申請)	
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-6-1 廃棄施設 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設 の地盤	-	-	-
	地震による損傷の防止	-	-	-
	津波による損傷の防止	-	-	-
	外部からの衝撃による 損傷の防止	-	-	-
	人の不法な侵入等の防 止	-	-	-
(771) 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 乾燥機	閉じ込めの機能	[7.1-設 31 (4 次)] 排気は局所排 気系統に接続し、内部は設置雰 気に対して 9.8Pa 以上の負圧を 維持する。	(608) 気体廃棄設備 (1)	-
	火災等による損傷の防 止	-	-	-
	溢水による損傷の防止	-	-	-
	安全避難通路等	-	-	-
	安全機能を有する施設	-	-	-
	材料及び構造	-	-	-
	搬送設備	-	-	-
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	-	-	-
(762) 廃液処理設備 (5) 凝集沈殿槽	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	[13.1-建 1 (4 次)] 工場棟転換工 場の液体状の放射性物質を収納 する機器には、施設外への漏えい を防止するための堰に (835) 漏水 検知警報設備を設置する。	-	(836) 工場棟 (転換工場) 堰 漏水検知警報設備
(764) 廃液処理設備 (5) 遠心分離機				
(765) 廃液処理設備 (5) ろ液受槽				
(767) 廃液処理設備 (5) ろ過機				
(768) 廃液処理設備 (5) チェックタンク				
(770) 廃液処理設備 (5) イオン交換装置				
(772) 廃液処理設備 (6) チェックタンク				(849) 放射線管理棟 堰漏水 検知警報設備

表 4-2-6-1 廃棄施設 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
	放射線管理施設		-	-
	廃棄施設		-	(776) 排水貯留池
(762) 廃液処理設備 (5) 凝集沈殿槽		[14.1-設 1(4次)] 当該設備は廃液処理設備 (5) を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776)排水貯留池に貯留する。	-	(776) 排水貯留池
(764) 廃液処理設備 (5) 遠心分離機			-	
(765) 廃液処理設備 (5) ろ液受槽			-	
(767) 廃液処理設備 (5) ろ過機			-	
(768) 廃液処理設備 (5) チェックタンク			-	
(770) 廃液処理設備 (5) イオン交換装置			-	
(768) 廃液処理設備 (5) チェックタンク		[14.1-設 11(4次)] 廃液処理設備 (5)、(6)の排水は(776)排水貯留池に排水する。	-	(776) 排水貯留池
(772) 廃液処理設備 (6) チェックタンク			-	
	核燃料物質等による汚染の防止		-	-
	遮蔽		-	-
	換気設備		-	-
	非常用電源設備		-	-
	通信連絡設備		-	-
	その他事業許可で求める仕様		-	-

表 4-2-6-2 廃棄施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/3)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
—	核燃料物質の臨界防止	—	—	—
—	安全機能を有する施設の地盤	—	—	—
—	地震による損傷の防止	—	—	—
—	津波による損傷の防止	—	—	—
—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	—
{608} 気体廃棄設備(1)	閉じ込めの機能	[10.1-設 13] (9)UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止 (HF検知) インターロックを設置する。 [10.1-設 50] 排気中のUF <sub>6</sub> を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケプブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。	(9)UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止 (HF検知) インターロック	—
{618} 気体廃棄設備(1) (蒸発・加水分解系統)			—	{887}、{888} 非常用設備 非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機
{619} 気体廃棄設備(1) 切替ダンパ			—	—
{608} 気体廃棄設備(1)	火災等による損傷の防止	[10.1-設 10] 地震時のUF <sub>6</sub> 供給を停止する(6)地震インターロックを設置する(独立二系統)。 [10.1-設 45] 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する(独立二系統)。	(6)地震インターロック	—
{620} 気体廃棄設備(1) 地震連動閉止ダンパ			—	—
{621} 気体廃棄設備(1) 地震インターロック			—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—



表 4-2-6-2 廃棄施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/3)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
{608} 気体廃棄設備(1) {618} 気体廃棄設備(1) スクラバ (蒸発・加水分解系統)	安全機能を有する施設	[14.1-設6] UF <sub>6</sub> を加圧で取り扱う配管破断によりUF <sub>6</sub> がフードボックス内へ漏えいした状態を想定(温度:85℃)しても、スクラバ到達時は給気風量による希釈効果により常温まで低下するため、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる。	{610} 気体廃棄設備(1) 排気ファン	-
{608} 気体廃棄設備(1) {619} 気体廃棄設備(1) 切替ダンパ		[14.1-設6] UF <sub>6</sub> を加圧で取り扱う配管破断によりUF <sub>6</sub> がフードボックス内へ漏えいした状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる(設計基準事故時のUF <sub>6</sub> 温度:85℃)。	{9} UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(HF検知)インターロック	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
{608} 気体廃棄設備(1) {618} 気体廃棄設備(1) スクラバ (蒸発・加水分解系統)	警報設備等	[13.1-建1(4次)]工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する。	-	{835}工場棟(転換工場) 堰漏水検知警報設備
{608} 気体廃棄設備(1) {618} 気体廃棄設備(1) スクラバ (蒸発・加水分解系統)		[18.2-設3] {9}UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(HF検知)インターロックを設置する。	{9} UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(HF検知)インターロック	-
{608} 気体廃棄設備(1) {620} 気体廃棄設備(1) 地震連動閉止ダンパ {621} 気体廃棄設備(1) 地震インターロック		[18.2-設4] 地震時のUF <sub>6</sub> 供給を停止する{6}地震インターロックを設置する(独立二系統)。 [18.2-設5] 防護カバード部の排気口を閉鎖する地震インターロック(地震加速度0.15G以下)を設置する(独立二系統)。	{6}地震インターロック	-

表 4-2-6-2 廃棄施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
{608} 気体廃棄設備(1) {618} 気体廃棄設備(1) (蒸発・加水分解系統)	放射線管理施設 廃棄施設	[20.1-設 76] [9]UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止 (HF 検知) インターロックの信号を受けて、排気中の UF <sub>6</sub> を処理するスクラバ (スクラバポンプ (作動端) とスクラバ排風機 (作動端) は独立二系統) と高性能エアフィルタ 2 段 (2 段目は耐 HF 性) を設置する。 [20.1-設 84] 排気中の UF <sub>6</sub> を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する (接続ケーブルは交流 200V (変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。 [20.1-設 77] [9]UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止 (HF 検知) インターロックの信号を受けて、排気経路を切り替える (独立二系統)。	{611} 気体廃棄設備(1) 高性能エアフィルタ {9} UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止 (HF 検知) インターロック	—
{608} 気体廃棄設備(1) {619} 気体廃棄設備(1) 切替ダンパ	核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備	—	—	—
{608} 気体廃棄設備(1) {618} 気体廃棄設備(1) (蒸発・加水分解系統)	非常用電源設備	[24.1-設 4] 排気中の UF <sub>6</sub> を処理するスクラバは非常用ディーゼル発電機に接続する (接続ケーブルは交流 200V (変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。	—	{887}、{888} 非常用設備 非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-6-3 廃棄施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			七次申請 (本申請)	
—	核燃料物質の臨界防止	—	—	—
—	安全機能を有する施設の地盤	—	—	—
—	地震による損傷の防止	—	—	—
—	津波による損傷の防止	—	—	—
—	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	—
{608} 気体廃棄設備 (1)	閉じ込めの機能	[10.1-設 57] 停電時の第1種管理区域負圧維持のために、一部の排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケーブル)。	{887}、{888} 非常用設備 非常用電源設備	{887}、{888} 非常用設備 非常用ディーゼル発電機
{610} 気体廃棄設備 (1) 排気ファン				
{640} 気体廃棄設備 (2)				
{642} 気体廃棄設備 (2) 排気ファン				
{653} 気体廃棄設備 (3)				
{655} 気体廃棄設備 (3) 排気ファン				
{679} 気体廃棄設備 (5)				
{681} 気体廃棄設備 (5) 排気ファン				
{693} 気体廃棄設備 (6)				
{695} 気体廃棄設備 (6) 排気ファン				
—	火災等による損傷の防止	—	—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
—	安全機能を有する施設	—	—	—
—	材料及び構造	—	—	—
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—

表 4-2-6-3 廃棄施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
(608) 気体廃棄設備 (1) (626) 気体廃棄設備 (1) スクラバ (乾燥・還元炉、乾燥機系統) (630) 気体廃棄設備 (1) 水スクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) (631) 気体廃棄設備 (1) アルカリスクラバ (ウラン回収第 1 系列系統) (632) 気体廃棄設備 (1) 排ガス冷却装置 (ウラン回収第 1 系列系統) (633) 気体廃棄設備 (1) コンデンサ (ウラン回収第 1 系列系統) (634) 気体廃棄設備 (1) スクラバ (ウラン回収第 2 系列系統) (638) 気体廃棄設備 (1) スクラバ (分析系統)	加工施設の技術基準 警報設備等	[13.1-建 1(4次)]工場棟転換工場の液体状態の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)堰漏水検知警報設備を設置する。	(835)工場棟(転換工場) 堰漏水検知警報設備
(707) 廃液処理設備 (1) 転換第 1 廃液貯槽 (709) 廃液処理設備 (1) 洗浄液受槽 (710) 廃液処理設備 (1) 洗浄液バグフィルタ (712) 廃液処理設備 (1) ろ液受槽 (713) 廃液処理設備 (1) ろ液バグフィルタ (719) 廃液処理設備 (1) 転換第 2 廃液貯槽 (721) 廃液処理設備 (1) 混合槽 (723) 廃液処理設備 (1) 集水槽 (チェック) (725) 廃液処理設備 (1) 廃液貯槽 (ウラン回収(第 1 系列)系統)	放射線管理施設	[13.1-建 1(4次)]工場棟転換工場の液体状態の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(835)漏水検知警報設備を設置する	(835)工場棟(転換工場) 堰漏水検知警報設備
-	-	-	-

表 4-2-6-3 廃棄施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
(707) 廃液処理設備 (1) 転換第 1 廃液貯槽 (709) 廃液処理設備 (1) 洗浄液受槽 (710) 廃液処理設備 (1) 洗浄液バグフィルター (712) 廃液処理設備 (1) ろ液受槽 (713) 廃液処理設備 (1) ろ液バグフィルター (715) 廃液処理設備 (1) 地下集水槽 (719) 廃液処理設備 (1) 転換第 2 廃液貯槽 (721) 廃液処理設備 (1) 混合槽 (723) 廃液処理設備 (1) 集水槽 (チェック) (725) 廃液処理設備 (1) 廃液貯槽 (ウラン回収(第 1 系列)系統)	廃棄施設	[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備 (1) を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776) 排水貯留池に貯留する。	(776) 排水貯留池
(752) 廃液処理設備 (4) 貯留タンク (754) 廃液処理設備 (4) 貯留タンク (チェック) (756) 廃液処理設備 (4) ろ過機 (757) 廃液処理設備 (4) ろ液受槽 (760) 廃液処理設備 (4) 集水ピット		[20.1-設 1] 当該設備は廃液処理設備 (4) を構成している。凝集沈殿、ろ過の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、(776) 排水貯留池に貯留する。	(776) 排水貯留池
(723) 廃液処理設備 (1) 集水槽 (チェック)		[20.1-設 1] 廃液処理設備 (1) の排水は (776) 排水貯留池に排水する。	(776) 排水貯留池
(754) 廃液処理設備 (4) 貯留タンク (チェック)		[20.1-設 1] 廃液処理設備 (4) の排水は (776) 排水貯留池に排水する。	(776) 排水貯留池

表 4-2-6-3 廃棄施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—
—	遮蔽	—	—
—	換気設備	—	—
{608} 気体廃棄設備 (1)	非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用デ	(887)、(888) 非常用設備 非常用電源設備
{610} 気体廃棄設備 (1)	排気ファン	ィーゼル発電機に接続する(接続ケーブルは交流 200V(変圧器なし) 一般動力用ケ	—
{640} 気体廃棄設備 (2)	排気ファン	—	—
{642} 気体廃棄設備 (2)	排気ファン	—	—
{653} 気体廃棄設備 (3)	排気ファン	—	—
{655} 気体廃棄設備 (3)	排気ファン	—	—
{679} 気体廃棄設備 (5)	排気ファン	—	—
{681} 気体廃棄設備 (5)	排気ファン	—	—
{693} 気体廃棄設備 (6)	排気ファン	—	—
{695} 気体廃棄設備 (6)	排気ファン	—	—
—	通信連絡設備	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—

表 4-2-7-1 その他の加工施設 仕様表（二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数）（1/1）

既申請の設備・機器 付属設備 秤	加工施設の技術基準 核燃料物質の臨界防止	技術基準に対する仕様 [4.2-設 6]加工棟領域に設置する。	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請（本申請）
(923)	核燃料物質の臨界防止		-	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シンダラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 (589) 燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車※
-	安全機能を有する施設の地盤	-	-	※当該で加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。
-	地震による損傷の防止	-	-	-
-	津波による損傷の防止	-	-	-
-	外部からの衝撃による損傷の防止	-	-	-
-	人の不法な侵入等の防止	-	-	-
-	閉じ込めの機能	-	-	-
-	火災等による損傷の防止	-	-	-
-	溢水による損傷の防止	-	-	-
-	安全避難通路等	-	-	-
-	安全機能を有する施設	-	-	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
-	警報設備等	-	-	-
-	放射線管理施設	-	-	-
-	廃棄施設	-	-	-
-	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
-	遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
-	非常用電源設備	-	-	-
-	通信連絡設備	-	-	-
-	その他事業許可で求める仕様	-	-	-

表 4-2-7-2 その他の加工施設 仕様表（五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数）（1/4）

既申請の設備・機器		加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
		核燃料物質の臨界防止	[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	六次申請	七次申請（本申請）
(906) 分析設備 (907) 分析設備 (908) 分析設備 (909) 分析設備 (不純物分析設備付帯設備)	同位体分析設備 不純物分析設備 物性測定設備 試料回収ボックス			第2核燃料倉庫領域内の核的制限値を有する設備・機器	{921} {923} 付属設備 秤量設備 保安秤量器(分析1)・(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値 を有する設備・機器 シリンドラ沈浄棟領域内の核的制 限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的 制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的 制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有 する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制 限値を有する設備・機器が全て揃 うため本欄に記載。(設置高さ 490cm以下の設備・機器であり、 6次申請の刈り取り対象ではな い)
{887}、{888} 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	非常用電源 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	安全機能を有する施設の地盤	{5.1-設 1} 切替配電盤は十分な支 持性能を有する屋外サポート基礎 に設置する。	-	{887}、{888} 非常用設備 非 常用電源設備 非常用ディーゼ ル発電機*1
{887}、{888} 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	非常用電源 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	地震による損傷の防止	{6.1-設 1} 切替配電盤は耐震重要 度に応じ分類する。 {6.1-設 2} 切替配電盤は地震力に 耐える強度を有する部材を使用 し、ボルトで固定する。	-	{887}、{888} 非常用設備 非 常用電源設備 非常用ディーゼ ル発電機*1
-	-	津波による損傷の防止	-	-	-



表 4-2-7-2 その他の加工施設 仕様表（五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）(2/4)

既申請の設備・機器 (887)、(888) 非常用設備 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	加工施設の技術基準 外部からの衝撃による損傷 の防止	技術基準に対する仕様 [8.2-設 5] 屋外に設置する切替配電 盤は電気回路を鋼製筐体で覆うこと もに、筐体は接地する。 [8.1-設 6] 屋外に設置する切替配電 盤はPI巻巻に耐えられるようボルト で固定する。 [8.1-設 17] 屋外に設置する切替配 電盤は降水の影響を受けないように 金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する切替配 電盤は積雪に耐える強度を有する材 料を使用する。 [8.1-設 20] 屋外に設置する切替配 電盤は建築基準法、危険物の規制に 関する政令および消防法に該当しな いため避雷設備の設置は不要であ る。 [8.1-設 21] 屋外に設置する切替配 電盤は降下火砕物の堆積に耐える強 度を有する材料を使用する。 [8.1-設 28] 屋外に設置する切替配 電盤は生物学的影響を受けないよう に開口部にメッシュ(粉塵除去用)を 有する屋外用盤とする。 [8.1-設 25] 屋外に設置する切替配 電盤は、茨城県水戸気象台において 過去に観測された最低気温-12.7℃ でも作動するように屋外用盤とす る。 [8.2-設 4] 屋外に設置する切替配電 盤は、爆発の影響を受けない位置に 設置する。 [8.2-設 7] 屋外に設置する切替配電 盤は、外部火災の影響を軽減するた め、遮熱板を設置する。	適合性を確認するための施設 六次申請 七次申請 (本申請) (887)、(888) 非常用設備 非 常用電源設備 非常用ディーゼ ル発電機*
			-

表 4-2-7-2 その他の加工施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
(887)、(888) 非常用設備 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	加工施設の技術基準 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 切替配電盤は主要な構造材に不燃性材料を使用する。 [11.3-設 16] 屋外ケーブルは JIS C 3005 に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。	-	-
(887)、(888) 非常用設備 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 切替配電盤は設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮断等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 切替配電盤は検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 3] 切替配電盤に配線用遮断器を設置する。	-	(887)、(888) 非常用設備 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機*1
(907) 分析設備 不純物分析設備	材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	[13.1-建 1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に (853) 漏水検知警報設備を設置する (廃水タンク)。	-	(853) 付属建物 (除染・分析室) 漏水検知警報設備
	放射線管理施設 廃棄施設		-	-
	核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備		-	-

表 4-2-7-2 その他の加工施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/4)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請	七次申請 (本申請)
(887)、(888) 非常用設備 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	非常用電源設備	[24.1-設 2] ディーゼル機関を原動力とし、既設同様接続設備で要求されるのに必要な電圧 3300V を有する非常用ディーゼル発電機を設置する (図リ系-4)。(接続ケーブルは、交流 3300V(変圧器なし)難燃性ケーブル、交流 200V (変圧器あり)一般動力用ケーブル)	-	(887)、(888) 非常用設備 非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機*1
-	通信連絡設備	-	-	-
(887)、(888) 非常用設備 非常用電源 設備 非常用ディーゼル発電機	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 屋外設置の切替配電盤(遮熱板)は F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	-	(887)、(888) 非常用設備 非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機*1

\*1 本仕様表は、原規規発 2008051 号にて認可済みの非常用ディーゼル発電機に屋外ケーブルシステムを追加して申請するものである。

表 4-2-7-3 その他の加工施設 仕様表 (六次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/1)

既申請の設備・機器 (923) 付属設備 秤	加工施設の技術基準 核燃料物質の臨界防止	技術基準に対する仕様 [4.2-設6]工場棟領域に設置する。	適合性を確認するための施設 七次申請 (本申請)
			{921} {923} 付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析1)、(分析2) ※ 原料貯蔵所領域内の核的制限値を有する設備・機器 シリンドラ洗浄棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(1)領域内の核的制限値を有する設備・機器 第3核燃料倉庫(2)領域内の核的制限値を有する設備・機器 加工棟領域内の核的制限値を有する設備・機器 ※当該で工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器が全て揃うため本欄に記載。(設置高さ490cm以下の設備・機器であり、6次申請の刈り取り対象ではない)
-	安全機能を有する施設の地盤	-	-
-	地震による損傷の防止	-	-
-	津波による損傷の防止	-	-
-	外筒からの衝撃による損傷の防止	-	-
-	人の不法な侵入等の防止	-	-
-	閉じ込めの機能	-	-
-	火災等による損傷の防止	-	-
-	溢水による損傷の防止	-	-
-	安全避難通路等	-	-
-	安全機能を有する施設	-	-
-	材料及び構造	-	-
-	搬送設備	-	-
-	核燃料物質の貯蔵施設	-	-
-	警報設備等	-	-
-	放射線管理施設	-	-
-	廃棄施設	-	-
-	核燃料物質等による汚染の防止	-	-
-	遮蔽	-	-
-	換気設備	-	-
-	非常用電源設備	-	-
-	通信連絡設備	-	-
-	その他事業許可で求める仕様	-	-

表5-1 刈り取り仕様表の設計番号対比表（建物関係）（1/3）

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請回数					
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請
臨界防止	第四条第1項	単一ユニット	—	—	—	—	—	—
	第四条第2項	複数ユニット	—	3.2-建1	3.2-建1	—	4.2-建1	4.2-建1
			—	—	—	—	4.2-建2	—
			—	3.2-設1	—	4.2-設1	4.2-設1	—
第四条第3項	臨界警報設備(5%超)	—	3.2-建1	3.2-建1	3.2-建1(4次)	4.2-設6	4.2-設6	
地盤	第五条	地盤	5.1-1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1
			—	5.1-建2	5.1-建2	5.1-建2	5.1-建2	5.1-建2
			—	5.1-設1	5.1-設1	5.1-設1	5.1-設1	5.1-設1
地震損傷	第六条第1項	耐震重要度分類	5.2.1-3 5.2.1-4	5.2.1-建1	5.2.1-建1	6.1-建6	6.1-建1	6.1-建1
			—	5.2.1-建2	5.2.1-建2	6.1-建1	6.1-建2	6.1-建2
		地震力	—	—	5.2.1-建8	6.1-建2	6.1-建8	6.1-建8
			—	—	—	—	6.1-建11	—
			—	—	—	—	6.1-建12	—
			—	—	—	—	—	—
	耐震重要度分類	5.2.1-1 5.2.1-2	5.2.1-建3	5.2.1-建3	6.1-建3	6.1-建3	6.1-建3	
		—	5.2.1-建4	5.2.1-建4	—	6.1-建4	—	
	地震力	—	5.2.1-建5	5.2.1-建5	6.1-建4	6.1-建5	6.1-建5	
		—	5.2.1-建6	5.2.1-建6	6.1-建7	6.1-建6	6.1-建6	
		—	5.2.1-建7	5.2.1-建7	6.1-建5	6.1-建7	6.1-建7	
		—	—	—	—	6.1-建10	—	
耐震重要度分類	—	—	—	—	—	—		
地震力	—	—	—	—	—	—		
第六条第2項	耐震重要施設	—	—	—	—	—	—	
第六条第3項	耐震重要施設	—	—	—	—	—	—	
津波損傷	第七条	津波	5.3-1	5.3-建1	5.3-建1	7.1-建1	7.1-建1	7.1-建1
外部衝撃損傷	第八条第1項	竜巻・風(台風)	5.4.1-1	5.4.1-建1	5.4.1-建1	8.1-建1	8.1-建1	8.1-建1
		洪水	5.4.1-2	5.4.1-建2	5.4.1-建2	8.1-建2	8.1-建2	8.1-建2
		凍結	5.4.1-3	5.4.1-建3	5.4.1-建3	8.1-建3	8.1-建3	8.1-建3
		降水・風(台風)	5.4.1-4	5.4.1-建4	5.4.1-建4	8.1-建4	8.1-建4	8.1-建4
		積雪	5.4.1-5	5.4.1-建5	5.4.1-建5	8.1-建5	8.1-建5	8.1-建5
		落雷	—	5.4.1-建10	5.4.1-建10	8.1-建6	8.1-建10	8.1-建10
		地滑り	5.4.1-6	5.4.1-建6	5.4.1-建6	8.1-建7	8.1-建6	8.1-建6
		火山の影響	5.4.1-7	5.4.1-建7	5.4.1-建7	8.1-建8	8.1-建7	8.1-建7
		生物学的事象	5.4.1-8	5.4.1-建8	5.4.1-建8	8.1-建9	8.1-建8	8.1-建8
		森林火災	5.4.1-9	5.4.1-建9	5.4.1-建9	8.1-建10	8.1-建9	8.1-建9
	第八条第2項	航空機落下に伴う火災	—	—	5.4.2-建1	—	8.2-建1	—
		敷地内危険物、近隣工場の火災・爆発、有毒ガス	5.4.2-1	5.4.2-建1	5.4.2-建2	8.2-建1	8.2-建2	8.2-建2
		ダムの崩壊	5.4.2-2	5.4.2-建2	5.4.2-建3	8.2-建2	8.2-建3	8.2-建3
		船舶の衝突	5.4.2-3	5.4.2-建3	5.4.2-建4	8.2-建3	8.2-建4	8.2-建4
第八条第3項	電磁的障害	—	5.4.2-設1	—	—	—	—	
不法侵入	第九条	不法侵入、不正アクセス	5.5.1-1	5.5.1-建1	5.5.1-建1	9.1-建1	9.1-建1	9.1-建1
			5.5.1-2	5.5.1-建2	5.5.1-建2	—	9.1-建2	9.1-建2
閉じ込め	第十条	閉じ込め	—	7.1-建1	7.1-建1	—	10.1-建1	10.1-建1
			—	7.1-建2	7.1-建2	—	10.1-建2	10.1-建2
			—	7.1-建3	7.1-建3	—	10.1-建3	—
			—	7.1-建4	7.1-建4	—	10.1-建4	10.1-建4
			—	7.1-建5	7.1-建5	—	10.1-建5	10.1-建5
			—	10.1-建1	7.1-建6	10.1-建6	10.1-建6	10.1-建6
			—	—	—	—	10.1-設5	—
—	—	—	—	10.1-設28	—			

表5-1 刈り取り仕様表の設計番号対比表（建物関係）(2/3)

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請回数					
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請
火災損傷	第十一条第1項	消火設備及び警報設備	4.1-1	4.1-建1	4.1-建1	11.1-建1	11.1-建1	11.1-建1
			4.1-2	4.1-建2	4.1-建2	11.1-建2	11.1-建2	11.1-建2
			4.1-3	4.1-建3	4.1-建3	11.1-建3	11.1-建3	11.1-建3
			—	—	4.1-建4	—	—	—
	4.1-4	4.1-建4	4.1-建5	11.1-建4	11.1-建5	11.1-建5		
	第十一条第2項	消火設備及び警報設備(安置施設)	—	—	—	—	—	—
	第十一条第3項	不燃性又は難燃性、防火壁	4.3-3	4.3-建1	4.3-建1	11.3-建1	11.3-建1	11.3-建1
			4.3-4	—	—	—	—	—
			—	4.3-建2	4.3-建2	11.3-建7	11.3-建2	11.3-建2
			4.3-6	4.3-建3	4.3-建3	11.3-建2	11.3-建3	11.3-建3
			—	4.3-建4	4.3-建4	11.3-建3	11.3-建4	11.3-建4
			4.3-5	4.3-建5	4.3-建5	11.3-建4	11.3-建5	11.3-建5
			—	—	4.3-建6	—	—	—
			4.3-8	4.3-建6	4.3-建7	11.3-建5	11.3-建7	11.3-建7
4.3-7	4.3-建7	4.3-建8	11.3-建6	11.3-建8	11.3-建8			
—	—	—	—	11.3-建9	—			
—	—	—	—	11.3-設2	—			
第十一条第4項	水素接地	—	—	—	—	—	—	
第十一条第5項	水素滞留	—	—	—	—	—	—	
第十一条第6項	熱的制限値	—	—	—	—	—	—	
第十一条第7項	爆発防止	—	—	—	—	—	—	
溢水損傷	第十二条	溢水	—	5.6.1-建1	5.6.1-建1	—	12.1-建1	12.1-建1
			—	—	5.6.1-建2	—	12.1-建2	12.1-建2
			—	5.6.1-建2	5.6.1-建3	—	12.1-建3	12.1-建3
			—	5.6.1-建3	5.6.1-建4	—	12.1-建4	12.1-建4
			—	—	5.6.1-建5	—	—	12.1-建5
			—	5.6.1-建4	5.6.1-建6	—	12.1-建6	12.1-建6
安全避難通路	第十三条	安全避難通路	13.2.1-1	13.2.1-建1	13.2.1-建1	13.1-建1	13.1-建1	13.1-建1
		非常用照明・誘導灯	13.2.1-2	13.2.1-建2	13.2.1-建2	13.1-建2	13.1-建2	13.1-建2
		事故時対応照明	—	—	—	—	13.3-建1	13.3-建1
安全機能	第十四条第1項	環境条件	11.1-1	11.1-建1	11.1-建1	14.1-建1	14.1-建1	14.1-建1
			—	11.1-設2	—	—	14.1-建6	14.1-建6
			—	11.1-設3	—	—	14.1-建7	—
			—	11.1-設4	—	—	14.1-建8	—
			—	11.1-設5	11.1-建5	—	14.1-建5	14.1-建5
			—	—	11.1-建2	14.1-建2	—	—
			—	—	11.1-建3	14.1-建3	—	—
	第十四条第2項	検査又は試験	11.2-1	11.2-建1	11.2-建1	14.2-建1	14.2-建1	14.2-建1
	第十四条第3項	内部飛来物	—	—	—	—	—	—
	第十四条第4項	共用施設	11.4-1	—	11.4-建1	—	14.4-建1	—
—	—	—	11.4-建2	—	—	—		
材料・構造	第十五条第1項	強度及び耐食性	—	—	—	—	—	—
	第十五条第2項	耐圧試験、漏えい試験	—	—	—	—	—	—
搬送設備	第十六条	搬送設備	—	—	—	—	—	
貯蔵施設	第十七条	貯蔵施設(崩壊熱)	—	—	—	—	—	
警報設備	第十八条第1項	警報設備	—	13.1-建1	13.1-建1	—	18.1-建1	18.1-建1
			—	13.1-建2	13.1-建2	18.1-建1	18.1-建2	18.1-建2
	第十八条第2項	インターロック	—	—	—	—	—	—
放管施設	第十九条	放射線管理施設	—	—	15.1-建1	—	19.1-建1	19.1-建1
			—	—	15.1-建2	—	—	—
			—	—	—	—	—	19.1-設8
			—	—	—	—	—	19.1-設9
廃棄施設	第二十条	廃棄施設	—	—	—	—	20.1-設6	—
			—	—	—	—	20.1-設7	—
			—	—	—	—	—	20.1-建1
汚染防止	第二十一条	汚染防止	—	10.1-建1	10.1-建1	21.1-建1	21.1-建1	21.1-建1
遮蔽	第二十二条第1項	直接線、スカイシャイン線	8.1-1	8.1-建1	8.1-建1	—	22.1-建1	22.1-建1
			—	—	—	—	—	—
	第二十二条第2項	遮蔽設備	8.1-2	8.2-建1	8.2-建1	—	22.2-建1	22.2-建1
—	—	—	—	—	—	22.2-建2	—	
換気設備	第二十三条	換気設備	—	9.1-建1	9.1-建1	—	23.1-建1	23.1-建1

表5-1 刈り取り仕様表の設計番号対比表（建物関係）(3/3)

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請次数					
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請
非常用電源	第二十四条第1項	非常用ディーゼル発電機	16.1-1	16.1-建1	16.1-建1	24.1-建1	24.1-建1	24.1-建1
			16.1-2	16.1-建2	16.1-建2	24.1-建2	24.1-建2	24.1-建2
			—	—	—	—	—	24.1-設4
	第二十四条第2項	無停電電源装置	16.2-1	16.2-建1	16.2-建1	24.2-建1	24.2-建1	24.2-建1
通信連絡設備	第二十五条第1項	通信連絡設備	17.1-1	17.1-建1	17.1-建1	25.1-建1	25.1-建1	25.1-建1
			—	—	17.1-建2	—	—	25.2-建1
	第二十五条第2項	外部への通信連絡	—	—	—	—	—	—
その他事業許可で求める仕様			—	99-建1	99-建1	—	99-建1	99-建1
			—	99-建2	99-建2	99-建1	99-建2	99-建2
			(1-3) (9-10)	99-建3	99-建3	99-建2	99-建3	99-建3
			—	—	99-建4	99-建3	99-建4	—
			—	—	99-建5	99-建4	99-建5	99-建5
			—	—	—	99-建5	—	—
			—	—	99-建6	—	99-建6	—
			—	99-建4	99-建7	—	99-建7	99-建7
			—	—	—	—	—	99-建8
			—	—	—	—	99-建9	—
—	—	—	—	99-設3	—			
—	—	—	—	—	99-建9			
—	—	—	—	—	99-建10			

表5-2 先行申請における設計番号と本申請における設計番号の対比表(1/5)

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請回数						
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請	
臨界防止	第四条第1項	単一ユニット	—	3.1-設1	—	4.1-設1	4.1-設1	4.1-設1	
			—	3.1-設2	—	4.1-設2	4.1-設2	4.1-設2	
			—	3.1-設4	—	4.1-設4	4.1-設4	—	
			—	—	—	4.1-設5	4.1-設5	—	
			—	—	—	—	4.1-設6	—	
			—	—	—	4.1-設7	4.1-設7	4.1-設7	
			—	—	—	—	4.1-設8	—	
	第四条第2項	複数ユニット	—	3.2-設1	—	4.2-設1	4.2-設1	4.2-設1	
			—	3.2-設2	—	—	4.2-設2	4.2-設2	
			—	3.2-設3	—	—	4.2-設3	4.2-設3	
	—	3.2-建1	—	3.2-建1(4次)	4.2-設6	4.2-設6	—		
	第四条第3項	臨界警報設備(5M超)	—	—	—	—	—	—	
	地盤	第五条	地盤	5.1-1	5.1-設1	5.1-設1	5.1-設1	5.1-設1	5.1-設1
—				—	—	—	5.1-建1	5.1-建1	
地震損傷	第六条第1項	耐震重要度分類	5.2.1-1	5.2.1-設1	5.2.1-設1	6.1-設1	6.1-設1	6.1-設1	
			5.2.1-2	—	—	—	6.1-建1	6.1-建1	
		地震力	—	5.2.1-設2	5.2.1-設2	6.1-設2	6.1-設2	6.1-設2	
			—	5.2.1-設3	—	6.1-設3	6.1-設3	6.1-設3	
			—	—	—	6.1-設4	6.1-設4	6.1-設4	
			—	—	—	6.1-設5	—	—	
			—	—	—	6.1-設6	6.1-設6	6.1-設6	
			—	5.2.1-設7	—	—	6.1-設7	6.1-設7	
			—	—	—	6.1-設9	6.1-設9	6.1-設9	
			—	—	—	6.1-設10	6.1-設10	6.1-設10	
			—	—	—	6.1-設11	—	—	
			—	—	—	—	6.1-設12	6.1-設12	
	—	—	—	—	6.1-建5	6.1-建5			
	第六条第2項	耐震重要施設	—	—	—	—	—		
	第六条第3項	耐震重要施設	—	—	—	—	—		
	津波損傷	第七条	津波	—	—	—	—	—	
				—	—	—	—	—	
外部衝撃損傷	第八条第1項	竜巻・風(台風)	—	—	5.4.1-設6	8.1-設6	8.1-設6	8.1-設6	
			—	—	—	—	—	8.1-設26	
		洪水	凍結	—	—	5.4.1-設11	—	8.1-設11	8.1-設11
			—	—	—	8.1-設13	8.1-設13	—	
			—	—	—	8.1-設15	8.1-設15	8.1-設15	
			—	—	—	—	—	8.1-設25	
			—	—	—	—	—	—	
		降水・風(台風)	—	—	—	8.1-設16	—	—	
			—	—	—	8.1-設17	8.1-設17	8.1-設17	
			—	—	—	8.1-設19	8.1-設19	8.1-設19	
		積雪	—	—	—	8.1-設20	8.1-設20	8.1-設20	
		落雷	—	—	—	—	—	—	
		地滑り	—	—	—	—	—	—	
		火山の影響	—	—	—	8.1-設21	8.1-設21	8.1-設21	
		生物学的事象	—	—	—	—	8.1-設12	8.1-設12	
			—	—	—	8.1-設22	—	—	
			—	—	—	8.1-設23	8.1-設23	8.1-設23	
	—		—	—	—	8.1-設24	8.1-設24		
	—		—	—	—	—	8.1-設27		
	—		—	—	—	—	8.1-設28 <sup>準1</sup>		
	—		—	—	5.4.1-建8(4次)	5.4.1-建8(4次)	5.4.1-建8(4次)		
	—	—	—	—	—	8.1-建8(6次)			
	第八条第2項	航空機落下に伴う火災 敷地内危険物の火災・爆発、 近隣工場の火災・爆発、有毒 ガス	—	—	—	—	—	—	
—			—	—	8.2-設4	8.2-設4	8.2-設4		
—			—	—	—	8.2-設6	8.2-設6		
—			—	—	—	—	8.2-設7		
外部衝撃損傷	第八条第2項	ダム	—	—	—	—	—		
		船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	
		電磁的障害	—	5.4.2-設1	—	8.2-設1	8.2-設1	8.2-設1	
			—	—	—	8.2-設2	8.2-設2	8.2-設2	
—	—	—	8.2-設5	—	8.2-設5				
第八条第3項	航空機落下	—	—	—	—	—			
不法侵入	第九条	不法侵入、不正アクセス	—	—	—	—	9.1-設1		



表5-2 先行申請における設計番号と本申請における設計番号の対比表(2/5)

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請次數					
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請
閉じ込め	第十条	閉じ込め	—	7.1-設1	7.1-設1	10.1-設1	10.1-設1	10.1-設1
			—	7.1-設2	—	—	10.1-設2	10.1-設2
			—	7.1-設3	—	10.1-設3	10.1-設3	10.1-設3
			—	7.1-設4	—	10.1-設4	10.1-設4	10.1-設4
			—	7.1-設5	—	10.1-設5	10.1-設5	10.1-設5
			—	7.1-設6	—	10.1-設6	10.1-設6	—
			—	7.1-設7	7.1-設7	—	10.1-設7	10.1-設7
			—	7.1-設8	7.1-設8	10.1-設8	10.1-設8	10.1-設8
			—	—	—	10.1-設9	—	—
			—	—	—	10.1-設10	—	—
			—	—	—	10.1-設11	—	—
			—	—	—	10.1-設12	—	—
			—	—	—	10.1-設13	—	—
			—	—	—	—	10.1-設14	10.1-設14
			—	—	—	10.1-設15	—	—
			—	—	—	10.1-設16	10.1-設16	—
			—	—	—	10.1-設17	—	—
			—	—	—	10.1-設18	—	—
			—	—	—	10.1-設19	—	—
			—	—	—	10.1-設20	10.1-設20	—
			—	—	—	10.1-設21	10.1-設21	10.1-設21
			—	—	—	10.1-設22	10.1-設22	—
			—	7.1-設23	7.1-設23	10.1-設23	10.1-設23	10.1-設23
			—	—	—	—	10.1-設24	—
			—	—	—	—	10.1-設25	—
			—	—	—	—	—	10.1-設26
			—	—	—	10.1-設27	—	—
			—	—	7.1-設28	10.1-設28	10.1-設28	10.1-設28
			—	—	—	—	10.1-設29	—
			—	—	7.1-設31	—	10.1-設31	10.1-設31
			—	—	—	—	10.1-設32	—
			—	—	—	10.1-設34	—	—
			—	7.1-設36	—	10.1-設36	10.1-設36	10.1-設36
			—	—	7.1-設37	—	10.1-設37	10.1-設37
			—	—	7.1-設38	10.1-設38	10.1-設38	10.1-設38
			—	—	7.1-設39	—	—	—
			—	—	—	10.1-設41	—	—
			—	—	—	10.1-設44	—	—
			—	—	—	10.1-設45	—	—
			—	—	—	10.1-設50	—	—
			—	7.1-設51	—	10.1-設51	10.1-設51	10.1-設51
			—	—	—	—	10.1-設53	—
			—	—	—	—	10.1-設54	10.1-設54
			—	—	—	10.1-設55	—	—
			—	—	—	—	10.1-設56	10.1-設56
			—	—	—	—	10.1-設57	10.1-設57
			—	—	—	—	10.1-設58	10.1-設58
			—	—	—	—	10.1-設59	—
			—	—	—	—	10.1-設60	—
			—	—	—	—	10.1-設61	—
			—	—	—	—	10.1-設62	—
			—	—	—	—	10.1-設63	—
			—	—	—	—	10.1-設64	—
			—	—	—	—	10.1-設65	—
			—	—	—	—	10.1-設66	10.1-設66
			—	—	—	—	—	10.1-設67
			—	—	—	—	—	10.1-設68
			—	—	—	—	—	10.1-設69
			—	—	—	—	—	10.1-設70
			—	—	—	—	—	10.1-設71
—	—	—	—	—	10.1-設72			
—	—	—	—	—	10.1-設73			
—	—	—	—	—	10.1-設74			
—	—	—	—	—	10.1-設75			
—	—	—	—	—	10.1-設77			
—	—	—	—	10.1-設79	10.1-設79			
—	—	—	—	—	7.1-建5(2次)			
—	7.1-建5	7.1-建5	7.1-建5(4次)	7.1-建5(4次)	7.1-建5(4次)			
—	—	—	—	—	10.1-建5(6次)			
—	—	—	—	—	10.1-建5			
—	—	—	—	10.1-建6	10.1-建6			

表5-2 先行申請における設計番号と本申請における設計番号の対比表(3/5)

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請回数						
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請	
火災損傷	第十三条第1項	消火設備及び警報設備	—	—	—	—	—	—	—
	第十三条第2項	消火設備及び警報設備 (安置施設)	—	—	—	—	—	—	—
	第十一条第3項	不燃性又は難燃性、防火壁	—	4.3-設1	—	11.3-設1	11.3-設1	11.3-設1	
			4.3-1	4.3-設2	4.3-設2	11.3-設2	11.3-設2	11.3-設2	
			4.3-2	4.3-設3	—	11.3-設3	11.3-設3	11.3-設3	
			—	4.3-設4	—	11.3-設4	11.3-設4	11.3-設4	
			—	4.3-設5	—	11.3-設5	11.3-設5	11.3-設5	
			—	—	—	11.3-設6	—	—	
			—	—	—	11.3-設7	11.3-設7	11.3-設7	
			—	—	—	11.3-設9	—	—	
			—	—	—	—	11.3-設11	—	
			—	4.3-設14	—	—	11.3-設14	—	
			—	—	—	11.3-設15	—	—	
			—	—	—	11.3-設16	—	11.3-設16 <sup>準1</sup>	
			—	—	—	—	11.3-設17	11.3-設17	
			—	—	—	—	11.3-設19	—	
			—	—	—	—	11.3-設20	11.3-設20	
			—	—	—	—	—	11.3-設21	
	—	—	—	—	—	11.3-設22			
	—	—	—	—	—	11.3-設23			
	—	—	—	—	—	11.3-設24			
	—	—	—	—	11.3-設25	—			
	—	—	—	—	11.3-建1	11.3-建1			
	—	4.3-9	—	—	—	11.3-建9	11.3-建9		
	第十一条第4項	水系接地	—	—	—	—	11.4-設1	—	
	第十一条第5項	水系滞留	—	—	—	—	11.5-設2	—	
			—	—	—	—	11.5-設3	—	
			—	—	—	—	11.5-設4	—	
			—	—	—	—	11.5-設5	—	
			—	—	—	—	11.5-設6	—	
			—	—	—	—	—	11.5-設7	
	第十一条第6項	熱的制限値	—	—	—	—	11.6-設1	—	
			—	—	—	—	11.6-設2	—	
	第十一条第7項	爆発防止	—	—	—	—	11.7-設1	—	
			—	—	—	—	11.7-設2	—	
			—	—	—	—	11.7-設3	—	
			—	—	—	—	11.7-設4	—	
			—	—	—	—	11.7-設5	—	
			—	—	—	—	—	11.7-設6	
			—	—	—	—	11.7-設7	—	
			—	—	—	—	11.7-設8	—	
			—	—	—	—	11.7-設11	—	
			—	—	—	—	11.7-設12	—	
			—	—	—	—	—	11.7-設13	
			—	—	—	—	—	—	
—			—	—	—	—	—		
溢水損傷	第十二条	溢水	—	5.6.1-設1	—	12.1-設1	12.1-設1	12.1-設1	
			—	5.6.1-設2	—	12.1-設2	12.1-設2	12.1-設2	
			—	5.6.1-設3	—	12.1-設3	12.1-設3	12.1-設3	
			—	5.6.1-設4	—	—	12.1-設4	—	
			—	5.6.1-設5	—	12.1-設5	12.1-設5	—	
			—	5.6.1-設6	—	—	12.1-設6	—	
			—	5.6.1-設7	5.6.1-設7	12.1-設7	12.1-設7	12.1-設7	
			—	5.6.1-設8	—	—	12.1-設8	12.1-設8	
			—	5.6.1-設9	—	—	12.1-設9	—	
			—	—	—	—	12.1-設10	—	
			—	—	—	—	12.1-設11	12.1-設11	
			—	—	—	—	12.1-設12	—	
			—	—	—	—	12.1-設13	—	
			—	5.6.1-設14	—	—	12.1-設14	—	
			—	—	—	—	—	12.1-設15	
			—	—	—	—	—	12.1-設16	
			—	—	—	—	—	12.1-設17	
			—	—	—	—	—	12.1-設18	
			—	—	—	—	—	5.6.1-建2(2次)	
			—	—	—	—	—	5.6.1-建3(4次)	
—	—	—	—	—	12.1-建3(6次)				
—	—	—	—	—	12.1-建3				

表5-2 先行申請における設計番号と本申請における設計番号の対比表(4/5)

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請回数							
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請		
安全避難通路	第十三条	安全避難通路								
安全機能	第十四条第1項	環境条件	11.1-1	11.1-設1	11.1-設1	14.1-設1	14.1-設1	14.1-設1		
			—	11.1-設2	—	—	14.1-設2	14.1-設2		
			—	11.1-設3	—	—	14.1-設3	—		
			—	—	—	—	14.1-設4	—		
			—	—	—	14.1-設6	—	—		
			—	—	—	—	14.1-設7	—		
			—	—	—	14.1-設8	—	—		
			—	—	—	—	—	14.1-設10		
	第十四条第2項	検査又は試験	11.2-1	11.2-設1	11.2-設1	14.2-設1	14.2-設1	14.2-設1		
			—	—	—	—	14.2-設1	14.2-設1		
	第十四条第3項	内部飛来物	11.3-1	—	—	—	14.3-設1	—		
			11.3-2	—	—	—	14.3-設3	14.3-設3		
	第十四条第4項	共用施設	11.4-1	—	—	14.4-設1	14.4-設1	14.4-設1		
—			—	—	14.4-設3	—	14.4-設3 <sup>註1</sup>			
—			—	—	14.4-設7	—	—			
—			—	—	14.4-設8	—	—			
—			—	—	—	—	14.4-設1			
材料・構造	第十五条第1項	強度及び耐食性	—	6.1-設1	—	15.1-設1	—	—		
			—	—	—	15.1-設2	—	—		
			—	—	—	15.1-設3	—	—		
第十五条第2項	耐圧試験、漏えい試験	—	—	—	15.2-設1	—	—			
		—	—	—	—	—	—			
搬送設備	第十六条	搬送設備	12.1-1	12.1-設1	—	—	16.1-設1	16.1-設1		
			—	12.1-設2	—	—	16.1-設2	16.1-設2		
貯蔵施設	第十七条	貯蔵施設(崩壊時)								
警報設備	第十八条第1項	警報設備	—	—	—	18.1-設1	—	—		
			—	—	13.1-設3	—	18.1-設3	18.1-設3		
			—	—	13.1-設4	18.1-設4	18.1-設4	18.1-設4		
			—	—	—	—	18.1-設5	—		
			—	—	—	—	18.1-設6	18.1-設6		
			—	—	—	—	—	18.1-設7		
			—	13.1-建1	13.1-建1	13.1-建1(4次)	13.1-建1(4次)	5.6.1-建2(2次) 13.1-建1(4次) 18.1-建1(6次)		
			—	—	—	—	—	18.1-建1		
			第十八条第2項	インターロック	—	13.2-設1	—	—	18.2-設1	—
					—	13.2-設2	—	18.2-設2	18.2-設2	—
					—	—	—	18.2-設3	—	—
					—	—	—	18.2-設4	—	—
	—	—			—	18.2-設5	—	—		
	—	—			—	18.2-設7	—	—		
	—	—			—	18.2-設8	—	—		
	—	—			—	18.2-設9	—	—		
	—	—			—	18.2-設10	18.2-設10	18.2-設10		
	—	—			—	—	18.2-設12	—		
	—	—			—	—	18.2-設13	—		
	—	—			—	—	18.2-設15	—		
	—	—			—	—	18.2-設16	—		
	—	—			—	—	18.2-設17	—		
	—	—			—	—	18.2-設18	18.2-設18		
	—	—			—	—	18.2-設20	18.2-設20		
	—	—			—	—	18.2-設22	—		
	—	—			—	—	18.2-設24	—		
	—	—			—	—	18.2-設25	—		
	—	—			—	—	18.2-設28	—		
	—	—			—	18.2-設30	18.2-設30	—		
	—	—	—	—	—	18.2-設31				
	—	—	—	—	—	18.2-設32				
	—	—	—	18.2-設35	—	—				
	—	—	—	—	—	18.2-設36				
—	—	—	—	—	18.2-設37					
—	—	—	—	—	18.2-設38					
—	—	—	—	18.2-設39	—					

表5-2 先行申請における設計番号と本申請における設計番号の対比表(5/5)

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請次數					
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請
放管施設	第十九条	放射線管理施設	—	—	—	—	—	19.1-設1
			—	—	—	—	—	19.1-設2
			—	—	—	—	—	19.1-設3
			—	—	—	—	—	19.1-設4
			—	—	—	—	—	19.1-設5
			—	—	—	—	—	19.1-設6
			—	—	—	—	—	19.1-設7
廃棄施設	第二十条	廃棄施設	—	—	14.1-設1	—	20.1-設1	20.1-設1
			—	—	14.1-設2	—	20.1-設2	20.1-設2
			—	—	14.1-設4	—	20.1-設4	20.1-設4
			—	—	—	—	—	20.1-設6
			—	—	—	—	20.1-設8	—
			—	—	—	—	—	20.1-設9
			—	—	14.1-設10	—	20.1-設10	20.1-設10
			—	—	14.1-設11	—	20.1-設11	20.1-設11
			—	—	—	—	20.1-設12	20.1-設12
			—	—	—	—	—	20.1-設14
			—	—	—	—	—	20.1-設15
			—	—	—	—	20.1-設70	20.1-設70
			—	—	—	—	20.1-設71	20.1-設71
			—	—	—	—	28.1-設72	20.1-設72
			—	—	—	20.1-設75	—	—
			—	—	—	20.1-設76	20.1-設76	—
—	—	—	20.1-設77	—	—			
—	—	—	20.1-設80	—	—			
—	—	—	20.1-設84	—	—			
汚染防止	第二十一条	汚染防止	—	—	—	21.1-設1	21.1-設1	
遮蔽	第二十二条第1項	直接線、スカイシャイン線	—	—	—	—	22.1-建1	
	第二十二条第2項	遮蔽設備	—	—	—	—	—	
換気設備	第二十三条	換気	—	—	—	—	23.1-設2	23.1-設2
			—	—	—	—	23.1-設3	23.1-設3
			—	—	—	23.1-設4	—	—
			—	—	—	—	23.1-設5	23.1-設5
非常用電源	第二十四条第1項	非常用ディーゼル発電機	—	—	—	24.1-設1	—	
			—	—	—	24.1-設2	24.1-設2 <sup>注1</sup>	
			—	—	—	24.1-設3	—	
			—	—	—	24.1-設4	24.1-設4	
	第二十四条第2項	無停電電源装置	—	—	—	—	24.2-設1	
			—	—	—	—	24.2-設2	
通信連絡設備	第二十五条第1項	通信連絡設備	—	—	—	—	—	
	第二十五条第2項	外部との通信連絡	—	—	—	—	—	
その他事業許可で求める仕様			—	99-設1	—	99-設1	99-設1	99-設1
			—	99-設2	—	—	99-設2	99-設2
			—	—	99-設3	99-設3	99-設3	99-設3
			—	—	—	—	99-設4	—
			—	—	—	—	99-設5	—
			—	—	—	—	99-設6	—
			—	—	—	—	99-設7	—
			—	—	—	—	99-設8	—
			—	—	—	—	99-設9	—
			—	—	—	—	99-設10	—
			—	—	—	99-設11	—	—
			(1-5)	—	—	—	99-設12	—
	—	—	—	99-建9	99-建9			

注1：屋外ケーブル系統について、非常用ディーゼル発電機（追表り設-1(5次)）にて申請する設計番号。

添付書類 I -2 設計及び工事に係る品質管理の方法等の事業許可への適合に関する説明書

本申請における設計及び工事に係る品質管理の方法等が、事業許可に適合していることを、以下に示す書類で説明する。

- ・ 保安品質保証計画書の事業許可への適合性に関する説明
- ・ 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

保安品質保証計画書の事業許可への適合性に関する説明

保安品質保証計画書(改定 20)	
<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(以下「本マニュアル」という。)は、核燃料物質の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要なた体制の解釈」(以下「品質管理基準規則の解釈」という。))を踏まえて、加工施設の保安の安全を確保することとすることを目的とする。</p>
<p>イ. 目的</p> <p>三菱原子燃料株式会社(以下「当社」という。))は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要なた体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。))及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要なた体制の解釈」(以下「品質管理基準規則の解釈」という。))を踏まえて、加工施設の保安の安全を確保することとすることを目的とする。</p>	<p>1. 目的</p> <p>本保安品質保証計画書(以下「本マニュアル」という。))は、核燃料物質の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。))及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要なた体制の解釈」(以下「品質管理基準規則の解釈」という。))の要求事項を踏まえて、加工事業における保安活動(以下「保安活動」という。))に対する保安品質保証計画を定め、よって三菱原子燃料株式会社(以下「MNF」という。))加工施設の原子力安全を確保することを目的とする。</p> <p>なお、この保安活動には、関係法令及び加工施設保安規定(以下「保安規定」という。))の遵守並びに安全文化の育成及び維持に関する活動を含む。また、本マニュアルは、原子炉等規制法加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステム及び保安規定第4条から第5条の5の要求に該当する。</p>
<p>ロ. 定義</p> <p>用語の定義は、「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則の解釈」に従う。</p>	<p>3. 定義</p> <p>本マニュアルで使用する用語は、保安規定、「品質管理基準規則」、「品質管理基準規則の解釈」、JEAC4111-2009 の定義及びその引用規格である JIS Q9000:2006 で定義された用語を原則として適用する。</p> <p>① 原子力安全</p> <p>適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。</p> <p>② グレード分け</p> <p>プロセス、加工施設及び調達物品・役務(以下「調達物品等」という。))の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。</p> <p>③ 標準書</p> <p>本マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。保安マネジメン</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
	<p>トシシステム文書体系上の位置づけは、「4.2文書化に関する要求事項」を参照のこと。</p> <p>④保安活動 加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>⑤不適合 要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>⑥プロセス 意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>⑦保安品質マネジメントシステム 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。(「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。また、自らの組織の管理監督を行うための仕組みには、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。)</p> <p>⑧原子力安全のためのリーダーシップ 原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができよう先導的な役割を果たす能力をいう。(「要員」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。)</p> <p>⑨是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかつた事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>ハ. 適用範囲 以下の保安品質マネジメントシステムは、当社の加工施設における保安活動に適用する。</p>	<p>⑩未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。</p> <p>⑪予防処置 本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。</p> <p>⑫一般産業用工業品 原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。</p> <p>⑬妥当性確認 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p>⑭使用前事業者検査等 使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう。</p> <p>⑮自主検査等 要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。</p>
<p>2. 適用範囲 本マニュアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用しても良い。</p> <p>2. 1 適用組織 本マニュアルの適用組織は、第5章5. 5. 1項に定める保安に関する品</p>	<p>2. 適用範囲 本マニュアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用しても良い。</p> <p>2. 1 適用組織 本マニュアルの適用組織は、第5章5. 5. 1項に定める保安に関する品</p>



<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>二. 保安品質マネジメントシステム (イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 (2)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a) 加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 (3)保安に係る組織は、自らの加工施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。 (4)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。 a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成</p>	<p>品質保証活動を行う組織とする。 2. 2 適用規則及び参照規格 (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」(適用規則) (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(参照規格)(以下「JEA4111-2009」という。) (3) JIS Q9000:2006「品質マネジメントシステム-基本及び用語」(参照規格)(以下「JISQ9000:2006」という。)</p>
<p>4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施すること」ともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。) a) 「4. 2. 2 保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。 b) 「4. 2 文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。 c) 「5. 5. 1 責任及び権限」及び「5. 5. 2 管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5. 3 保安品質方針」及び「5. 4 計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5. 6 マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。 (2) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次のとおり実施</p>	<p>4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施すること」ともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。) a) 「4. 2. 2 保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。 b) 「4. 2 文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。 c) 「5. 5. 1 責任及び権限」及び「5. 5. 2 管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5. 3 保安品質方針」及び「5. 4 計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5. 6 マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。 (2) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次のとおり実施</p>

第7号 加工施設の保安のための業務に係る  
品質管理に必要な体制の整備に関する事項  
(事業許可)

- される結果を明確に定める。
- b) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に定める。
  - c) プロセスの運用及び管理の美効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。
  - d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)
  - e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
  - f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。
  - g) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
  - h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
- (5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するため、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。
- a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
  - b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
  - c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。

保安品質保証計画書(改定20)

- する。
- a) 保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスは次のとおりとする。
    - ① 運営管理活動プロセス
    - ② 資源の運用管理プロセス
    - ③ 業務の計画及び実施プロセス
    - ④ 評価及び改善プロセス
 これらのプロセスに対して、プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を【表1 基本プロセスと標準書】に示す標準書に定める。また、保安品質マネジメントシステムの文書の体系を、【図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】に示す。
  - b) これらのプロセスに関する概略の関連図を、【図2 プロセス関連図】に示す。また、【表1 基本プロセスと標準書】の標準書では、各プロセスに含まれる個々の業務の順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にするよう記載する。
  - c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であること(これを確実にするために(確実に効果を発揮できるようにするため)必要なパフォーマンスを示す指標(以下「P I (Performance Indicator)」という。)及び判断基準を「4. 2. 1 (文書化に関する要求事項) 一般」において示した文書で明確にする。このP I (Performance Indicator)には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。
  - d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定を支援するために「6. 資源の運用管理」のとおりに、必要な資源及び情報を利用できるとを確実にする。これには、責任及び権限の明確化を含む。
  - e) これらのプロセスを「8. 評価及び改善」のとおりに監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難である場合は、この限りでない。
  - f) これらのプロセスについて、「8. 5. 1 継続的改善」のとおりに計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)をとる。
  - g) これらのプロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。

第7号 加工施設の保安のための業務に係る  
品質管理に必要な体制の整備に関する事項  
(事業許可)

- d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
  - e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
  - f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
  - g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
  - h) 原子力の安全には、セキユリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

保安品質保証計画書(改定20)

- h) これらのプロセスにおいて、原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。また、セキユリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキユリティに与える潜在的な影響を特定し、解決する。
- (3) 【表1 基本プロセスと標準書】の標準書には、保安品質マネジメントシステムの運用のために、原子力安全に対する重要度に応じて、適宜、要求事項の適用程度についてグレード分けを記載し、「4. 2. 3 文書管理」に従いその適切性を審査し、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げるa)～c)を適切に考慮する。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性を加えて、次に掲げるd)～h)を考慮することができ、「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a) からc) までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の複み付けをいう。
- a) 業務・加工施設又は組織の重要度・複雑さの程度
- b) 業務・加工施設の品質又は保安活動に関連する原子力安全に係るリスク源(ハザード)及びこれらに関連するリスクの大きさ(「原子力安全に係るリスク源(ハザード)及びこれらに関連するリスクの大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)
- c) 加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)
- d) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度
- e) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- f) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- g) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>管理や検査の必要性の程度 h) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度 (4) 保安品質マネジメントシステムを、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈の要求事項に沿って運営管理するため、本マニュアルを維持管理する。 (5) 業務・加工施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。 (6) 人的要因、技術的要因及び組織的要因の相互作用を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを実施し、次の状態を目指す。 a) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b) 風通しのよい組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての取組みにおいて、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己アセスメントの結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力安全にはセキユリティが関係する場合があることを認識して、関係する要員が必要なコミュニケーションをとっている。 (7) 業務・加工施設に係る要求事項への適に影響を及ぼすプロセスを外部委託(以下、本マニュアル及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、役務調達という。)することを組織が決められた場合には役務調達したプロセスに関して管理を確実にする。役務調達したプロセスの管理について、「7. 4 調達」のとおり管理を行う。</p>	

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>(ロ)保安品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立すると きは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文 書に規定する事項を実施する。 a)保安品質方針及び保安品質目標 b)保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質 マニュアル」という。) c)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるよう にするために必要な文書(標準書を含む。) d)手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p>	<p>注) 役務調達したプロセスに対する管理を確実にしたとしても、すべ ての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責 任は免除されない。なお、役務調達したプロセスに適用される管理 の方式及び程度は、次のような要因によって影響され得る。 a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する、役務調 達したプロセスの影響の可能性 b) そのプロセスの管理への関与の度合い c) 調達管理を遂行する能力 (8) 保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 保安活動を効果的に遂行するための保安品質マネジメントシステム文 書は以下であり、その文書体系は、【図1保安品質マネジメントシ ステム文書体系図】のとおりとする。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて 作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 保安品質方針及び保安品質目標 (2) 保安品質保証計画書及び保安規定 (3) 【表1基本プロセスと標準書】に示した各種標準書及びそれらに基 づく記録 (4) 必要と決定した、要領書・計画書等(指示書、図面等を含む文書及 び記録を含む) 4. 2. 2 保安品質保証計画書 (1) 制定 本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、 検討は各部長(15. 5. 1 責任及び権限)参照)及び東海工場長が、確認 は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者(15. 5. 2 管理責任者)参照)である管理総括者の承認を得た後、社長が制定 する。 注) 管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃 料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。 a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲(【2. 適用範囲】に記 載)及び適用組織に関する事項(【図3保安管理組織図】に記載) b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p>
<p>(ハ)保安品質マニュアル 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」を制定し、 維持させる。 a)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c)保安品質マネジメントシステムの適用範囲 d)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照 情報 e)プロセスの相互の関係</p>	<p>4. 2. 2 保安品質保証計画書 (1) 制定 本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、 検討は各部長(15. 5. 1 責任及び権限)参照)及び東海工場長が、確認 は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者(15. 5. 2 管理責任者)参照)である管理総括者の承認を得た後、社長が制定 する。 注) 管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃 料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。 a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲(【2. 適用範囲】に記 載)及び適用組織に関する事項(【図3保安管理組織図】に記載) b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>(二) 文書の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、次の事項を含む標準書に基づき、保安品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c) 保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた標準書を作成する。</p> <p>a) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>b) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c) 上記a)、b)の審査及びb)の評価には、その対象となる文書に定め</p>	<p>c) 保安品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報(本マニュアルと【表1 基本プロセスと標準書】)</p> <p>d) 保安品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述(【図2 プロセス関連図】等)</p> <p>注) ( ) 内は、本マニュアルでの記載状況を示した。</p> <p>(2) 改定</p> <p>本マニュアルは3年に1回定期的に見直し、又は必要が生じた場合に見直しを行うこととする。改定が必要な場合には、(1)と同様の手続きを経て、社長が改定する。</p> <p>(3) 維持管理</p> <p>本マニュアルの維持管理は、安全・品質保証課長が行う。</p>
<p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</li> <li>・ 文書の組織外への流出等の防止</li> <li>・ 文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</li> </ul> <p>また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。</p> <p>(1) 文書の承認発行</p> <p>要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、次の活動に必要な管理を行う。</p> <p>a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。</p> <p>b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。(「更新に当たり、その妥当性をレビューし、その改訂を承認する」とは、a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することという。)</p> <p>c) a)及びb)のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。(「部門」とは、図3「保</p>	<p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</li> <li>・ 文書の組織外への流出等の防止</li> <li>・ 文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</li> </ul> <p>また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。</p> <p>(1) 文書の承認発行</p> <p>要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、次の活動に必要な管理を行う。</p> <p>a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。</p> <p>b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。(「更新に当たり、その妥当性をレビューし、その改訂を承認する」とは、a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することという。)</p> <p>c) a)及びb)のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。(「部門」とは、図3「保</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>られた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d)保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e)改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f)保安品質マネジメント文書を、読みやすく内容を把握することができるようにする。</p> <p>g)組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>h)廃止した保安品質マネジメント文書が使用されるときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p>	<p>安管理組織図」に規定する組織の最小単位をいう。) d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にする。</p> <p>e) 改訂のあった文書は必要なときに、必要な所で該当する文書の適切な版が利用できるようにする。</p> <p>f) 文書は、読みやすく内容を把握することができるとともに、容易に識別可能な状態にする。</p> <p>g) 適用する外部文書は、台帳等により改訂及び適用する版の状況を明確にする。</p> <p>注) “外部文書”とは、保安品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書をいう。</p> <p>h) 廃止又は無効となった文書は、誤用防止のために速やかに撤去するか、又は意図しない使用がなされないようにする。</p> <p>i) 法律上の要求及び/又は知識保存の目的のために保持する廃止文書は適切に識別する。</p> <p>j) 文書は、発行日、作成者、検討者、目的、適用範囲等を明確にし、責任者の承認を行う。また、文書の配付にあたっては配付先を明確にする。</p> <p>(2) 文書の変更</p> <p>a) 文書の変更は、特に規定しない限り、最初に検討及び承認を行った部門又は同一の機能を持つ部門が確認し承認する。</p> <p>b) 文書を変更する部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容をその文書中又は添付文書で明確にする。</p>
<p>(ホ)記録の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、標準書に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく内容を把握することができ、かつ、検索することができ、作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に、所要の管理の方法を定めた標準書を定める。</p>	<p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 記録は、要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すため、作成する記録の対象を明確にし、適正に作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく内容を把握できるようにするとともに、容易に識別可能な検索可能であること。</p> <p>(3) 管理総括者は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安記録管理標準」に定める。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>ホ. 経営責任者等の責任 (イ)経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 a)保安品質方針を設定する。 b)保安品質目標が設定されることを確実にする。 c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 d)マネジメントレビュー会議を実施する。 e)資源が利用できる体制を確保する。 f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。 g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p>	<p>5. 経営者の責任 5. 1 経営者のコミットメント 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立及び実施するとともに、その有効性を継続的に改善するために、以下の事項を確実に実施する。 a) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持(「3. 定義」を参照)、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を「5. 3 保安品質方針」に従い設定し、全社に周知する。 b) 「5. 4. 1 保安品質目標」に従い、管理総括者に保安品質目標を設定させる。 c) 「5. 6 マネジメントレビュー」に従い、マネジメントレビュー会議を実施する。 d) 必要な資源を確保し、管理総括者にそれを提供させる。 e) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするために、この取組みに参画できる環境を整える。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようなことをいう。) f) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 g) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p>
<p>(ロ)原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>5. 2 原子力安全の重視 社長は、保安品質方針において原子力安全を最優先に位置づけ、その方針に基づき保安品質マネジメントシステムにより、業務・加工施設に対する要求事項を決定させ、その結果をマネジメントレビュー会議でフォローアップするなど、組織の意思決定の際には、業務・加工施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることを確実にする。(「原子力安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれ</p>



<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>(ハ)保安品質方針 社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持すること に關するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要 因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼす ものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指し て設定する。)を次に掲げる事項に適合させる。 a) 組織の目的及び状況に対して適切である(組織運営に關する方 針と整合的なものであることを含む。) b) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性 の維持に社長が責任を持って關与する。 c) 保安品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなる。 d) 要員に周知され、理解されている。 e) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を 持つて關与する。</p>	<p>ないこと(をいう。)</p> <p>5. 3 保安品質方針 社長は、次の事項を配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、原子力安 全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。また、保安品質方針には、 健全な安全文化を育成、及び維持することを含める。この場 合、人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用が原子力安全に対 して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべ き姿を指して設定していることを含む。 a) MNFの行動指針及び組織の状況に対して適切なものとするること (MNFの安全最優先とする企業理念及び行動指針と整合がとれ ていることを含む。) b) 原子力安全の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステ ムの有効性を継続的に改善すること。 c) 各部署に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでの フォローアップを行うこと。 d) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。 e) 適切性の持続のためにレビューすること。</p>
<p>(ニ)保安品質目標 (1)社長は、保安に係る組織内のしかるべき部門において、保安品質目 標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を設 定させる。なお、保安品質目標を達成するための計画として、次の 事項を含む。 ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 (2)社長は、保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、 かつ、保安品質方針と整合させる。</p>	<p>5. 4 計画 5. 4. 1 保安品質目標 (1)社長は、管理総括者に保安品質目標を次の点に留意して設定させる。 a) 各部署に保安品質方針に基づく保安品質目標(関係法令及び保 安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に關すること、並びに個別 業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を策定させ、 文書化させること。これには、保安品質目標を達成するための計画 として、次の事項を含む。 ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 b) 保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が 判定可能であること。(「その達成度が判定可能である」とは、品質</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
	<p>目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。 (2) 管理総括者は、保安品質目標を各部課長に実施させる。</p>
<p>(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画 (1)社長は、保安品質マネジメントシステムが「ニ.(イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たった計画を策定させる。 (2)社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムを不備のない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a)保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度)の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。 b)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 c)資源の利用可能性 d)責任及び権限の割当て</p>	<p>5. 4. 2 保安品質マネジメントシステムの計画 (1)社長は、保安品質目標に加えて「4. 1 (保安品質マネジメントシステム)一般要求事項」を満たすために、管理責任者(「5. 5. 2 管理責任者」に定める。)に対し、保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築、維持すべく、本マニュアルを策定させる。 (2)本マニュアルの変更を計画し、実施する場合は、保安品質マネジメントシステムが全体の体系に対して矛盾がなく、整合性がとれたものとする。この場合、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含める。 a)保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度)の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。 b)保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善 c)資源の利用可能性 d)責任及び権限の割当て</p>
<p>(ヘ)責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。))及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション 5. 5. 1 責任及び権限 社長は、保安活動に関する組織を【図3 保安管理組織図】に示すとおり定める。 社長は、管理総括者に部門及び要員の責任(説明責任を含む。))及び権限を保安規定に定めさせ、社内通知で周知させる。 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。))及び権限並びに部門相互間の業務の手順に関して、管理総括者に「責任、権限及び選・解任標準」を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>(ト)保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者として管理総括者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a) プロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 d) 関係法令を遵守する。</p>	<p>相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。 なお、社長は【図3 保安管理組織図】に記載した各管理者の任命、当該管理者が不在の場合の代行者の設置、任命などに関して、管理総括者に「責任、権限及び選・解任標準」を定めさせ、社内通知で周知させる。また、各管理者等には、次のいずれかの方法を、職務を遂行させる。 a) 業務を自ら実行する。 b) 業務実施状況を確認しながら必要な口頭指示を与えて実施させる。 c) 業務の実施方法と確認方法を文書化して指示し、実施させる。</p>
<p>(チ)管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにす</p>	<p>5. 5. 2 管理責任者 社長は、本マニュアルに記載された保安品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるよう保安品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下、「管理責任者」という。)を管理層の中から任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性の継続的な改善を確実にする。 b) 保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスを含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。 d) 組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。</p>
<p>5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある各部長等に、管理者として管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。管理者の責任と権限については、「責任、権限及び選・解任標準」に定める。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにす</p>	<p>5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある各部長等に、管理者として管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。管理者の責任と権限については、「責任、権限及び選・解任標準」に定める。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにす</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>る。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>さる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) パフォーマンスについて評価する。(「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」参照)</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みを促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。また、自己評価には、安全文化についての劣化兆候に係るものを含める。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいい、「定期評価標準」に定める。)</p>
<p>(リ) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>5. 5. 4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、情報交換を含む内部コミュニケーションを図れるように、マネジメントレビュー会議、月例保安報告会、安全衛生委員会を設置する。組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>(ヌ)マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、保安品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。</p> <p>マネジメントレビュー会議に関しては、「5.6 マネジメントレビュー」、保安規定、「マネジメントレビュー標準」に定める。安全衛生委員会に関しては、保安規定及び「安全衛生委員会標準」にその審議内容等に関して定める。また、月例保安報告会は、核燃料取扱主任者、管理総括者から、社長への保安活動の状況を報告する会議であり、「月例保安報告会標準」に、その運用を定める。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 社長は、以下のとおり、マネジメントレビュー会議を開催する。なお、詳細は、「マネジメントレビュー標準」に定める。 (1) 目的 社長は、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることを確実にするためにマネジメントレビュー会議を開催する。 (2) 開催頻度 年1回以上、開催する。 (3) 内容 保安品質マネジメントシステムをレビューする。このレビューでは、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価も行う。 (4) 出席者 社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、東海工場長及び各部長を出席させる。 (5) 事務手続き等 安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本マネジメントレビューの結果の記録を維持する。 (6) 必要な改善の実施</p>

第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)	保安品質保証計画書(改定 20)
<p>(ル) マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>保安に係る組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a) 内部保安監査の結果</p> <p>b) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</p> <p>c) プロセスの運用状況</p> <p>d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査等の結果</p> <p>e) 保安品質目標の達成状況</p> <p>f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>g) 関係法令の遵守状況</p> <p>h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l) 資源の妥当性</p> <p>m) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。))の実効性</p>	<p>安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアラート」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予防処置標準」に従い管理する。</p> <p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとする。マネジメントレビューのインプットの報告は、管理総括者又は管理総括者が指名する者が行い、「マネジメントレビュー標準」に定める。</p> <p>(1) 保安品質目標の達成状況</p> <p>(2) 内部保安監査計画・結果</p> <p>(3) 外部監査(安全文化の外部評価を含む。))を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力安全規制当局の意見等を含む原子力安全の達成に関する利害関係者の意見(「外部監査」とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価を受けることをいう。)</p> <p>(4) プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム」要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001) とは、「品質マネジメント」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)</p> <p>(5) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))及び自主検査等の結果</p> <p>(6) 組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む不適合、是正処置及び未然防止の状況</p> <p>(7) 内部保安監査による健全な安全文化を育成及び維持する取組の状況に係る評価の結果並びに自己評価における安全文化についての劣化兆候に係る評価結果を含む安全文化を育成、及び維持するための取組の実施状況</p> <p>(8) 関係法令の遵守状況</p> <p>(9) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアップ</p> <p>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(11) 改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>(マ) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) 保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 保安に係る組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(13) 保安活動の改善のために講じた処置(保安品質方針に影響を与え、おそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の有効性</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビュー会議からのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 a) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。) b) 業務の計画及び実施に係わる保安活動の改善 c) 資源の必要性(人的資源を含めた各資源の適性配分) d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。) e) 関係法令の遵守に関する改善</p>
<p>へ、資源の管理 (イ) 資源の確保 保安に係る組織は、原子力の安全を確かなものにするために必要な次に掲げる資源を標準書に定め、これを確保し、及び管理する。 a) 要員 b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) d) その他必要な資源</p>	<p>6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供 管理総括者は、「6. 2 人的資源」～「6. 4 作業環境」とおり、原子力安全を確かなものにするために必要な次の事項に関する資源を定め、これを確保し、及び管理する。「(資源を定め)とは、本保安品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。 (1) 人的資源 (2) インフラストラクチャ (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」を</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずる。</p> <p>c) b)の措置の実効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p>	<p>いう。)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6. 3 インフラストラクチャ 管理総括者は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャ(加工施設、及び業務を行うにあたって必要となる資機材(電気、水、ガス、工具類等)や通信設備など。)を「施設管理標準」に明確にし、維持させる。</p> <p>6. 4 作業環境 管理総括者は、原子力安全の達成のために「放射線管理標準」を定めて、これに基づき安全な作業環境を確保させる。また、原子力安全の達成のために必要な、その他の労働安全衛生に係る作業環境についても、労働安全衛生関係法令に従い安全な作業環境を確保させる。</p>
<p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずる。</p> <p>c) b)の措置の実効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p>	<p>6. 2 人的資源</p> <p>6. 2. 1 一般 保安に関する活動に従事する要員は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、組織が必要とする人的、技術的及び組織的側面に関する知識を含む力量が実証された者でなければならぬ。また、組織内部で力量がある要員を確保できない場合に外部から調達により確保することを決めた場合には、その範囲を文書化し、明確にしなければならない。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識 管理総括者は、教育・訓練に関して、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて下記に示す事項を含んだ「保安教育・訓練標準」を作成し、それに基づいて、実施させる。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができように教育・訓練を行うか、又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用すること</p>



<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>①保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 ②保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 ③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>を含む。)をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成及び保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させる。 e) 教育・訓練及び力量について該当する記録を維持する。</p>
<p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。 (2) 保安に係る組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。 (3) 保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。 a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらからの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。) e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個</p>	<p>7. 業務の計画及び実施 7. 1 業務の計画 (1) 管理総括者は、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動(以下「火災防護活動」という。)、火山活動(降灰)・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動(以下「自然災害等発生時の保全活動」という。)、重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く)・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の保全のための活動(以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。)、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、定期評価、安全衛生管理年間計画、保安社外報告及び総合安全解析(I S A)に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を定め、そのプロセスを確立させる。これらの標準書は、加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して定める。 (2) 標準書を作成する(標準書を変更する場合を含む。)に当たっては、本マニュアル、保安規定及びその他の標準書との整合性を審査する。 (3) 標準書を作成するに当たっては、次の各事項について適切に記載する。この標準書の作成には、プロセス及び組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。 a) 標準書の作成又は変更の目的及び作成又は変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた処置を含む。) b) 業務・加工施設に対する要求事項(品質の目標を含む) c) 業務・加工施設に特有な要領書・計画書を準備する必要性、人員</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4)保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p>	<p>(人数や資格)・設備・作業環境の必要性 d) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらに適合判定基準 e) 業務・加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4) 標準書は個別業務の作業方法に適したものとし、その様式を「保安文書管理標準」に定める。その様式は、組織の運営方法に適した形式となるようにする。</p>
<p>(ロ)個別業務等要求事項として明確にすべき事項 保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として標準書に定める。 a) 組織の外部の者が明示してはならないもの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b) 関係法令 c) 上記 a) 及び b) のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p>	<p>7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス 7. 2. 1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化 業務・加工施設に対する要求事項の明確化のために、該当する保安規定の条項、当該業務・加工施設で適用すべき関係法令・規制要求事項、規格、組織の外部の者が明示してはならないものの業務・加工施設に必要な要求事項等がある場合は、当該事項及びその他の必要な追加要求事項すべてを標準書に記載する。</p>
<p>(ハ)個別業務等要求事項の審査 (1)保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2)保安に係る組織は、上記(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a) 当該個別業務等要求事項が定められている。 b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が解明されている。 c) 保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。 (3)保安に係る組織は、(1)の審査の結果及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4)保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合において</p>	<p>7. 2. 2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー (1) 管理総括者は、標準書の適切な管理に関する標準書を定める。この標準書には、次の事項及び核燃料取扱主任者の確認、安全衛生委員会の審議を受ける手順を含める。 (2) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、機器等の使用又は個別業務の実施を定めた標準書について、安全衛生委員会に諮問する。 (3) 各部長等は、前項の安全衛生委員会に諮問するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a) 要求事項が定められている。 b) 要求事項が追加・変更された場合には、その追加・変更が反映されている。 c) 定められた要求事項が実施可能であること。 (4) 担当部長は、安全衛生委員会での審議結果を、議事録に記録する。処置が必要な場合には、その処置記録を残す。 (5) 原子力安全に関して所轄官庁からの指導事項等が書面で示されない</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>は、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p>	<p>場合は、文書化して先方の確認を得る。 (6) 各部課長は、業務・加工施設に対する要求事項が変更された場合は、「4. 2. 3 文書管理」に従い、修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されるよう周知する。 (7) 管理総括者及び各部課長は、標準書を受けて保安活動の個々の業務を実施するために必要な3次文書を定める。</p>
<p>(二) 組織の外部の者との情報の伝達等 保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を標準書に定め、これを実施する。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含む。</p>	<p>7. 2. 3 利害関係者とのコミュニケーション 管理総括者は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るための方法を、次の事項を含み、「監視、測定及びデータ分析標準」、「保安社外報告標準」に定め、これに基づき実施させる。 a) 利害関係者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する方法 d) 原子力安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>
<p>(ホ) 設計・開発計画 (1) 保安に係る組織は、設計・開発(専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を標準書に定めるとともに設計・開発を管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事態の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。 (2) 保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p>	<p>7. 3 設計・開発 管理総括者は、加工施設の設計・開発(専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。)に関して「7. 3. 1 設計・開発の計画」～「7. 3. 7 設計・開発の変更管理」の事項を満たした「設計・開発管理標準」を定め、この標準書に従って、設計・開発を実施させる。(不適合及び予期せぬ事態の発生を未然に防止するための活動を含む。)この標準書には、設備、施設、計算機ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含み、また、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発及び以下の事項については、新規制定及び重要な変更を対象とする。 (1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 (2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を「7. 3. 2 設計・開発へのインプット」～「7. 3. 7 設計・開発の変更管理」に従って実施する。 1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p> <p>b) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関する各者間の連絡を管理する。 (4) 保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>(〜) 設計・開発に用いる情報 (1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる</p>	<p>性能に関する要求事項 2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (3) 前項における設計には、施設管理標準に定める工事管理及び使用前事業者検査の実施を考慮する。 (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。 2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。 7. 3. 1 設計・開発の計画 (1) 管理総括者は、設計・開発の計画として次の事項を明確にする。 a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制 d) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限 e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (2) 担当課長は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関するグループ間のインターフェイスの運営管理を行う。 (3) 管理総括者は、設計・開発の進行に応じて、計画を適切に変更する。</p>
<p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる</p>	<p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット (1) 担当課長は、業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件を明確にし、記録を維持する。設計条件には次の事項を含める。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項 b) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの c) 関係法令 d) その他設計・開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用される法令・規制要求事項 c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 担当課長は、業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件については、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。</p>
<p>(ト) 設計・開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発からのアウトプットを承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合させる。 b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供し、承認する。 c) 合否判定基準を含む。 d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</p>	<p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 担当課長は、設計・開発からのアウトプットは、設計結果を設計条件と対比した検証を行うのに適した形式で提示し、リリース前に、承認を受け、設計・開発からのアウトプットとは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。</p> <p>(2) 設計結果は次の状態であること。 a) 設計条件で与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。</p>
<p>(チ) 設計・開発レビュー</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。 b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p>	<p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 担当課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、設計条件を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) 担当課長は、レビューへの参加者は、レビューの対象となつてい設計・開発段階に関連する各部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当課長は、このレビューの結果の記録、及び必要な処置があれば</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>(2)保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。 (3)保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>その記録を維持する。</p>
<p>(リ)設計・開発の検証 (1)保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。 (2)保安に係る組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3)保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</p>	<p>7. 3. 5 設計・開発の検証 (1) 担当課長は、設計結果が設計条件として与えられた要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(「7. 3. 1 設計・開発の計画」参照)プロセスの次の段階に移行する前に、検証を実施する。検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(「4. 2. 4 記録の管理」参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>
<p>(ヌ)設計・開発の妥当性確認 (1)保安に係る組織は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができず、場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む)。 (2)保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。 (3)保安に係る組織は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認 (1) 担当課長は、結果として製作中又は製作後の加工施設に対して、指定された用途又は意図された用途に合った要求事項を満たし得ることを確認するために、計画された方法に従って、設計・開発の妥当性確認を行う。また、加工施設の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に行う。 (2) 担当課長は、実行可能な場合にはいつでも、加工施設の使用前又は業務の実施前に、前号の妥当性確認を完了する。 (3) 担当課長は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>
<p>(ル)設計・開発の変更の管理 (1)保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合においては、当</p>	<p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理 (1) 担当課長は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、(2)の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>(2) 担当課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</p> <p>(4) 担当課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>
<p>(フ) 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を標準書に定める。この場合において、一般産業用工業品については、次の(3)の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後</p>	<p>7. 4 調達</p> <p>管理総括者は、調達物品等が規定された要求事項に適合するようにするため、以下の事項を満たした「保安調達管理標準」を定め、この標準書に従って、調達管理を実施させる。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 調達先及び調達物品等に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)は、調達物品等が原動力安全に及ぼす影響に定めたものとし、また、調達にあつての管理の必要性等を考慮したものとす。「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)</p> <p>この場合、汎用品・一般産業用工業品については、供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める※。</p> <p>※：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。</li> <li>・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせ</li> </ul>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	<p>(2) 各課長は、調達物品等要求事項に従い、調達先が調達物品等を供給する能力を判断の根拠として調達先を評価し、安全・品質保証課長は調達先を認定する。安全・品質保証課長は、調達物品等の供給者の評価及び調達先の認定に係る基準を定める。</p> <p>(3) 担当課長は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する。</p> <p>(4) 各課長は、調達物品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他のウラン加工事業者等と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。</p>
<p>(ウ) 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)</p> <p>及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するための健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要事項</p> <p>f) 汎用品・一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の</p>	<p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 各課長は、調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、次のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 調達物品等、手順、プロセス及び設備に対する当社の承認に関する要求事項</p> <p>b) 公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の力量に関する要求事項</p> <p>c) 調達先の品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告(偽造品、模造品等の報告を含む。)</p> <p>及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要事項</p> <p>f) 汎用品・一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) 調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に関する事項</p> <p>(2) 各課長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の活動を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を含める。(「その他の活動」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認を行うことをいう。)</p> <p>(3) 各課長は、調達先に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当で</p>



<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>妥当性を確認する。 (4)保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>あることを確実にする。 (4)各課長は、調達物品等を受領する場合には、調達先に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>
<p>(カ)調達物品等の検証 (1)保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。 (2)保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>7. 4. 3 調達物品等の検証 (1)各課長は、調達物品等が要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査又はその他の検証方法を定めて実施する。 (2)各課長は、調達先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p>
<p>(コ)個別業務の管理 保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 a)加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。 b)手順書等が必要な時に利用できる体制にある。 c)当該個別業務に見合う設備を使用している。 d)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。 e)チ、(二)「プロセスの監視測定」に基づき監視測定を実施している。 f)本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p>	<p>7. 5 業務の実施 7. 5. 1 業務の管理 各課長は、管理総括者が定めた各種標準書に従い以下のうち該当する事項を確保し、業務を実施する。 a)次の事項を含む、原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 1) 保安のために使用する加工施設又は実施する業務の特性 2) 当該加工施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果 b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用できる。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。</p>
<p>(ク)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1)保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確に</p>	<p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 業務が実施されてからでしか不適合その他の事象が顕在化しない臨界管理、内部被ばくの防止、外部被ばく防止に係るプロセスに対して、妥当性確認がなされた方法について、次のうち該当する事項を、保安規定の他、</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>なる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p>	<p>「加工施設の操作標準」及び「放射線管理標準」等に定める。また、妥当性の再確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。補修作業及び改造については、「施設管理標準」に従う。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の力量</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p>e) 妥当性の再確認(業務計画の変更時の再確認、一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p>
<p>(レ) 識別管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ロ) トレーサビリティの確保</p> <p>保安に係る組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>7. 5. 3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 実施する業務の必要性に応じて、業務の計画及び実施の全過程において、業務と設備、責任者、文書等との対応をつけ、また、その業務の記録が、日時、設備名称、作業等々のトレーサビリティ(加工施設の使用又は業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)を確保できるように、手順(次の(2)の事項及び記録の維持を含む。)を業務プロセスに関する標準書、要領書等に定める。</p> <p>(2) 設備の補修を実施する場合にはその旨の表示をする。</p>
<p>(ル) 組織の外部の者の物品</p> <p>保安に係る組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>7. 5. 4 組織外の所有物</p> <p>管理総括者は、組織外の所有物について、それが当社の管理下にある間注意を払うこと及び必要に応じて記録を維持することを該当する標準書に定め、組織外の所有物を所持している場合には、必要に応じ、各課長に記録を作成させ、これを管理させる。(「組織外の所有物」とは、JIS Q9001の顧客又は外部提供者の所有物をいう。)</p>
<p>(レ) 調達物品の管理</p> <p>保安に係る組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包</p>	<p>7. 5. 5 調達物品の保存</p> <p>管理総括者は、調達物品の保存に関して、「保安調達管理標準」に定める。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含め、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>装、保管及び保護を含む。)する。</p> <p>(ナ)監視測定のための設備の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を標準書に定める。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c) 所要の調整がなされている。</p> <p>d) 監視測定の結果が無効とする操作から保護されている。</p> <p>e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4)保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5)保安に係る組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。</p> <p>(6)保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7)保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフト</p>	<p>合するように各課長に管理させる。この保存には、該当する場合、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p>7. 6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 管理総括者は、該当の業務プロセスを定めた標準書で、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。また、監視及び測定の実施の要求事項との整合性を確保する方法で監視及び測定が実施できるように手順を定める。</p> <p>(2) 管理総括者は、(1)の監視機器及び測定機器の中から加工施設の保安のために直接関連を有する機器の管理として、「施設管理標準」で(3)～(5)の要求事項を定め、(1)の監視及び測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で担当課長に実施させる。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、次の事項を実施する。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。(「定められた間隔」とは、「7. 1 業務の計画」に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)</p> <p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別をする。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講じる。</p> <p>e) 取扱い、維持及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 担当課長は、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。また、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。</p> <p>(5) 担当課長は、監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを最初に使用するのに先立って確認する。また、必要に応じて再確認する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>ウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>チ. 評価及び改善 (イ)監視測定、分析、評価及び改善 (1)保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を標準書に定め、計画し、実施する。 (2)保安に係る組織は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。</p>	<p>8. 評価及び改善 8. 1 一般 (1) 管理総括者は、監視、測定、分析、評価及び改善のプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、計画し、以下のとおり実施させる。 a) 「8. 2. 3プロセスの監視及び測定」ないし「8. 2. 4検査及び試験」により、業務に対する要求事項への適合を実証する。 b) 「8. 2監視及び測定」により保安品質マネジメントシステムが品質管理基準規則の要求事項に適合していることを評価し、「8. 3不適合管理」及び「8. 5改善」の各活動を通して、その適合性を維持する。 c) 「8. 2監視及び測定」等から収集したデータを「8. 4データの分析及び評価」で分析した結果に基づき、必要な「8. 5改善」記載の活動を実施することにより保安品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性を継続的に改善する。 (2) 上記業務の実施にあたっては、必要に応じてデータ収集・分析での統計的手法を含めて、適用可能な方法、及びその使用の程度を関連する標準書、要領書等に定める。 (3) 監視及び測定の結果は、必要な際に要員が容易に取得し、改善活動に利用できるようにする。</p>
<p>(ロ)組織の外部の者の意見 (1)保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2)保安に係る組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を標準書に定める。</p>	<p>8. 2 監視及び測定 8. 2. 1 原子力安全の達成 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスの監視測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を担当課長に把握させる。利害関係者がどのように受けとめているかについての情報には、例えば、外部監査結果、地</p>

<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定 20)</p>	
<p>方自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等がある。</p> <p>8. 2. 2 内部保安監査</p> <p>(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、業務の重要度に応じて年 1 回以上、内部保安監査実施計画を作成して、資格認定した監査員の中から内部保安監査の対象に關与していない要員に内部保安監査を実施させる。</p> <p>・保安品質マネジメントシステム(本マニユアル)が品質管理基準規則に適合し、保安品質マネジメントシステム(保安活動)が本マニユアル、保安品質方針、保安品質目標及び業務の計画(標準書)に従い、効果的に実施され、維持されていること。</p> <p>(2) 管理総括者は、監査の対象となるプロセス及び領域(職場)の状態(管理状況)及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を定めた監査計画を策定し、実施するとともに、監査の有効性を評価し継続的に改善する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査員は自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 管理総括者は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に關する責任と権限(必要に応じ、監査員が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む)、並びに要求事項を定めた「内部保安監査標準」を作成する。また安全・品質保証部長は、監査及びその結果の記録を維持する。</p> <p>(4) 安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する部課長に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>(5) 各部課長は、監査時に検出された改善を要する事項(必要な修正及び是正処置すべて)に關して、計画をたてその改善を遅滞なく実施し、安全・品質保証課長に報告する。</p> <p>(6) 安全・品質保証課長は、各課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。</p>	<p>(ハ)内部保安監査</p> <p>(1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じ、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部保安監査を実施する。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 保安に係る組織は、内部保安監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、内部保安監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部保安監査の対象を選定し、かつ、内部保安監査の実施に關する計画(以下「内部保安監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部保安監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、内部保安監査を行う要員(以下「内部保安監査員」という。)の選定及び内部保安監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、内部保安監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に關する内部保安監査をさせない。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、内部保安監査実施計画の策定及び実施並びに内部保安監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部保安監査員又は内部保安監査を実施した部門が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部保安監査に係る要求事項を標準書に定める。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>(8) 保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受け</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(二) プロセスの監視測定</p> <p>(1) 保安に係る組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、ニ、(イ)(4)c)に掲げる保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の方法により、プロセスがホ、(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト、(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができる。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、ホ、(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト、(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合に、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p>	<p>8. 2. 3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視し、適用可能な場合には、適切な方法で測定をする。これらの方法は、保安規定の定めによる他、標準書で定める。監視及び測定の対象には、業務・加工施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視及び測定の方法の実施時期</li> <li>・監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</li> </ul> <p>(2) 担当課長は、監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じてPIを用いる。</p> <p>(3) これらの方法はプロセスが保安品質マネジメントシステムの計画及び業務の計画で定めた計画どおりの結果を達成する能力があることを実証させようように定める。</p> <p>(4) 担当課長は、監視及び測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 担当課長は、監視及び測定の結果、プロセスが計画どおりの結果が達成できない又ははできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切にとる。</p>
<p>(ホ) 機器等の検査等</p> <p>(1) 保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係</p>	<p>8. 2. 4 検査及び試験</p> <p>管理総括者及び安全・品質保証部長は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、次の事項を「施設管理標準」等に定め、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施させる。</p> <p>(1) 管理総括者及び安全・品質保証部長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定20)</p>
<p>記録(必要に応じて、検査において使用した試験体や計測機器等に 関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。 (3)保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った 要員を特定することができ記録を作成し、これを管理する。 (4)保安に係る組織は、個別業務計画に基づき使用前事業者検査等又は 自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進む ことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別 業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでな い。 (5)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査 等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる 機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とするこ とその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が 損なわれないこと)を確保する。 (6)(5)の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部 門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要 員」と読み替えるものとする。</p>	<p>その対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にし る要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性 及び信頼性が損なわれないこと)を確保するため、当該使用前 事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又 は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。 (「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」と は、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量 を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受ける ことなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。) また、自主検査等については、必要に応じて当該自主検査等の対象 となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与してい ない要員に自主検査等を実施させる。 (2)担当課長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果を記録し維 持する(必要に応じて、検査に使用した試験体、測定機器等に関する記 録を含む。)。記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可し た者を明記する。 (3)担当課長は、標準書で定めた所定の検査及び試験が完了するまでは、管 当該設備部品の取り付けや施設・設備の運転を行わない。ただし、管 理総括者が承認したときは、この限りではない。</p>
<p>(へ)不適合の管理 (1)保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用 され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は 個別業務を特定し、これを管理する。 (2)保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管 理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限 を標準書に定める。 (3)保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処 理する。 a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全 に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施</p>	<p>8. 3 不適合管理 管理総括者は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されるこ とを防ぐために、それらを識別し、当該機器等又は個別業務を特定し、管 理するため、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限 を定めた「保安不適合管理標準」を作成し、その標準書に従って不適合管 理を行わせる。標準書には、以下の事項を定める。(「当該機器等又は個別 業務を特定し、管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務 が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。) (1) 各課長は、該当する場合には、次の1つ又はそれ以上の方法で不適 合を処理する。 a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b) 安全・品質保証部長が、原子力安全への影響を評価した上で特別 採用として、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式</p>

<p style="text-align: center;"><b>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>保安品質保証計画書(改定 20)</b></p>
<p>についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないうにするための措置を講ずる。</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>	<p>に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないう識別表示、隔離、廃棄等の処置をとる。</p> <p>d) 所轄官庁に報告書等の情報を流した後(引渡し後)に当該情報に不適合(誤り)が検出された場合は、もしくはは機器等の使用又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>e) 不適合の処理の結果を所属部長、安全・品質保証部長及び管理総括者に報告する。</p> <p>(2) 各課長は、不適合の内容の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。</p> <p>(3) 各課長は、不適合を除去した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、発生した不適合に対し、不適合の公開基準に基づき、当該不適合の内容を公開する。</p>
<p>(ト) データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に係るデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するため、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を標準書に定め、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p>	<p>8. 4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの有効性及び有効性を実証するため、また、保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善(保安品質マネジメントシステムの有効性に関するデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する手順を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、収集及び分析させる。この標準書には監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 各部長は、標準書に従い、データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 業務に対する要求事項への適合</p> <p>c) 不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処</p>



<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。) d) 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>置を行う端緒となるものを含む。)から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるもの(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)</p> <p>(「不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるもの」については、「保安不適合管理標準」及び「保安是正・予防処置管理標準」に定める。)</p> <p>d) 調達先の能力</p>
<p>(チ) 継続的な改善 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p>8. 5 改善 8. 5. 1 継続的改善 管理総括者は、本マニュアルの該当する項に示すとおり、保安品質方針、保安品質目標、内部保安監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、保安品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために、改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、必要な変更を実施し、保安品質マネジメントシステムの継続的改善を行う。「保安品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。</p>
<p>(リ) 是正処置等 (1) 保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切なる是正処置を講ずる。 a) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。 ① 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。) ② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の</p>	<p>8. 5. 2 是正処置 (1) 管理総括者は、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。 a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。 1) 不適合その他の事象のレビュー及び分析(情報の収集及び整理、人的、技術的及び組織的要因等の考慮を含む。) 2) 不適合その他の事象の原因の特定(必要に応じて、業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。) 3) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b) 必要な処置の決定及び実施</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要なら是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d) 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>e) 必要に応じて、保安品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p>	<p>c) 講じた処置の結果の記録及び維持</p> <p>d) 必要なら是正処置の有効性のレビュー</p> <p>e) 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>f) 必要に応じて、保安品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>g) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>h) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達物品等の保安に係る技術情報</li> <li>・ 是正処置及び未然防止処置から得られた施設管理における保安に関する技術情報</li> </ul> <p>(注) d) における“とつた是正処置”とは、a)～c) のことである。</p> <p>(2) 各課長は、再発防止のため、必要に応じて、不適合その他の事象の再発を防止するため、遅滞なく原因を除去する処置をとる。</p> <p>(3) 是正処置の程度は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に与える影響の程度に応じたものとする。</p> <p>(4) 各課長は、是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。</p> <p>(5) 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に従い、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)の規定のうち必要なものについて実施することをいう。</p>
<p>(ヌ) 未然防止処置</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次</p>	<p>8. 5. 3 未然防止処置</p> <p>(1) 管理総括者は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(他のウラン加工事業者から提供された技術情報及びほかのウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。)について、次の事項を含む他、自らの組織で起こり得る不適合(他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 20)</p>
<p>に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。 a) 起り得る不適合及びその原因について調査する。 b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。 d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。</p>	<p>った結果、特定した問題を含む。)を防止するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。 a) 起り得る不適合及びその原因の調査 b) 不適合発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置及びその結果の記録並びに記録の管理 e) とった未然防止処置の有効性のレビュー 注) e) における“とった未然防止処置”とは、a)～d)のことである。 (2) 各課長は、起り得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を必要に応じて講ずる。 (3) 未然防止処置の程度は、起り得る不適合の重要性に応じたものとする。 (4) 各課長は、未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。</p>

設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) ／ 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	記録等
設計	<pre> graph TD     A[概念設計段階] --&gt; B[基本設計段階]     B --&gt; C[詳細設計段階]     C --&gt; D[設備設計に係る調達の実施]             </pre>		○	<p>業務実績又は業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備使用部門又は許認可担当部門は、設備の方針書（設備設置等要求書）を作成し、製造部担当課又は設備技術課へ技術検討を依頼した。</li> <li>・製造部担当課又は設備技術課は、方針書に基づき関係部門と協議し、技術検討書を作成した。</li> <li>・関係部門は、技術検討書内に記載されている機能及び性能に関する要求事項、適用される法令・規制要求事項等の適切性についてレビューし、製造部担当課長又は設備技術課長が技術検討書を承認した。</li> </ul> <p>[設計・開発管理標準(SQAS-19)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備技術課は、技術検討書をもとに関係部門と協議し、技術仕様書（調達の場合には発注仕様書）を作成した。</li> <li>・関係部門及び当該設計・開発に係る専門家は、技術仕様書の内容の適切性や、技術検討書の内容が技術仕様書に反映されていることをレビューし、原設計者以外の者又はグループの検証を受けた後、設備技術課長が技術仕様書を承認した。</li> </ul> <p>[設計・開発管理標準(SQAS-19)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・品質保証課は、調達先への要求事項が妥当であることを確認するために、発注仕様書が関係部門の検討・承認を受けていることを確認し、保安調達確認記録を作成した。</li> </ul> <p>[保安調達管理標準(SQAS-17)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備技術課は、技術仕様書をもとに詳細設計図書（調達の場合には承認申請図書を承認）を作成した。また設備技術課は、調達先より提出された詳細設計の調達要求事項への適合状況を記録した文書を基に入力確認を実施した。なお、メーカーのデータに基づき評価を行う場合、その根拠となる資料を設備技術課の担当者が確認し、設備技術課長が承認した。</li> </ul> <p>[設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)]</p>	<p>記録等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方針書（設備設置等要求書）</li> <li>・技術検討書</li> <li>・技術仕様書（又は発注仕様書）</li> <li>・保安調達確認記録</li> <li>・詳細設計図書（構造計算書等） (又は承認申請図書)</li> </ul>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	記録等
設計	<pre> graph TD     A[設工認申請] --&gt; B[ ]   </pre>		○	<p>業務実績又は業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細設計図書の関係部門及び当該設計・開発に係る専門家は、詳細設計内容の適切性や技術仕様書の内容が反映されているかをレビューし、原設計者以外の者又はグループの検証を受けた後、設備技術課長が詳細設計図書を承認した。 [設計・開発管理標準(SQAS-19)]</li> <li>・ 設備技術課及び安全法務課は、詳細設計のレビューに基づき設計及び工事の方法を記載した設工認申請書を作成し、作成者以外による社内の設備、プロセス、設工認に関する専門家による検証等を行った後、核燃料安全専門部会*1のレビュー、品質確認委員会*2の承認、安全衛生委員会*3の審議を受け、原子力規制委員会に申請した。 [設計・開発管理標準(SQAS-19)]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事録 (核燃料安全専門部会、品質確認委員会、安全衛生委員会)</li> </ul> <p>*1 加工施設の許可に関する事項等について、安全衛生委員会開催前に専門的に資料のレビュー等を行う会議体。 *2 コメント処理結果等の確認を行うため管理総括者のもとに設置した会議体 *3 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための管理総括者の諮問機関</p>
工事及び検査	<pre> graph TD     A[工事計画策定] --&gt; B[本工事計画に基づく工事の実施]     B --&gt; C[工事に係る調達管理の実施]   </pre>		△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設工認申請の認可後、設備技術課は、工事を実施するにあたり、対象とする加工施設に関する工事及び検査を記載した工事計画書を作成し、関係部門と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、保安上重要と判断した工事については、安全衛生委員会に工事計画書を諮問した上で管理総括者の承認を受ける。 [施設管理標準(SQAS-08)]</li> <li>・ 設備技術課は、要求事項を明確に記載した発注仕様書を作成し、安全・品質保証課は、調達先への要求事項が妥当であることを確認するために、発注仕様書が、関係部門の検討・承認を受けていることを確認し、保安調達確認記録を作成する。 [保安調達管理標準(SQAS-17)]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事計画書</li> <li>・ 発注仕様書</li> <li>・ 保安調達確認記録</li> </ul>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) ／ 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	記録等
	当社	調達先			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           適合性確認 検査の計画         </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           適合性確認 検査の実施 (妥当性確認)         </div>	調達先	△	<p style="text-align: center;">業務実績又は業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備技術課は、検査実施体制、検査項目及び判定基準、検査手順等を決定制し、検査要領書を作成する。検査要領書について、関係部門及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、設備技術課長が承認する。</li> <li>・安全法務課は、使用前事業者検査を行うため、使用前事業者検査要領書を作成し、関係部門、安全・品質保証部長及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、安全法務課長が承認する。</li> <li>[施設管理標準(SQAS-08)]</li> <li>・設備技術課は、工事完了後、調達先が作成した調達要求事項への適合状況を記録した文書を基に入力確認を実施する。</li> <li>[施設管理標準(SQAS-08)]</li> <li>[設計・開発管理標準(SQAS-19)]</li> <li>[保安調達管理標準(SQAS-17)]</li> <li>・設備技術課は、検査要領書に基づき、当該建物・設備が正常に機能することを検査、試験等により確認する。また検査記録を作成し、その結果を核燃料取扱主任者及び生産管理部長に報告するとともに、関係部門に通知する。</li> <li>[施設管理標準(SQAS-08)]</li> <li>[設計・開発管理標準(SQAS-19)]</li> <li>[保安調達管理標準(SQAS-17)]</li> <li>・安全法務課は、使用前事業者検査要領に基づき、検査を実施し、使用前事業者検査記録を作成する。安全・品質保証部長が指名した検査責任者は、検査記録を確認し、合否判定を行った後、核燃料取扱主任者の確認及び安全・品質保証部長の承認を受ける。なお、上記の検査には工事を伴わない建物・構築物及び設備・機器に係るものを含む。</li> <li>[施設管理標準(SQAS-08)]</li> <li>[設計・開発管理標準(SQAS-19)]</li> <li>[保安調達管理標準(SQAS-17)]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査要領書</li> <li>・使用前事業者検査要領書</li> <li>・保安調達確認記録</li> <li>・検査記録</li> <li>・使用前事業者検査記録</li> <li>・使用前事業者検査結果報告書</li> </ul>
工事及び検査					

各 段 階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実 施 内 容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当 社	調 達 先		業 務 実 績 又 は 業 務 計 画	記 録 等
工 事 及 び 検 査			△	業務実績又は業務計画  ・設備技術課長は、「設計・開発記録」を作成し、生産管理部長及び核燃料取扱主任者の確認を受ける。 [施設管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)] ・生産管理部長は、改造の結果を評価し、管理総括者へ報告する。 [施設管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)]	記録等  ・設計・開発記録  ・保全記録 (改造又は新設)

## 別記 4



## 添付書類Ⅱ

### 加工施設の技術基準への適合に関する説明書

添付説明書ー建1	臨界管理上の領域間の中性子相互干渉に関する説明書
添付説明書ー建2	加工施設の耐震性に関する説明書
添付説明書ー建3	竜巻による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建4	積雪及び降下火砕物による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建5	外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建6	火災等による損傷の防止に関する説明書
添付説明書ー建7	溢水による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建8	放射線による被ばく防止に関する説明書
添付説明書ー設1	核燃料物質の臨界防止に関する説明書
添付説明書ー設1-1	本申請に伴う核的制限値の変更点
添付説明書ー設1-2	原料貯蔵所領域・シリンダ洗浄棟領域・第3核燃料倉庫(1)領域・第3核燃料倉庫(2)領域内の設備・機器の単一ユニット間の相互干渉作用の評価
添付説明書ー設2	設備の火災等による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー設2-1	フードボックスパネルの火災防護設計について
添付説明書ー設2-2	火災・爆発に関わるインターロック設定値の考え方
添付説明書ー設3	設備の耐震性に関する説明書
添付説明書ー設3-1	設備の耐震計算書
添付説明書ー設3-2	配管の耐震性に関する説明書
添付説明書ー設3-3	ダクトの耐震性に関する説明書
添付説明書ー設4	設備に対する竜巻防護に関する説明書
添付説明書ー設5	設備の溢水による損傷の防止に関する説明書
添付説明書ー設6	設備の閉じ込め機能に関する説明書
添付説明書ー設6-1	落下防止設計について
添付説明書ー設7	搬送設備の安全性に関する説明書
添付説明書ー設7-1	搬送機器の選定根拠について
添付説明書ー設8	放射性液体・固体廃棄物の廃棄施設に関する説明書
添付説明書ー設9	放射性気体廃棄物の廃棄施設に関する説明書

## 加工施設の技術基準への適合に関する説明書

今回申請する建物・構築物及び設備・機器について、「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「加工施設の技術基準」）への適合を確認した結果を表 1-1、表 1-2-1～1-2-8 に示す。表中に示す変更区分の定義を次に示す。

- 新設 : 建物・構築物／設備・機器を新たに設置すること。
- 増設 : 構造及び機能が既存と同一の建物・構築物／設備・機器の台数を増やすこと。
- 追加 : 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
- 更新 : 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
- 改造 : 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること(仕様又は構造を変更するために設備を作り直すことと、既存の設備を移設することを含む)。
- 撤去 : 当該の建物・構築物／設備・機器を撤去し、新たに後続を設置しないこと。

なお、平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可された事業許可申請書に記載したように、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。

以下の資料において、[ ]内に示す数字は、加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他の事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5.2.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

なお、[3.2-建 1(4 次)] は、4 次設工認申請書(令和 2 年 3 月 27 日付け原規規発第 2003279 号)について既申請した設計であることから、4 次設工認申請書との整合を図るために[3.2-建 1(4 次)]と記載している。[7.1-建 5(4 次)]、[13.1-建 1(4 次)] も同様である。

また、( )内に示す数字は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 5 条に対する設計番号 4 を示す。



表1-1-1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(1次申請対象建物)

資料No.	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23					
	項目	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項
資料No.	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
名称	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
仕様No.	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
起表と並-3-1	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
変更区分	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
付属建築物構築物理機	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
非常用通報設備 放送設備	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
非常用通報設備 通信連絡設備	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
消火設備 屋外消火栓	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
自動火災報知設備 火災感知設備	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
自動火災報知設備 警報設備	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
緊急対策設備(1) 非常用照明	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項
緊急対策設備(1) 誘導灯	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項

注1：設計番号は1次申請の設計番号を示す

注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし

◎：設計変更あり+工事なし

●：設計変更あり+工事あり 注3

注3：当該設計番号に対応するための工事だけではな

く、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目

設工認技術基準が変更または追加されている項目



表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(1/4)

仕様No.	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		
	申請項目	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備		
工機機 組立工場 工機機 組立工場 付属建物 第2棟設計中 付属建物 第3棟 付属建物 放射線管理用室 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常用通報設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通報連絡設備 防火設備 屋外消火栓 自動火災感知設備 火災感知設備 自動火災感知設備 警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 緊急対策設備(2) 防煙灯 緊急対策設備(3) 取(内部溢水止水用) 新設	第1号第1項	第2号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項	第1号第1項

注1：設計番号は4次申請の設計番号を示す  
 注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す  
 注3：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該設計番号に別添して工事がある場合は●とし  
 ○：設計変更なし+工事なし  
 ◎：設計変更あり+工事なし  
 ●：設計変更あり+工事あり注3  
 本加工施設では該当しない項目  
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

表1-1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(2/4)

仕舞表No.	項目No.		項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	名称	設計番号1	変更区分	目																					
追加・修正-2		1	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		2	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		3	非常用通報設備	非常用通報設備	増設																				
		4	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		5	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		6	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		7	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		8	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		9	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		10	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		11	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		12	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		13	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		14	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		15	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		16	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		17	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		18	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		19	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		20	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		21	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		22	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				
		23	非常用通報設備	非常用通報設備	変更なし																				

注1：設計番号1は4次申請の設計番号を示す  
注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし  
◎：設計変更あり+工事なし  
●：設計変更あり+工事あり 注3  
注3：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は◎とした。

本加工施設では該当しない項目  
設工認技術基準が変更または追加されている項目





表 1-1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(4/4)

仕業No.	材料No.		1		2		3		4		5			6				7				8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23			
	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分	品名	仕業区分							
	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備						
	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備				
	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備

注1：設計番号は4次申請の設計番号を示す  
 注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし  
 ◎：設計変更あり+工事あり  
 ●：設計変更あり+工事あり+注3  
 注3：当該設計番号に該当する工事はなく、当該部位に工事があっても構わない。

本加工施設では該当しない項目  
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

表1-1-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(5次申請対象建物)

資料No.	資料No.		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		
	項目	加工施設の技術基準	防火防犯	地震	避難	消防設備	防犯設備	安全避難通路	安全機能	材料・構造	敷設設備	電気設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備			
資料No.	項目	加工施設の技術基準	防火防犯	地震	避難	消防設備	防犯設備	安全避難通路	安全機能	材料・構造	敷設設備	電気設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備
仕様書No.	名称	設計番号	変更区分																																														
追加/建-3-1	付属建物発電機室		新設																																														
	非常用通報設備 放送設備		増設																																														
	非常用通報設備 通信連絡設備		増設																																														
追加/建-3-1	消火設備 屋外消火栓		増設																																														
	自動火災報知設備 火災感知設備		増設																																														
	自動火災報知設備 警報設備		増設																																														
	緊急対策設備(1) 非常用照明		増設																																														
	緊急対策設備(1) 誘導灯		増設																																														

注1: 設計番号は5次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

○: 設計変更なし+工事なし  
 ◎: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に因して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目  
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

表1-1-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請対象建物)(1/3)

仕業者No.	資料No.		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23				
	名称	変更区分	種別	用途	地盤	基礎	構造	設備	防火	安全	衛生	環境	その他	電気	機械	器具	材料	設備	衛生	環境	その他	電気	機械	器具	材料	設備	衛生	環境	その他	電気	機械	器具	材料	設備	衛生	環境	その他	電気	機械	器具	材料	設備	衛生	環境	その他						
追加1-2	シリング架設機	改造	④	④																																															
追加1-3	原料貯蔵所	改造	④	④																																															
追加1-4	第1廃棄物処理所	改造																																																	
追加1-5	第1廃棄物処理所前室	新設																																																	
追加1-6	第2廃棄物処理所	改造																																																	
追加1-7	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																																																	
追加1-8	非常用通報設備 放送設備	変更なし																																																	
追加1-9	非常用通報設備 通達連絡設備	増設																																																	
追加1-10	消火設備 屋外消火栓	変更なし																																																	
追加1-11	自動火災警報設備 警報設備	変更なし																																																	
追加1-12	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																																																	
追加1-13	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																																																	
追加1-14	緊急対策設備(3) 扉(内部給水止水用)	新設																																																	

注1：設計番号は6次申請の設計番号を示す  
注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし  
◎：設計変更あり+工事なし  
●：設計変更あり+工事あり注3

注3：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に關して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目  
加工施設技術基準が変更または追加されている項目

非常用通報設備	放送設備	緊急対策設備(1)	非常用照明
非常用通報設備	通達連絡設備	緊急対策設備(1)	誘導灯
消火設備	屋外消火栓	緊急対策設備(1)	安全避難通路
消火設備	消火器		

表1-1-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請対象建物)(2/3)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
資格の取得状況	設備	地盤調査	基礎計画	外部環境評価	不慮侵入	閉じこめ	防火規制	防火規制	安全規制道路	安全設備	材料搬送	搬送設備	貯蔵設備	警報設備	放煙設備	噴霧設備	防炎防止	構造	換気設備	非常用電源	通信機器設備	その他
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種

加工施設では該当しない項目  
加工施設技術基準が変更または追加されている項目

非常用通報設備	緊急対策設備(1)	非常用照明
非常用通報設備	緊急対策設備(1)	誘導灯
非常用通報設備	緊急対策設備(1)	安全避難通路
非常用通報設備	緊急対策設備(1)	消火設備

注1：設計番号は6次申請の設計番号を示す  
注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

注3：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部署に關して工事がある場合は●とした。

○：設計変更なし+工事なし  
◎：設計変更あり+工事なし  
●：設計変更あり+工事あり注3



表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（化学処理施設）

申請項目	申請内容	設計内容	設計内容	1 建築物		2 設備		3 構築物		4 生物培養		5 公害防止施設		6 水質汚濁防止		7 排水処理		8 衛生管理		9 労働衛生		備考
				要件	基準	要件	基準	要件	基準	要件	基準	要件	基準	要件	基準	要件	基準	要件	基準	要件	基準	
有機溶剤	トリクロロエチレン	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	
		脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備
有機溶剤	トリクロロエチレン	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	
		脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備
有機溶剤	トリクロロエチレン	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	
		脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備
有機溶剤	トリクロロエチレン	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	
		脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備
有機溶剤	トリクロロエチレン	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	
		脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備	脱臭設備

○：設計考慮なし、E1取付  
△：設計考慮あり、E1取付  
●：設計考慮あり、E2取付  
■：設計考慮あり、E3取付  
注：当該設計事項はE2E3E4E5E6E7E8E9E10E11E12E13E14E15E16E17E18E19E20E21E22E23E24E25E26E27E28E29E30E31E32E33E34E35E36E37E38E39E40E41E42E43E44E45E46E47E48E49E50E51E52E53E54E55E56E57E58E59E60E61E62E63E64E65E66E67E68E69E70E71E72E73E74E75E76E77E78E79E80E81E82E83E84E85E86E87E88E89E90E91E92E93E94E95E96E97E98E99E100E101E102E103E104E105E106E107E108E109E110E111E112E113E114E115E116E117E118E119E120E121E122E123E124E125E126E127E128E129E130E131E132E133E134E135E136E137E138E139E140E141E142E143E144E145E146E147E148E149E150E151E152E153E154E155E156E157E158E159E160E161E162E163E164E165E166E167E168E169E170E171E172E173E174E175E176E177E178E179E180E181E182E183E184E185E186E187E188E189E190E191E192E193E194E195E196E197E198E199E200E201E202E203E204E205E206E207E208E209E210E211E212E213E214E215E216E217E218E219E220E221E222E223E224E225E226E227E228E229E230E231E232E233E234E235E236E237E238E239E240E241E242E243E244E245E246E247E248E249E250E251E252E253E254E255E256E257E258E259E260E261E262E263E264E265E266E267E268E269E270E271E272E273E274E275E276E277E278E279E280E281E282E283E284E285E286E287E288E289E290E291E292E293E294E295E296E297E298E299E300E301E302E303E304E305E306E307E308E309E310E311E312E313E314E315E316E317E318E319E320E321E322E323E324E325E326E327E328E329E330E331E332E333E334E335E336E337E338E339E340E341E342E343E344E345E346E347E348E349E350E351E352E353E354E355E356E357E358E359E360E361E362E363E364E365E366E367E368E369E370E371E372E373E374E375E376E377E378E379E380E381E382E383E384E385E386E387E388E389E390E391E392E393E394E395E396E397E398E399E400E401E402E403E404E405E406E407E408E409E410E411E412E413E414E415E416E417E418E419E420E421E422E423E424E425E426E427E428E429E430E431E432E433E434E435E436E437E438E439E440E441E442E443E444E445E446E447E448E449E450E451E452E453E454E455E456E457E458E459E460E461E462E463E464E465E466E467E468E469E470E471E472E473E474E475E476E477E478E479E480E481E482E483E484E485E486E487E488E489E490E491E492E493E494E495E496E497E498E499E500E501E502E503E504E505E506E507E508E509E510E511E512E513E514E515E516E517E518E519E520E521E522E523E524E525E526E527E528E529E530E531E532E533E534E535E536E537E538E539E540E541E542E543E544E545E546E547E548E549E550E551E552E553E554E555E556E557E558E559E560E561E562E563E564E565E566E567E568E569E570E571E572E573E574E575E576E577E578E579E580E581E582E583E584E585E586E587E588E589E590E591E592E593E594E595E596E597E598E599E600E601E602E603E604E605E606E607E608E609E610E611E612E613E614E615E616E617E618E619E620E621E622E623E624E625E626E627E628E629E630E631E632E633E634E635E636E637E638E639E640E641E642E643E644E645E646E647E648E649E650E651E652E653E654E655E656E657E658E659E660E661E662E663E664E665E666E667E668E669E670E671E672E673E674E675E676E677E678E679E680E681E682E683E684E685E686E687E688E689E690E691E692E693E694E695E696E697E698E699E700E701E702E703E704E705E706E707E708E709E710E711E712E713E714E715E716E717E718E719E720E721E722E723E724E725E726E727E728E729E730E731E732E733E734E735E736E737E738E739E740E741E742E743E744E745E746E747E748E749E750E751E752E753E754E755E756E757E758E759E760E761E762E763E764E765E766E767E768E769E770E771E772E773E774E775E776E777E778E779E780E781E782E783E784E785E786E787E788E789E790E791E792E793E794E795E796E797E798E799E800E801E802E803E804E805E806E807E808E809E810E811E812E813E814E815E816E817E818E819E820E821E822E823E824E825E826E827E828E829E830E831E832E833E834E835E836E837E838E839E840E841E842E843E844E845E846E847E848E849E850E851E852E853E854E855E856E857E858E859E860E861E862E863E864E865E866E867E868E869E870E871E872E873E874E875E876E877E878E879E880E881E882E883E884E885E886E887E888E889E890E891E892E893E894E895E896E897E898E899E900E901E902E903E904E905E906E907E908E909E910E911E912E913E914E915E916E917E918E919E920E921E922E923E924E925E926E927E928E929E930E931E932E933E934E935E936E937E938E939E940E941E942E943E944E945E946E947E948E949E950E951E952E953E954E955E956E957E958E959E960E961E962E963E964E965E966E967E968E969E970E971E972E973E974E975E976E977E978E979E980E981E982E983E984E985E986E987E988E989E990E991E992E993E994E995E996E997E998E999E1000

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（核燃料物質の貯蔵施設1/2）

仕様No.	名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考	
																										設計
水へ取-1	取水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-2	排水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-3	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-4	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-5	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-6	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-7	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-8	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-9	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-10	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-11	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-12	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-13	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-14	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-15	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-16	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-17	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-18	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水へ取-19	給水設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

○：設計変更なし  
●：設計変更あり+工事なし  
●：設計変更あり+工事あり

注：当該設計事項に該当するものの工事だけはなく、当該施設に限りて工事がある場合は●とした。





表1-2-3 今回申請する建物・構築物の技術基準に対する設計との対応表(放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備))

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)
放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)	放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)

本加工施設では該当しない項目  
 第二等級の技術基準が変更または追加されている項目

○：設計が完全し、工事なし  
 △：設計変更あり、工事なし  
 ●：設計変更あり、工事あり  
 ※：当該項目に該当する加工施設について、当該項目に該当する加工施設がなかった場合に、当該項目に該当する加工施設がなかったものと見なす。

放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)一式で区分を行い、濃縮工程別に分けることにより、濃縮工程ごとに関与する放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)を特定し、その区分ごとの濃縮工程について、濃縮工程ごとの放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)を特定する。放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)一式で区分を行い、濃縮工程別に分けることにより、濃縮工程ごとに関与する放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)を特定し、その区分ごとの濃縮工程について、濃縮工程ごとの放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備)を特定する。



表1-1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（放射性廃棄物の廃棄設備）

項目	設備名	設備の概要	設計項目															
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
放射性廃棄物の処理設備	放射性廃棄物の処理設備	放射性廃棄物の処理設備	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

○：設計基準を満足しない項目  
 ●：設計基準を満足する項目  
 △：設計基準をほぼ満足する項目  
 ※：設計基準を満足しない項目

表1-2-6 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（設計管理施設）

申請番号	申請項目	申請区分	申請内容	設計管理施設		加工施設		設備・機器		加工施設		設備・機器		加工施設		設備・機器		備考
				設計	設備	設計	設備	設計	設備	設計	設備	設計	設備	設計	設備			
表1-2-1	エアスエフ (工場除染施設)	改造	エアスエフ (工場除染施設)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表1-2-2	エアスエフ (工場除染施設)	改造	エアスエフ (工場除染施設)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表1-2-3	エアスエフ (工場除染施設)	改造	エアスエフ (工場除染施設)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表1-2-4	エアスエフ (工場除染施設)	改造	エアスエフ (工場除染施設)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表1-2-5	エアスエフ (工場除染施設)	改造	エアスエフ (工場除染施設)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

○：設計管理施設では該当しない項目  
 ●：加工施設の技術基準が要求または追加されている項目

注1：当該設計管理施設は、加工施設の技術基準が要求または追加されている項目







追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 1/8)

仕様No.	仕様	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
仕様No.	仕様	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1	原料No.																							
2	原料No.																							
3	原料No.																							
4	原料No.																							
5	原料No.																							
6	原料No.																							
7	原料No.																							
8	原料No.																							
9	原料No.																							
10	原料No.																							
11	原料No.																							
12	原料No.																							
13	原料No.																							
14	原料No.																							
15	原料No.																							
16	原料No.																							
17	原料No.																							
18	原料No.																							
19	原料No.																							
20	原料No.																							
21	原料No.																							
22	原料No.																							
23	原料No.																							
24	原料No.																							
25	原料No.																							
26	原料No.																							
27	原料No.																							
28	原料No.																							
29	原料No.																							
30	原料No.																							
31	原料No.																							
32	原料No.																							
33	原料No.																							
34	原料No.																							
35	原料No.																							
36	原料No.																							
37	原料No.																							
38	原料No.																							
39	原料No.																							
40	原料No.																							
41	原料No.																							
42	原料No.																							
43	原料No.																							
44	原料No.																							
45	原料No.																							
46	原料No.																							
47	原料No.																							
48	原料No.																							
49	原料No.																							





追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 3/8)

仕様書No.	名称	仕様書中の記号	R.H.I.N.O.										備考*													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
仕様書No.	名称	仕様書中の記号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*
仕様書No. 22	洗淨機設備(1)	洗淨機設備(1)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 23	洗淨機設備(2)	洗淨機設備(2)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 24	洗淨機設備(3)	洗淨機設備(3)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 25	洗淨機設備(4)	洗淨機設備(4)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 26	洗淨機設備(5)	洗淨機設備(5)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 27	洗淨機設備(6)	洗淨機設備(6)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 28	洗淨機設備(7)	洗淨機設備(7)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 29	洗淨機設備(8)	洗淨機設備(8)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 30	洗淨機設備(9)	洗淨機設備(9)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 31	洗淨機設備(10)	洗淨機設備(10)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 32	洗淨機設備(11)	洗淨機設備(11)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 33	洗淨機設備(12)	洗淨機設備(12)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 34	洗淨機設備(13)	洗淨機設備(13)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 35	洗淨機設備(14)	洗淨機設備(14)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書
仕様書No. 36	洗淨機設備(15)	洗淨機設備(15)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他、申請中の仕様書

追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(化学処理施設4/8)

仕舞番号	名 称	取組方針	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*
24	追表1段-37	ロータリーキールン①	●	○	○																				その申請項目を各自に定める	
25	追表1段-38	ダストチャンパン①	●	○	○																				追表1段-37	
26	追表1段-39	追表1段-39																							追表1段-38	
27	追表1段-40	追表1段-40																							追表1段-39	
28	追表1段-41	追表1段-41																							追表1段-40	
29	追表1段-42	追表1段-42																							追表1段-41	
30	追表1段-43	追表1段-43																							追表1段-42	
31	追表1段-44	追表1段-44																							追表1段-43	
32	追表1段-45	追表1段-45																							追表1段-44	
33	追表1段-46	追表1段-46																							追表1段-45	
34	追表1段-47	追表1段-47																							追表1段-46	
35	追表1段-48	追表1段-48																							追表1段-47	
36	追表1段-49	追表1段-49																							追表1段-48	
37	追表1段-50	追表1段-50																							追表1段-49	
38	追表1段-51	追表1段-51																							追表1段-50	
39	追表1段-52	追表1段-52																							追表1段-51	
40	追表1段-53	追表1段-53																							追表1段-52	
41	追表1段-54	追表1段-54																							追表1段-53	
42	追表1段-55	追表1段-55																							追表1段-54	
43	追表1段-56	追表1段-56																							追表1段-55	
44	追表1段-57	追表1段-57																							追表1段-56	
45	追表1段-58	追表1段-58																							追表1段-57	
46	追表1段-59	追表1段-59																							追表1段-58	
47	追表1段-60	追表1段-60																							追表1段-59	
48	追表1段-61	追表1段-61																							追表1段-60	
49	追表1段-62	追表1段-62																							追表1段-61	
50	追表1段-63	追表1段-63																							追表1段-62	

追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 5/8)

仕様書No.	名称	事業計画との対応が	1 構造	2 設備	3 非常用設備	4 電気設備	5 水供給設備	6 衛生設備	7 防火設備	8 火災設備	9 安全設備	10 安全設備	11 安全設備	12 材料積置	13 材料積置	14 材料積置	15 材料積置	16 材料積置	17 材料積置	18 材料積置	19 材料積置	20 材料積置	21 材料積置	22 材料積置	23 材料積置
150	通風機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
151	フードボックス (高圧機)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
152	ポンプ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
153	ポンプ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
154	アンダーサイズ初段	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
155	小分け装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
156	フードボックス (小分け装置)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
157	リフト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
158	原料フードボックス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
159	原料フードボックス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
160	原料フードボックス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
161	溶解槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
162	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
163	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
164	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
165	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
166	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
167	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
168	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
169	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
170	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
171	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
172	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
173	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
174	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
175	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
176	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
177	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
178	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
179	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
180	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
181	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
182	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
183	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
184	原料槽	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 6/8)

仕様No.	名称	設計図面	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*
仕様No. 84	pH調整機(1)	1861	●																							
仕様No. 85	pH調整機(2)	1871	●																							
仕様No. 86	ろ過機 (原液用)	1881	●																							
仕様No. 87	ろ過機 (2)	1891	●																							
仕様No. 88	解凍機	1931	●																							
仕様No. 89	輸送装置	1951	●																							
仕様No. 90	バックアップフィルタ (輸送装置)	1961	●																							
仕様No. 91	保冷機	1991	●																							
仕様No. 92	研砕機	2001	●																							
仕様No. 93	イオン交換装置(原液用)(1)	2021	●																							
	イオン交換装置(原液用)(2)	2031	●																							
	イオン交換装置(原液用)(3)	2041	●																							
	イオン交換装置(原液用)(4)	2051	●																							
	イオン交換装置(原液用)(5)	2061	●																							
	イオン交換装置(原液用)(6)	2071	●																							
	イオン交換装置(原液用)(7)	2081	●																							
	イオン交換装置(原液用)(8)	2091	●																							
	イオン交換装置(原液用)(9)	2101	●																							
	イオン交換装置(原液用)(10)	2111	●																							
	イオン交換装置(原液用)(11)	2121	●																							
仕様No. 94	薬(ワラン回収系外-1)	2031	●																							
仕様No. 95	輸送装置	2061	●																							
仕様No. 96	オーバーフロー装置	2081	●																							
仕様No. 97	薬(ワラン回収系外-2)	2091	●																							
仕様No. 98	投入ボックス(1)	2101	●																							
仕様No. 98	投入ボックス(2)	2111	●																							
仕様No. 99	排出機(1)	2121	●																							
仕様No. 99	排出機(2)	2121	●																							



追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(化学処理施設 8/8)

仕様No.	名称	事業計画との対応 <sup>1)</sup>	名称	規格										備考 <sup>2)</sup>												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止	臭気防止
	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音	加工施設の騒音
	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動	加工施設の振動
	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線	加工施設の放射線
	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生	加工施設の衛生
	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全	加工施設の安全
	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境	加工施設の環境

※申請許可の安全規格一覽で区分別された機器を満足させる場合もあり、そのような機器について竣工後では、安全規格一覽で区分別された機器を組む台々の機器として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし  
 ◎：設計変更あり+工事なし  
 ●：設計変更あり+工事あり

注1：当該規格番号に列記するものの工事だけではなく、当該規格に準じて工事がある場合は●とした。

追表1-2-2 (2次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器（機能・性能を申請する機器）と設工認技術基準に対する設計との対応表（成形施設 1/2）

仕様表No.	名称	変更区分	資料No.																																	
			1	2	3	4	5	6						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*					
材料項目	設工認技術基準	防火防止	構造耐震	地震耐震	火災損傷	地盤	地震	構造耐震	外部衝撃損傷	不法侵入	盗取備	材料・特選	防火	遮音	換気	汚染防止	安全機能	防犯設備	警報設備	警報設備	安全避難通路	防犯設備	防犯設備	防犯設備	防犯設備	防犯設備	非常用電源	非常用電源	通信機器設備	その他	備考*					
追表ハ設-1	粉末断分機(1)	改造	◎																																	
追表ハ設-2	粉末断分機(2)	改造	◎																																	
追表ハ設-3	電動リフト(1)	変更なし	◎																																	
追表ハ設-4	電動リフト(2)	変更なし	◎																																	
追表ハ設-5	電動リフト(3)	変更なし	◎																																	
追表ハ設-6	電動リフト(4)	変更なし	◎																																	
追表ハ設-7	一次混合機	改造	◎																																	
追表ハ設-8	フードボックス(1)	改造	◎																																	
追表ハ設-9	フードボックス(2)	改造	◎																																	
追表ハ設-10	回転混合機(1)	改造	◎																																	
追表ハ設-11	回転混合機(2)	改造	◎																																	
追表ハ設-12	回転混合機(3)	改造	◎																																	
追表ハ設-13	二次混合機	改造	◎																																	
追表ハ設-14	組成型用プレス	改造	◎																																	
追表ハ設-15	組成型用プレス	改造	◎																																	
追表ハ設-16	組成型用プレス	改造	◎																																	





図表1-2-2 (6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (成形施設 1/4)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
申請番号	建物名	構造	用途	基礎	柱	壁	床	屋	設備	電気	機械	その他	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	備考
2544-001	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-002	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-003	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-004	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-005	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-006	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-007	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-008	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-009	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-010	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-011	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-012	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-013	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-014	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-015	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-016	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-017	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-018	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-019	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-020	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-021	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	
2544-022	加工施設	RC造	工場	基礎	RC造	RC造	RC造	RC造	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	



追表1-2-2 (6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (成形施設3/4)

仕様書名	1 申請内容		2 建築基準法		3 建築基準法		4 建築基準法		5 消防法		6 消防法		7 消防法		8 消防法		9 消防法		10 消防法		11 消防法		12 消防法		13 消防法		14 消防法		15 消防法		16 消防法		17 消防法		18 消防法		19 消防法		20 消防法		21 消防法		22 消防法		23 消防法							
	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量								
名称	...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...							
仕様書名	...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...			
品目	...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...			
数量	...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...		...	







追表1-2-3-3 (6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (被覆施設 2/2)

仕建番号	名称	申請者	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23			備考*																			
			1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
東京三層-12	遮断コンベア	遮断	東京三層-12	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-13	遮断コンベア	遮断	東京三層-13	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-14	遮断コンベア	遮断	東京三層-14	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-15	遮断コンベア	遮断	東京三層-15	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-16	遮断コンベア	遮断	東京三層-16	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-17	遮断コンベア	遮断	東京三層-17	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-18	遮断コンベア	遮断	東京三層-18	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-19	遮断コンベア	遮断	東京三層-19	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断
東京三層-20	遮断コンベア	遮断	東京三層-20	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断	遮断

※本表の対応関係は一層で区別された機器を指し示すものであり、そのようになっている場合は、安全確認を満足させる場合もあり、そのようになっている場合は、必ず確認一層で区別された機器を一層で区別された機器として検査している。  
(○)：適用基準あり、工事なし  
(●)：適用基準あり、工事あり  
注1：当該設計基準は現在あるための工事はなく、当該部は既に工事されている場合は●とした。





追表1-2-5 (2次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器(機能・性能を申請する機器)と設工認技術基準に対する設計との対応表(核燃料物質の貯蔵施設1/2)

仕様表No.	材料項目	1		2			3			4	5	6					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*					
		耐火防止	防火設備	地震	地震	地震	地震	地震	地震			外部衝撃	保安機能	保安機能	保安機能	保安機能																			保安機能	保安機能	保安機能	保安機能	保安機能
追加へ取-3	粉末一時貯蔵罐(1)																																						
追加へ取-4	粉末一時貯蔵罐(2)																																						
追加へ取-5	粉末一時貯蔵罐(3)																																						
追加へ取-6	粉末一時貯蔵罐(4)																																						
追加へ取-7	粉末一時貯蔵罐(5)																																						
追加へ取-8	粉末一時貯蔵罐(6)																																						
追加へ取-9	SUS容器用台車(1)																																						
追加へ取-10	金属容器(粉末)用台車(2)																																						
追加へ取-11	金属容器(粉末)用台車(3)																																						
追加へ取-12	フードボックス(4)																																						
追加へ取-13	原料粉末貯蔵罐(1)																																						
追加へ取-14	原料粉末貯蔵罐(2)																																						
追加へ取-15	電動リフタ(5)																																						
追加へ取-16	電動リフタ(6)																																						
追加へ取-17	スクラップ貯蔵罐(粉末用)(1)																																						
追加へ取-18	スクラップ貯蔵罐(粉末用)(2)																																						
追加へ取-19	スクラップ貯蔵罐(粉末用)(3)																																						
追加へ取-20	スクラップ貯蔵罐(粉末用)(4)																																						
追加へ取-21	圧粉ベルト貯蔵罐																																						
追加へ取-22	ベルトライコンベンベア(1)																																						
追加へ取-23	ベルトライコンベンベア(2)																																						
追加へ取-24	ベルトライコンベンベア(3)																																						
追加へ取-25	伝送ベルト貯蔵罐																																						
追加へ取-26	ポート(給排)用台車(3)																																						
追加へ取-27	ポート(給排)用台車(4)																																						

追表1-2-5 (2次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器(機能・性能)を申請する機器(機能・性能)と設計との対応表(核燃料物質の貯蔵施設2/2)

仕様表No.	名 称	変更 区分	資材No.																							
			1 限界防止	2 火災損傷	3 地震	4 地震損傷	5 異常損傷	6 外部衝撃損傷	7 不法侵入	8 洪水損傷	9 結露・霉害	10 防し込み	11 灌漑	12 遮断	13 放射防止	14 安全機能	15 送風設備	16 蓄熱設備	17 安全避難経路	18 防護施設	19 保護施設	20 放射線施設	21 非常用電源	22 通信線設備	23 その他特殊な 設備*	
追表へ設-17	金網容器(バレット)用台車(2)	変更なし																								
追表へ設-18	仕上りバレット-同時稼働(1)	改造																								
追表へ設-19	仕上りバレット-同時稼働(2)	改造																								
追表へ設-20	バレットトレイ用台車(2)	変更なし																								
追表へ設-21	仕上りバレット貯蔵用台車(3)	改造																								
追表へ設-22	仕上りバレット貯蔵用台車(4)	改造																								
追表へ設-24	燃料貯蔵機	変更なし																								
追表へ設-25	ロットチャッペン用台車(4)	変更なし																								

○：設計変更なし+工事なし  
 ◎：設計変更あり+工事なし  
 ●：設計変更あり+工事あり

本加工施設では該当しない項目  
 設計変更または追加されている項目









表1-2-6 (6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と既設技術基準との対比表 (放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄) 1/2)

項目No.	名称	種別	1 設置		2 設備		3 構造		4 生気設備		5 廃棄物の処理		6 7 放射線防護		8 大気汚染		9 10 放射線防護		11 放射線防護		12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23		備考	
			設置	設備	構造	生気設備	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護		放射線防護
1号-第4	排気ファン (ファン型) (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
1号-第5	排気ファン (ファン型) (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
1号-第6	排気ファン (ファン型) (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
2号-第1号-第15	スクラップ (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
2号-第1号-第18	水素ファン (ファン型) (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
2号-第1号-第19	アルカリイオン (ファン型) (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
2号-第1号-第20	排気ファン (ファン型) (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
2号-第1号-第21	コンテナ (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
2号-第1号-第22	スクラップ (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
2号-第1号-第25	スクラップ (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		
1号-第31	排気ファン (ファン型) (放射線防護用)	放射線防護用	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置		









追表1-2-8 (2次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (その他の加工施設)

資料No.	今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (その他の加工施設)													備考*										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
設工認技術基準	境界防止	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	第三系第1項	第三系第2項	その他
	項目	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	単一ユニット	複数ユニット	その他
仕様No.	名称	変更区分	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	保安装置器(加工棟1)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保安装置器(加工棟2)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保安装置器(加工棟3)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保安装置器(加工棟4)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保安装置器(加工棟5)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保安装置器(加工棟6)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保安装置器(加工棟7)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	保安装置器(加工棟8)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
保安装置器(加工棟9)	変更なし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
項目	保安装置器(加工棟1)	保安装置器(加工棟2)	保安装置器(加工棟3)	保安装置器(加工棟4)	保安装置器(加工棟5)	保安装置器(加工棟6)	保安装置器(加工棟7)	保安装置器(加工棟8)	保安装置器(加工棟9)	保安装置器(加工棟10)	保安装置器(加工棟11)	保安装置器(加工棟12)	保安装置器(加工棟13)	保安装置器(加工棟14)	保安装置器(加工棟15)	保安装置器(加工棟16)	保安装置器(加工棟17)	保安装置器(加工棟18)	保安装置器(加工棟19)	保安装置器(加工棟20)	保安装置器(加工棟21)	保安装置器(加工棟22)	保安装置器(加工棟23)	
項目	保安装置器(加工棟1)	保安装置器(加工棟2)	保安装置器(加工棟3)	保安装置器(加工棟4)	保安装置器(加工棟5)	保安装置器(加工棟6)	保安装置器(加工棟7)	保安装置器(加工棟8)	保安装置器(加工棟9)	保安装置器(加工棟10)	保安装置器(加工棟11)	保安装置器(加工棟12)	保安装置器(加工棟13)	保安装置器(加工棟14)	保安装置器(加工棟15)	保安装置器(加工棟16)	保安装置器(加工棟17)	保安装置器(加工棟18)	保安装置器(加工棟19)	保安装置器(加工棟20)	保安装置器(加工棟21)	保安装置器(加工棟22)	保安装置器(加工棟23)	

○：設計変更なし+工事なし  
 ◎：設計変更あり+工事なし  
 ●：設計変更あり+工事あり

本加工施設では該当しない項目  
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

追表1-2-8 (5次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (その他の加工施設)

仕様書No.	設計書号	申請書との対応*	項目No.													備考*									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		14	15	16	17	18	19	20	21	22
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
追加項目	防火区画	防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		
		防火区画	第1条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条		

○：設計変更なし+工事なし  
 ◎：設計変更あり+工事あり  
 ●：設計変更あり+工事なし  
 注1：当該設計書中に対応する工場の工種は○とある場合、当該設計書には記載されている項目  
 本加工施設では該当しない項目  
 加工施設の技術基準が変更または追加されている原因

※申請書の安全確保一覧表に区分された機器を組み合わせる場合も、そのような機器について施工方法では、安全確保一覧表で区分された機器を組み合わせた機器と見做すものとする。



今回申請する建物・構築物の各部位が有する安全機能を加工施設の技術基準の条項毎に確認した結果を表 2-1～2-2 に示す。

内部火災	◎	内部火災時に延焼防止機能を有する
	○	内部火災時に延焼防止機能を期待しないが、内部火災時に損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震一次設計	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震二次設計	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震さらなる安全裕度の向上	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
F1 竜巻	◎	F1 竜巻で竜巻防護機能を有する
	○	F1 竜巻時に竜巻防護機能を期待しないが、F1 竜巻時に損傷せずその他の安全機能を維持する
F3 竜巻	◎	F3 竜巻で竜巻防護機能を有する
	○	F3 竜巻時に竜巻防護機能を期待しないが、F3 竜巻時に損傷せずその他の安全機能を維持する
降水	◎	建物内への雨水の流入防止機能を有する
	○	雨水の流入機能を期待しないが、雨水により損傷せずその他の安全機能を維持する
臨界	◎	臨界隔離壁
積雪/火山灰	◎	屋内に積雪/火山灰時の侵入防止機能を有する
	○	屋内に積雪/火山灰時の侵入防止機能を期待しないが、積雪/火山灰時に損傷せずその他の安全機能を維持する
航空機落下火災	◎	航空機落下火災時に損傷防止機能を有する
	○	航空機落下火災時の損傷防止機能を期待しないが、航空機落下火災時にその他の安全機能を維持する
外部火災(爆発を含む)	◎	外部火災時に損傷防止機能を有する
	○	外部火災時に損傷防止機能を期待しないが、外部火災時に損傷せずその他の安全機能を維持する
不法侵入	◎	不法侵入防止機能を有する
溢水	◎	溢水時に溢水防護区画外への漏えい防止機能を有する
閉じ込め	◎	管理区域の境界として閉じ込め機能を有する
遮蔽	◎	遮蔽計算で遮蔽能力を考慮する壁又は屋根
	○	遮蔽計算で考慮しないが、放射線影響を可能な限り低減するための壁通り名称で小数点表示をしているものは、通り間に位置していることを示す。 例：「15.3 通り」は 15 通りと 16 通りの間に位置していることを示す。
共通	—	機能を期待していない

表2-1 建物の各部位の有する安全機能（付録建築物第3修繕費表）（1/3）

第3修繕費表 建築物階平面図：図へ建-2-1、立面図：図へ建-2-4、断面図：図へ建-2-5 主要な構造材：東へ建-2-1

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	図記号		防火		防煙		防音		その他		備考			
							防火	防煙	防火	防煙	防音	その他	防火	防煙	防音	その他				
第3 層 燃 料 倉 庫	1 階 外 壁	東側 (6通り)	作業区(1)と屋外の境界 (0通り)から南に1800mmの間 通りの間)	RC	図へ建-2-1	図へ建-2-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				RC			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
		南側 (A通り)	前室と屋外の境界 (0通り)～(0通りの間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				鉄筋 (SD-32)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西側 (1通り)	前室と屋外の境界 (7通り)～(8通りの間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				鉄筋 (SD-31)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	北側 (0通り)	作業区(1)と屋外の境界 (1通り)～(7通りの間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	北 側	作業区(1)と作業区(2)と 屋外の境界 (1通り)～(A通り)の間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	東 側	作業区(1)と作業区(2)と 屋外の境界 (6通り)から南に3200mmの間 通りの間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東 側	作業区(1)と作業区(2)と 屋外の境界 (7通り)～(8通りの間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
東 側	作業区(1)と作業区(2)と 屋外の境界 (8通り)から南に1800mmの間 通りの間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
東 側	前室 (7通り)～(8通りの間)	RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		RC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
関連図番号																				
<p>図へ建-1-11 海水防壁位置 図へ建-1-12 換気道・設置位置 図へ建-1-11 火災区画図 図へ建-1-12 火災区画壁の材料及び厚さ 図へ建-1-13 管理区域区分図 図へ建-1-14 出入管理位置設置位置 図へ建-2-1 鉄骨の配置 図へ建-1-15 外部火災、爆発の影響評価 図へ建-1-16 器具の配置、最善防護ライン 図へ建-1-17 器具の配置 図へ建-1-18 器具の配置、最善防護ライン 図へ建-1-19 器具の配置 図へ建-1-20 器具の配置</p>																				



表2-1 建築物の各部位の有する安全機能 (付属建築物第3種燃料倉庫) (2/5)

第3種燃料倉庫 建築物平面図：図へ建-2-1、立面図：図へ建-2-4、断面図：図へ建-2-5 主要な構造材：表へ建-2-1

建築物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚さ、高さ	図面番号	工事内容	図料	構造	八条				耐火	防火	防風	防雪	防振	防音	備考																					
										耐火	防火	防風	防雪																												
第3種燃料倉庫	1 階 外 壁 以 外	作業区(1) (第1種管理区域)と 前室(第2種管理区域)の境界 (6通り~8通りの間)	RC	管理区域境界 大気区境界線			既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
																						作業区(1) (第1種管理区域)と 前室(第2種管理区域)の境界 (7通り~8通りの間)	RC (壁面とシャッターの間、鉄扉 /シャッターと前室天井の間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		作業区(1)と作業区(2)、作業区 (1通り~8通りの間)	RC	-	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
																								作業区(1)と作業区(1) (一部) の境界 (8通りから南に220mmの位置~8通りの間) (6通りから南に180mmの位置~6通りの間)	RC RFL-300より下部	-	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		天井 作業区(1) (第1種管理区域)の天井で (5通り~6通りから北に140mmの位置の間) (6通り~7通りから北に235mmの位置の間)	RC	管理区域境界 大気区境界線 電気ケーブルライン	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
																									天井 作業区(1) (第1種管理区域)の天井で (1通り~6通りから北に340mmの位置の間)	RC	-	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0
		天井 作業区(2)、作業区(1)の天井で (1通り~6通りから北に340mmの位置の間)	RC	管理区域境界 大気区境界線	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
																									天井 前室(第2種管理区域)の天井で (7通り~8通りの間) (6通り~8通りの間)	RC	-	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0
		天井 作業区(1) (第1種管理区域)の天井で (6通りから北に340mmの位置の間)	RC	管理区域境界 大気区境界線	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
																									天井 作業区(1) (第1種管理区域)の天井で (6通り~8通りの間)	RC	-	-	-	-	-	既設	RC	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表2-1 建築物の各部位の有する安全機能 (付属建築物3棟燃研倉庫) (3/5)

第3棟燃研倉庫 北側2階平面図：図へ建-2-2、立面図：図へ建-2-4、断面図：図へ建-2-5 主要な構造物：表へ建-2-1

建物名称	階	位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚A、高h	図番号	工事内容	防火	防煙	八条			耐火	10年	15年	20年	備考
										上	中	下					
第3棟燃研倉庫	東側 (6通り)	東表窓(1)と屋外の境界 (A通り～B通りの間)	RC	RC		図へ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			鋼板(窓)														
			鉄筋(SD-03)														
			RC														
			RC														
			RC														
	南側 (1通り)	南表窓(1)、畑中窓と 屋外の境界 (A通り～B通りの間)	RC	RC		図へ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			RC														
			RC														
			RC														
			RC														
			RC														
北側 (6通り)	北表窓(1)と屋外の境界 (A通り～B通りの間)	RC	RC	ガラス (ガラス部)	図へ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		RC															
		RC															
		RC															
		RC															
		RC															

図へ建-1-15 外部火災、煙突の取替計画

図へ建-1-6 出入管理施設設置位置  
図へ建-1-7 設備の設置

図へ建-1-3 器具の配置、電線配線ライン  
図へ建-1-4 器具表

図へ建-1-3 器具の配置、電線配線ライン  
図へ建-1-9 器具表

図へ建-1-11 火災区域図  
図へ建-1-12 火災区域図の材料及び厚さ

図へ建-1-1 雨水貯留施設  
図へ建-1-2 清掃設備設置位置

図へ建-1-1 雨水貯留施設  
図へ建-1-2 清掃設備設置位置

図へ建-1-1 雨水貯留施設  
図へ建-1-2 清掃設備設置位置

図へ建-1-1 雨水貯留施設  
図へ建-1-2 清掃設備設置位置

図へ建-1-1 雨水貯留施設  
図へ建-1-2 清掃設備設置位置

図へ建-1-1 雨水貯留施設  
図へ建-1-2 清掃設備設置位置



表2-1 建物の各部分の寸する安全機能 (付属建物第3棟燃料倉庫) (5/5)

第3棟燃料倉庫 建物2階平面図：図へ建-2-2、立面図：図へ建-2-4、断面図：図へ建-2-5 主要な構造物：表へ建-2-1

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚み、高さ	図番	防火		耐火		防風		備考		
							耐火時間	耐火等級	耐火時間	耐火等級	耐火時間	耐火等級			
第3棟燃料倉庫	2	燃料倉庫(第1種管理区域)と排気塔(排気塔管理区域)の境界(5通りから東に310mmの位置)(C通り～E通り)	RC	管理区域境界 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0		
			RC	管理区域境界 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			RC	境界 防風帯設置 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	階外壁以外	燃料倉庫(第1種管理区域)と排気塔(排気塔管理区域)の境界(5通りから東に310mmの位置)(C通り～E通り)	RC	管理区域境界 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0		
			RC	管理区域境界 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外壁		燃料倉庫(第1種管理区域)と排気塔(排気塔管理区域)の境界(5通りから東に310mmの位置)(C通り～E通り)	RC	管理区域境界 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0		
			RC	管理区域境界 防火区境界線 防風帯設置ライン	図へ建-2-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表2-2 建築物の各部位における安全確認（付属建築物劣化・天然ウラン倉庫）

建築物名	階	境界位置	部位	材質	断面寸法(mm) 厚さ、高h	図番	主要な検査項目	検査項目										備考									
								目録 項目	目録 項目	目録 項目	目録 項目	目録 項目	目録 項目	目録 項目	目録 項目	目録 項目	目録 項目		目録 項目	目録 項目							
劣化・天然ウラン倉庫	1階	東側(1通り)	倉庫と屋外との境界 (A-5通り間)	RC	主要な検査項目 目録表参照ライン	図へ建-3-1	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	
								目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
	1階	南側(3通り)	倉庫と屋外との境界 (1-3通り間)	RC	主要な検査項目 目録表参照ライン	図へ建-3-1	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
								目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
	1階	北側(3通り)	倉庫と屋外との境界 (A-5通り間)	RC	主要な検査項目 目録表参照ライン	図へ建-3-1	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
								目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
	1階	北側(2通り)	倉庫と屋外との境界 (1-3通り間)	RC	主要な検査項目 目録表参照ライン	図へ建-3-1	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
								目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
	1階	北側(2通り)	倉庫と屋外との境界 (A-5通り間)	RC	主要な検査項目 目録表参照ライン	図へ建-3-2	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
								目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
	1階	北側(1-3通り間)	倉庫と屋外との境界 (A-5通り間)	北側コンクリート	主要な検査項目 目録表参照	図へ建-3-2	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
								目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照	目録表参照
			関連図番																								
						図へ建-1-7 管理区域区画 図へ建-1-12 大区画区画 図へ建-1-14 大区画区画の材料及び厚さ 図へ建-1-11 出入口設置位置 図へ建-1-12 出入口設置位置 図へ建-1-16 外部火災、煙等の影響評価 図へ建-1-10 煙具の配置、電線防護ライン 図へ建-1-10 煙具の配置、電線防護ライン																					

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○第3 核燃料倉庫

第3 核燃料倉庫は、核燃料物質の取り扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、設備・機器の形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設けて管理する。それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせることで管理する。

○劣化・天然ウラン倉庫

劣化・天然ウラン倉庫は濃縮ウランを取り扱わないため、臨界になるおそれはなく該当しない。

2. 安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

### ○第3核燃料倉庫

#### (2) 複数ユニットの臨界安全

複数の単一ユニット（以下「複数ユニット」という。）は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ 30.5cm 以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と 3.66m のうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。(2-13)

- [4.2-建1][4.2-設6]複数の単一ユニットについて、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上で7つの領域区分を定めた（第3核燃料倉庫は第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域に属する。図臨配-1 臨界管理上の領域区分参照）。

領域区分が干渉しないことは事業許可記載より次の2つの方法で説明する。

- 臨界隔離壁による隔離（[4.2-建1]）
- 離隔距離による隔離（[4.2-設6]）

各領域区分の隔離方法を資料1 建-1 表に示す。

第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域が他領域と隔離されていることを確認した結果を添付説明書-建1で示す。

### ○劣化・天然ウラン倉庫

劣化・天然ウラン倉庫は濃縮ウランを取り扱わないため、臨界になるおそれはなく該当しない。

資料1 建一1 表 臨界安全評価を行ううえでの領域区分の隔離方法

領域	工場棟	第2核燃料倉庫	原料貯蔵所	シリントダ洗浄棟	第3核燃料倉庫(1)	第3核燃料倉庫(2)	加工棟
工場棟(転換・成型・組立工場) (付属建物除染室・分析室含む)	—	臨界隔離壁 (工場棟ユニット高さ490cm以下) 隔離距離 (工場棟ユニット高さ490cm以上)	隔離距離	隔離距離	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	隔離距離
	—	—	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁
第2核燃料倉庫	臨界隔離壁 (工場棟ユニット高さ490cm以下) 隔離距離 (工場棟ユニット高さ490cm以上)	—	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁
原料貯蔵所	隔離距離	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	—	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)
シリントダ洗浄棟	隔離距離	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)
第3核燃料倉庫(1)	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	—	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁
第3核燃料倉庫(2)	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁 及び 隔離距離	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁
加工棟	隔離距離	臨界隔離壁	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁 隔離距離 (開口部)	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—



3. 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

加工施設ではウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるウラン及びプルトニウムを取り扱わないため、該当しない。

## (核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

## (適合性の説明)

## ○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、その他の加工施設

核燃料物質の取り扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、設備・機器の形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設けて管理する。それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせ管理する（添付説明書一設 1 参照）。

また、加工事業変更許可申請書の内容のうち該当する

- ・ 設備・機器の形状寸法に対する核的制限値設定に関する事項(2-1)
- ・ 質量の核的制限値設定に関する事項(2-2)
- ・ 減速度の組み合わせ管理に関する事項(2-3)
- ・ 単一故障、誤作動又は誤操作を考慮した核的制限値設定に関する事項(2-6)
- ・ 水全反射条件を考慮した核的制限値設定に関する事項(2-7)
- ・ 二重装荷を想定しても未臨界となる質量管理、ウラン移動に伴う質量の核的制限値を超えない管理に関する事項(2-9)
- ・ ウラン溶液取扱い機器における全濃度担保を前提とした形状寸法に関する事項(2-20)

に関する設計内容をあわせて添付説明書一設 1 に示す。また、事業許可にて新たに設定した単一ユニットの核的制限値を添付説明書一設 1-1 に示す。

なお、事業許可に該当する内容のうち

- ・ 核的制限値を設定する設備・機器は内部溢水に対し没水しない設計(2-11)
- に関する設計内容については、添付説明書一設 5 に示す。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、その他の加工施設

原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域内のユニット相互間は臨界計算コードにより評価し、核的に安全な配置とする。

加工事業変更許可申請書の内容のうち該当する

- ・ 単一ユニットの相互作用、領域内のユニット相互間に対する核的に安全な配置に関する事項(2-14、2-16)
  - ・ 他の複数ユニット領域区分との相互干渉に関する事項(2-13)
  - ・ ウランの移動に対する核的安全評価に関する事項(2-15)
  - ・ 固定困難なウランを取り扱う設備・機器の移動範囲制限に関する事項(2-17)
- に関する設計内容をあわせて添付説明書一設1に示す。また、核的に安全な配置となること、ウランの移動に対して核的に安全であることを添付説明書一設1-2に示す。

なお、事業許可に該当する内容のうち

- ・ 搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計に関する事項(2-19)
- に関する設計内容については、添付説明書一設7に示す。

3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

加工施設ではウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるウラン及びプルトニウムを取り扱わないため、該当しない。

## (安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

## (適合性の説明)

○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場、消火設備（屋外消火栓、防火水槽）

安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。

建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層の N 値は 30 以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)

- ▶ [5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。  
各建物・構築物の地盤・基礎の支持力は以下の通り。

建物・構築物名称	支持力		出典 ( ) 内に地盤の種類を示す
	長期	短期	
第3核燃料倉庫 劣化・天然ウラン倉庫	十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に杭先端が達する杭による杭基礎により支持		— (砂礫層)
第3核燃料倉庫1階床 劣化・天然ウラン倉庫床 排水貯留池 空シリンダ置場 消火設備（防火水槽）	許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上	許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上	建築基準法施行令 第93条 (ローム層)

第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫の基礎及び建物を支持する地盤について、地震力が作用した場合の支持性能を評価した結果を添付説明書一建 2 に示す。

- ▶ [5.1-建 2] 第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場及び消火設備（屋外消火栓及び防火水槽）は、液状化の恐れがない地盤に設置されており、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持できる地盤で支持する。

- 緊急対策設備(3) (堰 (内部溢水止水用))、非常用通報設備 (非常ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯)
  - [5.1-設1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する。

## (安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

## (適合性の説明)

- 化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設

安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。

建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層の N 値は 30 以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)

- [5.1-設 1] 安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構築物に設置する。なお、本申請対象の化学処理施設（附属建物シリンダ洗浄棟）、核燃料物質の貯蔵施設（附属建物原料貯蔵所、附属建物第 3 核燃料倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟）、放射性廃棄物の廃棄施設（附属建物シリンダ洗浄棟、放射線管理棟、附属建物第 1 廃棄物処理所、附属建物第 1 廃棄物処理所前室、附属建物第 2 廃棄物処理所、附属建物除染室・分析室、附属建物放射線管理棟前室、附属建物第 3 核燃料倉庫）、放射線管理施設（工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、附属建物第 2 核燃料倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物第 3 核燃料倉庫、附属建物第 1 廃棄物処理所、附属建物第 2 廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟）、その他の加工施設は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物、床スラブ、床（底版）、土間コンクリートまたは建物に設置された耐震強度を有する設備・機器に設置する（附属建物第 3 核燃料倉庫、附属建物劣化・天然ウラン倉庫の支持性能を“添付説明書一建 2-IV”に示す。また、その他の設備・機器の支持性能は先行申請（2 及び 4、6 次申請した評価結果）による）。ただし、上記設備・機器に取り付けられた安全機能を有する警報設備及びインターロック\*1 検出端は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置された耐震強度を有する設備・機器により支持される。

\*1： {253}、{255}、{257}、{260}、{263}、{675}、{678}、{728}、{730}、{733}、  
{736}、{738}、{740}、{742}、{746}、{748}、{751}、{785}、{786}、{787}、  
{796}、{807}、{812}

附属建物シリンダ洗浄棟廃液処理室の {745} 廃液貯槽（チェック）(1)、(2)から排水貯留池までの一部の配管、附属建物第 3 核燃料倉庫から附属建物第 1 廃棄物処理所 {795} ピットまでの一部の配管は屋外に設置されることに対して、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎、地下共同溝床面に設置する。

また、{777} 排水貯留池から排水口までの配管及び警報設備検出端、{910、911} 窒素供給設備のレシーバータンク (1)～(4)、{912、913} 水素供給設備の配管、{915} 地震イン

ターロック（地震計）、{888}非常用ディーゼル発電機の切替配電盤、{916、917、918}工業用水遮断弁、{916、917、918}水道水遮断弁、{832}モニタリングポストが屋外に設置されることに対して、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

{910、911}窒素供給設備の配管は、屋外に設置されることに対して、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎、工場棟成型工場の壁面及び加工棟成型工場の壁面に設置する。

{919}蒸気遮断弁(1)は、屋外に設置されることに対して、十分な支持性能を有する工場棟組立工場の壁面に設置する。

{919}蒸気遮断弁(2)は、屋外に設置されることに対して、十分な支持性能を有する付属建物シリンダ洗浄棟の壁面に設置する。

{917}地震インターロック（地震計）は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

{920}地震インターロック（地震計）は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場及び付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

{912、913}水素供給設備の遮断弁は、屋外に設置されることに対して、十分な支持性能を有する{914}障壁に設置する。

付属建物第1廃棄物処理所の{831}ダストモニタの屋外に設置された一部の配管系統は、十分な支持性能を有する排気塔に設置する。

上記の屋外に設置された以下の設備の地盤については、4次申請書添付説明書一設2-1-1付1と同様の方法によりローム層に作用する圧縮応力度を評価し、これがローム層の許容応力度\*（長期：50 [kN/m<sup>2</sup>]、短期：100 [kN/m<sup>2</sup>])以下であることを資料設2-1表に示す通り確認した。

※ ローム層の許容応力度（出典：建築基準法施行令93条）

資料設2-1表 ローム層に作用する圧縮応力度の評価

	評価部位	支圧面に作用する力 W[kN]	長期的にローム層に作用する圧縮応力度[kN/m <sup>2</sup> ]	短期的にローム層に作用する圧縮応力度[kN/m <sup>2</sup> ]	判定 (許容値[kN/m <sup>2</sup> ] 長期：50、短期：100)
(a)	地下共同溝床部* <sup>1</sup>	12	34	58	合格
(b)	{777}排水貯留池から排水口までの配管サポート基礎	3	16	24	合格
(c)	{910、911}窒素供給設備* <sup>2</sup> サポート基礎	16	22	28	合格
(d)	{912、913}水素供給設備* <sup>3</sup> サポート基礎	8	24	41	合格
(e)	{888}非常用ディーゼル発電機の切替配電盤サポート基礎	70	29	39	合格

(f)	{916、917、918} 工業用水遮断弁、水道水遮断弁*4 サポート基礎	27	24	32	合格
(g)	{832} モニタリングポストサポート基礎	28	21	29	合格

\*1 定ピッチ法により求まる配管支持間隔の最大値 6.0mの配管重量がベースプレート（1カ所）で支持されているとして保守的に評価。屋外配管を支持する地盤のうち積載重量が最も大きい地下共同溝床部に対する評価。

\*2 窒素供給設備のうち、レシーバータンクに対する評価

\*3 水素供給設備のうち、配管に対する評価

\*4 工業用水遮断弁を含む配管に対する評価

○廃液処理室回収ピット、測定室回収ピット、ピット、排水受槽

- [5.1-建1] 廃液処理室回収ピット、測定室回収ピット、ピット、排水受槽は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤（地表近くのローム層：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上）に設置する。

○廃棄物貯蔵設備(1)

- [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。放射線管理棟の地盤・基礎の支持力は、原規規発第 2003279 号を参照のこと。



## (地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

## (適合性の説明)

- 第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））、非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、消火設備（屋外消火栓及び防火水槽）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）

ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(7-1)

- [6.1-建1] 事業許可に示すように耐震重要度分類を行っている。

耐震重要度分類第1類：第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫及び第3核燃料倉庫の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））

耐震重要度分類第3類：排水貯留池、非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、消火設備（屋外消火栓及び防火水槽）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯））

- 第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））、非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）

耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。(7-2)

- [6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫及び第3核燃料倉庫の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損が生じない設計とする。

## 耐震重要度分類第3類の設備

非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）

消火設備（屋外消火栓）

自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）

緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）

- [6.1-建8] 耐震重要度分類第3類の設備・機器である非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯））は、加工施設の耐震性に関する説明書（添付説明書一建2）の基本方針に従い、耐震重要度分類第3類の地震力に十分耐えることができるように、各建物・構築物の壁、柱、梁、屋根等にボルト又は溶接にて固定する。

これらの設備・機器は、耐震重要度分類第2類以上の地震力で固定部が損傷し落下したとしても、軽量であり、かつ、上位の第1類の設備・機器と離れた位置にあることから上位への波及はない。

また、耐震重要度分類第3類の非常用設備（消火設備（屋外消火栓）を除く）

を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1類の地震力で損傷するが、各建物及び施設の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、非常用設備（消火設備（屋外消火栓）を除く）を、上位である各建物及び施設の耐震重要度分類と同じ第1類で設計する必要はない。  
また、屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。

○第3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池

建物・構築物の区分については、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とする。(7-3)

➤ [6.1-建 3]各建物・構築物の区分は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類となるように耐震重要度分類を行っている。

○第3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、消火設備（防火水槽）

静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数  $C_i$  に、耐震重要度に応じて下記に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数  $C_i$  は、標準せん断力係数  $C_o$  を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(7-5)

保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認することを原則とする。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。また、必要保有水平耐力の算出に使用する標準せん断力係数  $C_o$  は1.0以上とする。(7-6)

➤ [6.1-建 5]

[一次設計]

耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた静的地震力が作用した際に、鉄骨、鉄筋及びコンクリートに発生する応力は「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「鋼構造設計規準—許容応力度設計法—」等に定められた許容応力以下となる。

[二次設計]

静的地震力に対し、建物全体の保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回る。

	耐震重要度分類に応じた割り増し係数	静的地震力	
		一次設計	二次設計
耐震重要度分類第1類	1.5	0.3G	1.5G
耐震重要度分類第3類 (地下) 注1	1.0	0.1G	-

注1) 排水貯留池、消火設備（防火水槽）は、核燃料物質や廃棄物を取り扱う施設ではないため、大地震時に損傷しても加工施設の安全機能を損なわないため、二次設計の評価は省略する。

今回申請する各建物の耐震補強計画に使用した計算ソフトウェア及び解析モデルは、耐震評定及び計画認定と同じである。

- 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓、防火水槽)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)

各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数  $C_i$  に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(7-8)

剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針(一般財団法人 日本建築センター発行)」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第1類、第2類、第3類の設備・機器に対してそれぞれ1.0G、0.6G、0.4Gの水平地震力を考慮する。(7-9)

耐震重要度分類の第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数1.5以上を乗じたものとする。二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。(7-10)

- [6.1-建6]耐震重要度分類第1類の第3核燃料倉庫の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、地震による損傷防止を評価した結果について添付説明書一建2に示す。
- [6.1-建7]非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓、防火水槽)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、加工施設の耐震性に関する説明書(添付説明書一建2)の基本方針に従い、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止する設計とする。

2. 耐震重要施設(事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

耐震重要施設(Sクラスに属する施設)はないため、該当しない。

3. 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

耐震重要施設(Sクラスに属する施設)はないため、該当しない。

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設

ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(7-1)

- ▶ [6.1-設1] 事業許可に示すように耐震重要度分類を行っている。  
ただし、シリンダ検査装置から洗浄液受槽(2)までの配管は、十分洗浄を実施した後のシリンダに対し実施する耐圧試験用の廃液を送液するラインであるため、内包する流体は液体廃棄物と見なせることから、事業許可安全機能一覧の耐震重要度分類から変更している。耐震重要度分類詳細については、各施設の系統図に示す。
- ▶ [6.1-建1] 廃液処理室回収ピット、測定室回収ピット、ピット、排水受槽及び廃棄物貯蔵設備(1)は、資料3建[6.1-建1]と同様の手法で耐震重要度分類を行っている。付属建物第1廃棄物処理所に設置するピットと付属建物除染室・分析室に設置する排水受槽は、事業許可において耐震重要度第3類に分類していたが、当該設備を設置する建物の耐震重要度分類と合わせて、コンクリートのピット部を、それぞれ耐震重要度第2類及び第1類に分類した。

耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。(7-2)

静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数 $C_i$ に、耐震重要度に応じて下記に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数 $C_i$ は、標準せん断力係数 $C_0$ を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(7-5)

各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 $C_i$ に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(7-8)

剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針(一般財団法人 日本建築センター発行)」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第1類、第2類、第3類の設備・機器に対してそれぞれ1.0G、0.6G、0.4Gの水平地震力を考慮する。(7-9)

耐震重要度分類の第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割り増し係数1.5以上を乗じたものとする。二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも

過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。(7-10)

- [6.1-設2] 本申請の化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設について、添付説明書一設3に示す方針により耐震重要度分類第1類、第2類、及び第3類に分類したいずれの機器についても、地震力に十分耐えることができる設計とする\*1。耐震重要度分類第1類、第2類の機器について地震による損傷防止を評価した結果を添付説明書一設3-1に示す。
- [6.1-建5] 廃液処理室回収ピット、測定室回収ピット、ピット、排水受槽は資料3建[6.1-建5]と同様の手法で設計をする。地震による損傷防止を評価した結果を添付説明書一設3-1に示す。コンクリート建造物の耐震評価結果を添付説明書一建2に示す。
- [6.1-建5] 廃棄物貯蔵設備(1)を設ける放射線管理棟は、耐震重要度分類第1類に分類(原規規発第2003279号にて認可済み)していることから、廃棄物貯蔵設備(1)が地震により損傷することはない。
- [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。

\*1： 3章に示す申請機器(設備・機器、インターロック及び警報設備)のうち事業許可にて耐震重要度分類第1類、第2類、及び第3類に分類したものを対象とする。

#### 耐震重要度 第1類

水素取扱設備及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構(7-12)

- [6.1-設4] 大きな地震を検知した場合に作用するインターロック機構の制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。なお、{917}地震インターロックの制御部\*2は耐震重要度分類第3類に分類する。

\*2： {917}地震インターロックの系統には、それぞれ地震感知に連動して自動的に閉止する遮断弁を設置するか、送液ポンプを自動停止する設計とするが、保守的に自動遮断機能が喪失したものとして、漏えいの検知から遮断弁の手動閉止又は送液ポンプの手動停止までの量を、溢水量として算出しているため、耐震重要度分類第3類に分類する。

#### 耐震重要度 第3類

インターロック機構の制御部(信号線含む)、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統(7-15)

#### 耐震重要度 第1類

耐震重要度が第1類である機器の閉じ込めの一次バウンダリを構成するインターロック機構の検出端、作動端(7-13)

- [6.1-設3] 地震インターロックを除くインターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する<sup>注</sup>。
- [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第2類\*3又は第3類に分類する<sup>注</sup>。

\*3： ダストモニタが対象

注： インターロック・警報設備の制御部が耐震重要度分類第2類又は第3類であっても、UF<sub>6</sub>ガス、ウラン溶液、ウラン粉末の閉じ込めの一次バウンダリを構成するインターロック機構の検出端、作動端は、設置する設備・機器の耐震重要度分類と同類以上の分類とする。

閉じ込め機能において建物の一部として同等の性能を要求される設備(逆流防止ダンパ及び逆流防止ダンパと建屋の間の排気ダクト)については、設置する建物の耐震重要度と同じとする。

外部環境への汚染防止のため、排気系統における高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの系統の耐震重要度を第2類とし、その他系統内のダクトは第3類とする。第1類又は第2類のウラン粉末を取り扱う設備・機器(配管系統を含む)を第3類のダクトに接続する場合、その接続部に閉じ込め機能維持のためフィルタ、逆止弁等を設置し、その区分は当該のウラン粉末を取り扱う設備・機器と同じ区分とする。(7-3)

耐震重要度 第3類

インターロック機構の制御部(信号線含む)、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統(7-15)

- ▶ [6.1-設1] 機器の性能要求に応じて耐震重要度分類を行う。
- ▶ [6.1-設9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは設置する建物の耐震重要度と同じとする。  
排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは設置する建物の耐震重要度と同じとする。
- ▶ [6.1-設10] 建物境界に設置する給気逆流防止ダンパ及び排気逆流防止ダンパは設置する建物の耐震重要度と同じとする。
- ▶ [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタは耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。

2. 耐震重要施設(事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

耐震重要施設(Sクラスに属する施設)はないため、該当しない。

3. 耐震重要施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

耐震重要施設(Sクラスに属する施設)はないため、該当しない。

(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(適合性の説明)

○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場、消火設備（防火水槽）

基準津波の最大遡上高さは 12.3m である。一方、加工施設は海岸線より約 6km 離れ、海拔約 30m～32m の高台にあることから、遡上波が到達しない十分高い場所に設置している。したがって、基準津波に対して安全機能が損なわれないため、津波による防護設計は不要である。

➢ [7.1-建 1]事業許可に示すように、当社加工施設は海岸線より約 6km 離れ、海拔約 30m～32m の高台にあり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高いため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

## (外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

## (適合性の説明)

事業許可に示すように、加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、洪水、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災の11事象を抽出しており、以下の設計又は評価により安全機能を損なわないことを確認している。

## (1) 竜巻

## ○第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう、以下の考え方により竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう加工施設の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。(9-1)

F1 竜巻に対する安全設計としては、建物の外壁（開口部であるシャッタ等を含む）及び屋根は、F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。転換工場、成型工場（放射線管理棟を含む）、組立工場、除染室・分析室、加工棟（連絡通路）、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟（前室）、第3廃棄物倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁（開口部であるシャッタ及び鉄扉を含む）及び屋根を補強する設計とする。第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、原料貯蔵所、容器管理棟、第2核燃料倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁の開口部であるシャッタ及び鉄扉のみを補強する設計とする。(9-8)

第3廃棄物倉庫を除く建物の開口部（シャッタ等）は鉄扉に変更する。(9-12)

## ○可搬消防ポンプ

大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。(22-5)

- [8.1-建1] F1 竜巻に対する安全設計として、F1 竜巻(最大風速 49m/s)に対して以下の設計とする。

建物・構築物	F1竜巻(最大風速49m/s)に対する安全設計
建物	保有水平耐力が、風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る構造とする。 また、以下の建物の部材の短期許容荷重が、F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る構造とする。
構築物（杭基礎）	各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。

主要な構造材を表へ建-2-1、2-2に示す。

なお、F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。

各建物の補強内容を以下に示す。



(第3核燃料倉庫)

- ・ 本体の外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 本体の屋根(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 本体の既存ドア：撤去し鉄扉を新設
- ・ 本体の鉄扉：補強
- ・ 本体の窓：開口部を鋼板で塞ぐ
- ・ 前室の鉄扉：交換
- ・ 前室のシャッタ：撤去し鉄扉を新設
- ・ ガラリ：固縛  
(鉄扉の配置を図へ建-1-8(1/3)、(2/3)、2-1、2-2、2-4、及び2-5に、ガラリの配置を図へ建-2-4、2-5に示す。鉄扉、ガラリの仕様及び補強、交換、固縛の区別及び補強概要図を図へ建-1-9に示す)

(劣化・天然ウラン倉庫)

- ・ 外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 屋根(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 鉄扉：補強
- ・ 鉄扉のガラリ部：鋼板で閉塞  
(鉄扉の配置を図へ建-1-10、3-1、及び3-3、仕様及び補強概要図を図へ建-1-10に示す)

(可搬消防ポンプ)

F1 竜巻襲来時の転倒・飛散防止対策として、ベルトラッシングで固縛する。  
(図リ非-4-6-1 参照)

(2) 洪水

○第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場、消火設備(防火水槽)

- [8.1-建2]洪水については、事業許可に示すように、当社加工施設は海拔約30m～32mの高台に立地しており、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(3) 風(台風)

○第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場

- 風(台風)については、事業許可に示すように、水戸地方の台風等による最大風速は竜巻に対する設計上の考慮に包含される。また台風に伴う雨については、後述の降水に対する設計に包含され、いずれも安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 凍結

○消火設備(屋外消火栓)

凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。  
(9-2)

- [8.1-建3]茨城県水戸气象台において、過去に観測した最低気温は-12.7℃である。最低気温が氷点下になることから、不凍式の屋外消火栓とする。  
また、管の地中埋設深さについては、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に以下のとおり定められている。
  - 一 車両道路以外では300mm以上とする。
  - 一 寒冷地では凍結深度以上とする。当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていない

め、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。

(5) 降水

降水については、事業許可に示すように、敷地内の排水設計、加工施設の東方、南方及び北方に低地があることから、水戸気象台が観測した最大日降水量及び最大 1 時間降水量を踏まえても、大量の雨水が施設内に侵入することはなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫

➤ [8.1-建 4] 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を基に、降水量 150mm/h で設計した雨樋を第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫に設置する。また、鉄筋コンクリート屋根の以下の建物は、降水が浸透する可能性があるため、雨漏り防止のための防水層を施工する。

- ・第 3 核燃料倉庫
- ・劣化・天然ウラン倉庫

降水は各建物に設置した雨樋に勾配を設け、雨水排水管に排出される。各建物の屋根にも勾配を設ける。また、各建物の開口部には外側に勾配を設けて、建物内に雨水が流入することがないように設計しており、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(6) 積雪

○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫

加工施設の建物の屋根構造は、折板屋根（鉄骨造の屋根）と鉄筋コンクリート屋根の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さいものの、水戸気象台が観測した最深積雪量を踏まえても、約 60cm の積雪に耐える実力を有する。(9-3)

➤ [8.1-建 5] 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき 30cm の積雪荷重を考慮した設計とし、屋根構造は、約 60cm の積雪に耐える実力を有する。上記を添付説明書一建 4 に示す。

(7) 落雷

○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫

落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。(9-4)

➤ [8.1-建 10] 避雷設備の設置基準は建築基準法と消防法による。建物の高さは図へ建-2-4、図へ建-3-3 に示すように最大で約 17.2m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。

(8) 地滑り

○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場、消火設備（防火水槽）

➤ [8.1-建 6] 事業許可に示すように、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに記載のとおり当社加工施設は土砂災害が発生しない場所に立地している。

(9) 火山の影響

○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫

加工施設の建物の主な屋根構造は、折板屋根（転換工場、成型工場、組立工場、除染・分析室、他）と鉄筋コンクリート屋根（加工棟、第 2 核燃料倉庫、第 3 核燃料倉庫、原料貯蔵所、シリンダ洗浄棟、他）の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さく、

降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>）で約 10cm（約 60cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm<sup>3</sup> では約 7cm に相当する。）また、鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>）で約 28cm（約 168cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm<sup>3</sup> では約 20cm に相当する。（9-3）

- [8.1-建 7]鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>）で約 28cm（約 168cm の積雪に相当）に耐える実力を有する（湿潤密度 1.7g/cm<sup>3</sup> では約 20cm に相当する）。

上記を添付説明書―建 4 に示す。

降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。

#### (10) 生物学的事象

##### ○第 3 核燃料倉庫

（生物学的影響）

生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。（9-5）

- [8.1-建 8]外気取入用ファンの前にはフィルタ（粉塵除去用）を設置しており、虫等の侵入を防止している。

#### (11) 森林火災

##### ○第 3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫

（森林火災）

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。（9-21）

- [8.1-建 9]事業許可に示すように、当社加工施設の周辺には広大な森林は存在せず、最も近い雑木林までは約 400m 以上の離隔距離があるため、森林火災による加工施設への影響はない。

加工施設は住宅密集地から離れており、市街地における火災の危険を防除するために定める防火地域又は準防火地域には指定されていないが、加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。

2. 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

#### （適合性の説明）

事業許可に示すように、国内外の基準や文献等に基づき人為事象を検討し、敷地及び敷地周辺の状況を基に、加工施設の安全に影響を及ぼし得る人為事象として、敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害、有毒ガスの 6 事象を抽出し、以下の設計又は評価により安全機能を損なわないことを確認している。

(1) 敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、有毒ガス

○第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫

(屋外危険物の火災・爆発) 火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。(9-6)
LPガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。(9-23)
高圧ガス貯蔵所については、高圧ガス保安法に基づく障壁を、周囲を囲うように設置する。(9-24)

- [8.2-建2] 危険物屋外タンク貯蔵所(1)、危険物屋外タンク貯蔵所(2)、危険物屋外タンク貯蔵所(3)、高圧ガス製造所、LPガス供給設備、高圧ガス貯蔵所、A重油用タンクローリ、灯油用タンクローリ、液化アンモニアローリ、LPガスローリ、水素トレーラ、タンクローリ、高圧ガス貯蔵所(第二種貯蔵所)、LPガス貯蔵設備、危険物屋外タンク貯蔵所の火災・爆発に対し、外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があるか、火災・爆発の影響を受ける外壁の評価温度が許容温度を下回るため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はないため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の据え付け工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととする。また、LPガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設するため、第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫の安全機能に影響を及ぼすことはない。

また、敷地外の近隣工場の火災については、事業許可に示すとおり、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに則り火災・爆発の影響評価を行い、火災・爆発源から建物外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があることを確認した。

評価した結果を添付説明書-建5に示す。

空シリンダ置場は、核燃料物質が内包されている設備が設置されている建物ではなく、外部火災・爆発が発生しても安全機能を損なうことはない。

(2) ダムの崩壊

○第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場、消火設備(防火水槽)

- [8.2-建3] 事業許可に示すように、当社加工施設は海拔約30m~32mの高台に立地しており、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれはなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(3) 船舶の衝突

○第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、空シリンダ置場、消火設備(防火水槽)

- [8.2-建4] 事業許可に示すように、当社加工施設は海岸から約6km離れて立地しているため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 電磁的障害

(電磁的障害)

ラインフィルタ、絶縁回路等の設置によるサージノイズの侵入防止により電磁干渉や無線電波干渉等を防止する設計とする。(9-7)

今回申請する設備に該当する設備はない。

3. 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

今回申請する設備に該当する設備はない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、洪水、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災の 11 事象を抽出しており、以下の通り安全機能を損なわないことを確認している。

なお、以下の設備を構成する設備・機器の一部は屋外に設置することに対して、安全機能を損なわないことを確認している。

□屋外設置の設備・機器

- 1) 付属建物シリンダ洗浄棟廃液処理室の{745}廃液貯槽(チェック) (1)、(2)から排水貯留池までの一部の配管(図ト系-液 1(2/2))、{777}排水貯留池から排水口までの配管(図ト系-液 2)及び付属建物第 3 核燃料倉庫から付属建物第 1 廃棄物処理所{795}ピットまでの一部の配管(図ト系-固 1)(屋外廃液処理配管と略)
- 2) {912、913}水素供給設備の配管と遮断弁(屋外水素配管と略)
- 3) {910、911}窒素供給設備の配管(屋外窒素配管と略)
- 4) {910、911}窒素供給設備のレシーバータンク(1)～(4)(屋外窒素貯槽と略)
- 5) {915}水素供給設備の地震インターロックの制御盤(屋外水素制御盤と略)
- 6) {888}非常用ディーゼル発電機の切替配電盤(屋外切替配電盤と略)
- 7) {916、917、918}工業用水遮断弁、{916、917、918}水道水遮断弁、{919、920}蒸気遮断弁(屋外水・蒸気遮断弁と略)
- 8) {832}モニタリングポスト
- 9) 付属建物第 1 廃棄物処理所の{831}ダストモニタにつながる一部の配管(排気塔内含む)(図チ系-2(2/3))(ダストモニタ配管と略)
- 10) {543}粉末容器構内運搬車、{545}保管容器(劣化・天然ウラン用)、{578}ペレット構内運搬容器、{589}燃料棒構内運搬車(以上を構内運搬車と略)  
 なお、構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない運用とするため評価対象外とした(保安規定に規定)。  
 凍結に関しては、搬送物が流体では無いため、評価対象外とした。  
 生物学的事象に関しては、管理区域への侵入に関与しないため、評価対象外とした。

(1) 竜巻

- 化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設(屋外設置の設備・機器を除く)

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・分析室、付属建物第 2 核燃料倉庫、付属建物第 3 核燃料倉庫、付属建物原料貯蔵所、付属建物劣化・天然ウラン倉庫、付属建物第 1 廃棄物処理所、付属建物第 1 廃棄物処理所前室、付属建物第 2 廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、竜巻(F1)による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外設置の設備・機器

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう加工施設

の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。(9-1)

加工施設におけるウランを含有する全ての建物はF1 竜巻荷重により損傷しない設計とする。(9-8)

○屋外設置の設備・機器（モニタリングポスト除く）

- ▶ [8.1-設6] F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。屋外に設置する設備・機器※はF1 竜巻に耐えるようボルトで固定する。竜巻防護設計について評価した結果を添付説明書一設4に示す。

※屋外窒素貯槽、屋外水素制御盤、屋外切替配電盤

また、屋外に設置する屋外廃液処理配管、屋外水素配管、屋外窒素配管、屋外水・蒸気遮断弁\*1、ダストモニタ配管は、耐震強度を満足させるための標準支持間隔\*2以下で支持しておけば、F1 竜巻\*3により配管に発生する最大応力は許容値を満足することができる（配管に発生する応力の許容値\*4に対する検定比の最大値は□）。

\*1 弁を支持している配管を評価

\*2 添付説明書一設3-2参照

\*3 F1 竜巻により配管に作用する荷重は添付説明書一設4に示す手法にて算出。

\*4 JSME S NJ1-2012参照

○モニタリングポスト

- ▶ [8.1-設26] F1 竜巻に耐えるようにモニタリングポスト管体の周りに耐竜巻壁を設置する。検出器はF1 竜巻に耐えるようボルトで固定する。竜巻防護設計について評価した結果を添付説明書一設4に示す。

(2) 洪水

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設

洪水については、当社加工施設は海拔約30m～32mの高台に立地しており、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(3) 風（台風）

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設

風（台風）については、水戸地方の台風等による最大風速は竜巻に対する設計上の考慮に包含される。また、台風に伴う雨については、後述の降水に対する設計に包含され、いずれも安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 凍結

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設（屋外設置の設備・機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物放射線管理棟前室、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物原料貯蔵所、附属建物劣化・天然ウラン倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第1廃棄物処理所前室、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、凍結による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外廃液処理配管、屋外水・蒸気遮断弁

凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。(9-2)

- ▶ [8.1-設 11] 屋外に設置する屋外廃液処理配管、屋外水・蒸気遮断弁は凍結防止のため保温材を設置する。

なお、屋外廃液処理配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。管の地中埋設深さについては、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に以下の通り定められている。

—車両道路以外では 300 mm 以上とする。

—寒冷地では凍結深度以上とする。

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、地表から管の上端までの深さを 300mm 以上とするという要求を地下共同溝内の屋外廃液処理配管は満足している。

○屋外窒素配管、屋外窒素貯槽、ダストモニタ配管

- ▶ [8.1-設 15] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温 $-12.7^{\circ}\text{C}$ を想定しても、配管内は窒素または空気であり凍結することはない。

○屋外水素配管

- ▶ [8.1-設 11] 屋外に設置する遮断弁は凍結防止のため保温材を設置する。
- ▶ [8.1-設 15] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温 $-12.7^{\circ}\text{C}$ を想定しても、配管内は水素であり凍結することはない。

○屋外水素制御盤、屋外切替配電盤

- ▶ [8.1-設 25] 屋外に設置する屋外水素制御盤、屋外切替配電盤は、茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温 $-12.7^{\circ}\text{C}$ でも作動するように屋外用盤とする。

○モニタリングポスト

- ▶ [8.1-設 25] 屋外に設置するモニタリングポスト(検出器を含む)は、茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温 $-12.7^{\circ}\text{C}$ でも作動するようなものを選定する。

(5) 降水

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設(屋外設置の設備・機器を除く)

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物放射線管理棟前室、附属建物除染室・分析室、附属建物第 2 核燃料倉庫、附属建物第 3 核燃料倉庫、附属建物原料貯蔵所、附属建物劣化・天然ウラン倉庫、附属建物第 1 廃棄物処理所、附属建物第 1 廃棄物処理所前室、附属建物第 2 廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、降水による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外廃液処理配管、屋外水素配管、屋外窒素配管、屋外窒素貯槽、屋外水・蒸気遮断弁

- ▶ [8.1-設 17] 屋外に設置する配管(含む継手部)は降水の影響を受けないように金属製とする。
- ▶ [8.1-設 17] 屋外に設置する遮断弁は降水の影響を受けないように金属製とする。



○ダストモニタ配管

- [8.1-設 17] 屋外に配置する配管（含む継手部）は降水の影響を受けないように金属製とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は降水の影響を受けない。

○モニタリングポスト

- [8.1-設 17] 屋外に設置するモニタリングポストは金属製の耐竜巻壁内に設置しており、降水の影響を受けない。検出器は樹脂製のカバー（以下、検出器カバーと呼ぶ）で覆われており、降水の影響を受けない。

○屋外水素制御盤、屋外切替配電盤

- [8.1-設 17] 屋外に設置する屋外水素制御盤、屋外切替配電盤は降水の影響を受けないように金属製とする。

(6) 積雪

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設（屋外設置の設備・機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物放射線管理棟前室、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物原料貯蔵所、附属建物劣化・天然ウラン倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第1廃棄物処理所前室、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、積雪による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外設置の設備・機器（ダストモニタ配管除く）

- [8.1-設 19] 茨城県水戸気象台が観測した最深積雪量を考慮した積雪量（約60cm）が積雪したことを考えたとしても、部材（) \*1に発生する応力は、それぞれ  であり許容値\*2（) を満足しており安全機能への影響はない。

また、屋外廃液処理配管、屋外水素配管、屋外窒素配管、屋外水・蒸気遮断弁\*3は表面が円筒形のため積雪の影響を受けにくい構造である。さらに、モニタリングポストの検出器は表面が球形のカバーで覆われており、積雪の影響を受けにくい構造である。

\*1 評価の最も厳しいモニタリングポストを代表として記載

\*2 JSME S NJ1-2012 参照

\*3 屋外水・蒸気遮断弁の設置されている配管

○ダストモニタ配管

- [8.1-設 19] 屋外に設置する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は積雪の影響を受けない。

(7) 落雷

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設（屋外設置の設備・機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物放射線管理棟前室、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、

付属建物第3核燃料倉庫、付属建物原料貯蔵所、付属建物劣化・天然ウラン倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、避雷設備の設置は不要である。

○屋外設置の設備・機器

落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。(9-4)

- [8.1-設 20] 屋外設置の設備・機器は、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取り扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。

(8) 地滑り

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設

東海村洪水・土砂災害ハザードマップに記載の通り当社加工施設は土砂災害が発生しない場所に立地している。

(9) 火山の影響

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設（屋外設置の設備・機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物放射線管理棟前室、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物第3核燃料倉庫、付属建物原料貯蔵所、付属建物劣化・天然ウラン倉庫、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、火山による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外設置の設備・機器（ダストモニタ配管除く）

- [8.1-設 21] 降下火砕物の密度は  $1.2\text{g}/\text{cm}^2$  (湿潤密度) であり積雪の約6倍であるが、屋外窒素貯槽、屋外水素制御盤、屋外切替配電盤、モニタリングポストに対する 60cm 積雪時の応力評価結果を鑑みると、降下火砕物の堆積に耐える実力を有する。

また、屋外廃液処理配管、屋外水素配管、屋外窒素配管、屋外水・蒸気遮断弁\*1は表面が円筒形のため降下火砕物の堆積の影響を受けにくい構造である。

さらに、モニタリングポストの検出器は表面が球形のカバーで覆われており、降下火砕物の堆積の影響を受けにくい構造である。

\*1 屋外水・蒸気遮断弁の設置されている配管

なお、降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。

○ダストモニタ配管

- [8.1-設 21] 屋外に設置する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。なお、排気塔上部には屋根があるため排気塔内に設置する配管は降下火砕物の影響を受けない。

なお、降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。

#### (10) 生物学的事象

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設（屋外設置の設備・機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物放射線管理棟前室、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物原料貯蔵所、附属建物劣化・天然ウラン倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第1廃棄物処理所前室、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、生物学的事象による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外廃液処理配管

- ▶ [8.1-設 24] 屋外廃液処理配管のうち附属建物シリンダ洗浄棟廃液処理室の{745}廃液貯槽(チェック) (1)、(2)から排水貯留池までの一部の配管は、屋外に設置されているが、外部方向への排水配管であり虫等の侵入はない。
- ▶ [8.1-設 27] 屋外廃液処理配管のうち排水貯留池から排水口までの配管は管理区域とつながっていないため、虫等が管理区域に侵入することはない。

○屋外水素配管、屋外窒素配管、屋外窒素貯槽、屋外水・蒸気遮断弁、屋外廃液処理配管のうち附属建物第3核燃料倉庫から附属建物第1廃棄物処理所{795}ピットまでの一部の配管、屋外水素制御盤

- ▶ [8.1-設 23] 生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。

○モニタリングポスト

- ▶ [8.1-設 23] 屋外に設置するモニタリングポストの筐体は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。また検出器は生物学的影響を受けないように開口部の無い樹脂製のカバーで覆われている。

○ダストモニタ配管

- ▶ [8.1-設 23] 管理区域内のダストモニタ配管には開口部がないため、屋外から虫等が管理区域に侵入することはない。

○屋外切替配電盤

- ▶ [8.1-設 28] 生物学的影響を受けないように開口部にメッシュ（粉塵除去用）を有する屋外用盤とする。

○工業用水を使用する設備

(生物学的影響)

生物学的影響について、配管を利用した外部供給水的设计、外気取入口へのフィルタを設置する。(9-5)

- ▶ [5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(原規規発第2003279号の図イ建-1参照)  
本申請機器のうち、工業用水を使用するものを以下に示す。  
{805} 超音波洗浄機  
{809} 水洗槽

- [8.1-建 8(6次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第 20-0695 号の図イ建-1-1 参照)

本申請機器のうち、工業用水を使用するものを以下に示す。

- {249} シリンダ洗浄装置
- {252} スクラバ
- {262} 遠心分離機
- {731} 遠心ろ過機
- {735} 液受槽
- {737} 集水槽 (チェック)
- {739} イオン交換塔
- {741} 液受槽
- {745} 廃液貯槽 (チェック)
- {782} 焼却炉

○気体廃棄設備(4) 給気ダクト・ダンパ

- [8.1-設 12] 生物学的影響防止のため、外気取入口にプレフィルタを設置する。第 1 種管理区域内への、虫の侵入を防止するために、給気ダクトの外気取入口にはプレフィルタを設置する。

(11)森林火災

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設

当社加工施設の周辺には広大な森林は存在せず、最も近い雑木林までは約 400m 以上の離隔距離があるため、森林火災による加工施設への影響はない。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、国内外の基準や文献等に基づき人為事象を検討し、敷地及び敷地周辺の状況を基に、加工施設の安全に影響を及ぼし得る人為事象として、飛来物（航空機落下等）、敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害、有毒ガスの7事象を抽出した。以下の通り安全機能を損なわないことを確認している。

(1) 航空機落下に伴う火災

事業許可に示すように、当社敷地内への航空機落下で発生する火災では核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁は損傷しないことを確認した。ウランを内包する設備・機器または排出処置前の液体廃棄物系統は建物内に設置していることから、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない。

(2) 敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、有毒ガス

○化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設（屋外設置の設備・機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物放射線管理棟前室、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物原料貯蔵所、附属建物劣化・天然ウラン倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第1廃棄物処理所前室、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟の内部に設置することから、敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、有毒ガスによる影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外廃液処理配管、屋外水素配管、屋外窒素配管、屋外窒素貯槽、屋外水・蒸気遮断弁、モニタリングポスト、ダストモニタ配管

➤ [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。

対象設備（図り配-6）の外壁は□等の鉄鋼（含むステンレス鋼）であり、外部火災に対する許容温度は $325^{\circ}\text{C}^{*1}$ である。これに対して、各外部火災源に最も近い屋外設備に対して、外部火災源による温度評価 $^{*2}$ を実施した結果を資料設5-1表に示す。同表より、外部火災が発生したとしても設備の温度は許容温度を満足することがわかる。またモニタリングポストの検出器カバーは樹脂製であり、外部火災に対する許容温度は $80^{\circ}\text{C}^{*1}$ である。これに対して各外部火災源による温度評価を実施し、最も高い結果を資料設5-1表に示す。

さらに、各爆発源に最も近い屋外設備の離隔距離を資料設5-2表に示す $^{*5}$ 。同表より、外部爆発源に対しても危険限界距離 $^{*2}$ 以上の離隔距離を確保できていることがわかる。以上より、屋外設備は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置されている。

なお、ダストモニタ配管の排気塔内に設置する配管は排気塔により外部火災及び爆発の影響を受けない。